

平成30年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成30年3月1日 開会

}

平成30年3月22日 閉会

吉田町議会

平成30年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 5
○吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告	1 8
○議案第1号～議案第30号の一括上程、説明	1 9
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○散会の宣告	6 7

第 2 号 (3月2日)

○開議の宣告	6 8
○議事日程の報告	6 8
○議案第20号の詳細説明	6 8
○散会の宣告	1 0 9

第 3 号 (3月6日)

○開議の宣告	1 1 0
○議事日程の報告	1 1 0
○議案第14号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第27号の質疑、討論、採決	1 3 6
○散会の宣告	1 3 7

第 4 号 (3月9日)

○開議の宣告	1 3 8
○議事日程の報告	1 3 8
○議案第15号の質疑	1 3 8
○議案第16号の質疑	1 3 8
○議案第17号の質疑	1 3 9
○議案第18号の質疑	1 3 9
○議案第21号の質疑	1 3 9
○議案第22号の質疑	1 4 1
○議案第23号の質疑	1 4 5
○議案第24号の質疑	1 4 5
○議案第19号の質疑	1 5 0
○議案第25号の質疑	1 5 3

○議案第26号の質疑	155
○散会の宣告	160

第5号 (3月13日)

○開議の宣告	161
○議事日程の報告	161
○議案第20号の質疑	161
○散会の宣告	238

第6号 (3月14日)

○開議の宣告	239
○議事日程の報告	239
○一般質問	239
遠藤孝子	239
増田剛士	252
大石巖	264
大塚邦子	276
○散会の宣告	288

第7号 (3月15日)

○開議の宣告	289
○議事日程の報告	289
○一般質問	289
山内均	289
八木栄	301
藤田和寿	316
○散会の宣告	327

第8号 (3月22日)

○開議の宣告	328
○議事日程の報告	328
○議案第15号の討論、採決	328
○議案第16号の討論、採決	328
○議案第17号の討論、採決	329
○議案第18号の討論、採決	329
○議案第19号の討論、採決	330
○議案第20号の討論、採決	330
○議案第21号の討論、採決	331
○議案第22号の討論、採決	331
○議案第23号の討論、採決	333

○議案第24号の討論、採決	333
○議案第25号の討論、採決	334
○議案第26号の討論、採決	334
○議案第1号の質疑、討論、採決	334
○議案第2号の質疑、討論、採決	335
○議案第3号の質疑、討論、採決	336
○議案第4号の質疑、討論、採決	336
○議案第5号の質疑、討論、採決	339
○議案第6号の質疑、討論、採決	339
○議案第7号の質疑、討論、採決	340
○議案第8号の質疑、討論、採決	340
○議案第9号の質疑、討論、採決	341
○議案第10号の質疑、討論、採決	342
○議案第11号の質疑、討論、採決	342
○議案第12号の質疑、討論、採決	343
○議案第13号の質疑、討論、採決	343
○議案第28号の質疑、討論、採決	344
○議案第29号の質疑、討論、採決	344
○議案第30号の質疑、討論、採決	345
○議員派遣について	345
○議会閉会中の継続調査について	346
○町長挨拶	346
○議長挨拶	348
○閉会の宣告	349

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成30年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆様、こんにちは。

議員の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思います。

常日ごろ、議員の皆様とは余り口をきく機会がございませんけれども、議員の皆様は議員本来の議員活動に明け暮れ、町民の皆様の声拾い、またそれを裏づけるべく万巻の書に目を通されて、この議会に臨んだものと私は思っております。

この定例会は、平成30年度の町づくりの方向を決めるものでございます。

ぜひとも皆様の豊かな議論と我々の応酬とで、平成30年度が豊穡の実になりますよう、ぜひとも切に希望いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成30年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、11番、河原崎昇司君、12番、増田剛士君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月22日までの22日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月22日までの22日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（藤田和寿君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。

写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。1月22日月曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研究会が静岡市で開催され、講演と講話が行われました。

第1部では、時事通信社特別解説委員、田崎史郎氏による「日本はよくなるか～安倍政権の行方と北朝鮮情勢～」と題した講演、また第2部では静岡県保護司会連合会会長、飯塚亘氏及び法務省静岡保護観察所所長、岸規子氏による「更生保護活動ボランティアの活動について～再発防止推進法を踏まえて～」と題した講話がありました。

また、講話終了後には分科会に分かれ、地方創生に関する各市町の取り組みや課題について情報交換会が開かれました。

2月14日水曜日、平成29年度静岡県町村議会議長会総会・議長会議が静岡市内で開催されました。

総会・議長会議では、財政調整基金積立の減少に伴う事業見直しの方針及び平成30年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦、静岡地方税滞納整理機構議会議員候補者の推薦及び平成30年度議長会外調査について協議を行いました。

また、そのほかに、全国町村議会議長会町村議会広報・自治功労者表彰について、また公益社団法人静岡県消防協会要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針等について申し上げます。

東北の沿岸部に甚大な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災から、間もなく7年が経過しようとしております。

当町は、この大震災以降、失われた安全・安心を取り戻すため、ピンチをチャンスに変えるべくスピード感を持って「津波防災まちづくり」を強力に推し進めてまいりました。

平成23年11月に作成した「津波ハザードマップ」に基づき、町民の皆様の命を守る対策として15基の津波避難タワーをいち早く完成させるとともに、避難道路の整備や防災公園「北オアシスパーク」の整備などを迅速に進め、現在は「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」にも本格的に着手しており、1000年に一度の大津波を海岸で食い止める防潮堤機能を持ち合わせた「シーガーデン」の構築を推進しております。

この「津波防災まちづくり」を進める中、当町では企業の進出が相次いでおります。

沿岸部においては株式会社ヤマザキの新工場建設が進み、川尻浜田地区にはホームセンターコメリの出店が予定されております。

また、「内陸のフロンティア」をひらく取り組みにおける川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域の3区画全てについて進出企業が決まり、北オアシスパークを核とする物資供給拠点確保事業区域には、先日、ハードオフ・オフハウスの店舗が開店、株式会社杏林堂についても間もなく開店の運びとなるなど、着実に新たな町の賑わいづくりが進んでおります。

こうした企業の進出もあり、当町がさらに「豊かで勢いのあるまち」に向かっていることを実感するところでございますが、平成30年度にはいよいよこの「津波防災まちづくり」の最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事が開始される運びとなりました。

当町にとっての悲願であります、大津波を海岸で食い止める防潮堤が完成いたしますと、安全・安心は揺るぎないものとなり、町民の皆様は安心して生活がすることができ、企業の皆様は安心してより一層生産活動に邁進することができるようになるものと確信をしておりますので、この確固たる安全を一日も早く手に入れることができますよう、国や県とさらなる連携・調整を図ってまいります。

さらに、この安全・安心と賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」の取り組みを加速させるとともに、「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan（ティーシーピー トリビンス プラン）」を中心とした教育や子育て支援に係る施策を展開していくことで、心を魅了する要素を加え、当町の将来都市像であります「人が集い 未

来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、平成30年度は「躍動」をキーワードに、全身全霊をかけて町づくりに取り組んでまいり所存でございます。

このような構想のもと、「教育環境の充実」「新たな安全と賑わいの創出」「子育て支援の拡充」「健康づくりの推進」の四つの「躍動」メニューを中心にさまざまな施策を展開するために編成いたしました平成30年度の吉田町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ106億3,700万円と、単年度規模では平成29年度に次ぐ過去2番目の額となる予算を編成いたしました。

それでは、平成30年度の主な事業につきまして、第5次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業についてでございます。

国の「駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業」に位置づけられております「粘り強い構造の海岸堤防」の中で実施されている既存防潮堤の天端保護工事につきましては、今月末までに本年度施工分が完了し、川尻工区内1,610メートルの区間がおおむね完了することになります。

そして平成30年度からは、いよいよ川尻工区において、既設防潮堤の裏側に海拔11.5メートルの高さとなる背後盛り土の整備が開始されます。

町といたしましては、川尻工区における海岸堤防の背後盛り土施工に当たり、海岸の保全区域内の占用物であります古川川尻線などの町道の廃止や看板などの移設を行い、工事体制を整えてまいりますとともに、防潮堤の早期完成に向け、国・県とさらなる連携・調整を図ってまいります。

また、国の直轄海岸において、東北地方以外では全国初となる海岸堤防及び背後盛り土工事が着手されますことから、国・県との連携により、着工式典を開催する予定でございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、平成28年度から盛り土工事に着手してまいりましたが、本年度までに延長約530メートル、盛り土量にして16万5,000立方メートルが完成し、国土交通省の防潮堤との取り合い部分を残しておおむね完了いたしました。

今後は、国土交通省の防潮堤整備と連携を図りながら、防潮堤と多目的広場を早期に接合させ、町民の皆様の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、仮称ではございますが「多目的広場上部利活用検討委員会」を立ち上げ、委員会において上部利活用に係る具体的な検討を行い、シーガーデンシティの核として新たな賑わいを創出する施設となるように工夫してまいります。

次に、内閣府の総合特区の指定を受けるとともに、静岡県为推进区域の認定も受けて平成25年から事業を進めております「内陸のフロンティア」をひらく取り組みについてでございます。

まず、北オアシスパークを核とする物資供給拠点確保事業区域でございますが、今回の2店舗の出店により、内陸フロンティア推進区域であります「ふじみスクエア」の約75%が予定どおり整備されることになり、今月5日には北オアシスパークにおきまして、株式会社杏林堂薬局と町との間で災害時支援協定の締結式を行う予定でございます。

この協定では、これまでの商業施設と同様に、物資供給支援と荷さばき拠点の協定を締結させていただきますが、今回は、御提供いただく物資の中に、日用品はもとより処方箋などの医薬品を含めていただくこととしておりますので、災害時におけるバックアップ体制がさらに充実し、町民の皆様にとっても大変有意義な協定となるものでございます。

なお、ハードオフ・オフハウス吉田インター店との間でも災害時支援協定を締結するよう、調整を進めているところでございます。

次に、川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域でございますが、地権者の皆様の御理解のもと、平成29年度には道路改良工事や水路工事、右岸側の橋梁下部工事等を発注し、事業の進捗を図ってまいりました。

平成30年度につきましては、引き続き左岸側の橋梁下部工事や上部工事、舗装工事等の基盤整備を進め、本年夏ごろから始まる立地予定企業の造成工事が円滑に進むよう連携を図ってまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0事業」についてでございます。

「TOUKAI-0事業」につきましては、耐震補強において最大で30万円を上乗せする助成制度の拡充により、平成30年1月末現在、無料耐震診断に45件、耐震補強計画策定21件、耐震補強工事に15件、ブロック塀等耐震化補強事業に2件のお申し込みをいただいております。

平成30年度につきましても、助成制度の拡充を継続し、戸別訪問やダイレクトメール等によるPR活動を積極的に実施して事業対象者のさらなる掘り起こしを図り、耐震補強に結びつけることで、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、平成34年12月1日から簡易無線局におけるデジタル波全面移行に対応するため、全ての機器をデジタル対応のものへ更新する工事を進めておりますが、平成30年度は、26の子局設備をデジタル対応のものへと更新する予定でございます。

次に、消防団車両の更新についてでございます。

南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、災害に的確に対応する消防の使命はますます重要視されております。

また、平成25年12月に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、常備消防との緊密な連携のもと、地域の総合力を結集する防災体制づくりを目指すことが示されています。

こうした消防団の重要性を鑑み、地域防災力の充実強化を図るため、平成30年度は第3分団及び第4分団の消防ポンプ車を更新する予定でございます。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、地区健康度アップ事業についてでございます。

本事業は、高血圧症有病者や糖尿病予備群に該当する方が多いという現状を改善するため、町民の皆様一人一人が何に取り組んでいけばいいのか、一緒に考え実践していくことができるよう、町民の皆様の身近なところまで保健師や栄養士などが出向き、健康に関する

る学習会を開催するものでございますが、本年度までに10町内会において、町の死因別死亡者割合などの統計情報から読み取れる町民の皆様の健康の実態をお伝えするとともに、優先的に取り組むべき課題とした「高血圧予防」について学習してまいりました。

平成30年度におきましても、全ての町内会で開催することを目指し、本事業を継続してまいります。

次に、ダンス健康づくり事業についてでございます。

子供から高齢者まで、幅広い世代の皆様に町オリジナルダンスの普及を通じた健康づくりを推進するため、吉田町ダンス健康づくり推進会が開催しております「笑っしょいよしだフェスティバル」が、平成21年度の開催から10回目の節目を迎えますことから、平成30年度は10周年記念の記念事業を開催し、推進会と連携しながら、より一層ダンスを通じた健康づくりに取り組んでまいります。

次に、産後における支援体制の充実についてでございます。

当町では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させることにより、妊産婦の皆様や子育て中の家族が、安心して出産・子育てができる環境整備に取り組んでおります。

特に産後は、ホルモンバランスの変化により、心身ともに不安定になりやすい時期といわれていることから、その支援といたしまして、現在、町内の全産婦・新生児に対する訪問事業を実施しておりますが、より早い時期に母子の心身状態を把握し、適切な支援へとつなげるよう、新たに「産婦健康診査」を実施いたします。

また、授乳に対する不安を抱きやすい時期でもありますことから、専門的なケアや相談を受けやすい体制を整えるため、医療機関や助産院等で受けた乳房ケアについてその費用の一部を助成し、産後の支援体制を充実させてまいります。

次に、感染症予防対策についてでございます。

当町では、平成30年度から、感染症予防対策といたしまして、おたふく風邪予防接種及び子供のインフルエンザ予防接種に係る費用の助成を開始いたします。

おたふく風邪は、無菌性髄膜炎や脳炎等の合併症を引き起こすことがあり、近年では、国内外において子供の難聴についての注意も促されていることから、1歳から就学前までのお子さんを対象に、おたふく風邪ワクチンの接種費用を助成いたします。

また、例年流行が見られるインフルエンザにつきましては、発病及び重症化予防のため、1歳から中学3年生までのお子さんを対象に、インフルエンザの接種費用の一部を助成いたします。

次に、出産祝い金支給事業についてでございます。

当町では、本年度から、静岡県の「ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金」を活用し、出産後における経済的な負担感を少しでも和らげ、第2子、第3子の出産を目指しやすくするよう、第2子の出産に対して5万円、第3子以降の出産に対して10万円の出産祝い金を支給しております。

平成30年度におきましても、より一層制度の周知に努め、引き続きこの補助制度を活用し、出生率の向上を目指してまいります。

次に、放課後児童クラブの施設整備についてでございます。

共働き家庭の増加などに伴い、当町におきましても、放課後児童クラブの利用希望者が増えてきております。

また、「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan (ティーシーピー トリビンス プラン)」における「保護者の家庭教育ニーズに応じた環境づくり」の施策としても「放課後児童クラブの拡充」が位置づけられており、平成31年度からの入所条件緩和による児童の受け入れ体制を整えるため、平成30年度は各学区内に1施設ずつ、計3施設の放課後児童クラブを整備するとともに、放課後児童支援員の確保に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進についてでございます。

少子高齢化や核家族化の進行により、家庭や地域におけるつながりが希薄になっていることから、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、より一層地域福祉を推進していく必要がございます。

現在策定をしております「第3期吉田町地域福祉計画」は、町の地域福祉を推進する基本理念や指針を定めるもので、平成30年度からは、この計画に基づき、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向け、各種施策を展開してまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に関する質の高い介護サービスの実現」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の四つの視点を示しており、町は、これらの視点を踏まえ、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の策定に取り組んでおります。

新たな計画においては、「健康長寿のまちづくり」「支え合って暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる介護サービスの提供」を基本理念に掲げ、高齢者福祉の向上に取り組んでまいります。

介護予防教室につきましては、男性の参加者が少ないことや教室終了後の受け皿の確保が課題となっておりますことから、平成30年度は、多くの男性の皆様にご参加いただけるよう、将棋や健康マージャンなどを取り入れた新たな教室を開催するとともに、いきいきデイサービス、シニアストレッチ教室、栄養改善を目的とした「おいしい集い」など、高齢者の皆様ご自身が喜びや楽しみを感じながら生きがいづくりや健康づくりに取り組める事業を展開してまいります。

次に、国民健康保険の制度改革についてでございます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担う制度が、平成30年度からスタートいたします。

今回の制度改革は、公費による財政支援の拡充に加え、増え続ける保険給付に必要な費用を全額都道府県が市町村に対して交付することで、医療保険制度の最後のとりでである市町村国保の財政の安定化を図るものでございます。

市町村は都道府県に対し、交付金の財源となる納付金を支払うこととなりますが、過日、その納付金額が静岡県から公表され、当町におきましては8億2,261万4,472円、被保険者1人当たり13万4,393円と示されました。

この納付金額につきましては、被保険者の皆様の所得水準と医療費指数が大きく関係してまいりますことから、当町では健康増進や医療費適正化に係る対策により一層力を入れてま

いりますとともに、被保険者の皆様がこれまでと同様に安心して医療を受けることができるよう、県と連携しながら、町が担う事務を適切に行ってまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、広域連携による観光事業についてでございます。

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町及び吉田町の5市2町で構成する静岡県中部・志太榛原地域連携DMOにつきましては、「するが企画観光局」を母体とし、首都圏での認知度向上や観光資源のブランド化を進めることを方針に掲げ、大規模な市場調査の実施、分析を行うとともに、圏域全体のdestinationブランド戦略が策定をされました。

この戦略では、静岡県中部地域が、観光客と地域住民、観光客同士、国内旅行者とインバウンド旅行者など、多様な主体が活発に対話、交流することにより「学び」を体感していただくという、地域特有の観光が展開される場所・目的地となることを目指す方針を打ち出しております。

また、JR6社と自治体、観光事業者等が協働で実施する国内最大規模の観光キャンペーンである「destinationキャンペーン」が2019年に静岡県で開催されますことから、その前年に当たる平成30年度は、プレキャンペーンといたしまして、観光誘客促進のため、静岡県の魅力を全国に発信していくこととしております。

当町におきましても、産業団体と連携を図りながら、観光資源の魅力向上や旅行商品等の造成に取り組んでまいります。

次に、雇用・就業対策事業についてでございます。

当町の雇用を取り巻く環境といたしましては、少子高齢化のさらなる進行とともに、生産年齢人口も減少していくことが見込まれております。

また、少子高齢化による労働力の減少という構造的な課題により、これまでの仕事を見つけにくい「求職難」の時代から人手の確保が困難になる「求人難」の時代へと移行し、中小企業や小規模事業所等の人手不足も懸念されておりますことから、こうした影響を少しでも抑制させるための取り組みが重要であると捉えております。

そこで、新たな雇用対策事業といたしまして、企業の人手不足を少しでも解消し地域経済の維持発展を図るため、求職者と求人者とのマッチング機会の創出に取り組んでまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、若年世帯住宅取得応援補助金についてでございます。

当町では、本年度から、子育て世代の移住及び定住を促進するため、町内において住宅を建築または新築住宅を購入する若年世帯に対しまして、30万円の補助金を交付する事業を開始いたしました。

これは、先ほど子育て支援策として御説明させていただきました「出産祝い金」と同様に、静岡県の「ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金」を活用し、町外から転入する世帯のみではなく、以前から町内にお住まいの世帯が住宅を取得する場合も補助金の交付対象とするなど、周辺の自治体との差別化を図りながら実施しております。

本年度は、2月末までに50件を超える補助金の交付申請がございまして、多くの若年世帯の皆様の新築住宅の取得をサポートさせていただいております。

平成30年度におきましても、引き続きこの補助制度を活用し、当町に移住・定住する若年世帯の増加につながるよう、より一層、制度の周知に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊の活用についてでございます。

地域おこし協力隊とは、地方自治体が三大都市圏などから都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、地域協力活動に従事してもらいながら定住を図っていく取り組みとして、平成21年度から総務省が進めており、地方自治体が負担する隊員の募集、報償費、活動等に要する費用につきましては、特別交付税が措置されるものでございます。

当町におきましては、平成30年度からこの事業を活用し、観光イベント等の企画運営や地域の情報発信業務、地域間交流及び移住促進支援等を担う隊員を2人委嘱する予定でございます。今月から募集を開始いたします。

この地域おこし協力隊の取り組みによりまして、新たな視点から当町の魅力を発掘し、全国へと発信していくことで、躍動感あふれる町が体现されるとともに、さらなる地域の活性化へつながるものと期待をしております。

次に、シーガーデンシティ構想の推進に係る取り組みについてでございます。

当町が進めるシーガーデンシティ構想は、1000年に一度の大津波への備えを「津波防災まちづくり」を進めるとともによって構築し、「新たな安全」を創出するとともに、この「津波防災まちづくり」を進める中で整備した北オアシスパークの情報発信機能を活用しながら、多目的広場、防潮堤の海浜回廊、河川防災ステーション、県営吉田公園などの沿岸部のシーガーデンを初め、町内各所への人の流れを「賑わいまちづくり」によって喚起し、「新たな賑わい」を創出する取り組みを一体的に進め、魅力ある町づくりを目指すという構想でございます。

冒頭でも申し上げたとおり、当町はこれまで、津波避難タワーの整備により、内陸部を中心に、防災公園を整備しながら、県の「内陸のフロンティア」をひらく取り組みを核として、物資供給拠点確保事業や企業活動維持支援事業を展開しております。

こうした状況下におきまして、当町の沿岸部における「津波防災まちづくり」の一丁目一番地であります防潮堤のかさ上げ事業から、平成30年度から実施される運びとなりました。

この防潮堤のかさ上げ事業は、現在、当町がすすめる「津波防災まちづくり」には不可欠で、最も重要な基盤となるものでございます。

これによりまして、これまでの構想から実現へと変革し、躍動する町の原動力を得ることになり、まさに今こそ、町が進めているシーガーデンシティ構想を加速させ、深化させる時でございます。

このため、この機をシーガーデンシティ構想の深化の時と位置づけ、新たな安全が確保される沿岸部へと賑わいの輪を広げながら、町全体のグランドデザインを描き、個々のシーガーデンをコーディネートすることを目的とした委員会を立ち上げてまいります。

この委員会は、仮称ではございますが「シーガーデンシティ構想推進委員会」と称しまして、委員には、町内の主要な団体の皆様のほか、都市計画に精通する大学教授や町づくりに携わる専門家などを委員としてお招きし、さまざまな見地からご意見を伺いながら、魅力ある町づくりに寄与していただくものでございます。

委員会の開催により、町民の皆様が賑わいづくりについて容易にイメージできるような方針を、迅速かつ的確にお示しできるよう進めてまいります。

次に、しずおか中部連携中枢都市圏事業についてでございます。

本年度に引き続き、静岡市を中枢都市として周辺5市2町で推進する「しずおか中部連携中枢都市圏事業」といたしまして、特急静岡相良線における利用者の利便性向上と交流人口の拡大を目的に、平成30年度は、吉田町役場前の下り停留所と吉田インターチェンジの入り口の上り停留所の2カ所に、バスロケーションシステムの表示機を設置いたします。

また、鉄道のない当町にとりまして、吉田インターチェンジは、当町の玄関口であるとともに、静岡市の中心地を初め、東京、名古屋、大阪などへの交通の結節点として、大きな可能性を秘めたところでございます。

このことは、しずおか中部連携中枢都市圏の圏域におきましても同様であり、今後の当圏域の発展を考えますと、吉田インターチェンジは、大変重要な役割を果たすものであるといえます。

そこで、平成30年度におきましては、この連携中枢都市圏事業の交付金の一部を活用し、都市間交通の利便性向上及びさらなる都市間交流を図るため、吉田インターチェンジ周辺の利便性向上及び利活用の調査を実施いたします。

この調査では、通勤・通学のためのバス利用者の利便性向上のみならず、吉田インターチェンジを核とした交流の結節点として、バス停周辺の利活用方策等を探ってまいります。

また、吉田インターチェンジ周辺の利活用は、賑わいを創出するシーガーデンシティ構想を推進する上で重要なファクターでありますので、さきに申し上げた「シーガーデンシティ構想推進委員会」におきましても、随時、調査状況を報告しながらご意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、公有民営方式によるバス車両の購入についてでございます。

当町には、町民の皆様生活を支える生活交通の移動手段として、しずてつジャストライン株式会社が運行する特急静岡相良線、島田静波線、藤枝相良線の三つの路線が通っておりますが、このうち、藤枝相良線につきましては、ユニバーサルデザインによる利用者の利便性向上と路線維持を目的としておりまして、平成30年度から、町が低床バスを購入し、そのバスをしずてつジャストラインが借り受けて運行する、公有民営方式によるバス運行を導入いたします。

この低床バスの購入につきましては、国の「公有民営方式車両購入費国庫補助金」を活用することとしておりまして、上限1,500万円の補助対象経費の2分の1に相当する750万円を国からいただいて当町が低床バスを購入し、その低床バスをしずてつジャストライン株式会社から使用料を徴収しながら貸与するものでございます。

この貸与期間は5年間でございますので、この5年間は同路線の運行は確実に継続されることとなります。

また、この公有民営方式によるバス車両は、当町が5年間は所有することになりますので、当町をPRするラッピングを車両に施し、このバス車両を効果的に活用することで、シティプロモーション活動のさらなる強化へとつなげてまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良についてでございます。

大幡川幹線につきましては、現在、現地測量に基づき、道路計画線を描く作業などを実施しております。

平成30年度におきましては、地元の皆様とより一層の意見交換を重ね、早期の事業着手に向け進めてまいります。

次に、準用河川であります大幡川の河川改修事業についてでございます。

この大幡川につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、昨年11月上旬から川尻地区におきまして落差工の改修工事に着手いたしました。

平成30年度は、早期完了に向けて事業を進めるとともに、上流部の大窪川の河川改修にも着手する予定でございます。

次に、橋梁の撤去・補修についてでございます。

湯日川にかかる念仏橋は、橋梁点検において緊急措置段階と診断されたことから、平成29年2月21日から車両通行どめ、また同年3月1日からは全面通行どめとしております。

上下流に代替可能な橋もございますことから、平成30年度は、撤去を行うための設計業務を委託し、平成31年度に撤去する予定でございます。

また、早期措置段階と診断されている17橋のうち、平成30年度は3橋の補修設計業務を委託し、補修工事へと進めてまいります。

続きまして、「時代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー トリビンス プラン)」における平成30年度の主な事業につきまして、プランの三つの柱であります「子供の「確かな学力」を保障する環境づくり」「教職員が授業に専念できる環境づくり」「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」の順に御説明申し上げます。

まず、「子供の「確かな学力」を保障する環境づくり」に係る事業のうち、小・中学校のトイレ改修についてでございます。

近年、家庭や商業施設等においては、洋式トイレの使用が主流となっておりますが、学校においては、依然として和式トイレが使用されております。

また、タイル張りのいわゆる湿式のトイレであることからおいが発生しやすい状況にあり、児童・生徒が学校のトイレで用を足すことを躊躇するなど、学校生活に少なからず影響を与えておりました。

そこで、平成30年度は、既に改修済みの中央小学校を除く全ての小・中学校において校舎のトイレを洋式化するとともに、シート張りの乾式トイレへと改修する工事を実施いたします。

既に完了しております全小・中学校のエアコンの設置や学校照明のLED化に加え、校舎のトイレを洋式化することにより、児童・生徒がより快適な環境の中で学校生活を送り、確かな学力を身につけることができるよう、環境整備に取り組んでまいります。

次に、「教職員が授業に専念できる環境づくり」に係る事業のうち、各校において使用している校務支援システムのバージョンアップについてでございます。

現在の校務支援システムは、導入から10年以上が経過し、処理速度が大変遅いことから、教員が通知表や指導要録等を作成するに当たり、多大な時間を要しております。

また、現在のシステムでは、小学校における道徳の教科化に必要な事務を処理することができないという問題もございます。

そこで、このシステムの処理速度を上げることで、通知表等の作成時間を大幅に短縮して学校事務の効率化を図るとともに、小学校における道徳の教科化のみならず、今後予定されている中学校における道徳の教科化、小学校における外国語の教科化等にも対応したシステムとするため、校務支援システムのバージョンアップを実施いたします。

次に、校務アシスタントの配置についてでございます。

現在、住吉小学校では、静岡県「未来の学校「夢」プロジェクト」授業のモデル校として、教員の多忙化解消に先進的に取り組んでおりますが、このプロジェクトにおいて、「教員でなくてはできない仕事」と「教員でなくともできる仕事」を整理し、このうち授業や家庭学習等に関する教材の印刷など、教員でなくともできる仕事を担う「校務アシスタント」を配置することで、教員の負担軽減に一定の成果を上げておりますことから、平成30年度は全小・中学校に校務アシスタントを配置いたします。

次に、部活動指導員の配置についてでございます。

教員の超過勤務の一因とされている部活動については、その顧問や副顧問を教員でない外部の人材が担うことにより、教員の時間的余裕を生み出すとともに、競技経験のない部活動の指導に当たることによる教員の精神的負担の軽減を図るため、吉田中学校に部活動指導員を配置いたします。

競技に精通した指導員から、より専門性の高い指導を受けることにより、部活動の質の向上も期待されるものでございます。

続きまして、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」に係る事業のうち、公設学習塾の拡充についてでございます。

教育委員会では、これまでも、児童・生徒の基礎学力と学習意欲の向上を図るため、公設学習塾を実施してまいりましたが、平成30年度からは、平日開催や実施内容の充実など、より保護者のニーズにあわせた事業へと改善を図りながら取り組んでまいります。

次に、放課後子ども教室についてでございます。

現在自彊小学校区において、北区地域教育推進協議会の皆様の御協力により、月2回放課後子ども教室を開催しておりますが、放課後における子どもの居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、平成30年度は、中央小学校区をモデル校区として設定をし、平日4時間授業の日に実施する放課後子ども教室を開設いたします。

以上が「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー トリビンス プラン)」の三つの柱における平成30年度の主な事業でございます。

次に、吉田町総合体育館のリニューアルオープンについてでございます。

「津波防災まちづくり」における「町民の皆様の命を守る対策」の一つといたしまして、昨年6月から耐震補強改修工事を進めてまいりました吉田町総合体育館は、今月下旬に工事が完了し、安全で安心して利用することができる町の屋内体育施設の拠点として、4月1日にリニューアルオープンする予定でございます。

このリニューアルオープンに伴い、4月1日には、記念式典や施設見学会の開催を計画しております。

また、バレーボールのオリンピック出場経験者等を招待して指導教室や親善試合を行う「はつらつママさんバレーボール」や、バスケットボール女子日本リーグに所属しているシャンソンVマジックを招待して親善試合なども予定しております。

なお、今回のリニューアルオープンにあわせまして、トレーニング室の機器も一新いたします。

平成30年度からは、初心者の方にも安心してトレーニングに取り組んでいただけますよう、体力づくりや健康づくりに関する豊富な知識と経験を有する専門家を配置し、町民の皆様の健康づくりをサポートしてまいります。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、水道料金と下水道使用料の一括請求の開始についてでございます。

当町では、これまで水道料金と下水道使用料を別々に請求をしておりましたが、利用者の皆様の利便性向上を図るため、本年4月から水道料金と下水道使用料を合算してお支払いいただく一括請求を開始いたします。

この一括請求により、利用者の皆様は1枚の納付書で水道料金及び下水道使用料を納めることが可能となり、事務の効率化及び経費の節減にもつながることから、上下水道事業の健全な運営に寄与するものと考えております。

次に、上水道事業についてでございます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインとして重要な役割を果たすものであり、地震・災害時においても安定して水を提供し続ける必要がございますことから、平成30年度につきましても、引き続き基幹管路及び配水管の耐震化を進めてまいります。

また、水道事業が将来にわたって健全かつ安定的に事業を継続できるようにするため、本年度に引き続き、中長期的な視点から経営の健全化を実現するための基本計画となる経営戦略の策定に取り組んでまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

総務省は、平成26年8月に、地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを公表しましたが、その中で下水道事業は、公営企業会計に移行する必要性が高い「重点事業」に位置づけられ、平成27年度から平成31年度までを集中取り組み期間として、公営企業会計への移行を要請をされております。

当町でも、下水道事業の公営企業会計への移行に向けた取り組みを行っており、平成30年度も引き続き移行への準備を進めてまいります。

また、現在の長寿命化計画は、平成26年度から平成30年度までが事業計画期間となっておりますことから、平成30年度は、平成31年度からの5年間を計画期間とする国の新たな支援制度に基づくストックマネジメント計画を策定する予定でございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、町税、水道料金及び下水道使用料のコンビニ収納の開始についてでございます。

現在、町税や水道料金、下水道使用料の納付方法につきましては、役場会計課窓口や金融機関で直接納付していただく方法と口座振替により納付していただく方法がございますが、これらに加え、本年4月からコンビニ収納を開始いたします。

全国のコンビニエンスストアで、時間帯や曜日を問わず納付していただくことが可能となりますことから、納税者や利用者の皆様に対する利便性を向上させるとともに、納期限内の納付を促すことも期待できるものと考えております。

次に吉田町情報発信アプリケーション「よしだポケットNEWS」についてでございます。

町では、本年1月から、若者に限らず幅広い年代で広く利用されておりますスマートフォンやタブレット端末等へ当町の最新状況をお届けする「よしだポケットNEWS」の運用を開始いたしました。

この「よしだポケットNEWS」は、2月25日現在、1,016人の方にダウンロードしていただいております。町からは、イベント情報や子育てに関する情報などを積極的に発信しております。

平成30年度も、町民の皆様の生活に身近な情報を積極的に発信してまいりますとともに、より多くの皆様に御利用いただけますよう、さらなる周知に努めてまいります。

次に、第5次吉田町総合計画後期基本計画策定に係る住民意識調査の実施についてでございます。

当町では、第5次吉田町総合計画基本構想で示しました将来都市像「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を実現するため、平成28年度から平成31年度までを計画期間とする前期基本計画を策定し、効果的な事業実施に資するため、毎年、実施計画を見直しながら事業を展開しているところでございます。

この事業の展開における進捗管理につきましては、町づくりステップアップ行政評価システムに基づき、毎年、PDCAサイクルによる事業管理を行っておりますが、前期基本計画も中間点を迎え、残すところ2カ年となっております。

このため、平成30年度は、平成32年度からの第5次吉田町総合計画後期計画の策定に向けました住民意識調査を実施してまいります。

この住民意識調査は、直近の社会情勢を踏まえた町民ニーズの傾向を把握できるとともに、町民の皆様の声にならない声を把握することができる重要な手段となるものでございます。

平成31年度に実施する第5次吉田町総合計画後期計画の策定業務に当たりましては、この調査結果を最大限に活用しながら、当町の将来都市像の実現に向けた後期基本計画の施策の方向性を示してまいりたいと考えております。

以上、平成30年度を迎えるに当たり、当町が目指す都市将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施いたす各種施策の方針や概要について述べさせていただきました。

平成30年度は、確固たる安全・安心の確保に向け、「津波防災まちづくり」の一丁目一番地であります防潮堤のかさ上げ工事が開始されることにより、町が大きく動き出してまいります。

そして、この防潮堤整備にあわせて、シーガーデンシティ構想の取り組みを加速させるとともに、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー トリビンス プラン)」を中心とした教育、子育て支援施策などをより一層充実させることにより、「豊かで勢いがあり、心を魅了する」まちへと飛躍を遂げることができるものと確信をしております。

全ては、町民の皆様が安心して心豊かに暮らし続けることができ、また、多くの皆様に訪れていただけるような魅力あふれるまちをつくり上げるため、必ずやり遂げなければならないものでございますので、組織の能力を高め、脇を固めて全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、ぜひとも当町の町づくりに対しまして御理解をいただき、今後も格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（藤田和寿君） 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（藤田和寿君） 続いて日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告をお願いします。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いいたします。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長の大塚です。

議会閉会中の活動報告をいたします。

平成30年2月22日木曜日午前9時から役場4階第1会議室において委員会を開催しました。

出席委員は6名、そのほか番外1名、事務局2名、説明員として総務課長に出席いただきました。

総務課長の退席後、協議に入りました。

協議事項1、平成30年第1回吉田町議会定例会の運営について、上程議案の審議方法や会期、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。

次に、議会改革推進会議についてであります。議会改革推進会議の設置につきましては、議長の諮問を受けて議会運営委員会で協議を行い、前回の議会会期中の委員会にて吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定案並びに吉田町議会議会改革推進会議運営要綱案を決定し、議長に答申いたしております。

このような経緯を経て、本定例会に吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を、発議案として議会運営委員会から提出することにいたしました。

次に、吉田町議会傍聴規則について、現状に合わせるべく改正することとし、次回の会議までに各委員が検討することを申し合わせました。

以上報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いいたします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

平成29年12月13日、第4回議会定例会において、議会閉会中の所管事務調査について調査することを決定し、会議規則第69条第1項の規定により議長に通知をしました。

調査事項は生活交通の確保についてといたしました。

平成30年1月23日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会いたしました。

協議事項は、生活交通の確保について。

調査目的は、協議の結果、利便性、採算性、維持管理について調査研究をすることと決定いたしました。

協議内容での調査事項は、町について、町は現在自主的な交通施策を行っていないが、ニーズの有無について現状を調査する、町づくりに関する住民意識調査の報告書のアンケート結果を参考とする。

2、近隣市町については、近隣市町の事例を調査をする。

牧之原市坂部タクシーとの連携、焼津市オンデマンドタクシーなどを調査するというように決定いたしました。

次回の委員会は2月21日9時からとして閉会をいたしました。

平成30年2月21日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会いたしました。

調査活動と方向性を検討し、具体策を決定するための協議をいたしました。

吉田町で作成した町づくりに関する住民意識調査報告書を参考に、バスなどの公共交通の充実についての協議をいたしました。

また、アンケート結果から、バスなどの公共交通の充実に対して、性別、年齢別、地域別とともに、重要性は感じているが、満足している人は全体の15%程度と少数であることを確認をいたしました。

高齢化に伴う自動車運転免許証の返還等による公共交通の必要度から重要度までを調査研究することを決定をいたしました。

2、公共交通の重要度を確認するため、委員会として町民にアンケート調査をすることを決定をいたしました。

3、近隣市町で行っている事例を調査すること、また委員会活動として地域にて実態調査することを検討いたしました。

4、議会報告会のトピックスに取り上げてくれることを委員会に依頼することといたしました。

なお、町民のアンケートに対しては、これから可能性を精査いたしますので、一時保留といたします。

以上が総務文教常任委員会の議会閉会中の審議の結果であります。
以上です。

- 議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。
委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
委員長、御苦労さまでした。
次に、産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。
5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

- 産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。
産業建設常任委員会より、閉会中の委員会活動について御報告いたします。
昨年12月8日、所管事務調査事項であります道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてのうち、町内5河川の現地調査を行うこととし、引き続き河川の管理及び整備について、議会閉会中も継続調査をすることを決定をし、議長に通知をいたしました。
また、12月20日の委員会において、視察について検討をし、日程調整をすることといたしました。

本年1月25日午前9時より、出席委員7名全員、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催し、視察について予定をした視察先との調整がつかず、今年度内は中止をするということといたしました。

続いて、建設課の案内によりまして、町内5河川、大幡川、湯日川、稻荷川、住吉川、坂口谷川の現地調査を行いました。

2月19日午前9時より、出席委員7名全員、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしまして、現地調査を行った感想等も含めまして各委員からの意見を集約をしたところでございます。

この中で、まだ理解が十分でない点について意見がありましたので、改めて当局より説明を受けることといたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

- 議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。
委員長報告に対し、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
委員長、御苦労さまでした。

◎吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告

- 議長（藤田和寿君） 日程第5、吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

吉田町教育改革調査特別委員会委員長、お願いします。

9番、八木 栄君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

吉田町教育改革調査特別委員会の報告をいたします。

平成29年12月12日火曜日、第1会議室にて午後1時30分から第6回特別委員会を開会。

1、TCP Triwins Plan（ティーシーピー トリビンス プラン）の新しい方向性について協議した。2、視察先の検討について、次回協議する。3、次回特別委員会にて、教育委員会に対する疑問点を質問し、回答をいただく。

次回特別委員会開催は12月22日金曜日午後1時30分からとしました。散会は午後3時45分でした。

平成29年12月22日金曜日、第2会議室にて午後1時30分から第7回特別委員会を開会。

欠席委員1名。

1、TCP Triwins Plan（ティーシーピー トリビンス プラン）に関する疑問点について、当局より説明を受け、質疑した。当局の出席者は浅井教育長、栗林理事兼学校教育課長、塚本理事ほか3名です。2、今回の回答を受け、TCP Triwins Plan（ティーシーピー トリビンス プラン）の新しい方向性についての問題点、疑問点について文章を整理した。3、配付資料の中で、京都市教育委員会の資料を参考にするため、当局の京都市視察報告レポートの提供を要請し、協議を進めることに決定。4、放課後児童クラブ利用希望のアンケート調査集計結果について、当局から資料提供を求めることに決定。

以上が当日の協議内容です。散会は午後4時30分でした。

平成30年2月23日金曜日、第1会議室にて午後3時から第8回特別委員会を開会。

1、新しい方向性のTriwins Plan（トリビンス プラン）に関する疑問点について文章を整理した。2、文章整理したものを、質問事項として教育委員会へ提出し、回答を求めることに決定。

以上が当日の協議内容です。散会は午後4時30分でした。

以上で吉田町教育改革調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第1号～議案第30号の一括上程、説明

○議長（藤田和寿君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第6、第1号議案から日程第35、第30号議案までの30議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について12件、条例の制定について1件、補正予算について6件、当初予算について7件、規約の変更について1件、町道の路線廃止について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について1件の合計30件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差の率0.15%を解消するため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げるなど、国家公務員の制度改正に準じた内容の条例改正ををお認めいただくこととするものでございます。

第2号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険料等の一部を改正する法律に基づきまして、本年4月から市町とともに県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として国民健康保険事業を運営することとなることから、国民健康保険税の課税目的を改正することなど、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくこととするものでございます。

第3号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差解消のため期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げることとしておりますことから、当町におきましても、国家公務員に準じた議会議員の期末手当につきまして、職員と同様に年間支給月数を0.05月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくこととするものでございます。

第4号議案は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定についてでございます。

本議案は、観光イベントの企画運営や地域の魅力情報発信、地域間交流や移住促進支援などを担う地域おこし協力隊員を平成30年度から新たに任用する予定でありますことから、地方自治法第203条の2の規定に基づく非常勤職員となる地域おこし協力隊員の報酬の額を新たに定める改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくこととするものでございます。

第5号議案は、特別職の職員で非常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年度の人事院勧告におきまして、一般職の国家公務員は官民格差の解消のため期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げることとしておりますことから、当町に

おきましても国家公務員に準じ、特別職の期末手当について職員と同様に年間支給月数を0.1月分引き上げる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第6号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年2月7日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額につきまして、政令の改正に準じた所要改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第7号議案は、吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づきまして、国民健康保険法の一部を改正され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険の運営に対する変更など、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第8号議案は、国民健康保険給付支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づきまして、本年4月から市町とともに県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として国民健康保険事業を運営する制度改正が行われることから、この法改正の趣旨に沿って、国民健康保険給付等支払準備基金の名称や設置目的を初めとする必要な内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月12日に公布され、都市公園施行令第1条の2が改正されたことに伴いまして、都市公園の設置基準の参酌基準に町民1人当たりの敷地面積の標準算定に係る特例が追加されましたことから、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成29年12月26日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、3年ごとの見直しが義務づけられている介護保険事業計画におきまして、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者保険料率に関し、介護保険料の段階判定に必要となる基準所得金額について、国の示した基準にあわせた介護保険料とすることなど、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づきまして、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、住所地特例の適用を受ける被保険者の対象を変更するなど、法改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成29年4月26日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正もあわせて行われましたことから、引用している同法の条項にずれが生ずることとなるため、本条例の関係箇所について所要の改正を行う内容の条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第13号議案は、吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年6月15日に公布され、介護保険法の一部が改正されることに伴いまして、これまで静岡県条例で定められておりました指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準を町の条例で定める必要が生じたことから、法改正の趣旨に沿いまして、当町における基準を新たに規定する内容の条例を制定するのについてお認めいただこうとするものでございます。

第14号議案は、平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成29年度一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,490万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億577万1,000円とするとともに、漁港環境整備事業費、教育振興事業費など4の事業費に係る合計4億8,808万4,000円の繰越明許費の設定、債務負担行為の廃止を行うほか、地方債の限度額を3,610万円を減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第15号議案は、平成29年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,544万2,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第16号議案は、平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,603万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億6,708万9,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第17号議案は、平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,676万3,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第18号議案は、平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億546万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億4,005万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第19号議案は、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成29年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,117万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,196万8,000円とするとともに、地方債の限度額を2,000万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第20号議案は、平成30年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,700万円と定めるとともに、21の事業につきまして総額8億5,150万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円と定める内容の予算をお認めいただくとするものでございます。

第21号議案は、平成30年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,047万2,000円とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第22号議案は、平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ28億97万5,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第23号議案は、平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,571万4,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第24号議案は、平成30年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,589万3,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第25号議案は、平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億181万7,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして総額2億4,100万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第26号議案は、平成30年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成30年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億8,712万5,000円とし、収益的支出の総額を5億4,386万2,000円とするとともに、資本的収入の総額を1億1,142万1,000円とし、資本的支出の総額を4億1,112万5,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億9,970万4,000円は減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税、資本的収支調整額1,469万円、過年度分損益勘定留保資金

8,961万4,000円、当年度分損益勘定留保資金9,540万円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、吉田町牧之原市広域施設組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、吉田町牧之原市広域施設組合同規約第3条第5号に規定されております学校給食共同調理場の設置及び管理運営に関する事務につきまして、当該経費の負担区分を定める必要があることから、本組合同規約の所要の変更を行うことについてお認めいただくとするものでございます。

第28号議案は、町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、防潮堤川尻工区の整備に関連する5路線と、浜田土地区画整理事業により進められております道路整備に関連する5路線について、町道として廃止する必要がありますことから、川尻地内などの10路線について町道の路線廃止をお認めいただくとするものでございます。

第29号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、防潮堤川尻工区の整備に関連する5路線と、浜田土地区画整理事業により進められております道路整備に関連する8路線について、町道として認定する必要がありますことから、川尻地内などの13路線について町道の路線認定をお認めいただくとするものでございます。

第30号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります、吉田町片岡の桐田不二雄さんが本年4月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町片岡1611番地の5、桐田不二雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて御同意をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします30議案の概要でございます。

なお、第14号議案の平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、教育振興事業に関しまして、国の補正予算に呼応して早期に事業着手を行う必要がありますとともに、当町にとって交付税措置の高い起債を活用するため、3月上旬までに議会の議決及び国・県への申請を行う必要がありますことから、早急に議決をお願いいたします。

また、第27号議案 吉田町牧之原市広域施設組合同規約の一部を変更する規約についてでございますが、変更する同規約の本年4月1日の施行に向けて、3月の早い段階で組合から県に対し必要な届出を行わなければならないこととなっておりますので、こちらも早期の議決につきまして、議会の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長から申し上げます。

それでは、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時50分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時47分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第1号議案、第3号議案、第5号議案、第15号議案、第21号議案及び第30号議案の計6議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから9ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、官民給与の格差0.15%を解消するため、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げることとする内容の条例改正をお認めいただくこととするもので、全体を3条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の改正規定では、第15条の8第2項第1号に規定されております一般職員の勤勉手当の支給率を、100分の85から12月に支給する場合は100分の95に、再任用職員の勤勉手当の支給率を、12月に支給する場合は100分の40から100分の45に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表及び技能労務職給料表につきましては、世代間の給与配分の観点から初任給を1,000円、若年層も同程度引き上げるとともに、そのほかは400円の引き上げを基本に改正を行うものでございます。

続きまして、議案書8ページになります。

第2条の改正規定でございますが、初めに、第4条に規定する昇給に係る勤務成績の規定について、新たに評価期間の終了日を規則に定めることとする改正を行うものでございます。

次に、第1条の3に規定されている特地勤務手当に準ずる手当についてですが、当町において支給要件に該当する勤務地がないため、県の市町行政課の助言に基づき、当該規定を削除する改正を行うものでございます。

次に、第1条の改正規定により、12月の支給について引き上げた第15条の8第2項に規定する一般職員の勤勉手当の支給率100分の95を、6月の支給及び12月の支給ともに100分の90に改め、また再任用職員の勤勉手当の支給率100分の45を、6月の支給及び12月の支給ともに100分の42.5にそれぞれ改める改正を行うものでございます。

続きまして、第3条の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正規定では、第7条に規定する特定任期付職員の給料表を、行政職給料表との均衡を考慮し、国家公務員の例に準じた引き上げの改正をするとともに、第8条に規定する勤務手当の読みかえ規定中の支給率を100分の162.5から100分の165に引き上げるものでございます。

なお、附則につきましては、改正規定は公布の日から施行し、第2条及び第3条の規定は本年4月1日から施行するものでございますが、第1条の改正規定につきましては、平成29年4月1日から適用するものでございます。

また、第3項におきまして、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすとするものでございます。

次に、第3号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、国では一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正し、ボーナスの支給率を0.05月引き上げております。

このことを受けまして、当該支給率を準用しております当町の議会議員の期末手当につきましても、年間の支給率を0.05月分引き上げることとし、全体を2条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第1条の改正規定につきましては、第4条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の172.5に引き上げるものでございます。

第2条の改正規定につきましては、第4条第2項中の6月期の期末手当の支給率を100分の157.5から100分の160に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げた12月期の期末手当の支給率を100分の172.5から100分の170に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は平成29年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすものでございます。

次に、第5号議案 特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の17ページ、18ページ及び参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年度の人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤務手当について年間の支給率を0.1月分引き上げることとしましたので、一般職の職員の支給率を準用する特別職の期末手当につきましても、年間の支給率を0.1月分引き上げることとし、全体を2条立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の232.5に引き上げるものでございます。

第2条の改正規定では、第2条第2項中の6月期の期末手当の支給率を100分の207.5から100分の212.5に引き上げるとともに、第1条の改正規定により引き上げた12月期の期末手当の支給率を100分の232.5から100分の227.5に引き下げるものでございます。

なお、附則第1項及び第2項につきましては、第1条関係の改正規定は平成29年12月1日から適用し、第2条関係の改正規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、同附則第3項につきましては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定により、支払いの内払いとみなすものでございます。

次に、第15号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

別冊の補正予算（第1号）をごらんください。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,544万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

1款財産収入でございますが、土地開発基金の預金利子総額の見込額が43万8,000円となりましたので、今回41万9,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、3ページをごらんください。

歳出でございますが、1款総務費の1項1目一般管理費に、歳入で増額補正いたしました預金利息の41万9,000円を全額計上し、土地開発基金への積立金を増額補正させていただくものでございます。

次に、第21号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の66ページから68ページをごらんください。

平成30年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、67ページの第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ2,047万2,000円とし、款項ごとの金額は68ページ第1表のとおりとするものでございます。

詳細につきましては、平成30年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、221ページの次に、土地取得事業特別会計予算の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、その事項別明細書に沿って説明させていただきます。

1ページの総括の歳入をごらんください。

1款財産収入は前年度より544万9,000円多い547万円、2款繰入金は前年度と同額の1,500万円、3款繰越金及び4款諸収入はいずれも前年度と同額の1,000円とし、歳入合計2,047万2,000円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1款総務費に前年度より544万9,000円多い2,047万2,000円を計上いたしました。

次に、2ページから4ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますが、1款財産収入の547万円は、土地開発基金の基金利子19万9,000円と高島4号線及び高島10号線用地を一般会計へ売り払う土地売払収入527万1,000円でございます。

2款繰入金の1,500万円は、土地開発基金からの繰入金1,500万円でございます。

3款繰越金は1,000円でございます。

4 款諸収入は、土地取得事業特別会計の預金利子1,000円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費の総務管理費の2,047年2,000円でございますが、土地開発基金への積立金に20万1,000円、財産取得費に1,500万円、土地開発基金への繰出金に527万1,000円を計上いたしました。

次に、第30号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の91ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会委員であります吉田町片岡の桐田不二雄さんが本年4月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き桐田不二雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条の第3項の規定に基づきまして御同意をお願いするものでございます。

桐田さんの住所は吉田町片岡2611の5、氏名は桐田不二雄、生年月日は昭和24年1月13日で、現在69歳でございます。

委員の任期は、本年5月1日から平成33年4月30日までの3年間となります。

桐田さんの主な経歴でございますが、昭和47年4月に焼津信用金庫に入庫され、平成19年3月まで同金庫で活躍され、同年4月からは関連会社であります株式会社まるせいビジネスに転籍され、平成24年3月に同社を退職されました。

桐田さんは現在、固定資産評価審査委員会委員として、平成27年5月1日から1期在職していただいております。信用金庫にお勤めになられた経歴からも、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい方であるとともに、地域住民からの信望も非常に厚く、桐田さんの選任に当たりましては、地元片岡区からも御推薦をいただいております。

以上、総務課から6議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いいたします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

本議会に上程いたしました第6号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

議案書の19ページ、20ページ及び参考資料ナンバー6をごらんください。

消防団員等公務災害補償条例における損害補償の基礎となる額、いわゆる補償基礎額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、この基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算額の対象につきましては、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているところでございます。

一般職の職員の給与に関する法律につきましては、平成28年11月に改正され、平成29年度から段階的に扶養手当の支給額が改定されることとなったことから、基準政令で定められている扶養親族の加算額及び加算の対象につきましても改正されることとなり、当町におきま

しても基準政令に準じた改正が必要であることから、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、題名に吉田町を冠するとともに、第2条につきまして該当する条文を明確にするものでございます。

第5条に関しまして、非常勤消防団員等の配偶者、子、孫等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めるものでございまして、第1号に該当する配偶者に係る加算額を217円に改め、第2号に該当する子にあっては加算額を一律333円に改め、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族にあっては一律217円に改めることとしたものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日からとし、経過措置として、改正後の吉田町消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、従前の例によることとしております。

以上が第6号議案の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第4号議案、第14号議案及び第20号議案の3件につきまして御説明申し上げます。

それでは、初めに第4号議案 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページ及び参考資料ナンバー4をごらんをいただきたいと存じます。

当町では、平成30年度から総務省が推奨しております地域おこし協力隊を活用し、町の観光イベント等の企画運営を初め、地域の魅力の情報発信業務や地域間交流及び移住・定住促進支援等の業務をさらに向上させ、町外の新たな視点のもと、吉田町の魅力を発信し、躍動感あふれる町をPRしていきたいとしていく予定でございます。

今回の条例改正につきましては、将来に向かって躍動する吉田町の一端を担っていただく地域おこし隊の隊員を採用するに当たりまして、同隊員が当町の非常勤の特別職として位置づけ、安心して活動していただくための身分等を保証する必要があるものでございます。

この非常勤特別職は、地方自治法第203条の2の規定に基づきまして、その報酬額を条例で定める必要がありますことから、第1条に係る別表第1中に地域おこし隊隊員を新たに加える改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1中に新たに地域おこし協力隊員の項を追加し、報酬額を月額20万円とするものでございます。

施行日につきましては、附則で平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が第4号議案 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明でございます。

続きまして、第14号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）をごらんをいただきたいと存じます。

まず、1ページをごらんください。

第1条でございますが、現計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,490万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ119億577万1,000円とし、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございますが、平成29年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとしまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、6ページに掲げます第2表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第3条でございますが、債務負担行為の補正につきまして、7ページに掲げます第3表債務負担行為補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

そして、第4条でございますが、地方債の補正につきまして、8ページに掲げます第4表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容につきましては、まず、繰越明許費から御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

今回措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で4事業につきまして、総額4億8,808万4,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

繰り越しをお認めいただきたい事業とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、漁港環境整備事業費につきましては、多目的広場ののり面工事に係る工事請負費8,476万円を繰り越すものでございます。

なお、繰り越す財源につきましては、県支出金、地方債及び一般財源でございます。

次に、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業につきましては、橋梁下部工事に係る工事請負費3,123万1,000円を繰り越すものでございます。

繰り越す財源につきましては、地方債と一般財源でございます。

次の大幡川改修事業費につきましては、河川改修に係る工事請負費3,300万5,000円を繰り越すものでございます。

繰り越す財源につきましては、国庫補助金と地方債、そして一般財源でございます。

最後の教育振興事業費につきましては、小・中学校のトイレ洋式化に係る委託料及び工事請負費3億3,908万8,000円を繰り越すものでございます。

繰り越す財源につきましては、国庫補助金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づきまして、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整して、次回に開催される議会に報告しなければなら

ないことになっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従いまして今後御報告をさせていただくこととなります。

続きまして、7ページの債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

企業活動維持支援事業区域基盤整備につきましては、平成29年度一般会計予算におきまして、期間平成30年度まで、限度額5,181万8,000円とする債務負担行為をお認めいただいたところでございますが、本事業につきましては、東京五輪関連工事等で全国的に建設需要が急増している社会情勢によりまして、くい打ち業者も予定通り確保することができなかったことから、工期におくれが生じました。

この工期のおくれに伴う施工計画の見直しによりまして、平成30年度一般会計予算におきまして改めて債務負担行為を設定し、従前の債務負担行為を廃止するものでございます。

続きまして、8ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第4表に掲げる事業の起債限度額につきまして、追加、変更及び廃止をお認めいただこうとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比べまして3,610万円減額となります。

続きまして、別冊の平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書に沿いまして、補正予算の内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

別冊の説明書をごらんをいただきたいと存じます。

説明書の3ページの歳入をごらんをいただきたいと存じます。

初めに、1款町税は1億5,653万7,000円の増額でございます。

このうち、1項2目の法人につきましては、町内企業の業績向上により法人税額割が1億1,180万円の増額、2項1目の固定資産税につきましては、企業の設備投資の増加により償却資産が5,312万4,000円の増額、4項1目の町たばこ税につきましては、たばこの売上本数の減少により838万7,000円の減額でございます。

次に、4ページをごらんください。

2款地方譲与税は170万円の減額、3款利子割交付金は180万円の増額でございます。

次に、5ページをごらんください。

4款配当割交付金は90万円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金は930万円の増額でございます。

次に、6ページをごらんください。

6款地方消費税交付金は190万円の増額、7款自動車取得税交付金は410万円の増額でございます。

いずれも県の情報をもとに算出した結果でございます。

次に、7ページをごらんください。

11款分担金及び負担金につきましては165万3,000円の減額でございます。

これは、1項1目農林水産業費分担金につきまして、県補助金の確定に応じて事業費を減額することから、それに伴って分担金も減額となるものでございます。

次に、13款国庫支出金は3,647万8,000円の増額でございます。

このうち1項1目民生費国庫負担金につきましては、811万5,000円の減額でございます。

これは、社会福祉費負担金につきまして、過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金が確定になりましたことから、実績に応じて44万9,000円増額するものでございます。

また、保険基盤安定制度負担金の本算定の結果9,000円減額するとともに、児童手当国庫負担金の決算見込みにより855万5,000円減額するものでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

2項1目総務費国庫補助金につきましては313万5,000円の減額でございます。

これは、戸籍住民基本台帳費補助金につきまして、決算見込みにより個人番号カード交付事業費補助金を313万5,000円減額するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金につきましては193万円を増額するものでございます。

これは、社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金につきましては、交付決定を受けて37万円減額する一方、補助率の有利な補助事業活用により、生活困窮者就労準備支援事業費補助金を190万2,000円増額するものでございます。

児童福祉費補助金につきましては、決算見込みによりまして、地域子ども・子育て支援事業費交付金を112万1,000円減額、施設型給付費補助金を151万9,000円増額するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金につきましては38万4,000円の減額でございます。

これは、決算見込みにより、母子保健衛生費補助金、妊娠出産包括支援事業を38万4,000円減額するものでございます。

9ページをごらんください。

5目土木費国庫補助金につきましては3,976万2,000円の減額でございます。

社会資本整備総合交付金につきまして、交付決定を受けて3,863万7,000円と112万5,000円を減額するものでございます。

6目教育費国庫補助金につきましては8,594万4,000円を増額するものでございます。

これは、教育総務費補助金につきまして、総合体育館改修事業による文部科学省の学校施設環境改善交付金が決算見込みにより514万8,000円減額する一方、国の平成29年度第1次補正予算におきまして学校施設環境改善交付金の内示をいただきましたことから、9,109万2,000円増額するものでございます。

続きまして、14款国庫支出金は5,862万6,000円の減額となります。

まず、1項1目民生費県負担金につきましては114万4,000円の減額でございます。

これは、社会福祉費負担金につきまして、過年度分の障害児施設措置費給付費等負担金が確定されましたことから、実績に応じて22万4,000円増額するものでございます。

10ページをごらんください。

保険基盤安定制度負担金につきまして、本算定により59万3,000円増額するとともに、児童手当県負担金につきましては決算見込みにより196万1,000円減額するものでございます。

次に、2目衛生費県負担費につきまして、決算見込みにより後期高齢者医療事業費負担金を12万8,000円増額するものでございます。

次に、2項1目総務費県補助金につきましては、1,954万5,000円の減額でございます。

これは、事業の実績に応じまして、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費を減額するものでございます。

次に、2目民生費県補助金につきましては、671万4,000円の減額でございます。

これは、社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金につきまして、交付決定を受けまして18万5,000円減額する一方、補助率の有利な補助事業の活用により、地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金を126万8,000円減額するものでございます。

11ページをごらんください。

児童福祉補助金につきまして、決算見込みにより母子家庭医療費助成事業費補助金を11万9,000円増額、地域子ども・子育て支援事業費補助金を112万1,000円減額、施設型給付費補助金を40万1,000円減額、子供医療費補助金を385万8,000円減額するものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金は2,218万円の減額でございます。

これは、農業費補助金におきまして、内示に沿って農業委員会交付金を29万9,000円増額、また事業実績によりまして経営体育成支援事業費補助金を20万5,000円減額、青年就農給付金補助金を150万円減額、多面的機能支払交付金を3万9,000円減額するものでございます。

また、水産業費補助金につきましては、交付決定を受けて、漁業基盤整備事業費補助金を2,073万5,000円減額するものでございます。

5目商工費県補助金は、決算見込みによりまして、地域産業立地事業費補助金を250万円増額するものでございます。

12ページをごらんください。

7目消防費県補助金は、決算見込みによりまして、緊急地震津波対策交付金を1,167万1,000円減額するものでございます。

続きまして、15款財産収入は392万5,000円を増額するものでございます。

これは、1項2目利子及び配当金収入につきまして、当初予定しておりました金額以上の利子額を収入できることになりましたことから増額するものでございます。

13ページをごらんください。

17款繰入金は30万円を減額するものでございます。

これは、吉田町高等学校等奨学金の交付対象人員が確定したことに伴いまして、教育振興基金繰入金を減額するものでございます。

14ページをごらんください。

19款諸収入は1,014万5,000円の増額となります。

2項1目町預金利子及び3項1目の高等学校等奨学金返還金につきましては、現在までの実績を勘案し、それぞれ22万8,000円、12万円を増額するものでございます。

4項1目の農業者年金基金受託事業収入につきましては、交付決定を受けまして1万5,000円増額するものでございます。

15ページをごらんください。

5項2目の雑入につきましては、978万2,000円を増額するものでございます。

これは、総務費雑入におきまして、市町村振興協会市町交付金の確定により37万5,000円減額、民生費雑入におきまして、児童発達支援事業収入の決算見込みにより268万5,000円の減額、衛生費雑入において、過年度の精算金として後期高齢者過年度精算金を1,298万4,000円増額、消防費雑入においては、決算見込みによりまして退職手当基金交付金を492万1,000円減額、コミュニティー助成事業助成金を200万円減額、地震津波対策事業交付金を854万円

増額、また広域施設組合負担金消防費の返還金は、吉田町牧之原市広域施設組合の補正予算（第2号）に伴いまして1万6,000円増額するものでございます。

また、教育費雑入におきましては、交付決定を受けてスポーツ振興くじ助成金を177万7,000円減額するものでございます。

続きまして、16ページから17ページにかけまして、20款町債につきましては3,610万円を減額するものでございます。

まず、1項1目農林水産業債につきましては2,030万円の減額でございますが、これは、それぞれの事業実績に応じて減額するものでございます。

次に、2目土木債につきましては1億90万円の減額でございますが、道路橋梁債につきましては、それぞれの事業実績に応じて、9,890万円減額するものでございます。

河川債の大幡川改修事業につきましては、国庫補助金の交付決定を受けまして200万円減額するものでございます。

次に、3目消防債につきましては、同報無線デジタル化整備事業につきまして、事業実績に応じて2,400万円減額するものでございます。

次に、4目教育債につきましては、歳入でも申し上げました文部科学省の学校施設環境改善交付金の内示額を受けましたことから、小・中学校のトイレ洋式化に伴い、小・中学校トイレ改修事業といたしまして2億4,790万円計上するものでございます。

また、総合体育館改修事業につきましては、事業実績に応じて1億3,880万円減額するものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

18ページをごらんください。

1款議会費は31万9,000円の減額でございます。

これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を1万8,000円増額、議員期末手当を18万7,000円増額する一方で、決算見込みにより議会調査活動費を52万4,000円減額するものでございます。

19ページをごらんください。

2款総務費は932万8,000円を減額するものでございます。

このうち、1項1目の一般管理費は、人事院勧告に沿って職員人件費を54万3,000円増額するものでございます。

次に、6目の企画費は、バス停の上屋工事及びバスロケーションシステム表示機の設置に伴い、バス交通活性化対策事業費補助金を50万円増額するものでございます。

次に、11目の事務改善対策費は、事業実績により727万3,000円減額するものでございます。

20ページをごらんください。

2項1目の税務総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費を12万8,000円増額するものでございます。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費は311万円を減額するものでございます。

これは、人事院勧告に沿って職員人件費を2万5,000円増加する一方、決算見込みによりまして、個人番号カード交付事業費交付金を313万5,000円減額するものでございます。

21ページをごらんください。

4項1目の選挙管理委員会費は、人事院勧告に沿って職員人件費を9,000円増額するものでございます。

6項1目の監査委員費は、事業実績により12万5,000円減額するものでございます。
22ページをごらんください。

3款民生費は、1,743万円の減額でございます。

まず、1項1目の社会福祉総務費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を31万2,000円増額、また臨時福祉給付金給付事業が確定しましたことから、事業実績に応じ、国補助金返還金909万2,000円を計上するものでございます。

次に、2目の国民年金事務費につきましては、人事院勧告に沿った職員人件費を11万2,000円増額するものでございます。

23ページをごらんください。

3目の国民健康保険費につきましては、人事院勧告に沿って職員人件費を21万9,000円増額、また本算定に基づく保険基盤安定繰出金を77万9,000円増額、財政安定化支援事業繰出金を405万5,000円増額するものでございます。

24ページをごらんください。

次に、5目の心身障害福祉費は、過年度事業の精算によりまして、県補助金等返還金を1,583万9,000円増額するものでございます。

地域生活支援事業費につきましては、有利な補助事業の活用による財源振替となっております。

7目の介護保険費は、介護給付費の決算見込みにより繰出金を2,889万8,000円減額するものでございます。

25ページをごらんください。

2項1目の児童福祉総務費は909万6,000円の減額でございます。

これは、決算見込みによりまして臨時職員賃金を206万1,000円減額、母子家庭等医療費を23万9,000円増額するものでございます。

なお、子供発達支援事業費につきましては、歳入で申し上げました児童発達支援事業収入の減額により、財源振替となっております。

子供医療費につきましても、決算見込みにより727万4,000円減額するものでございます。

26ページをごらんください。

2目児童措置費は、児童手当費を決算見込みに応じて1,247万5,000円減額するものでございます。

3目の保育所費は571万1,000円の増額でございます。

これは、人事院勧告に沿って職員人件費を114万3,000円増額、また決算見込みによりまして施設型給付費を672万2,000円増額、地域型保育給付費を464万3,000円減額するとともに、県補助金の返還額が確定されたことから248万9,000円増額するものでございます。

27ページをごらんください。

4目の児童館費は、決算見込みによりまして臨時職員賃金を308万円減額するものでございます。

続きまして、4款衛生費は1,109万を減額するものでございます。

1項2目の予防費は546万2,000円の減額でございますが、これは決算見込みによりましてヒブ予防接種や小児用肺炎球菌予防接種料の委託料を減額するものでございます。

28ページをごらんください。

3目環境衛生費は、吉田町牧之原市広域施設組合補正予算（第2号）に伴いましてし尿処理費を108万1,000円減額するものでございます。

次に、5目母子保健衛生費は206万9,000円を減額するものでございますが、これは決算見込みにより乳幼児妊婦健診委託料を130万1,000円、産前産後サポート委託料を76万8,000円減額するものでございます。

29ページをごらんください。

7目の老人保健事業費は17万2,000円の増額でございます。

これは、決算見込みにより保険基盤安定繰出金を増額するものでございます。

8目の健康増進事業費は265万円の減額でございますが、決算見込みによりまして胃がん検診委託料を80万円、肺がん検診委託料を同じく80万円、大腸がん検診委託料を105万円、それぞれ減額するものでございます。

30ページをごらんください。

続きまして、6款農林水産業費は6,995万1,000円を減額するものでございます。

1項1目の農業委員会費は3万9,000円の増額でございます。

これは、人事院勧告に沿って職員人件費を2万4,000円増額、農業委員会運営費につきましては、歳入でも申し上げました農業委員会交付金の増額により財源振替となっております。

また、歳入で申し上げました農業者年金基金受託事業収入の交付決定に伴いまして、特定消耗品費を1万5,000円増額するものでございます。

2目の農業総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費4万9,000円増額するものでございます。

31ページをごらんください。

3目の農業振興費は175万7,000円を減額するものでございます。

これは、事業実績に基づき、経営体育成支援事業費を20万5,000円、多目的機能支払交付金事業補助金を5万2,000円、青年就農給付金150万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、3項1目の水産振興費は、事業実績に応じ、漁業近代化資金利子補助金を100万円減額するものでございます。

32ページをごらんください。

2目漁港管理費は6,728万2,000円を減額するものでございます。

これは、人事院勧告に沿いました職員人件費を5万2,000円増額するものでございます。

また、歳入で申し上げました漁業基盤整備事業費補助金の交付決定に伴いまして、水産基盤整備事業費の漁港改修を1,230万円、それから水産物供給基盤機能保全事業費の漁港改修を1,744万4,000円減額するものでございます。

また、漁港環境整備事業費の漁港環境施設整備は、事業実績によりまして3,729万円減額するものでございます。

なお、漁港環境整備事業費につきましては、平成30年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

続きまして、33ページをごらんください。

7款商工費は357万3,000円の増額でございます。

1項1目の商工総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費を12万5,000円増額するものでございます。

次に、2目の商工業振興費は、町内企業の新規工場稼働に伴う新たな雇用創出を受けまして、当該企業への企業立地促進事業費補助金を500万円増額するものでございます。

34ページをごらんください。

3目の観光費は、事業確定によりまして施設整備費155万2,000円を減額するものでございます。

35ページをごらんください。

8款土木費でございますが、1億3,302万6,000円の減額でございます。

まず、1項1目の土木総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費を51万9,000円増額するものでございます。

次に、2項1目の道路維持費につきましては、国庫補助金の交付決定と決算見込みを踏まえまして、道路維持費の施設整備1,700万円、吉田町内道路舗装修繕事業費の道路改良を4,396万円、それぞれ減額するものでございます。

36ページをごらんください。

2目の道路新設改良費は、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費において、東京五輪関連工事等で全国的に建設需要が急増している社会情勢によりまして、くい打ち業者を予定どおり確保することができなかったことから、工期におくれが生じました。

この工期のおくれに伴う施工計画の見直しによりまして、6,967万5,000円減額するものでございます。

なお、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきましては、平成30年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、3項3目の河川新設改良費は、歳入で申し上げました社会資本整備総合交付金及び地方債の減額に伴いまして、大幡川改修事業費につきまして財源振替としているものでございます。

なお、大幡川改修事業費につきましては、平成30年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

37ページをごらんください。

4項1目の都市計画総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費を14万円増額するものでございます。

次に、2目の土地区画整理事業費は187万2,000円の減額でございますが、これは人事院勧告に沿って職員人件費を4万1,000円増加する一方で、土地区画整理事業につきましては決算見込みにより設計委託料を191万3,000円減額するものでございます。

38ページをごらんください。

4目の公共下水道費は、公共下水道事業特別会計の決算の見込みに沿って公共下水道事業繰出金を117万8,000円減額するものでございます。

39ページをごらんください。

9款消防費につきましては、4,730万円の減額でございます。

まず、1項2目非常備消防費につきましては、事業実績に基づき退職団員報奨金を438万2,000円減額するものでございます。

40ページをごらんください。

5目の災害対策費につきましては、4,291万8,000円の減額でございます。

これは、人事院勧告に沿って職員人件費を40万2,000円増額する一方、決算見込みによりコミュニティ助成交付金を200万円、同報無線デジタル化に伴う工事監理委託料を106万円、同報無線デジタル化工事を4,026万円、それぞれ減額するものでございます。

41ページをごらんください。

10款の教育費は、2億8,409万7,000円の増額でございます。

まず、1項2目の事務局費は、人事院勧告に沿って職員人件費を90万円増額するものでございます。

次に、3目の教育諸費につきましては、国の学校施設環境改善交付金の内示を受けて小・中学校トイレ改修工事を実施することができるようになりましたことから、設計監理委託料を466万6,000円、施設改修を3億3,442万2,000円増額するものでございます。

また、事業実績に基づきまして、吉田町高等学校等奨学金を30万円減額、小・中学校活動補助金を61万5,000円増額するものでございます。

なお、教育振興事業費につきましては、平成30年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

42ページをごらんください。

2項1目の学校管理費及び3項1目の学校管理費につきましては、いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を2万7,000円、1万2,000円増額するものでございます。

43ページをごらんください。

4項1目の社会教育総務費及び4目の図書館費につきましても、人事院勧告に沿って職員人件費を28万9,000円、8万円をそれぞれ増額するものでございます。

44ページをごらんください。

5項1目の保健体育総務費は、人事院勧告に沿って職員人件費15万1,000円増額するものでございます。

次に、3目の体育館運営費は、総合体育館改修工事の決算見込みによりまして設計監理委託料を86万4,000円、施設整備を5,590万1,000円減額するものでございます。

45ページをごらんください。

最後に、13款諸支出金でございますが、1億2,568万円の増額でございます。

これは、今回の補正に際し、すぐに事業の財源となることのない収入1億2,508万2,000円を財政調整基金に積み立てるための増額のほか、小・中学校建設基金費につきましては当初予定していた積立額よりも多くの積み立てができる見込みができましたことから、15万1,000円増額するものでございます。

また同様に、教育振興基金費及びふるさとよしだ寄附金基金費につきましても、当初予定していた積立額よりも多くの積み立てができる見込みができましたことから、12万円、それから32万7,000円を増額するものでございます。

以上が第14号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。続きまして、第20号議案 平成30年度吉田町一般会計予算について御説明申し上げます。議案は議案綴りの54ページからとなります。

議案書の綴りをお願いいたします。

55ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,700万円とし、またこの款項区分ごとの金額は、56ページから62ページまでに掲載しております第1表歳入歳出予算のおお認めいただくとするものでございます。

第2条は、63ページに掲げました第2表債務負担行為のとおり、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額をお認めいただくとするものでございます。

第3条は、64ページ、65ページに掲げました第3表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第4条は、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございます。

以上が平成30年度吉田町一般会計予算でございますが、引き続き概要を御説明させていただきます。

それでは、56ページからの第1表歳入歳出予算に沿って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、1款町税は53億8万6,000円を計上し、歳入総額に占める割合は49.8%となっております。

次に、2款地方譲与税は9,590万円の計上でございます。

これは地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,670万円、2項自動車重量譲与税を6,920万円計上するものでございます。

3款利子割交付金は680万円、4款配当割交付金につきましては1,750万円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては2,420万円をそれぞれ計上しております。

57ページをごらんください。

6款地方消費税交付金は6億630万円の計上でございます。

7款自動車取得税交付金は3,680万円、8款地方特例交付金は2,800万円を計上しております。

9款地方交付税につきましては、平成30年度においても引き続き交付団体と推計し、3億6,700万円を見込んでおります。

このうち2億6,700万円は普通交付税、1億円は特別交付税でございます。

10款交通安全対策特別交付金は400万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金は1億2,170万2,000円の計上で、分担金として261万3,000円、負担金として1億1,908万9,000円を計上しております。

次に、12款使用料及び手数料は6,909万9,000円の計上で、使用料として5,519万1,000円、手数料としまして1,390万8,000円を計上しております。

58ページをごらんください。

13款国庫支出金は8億5,039万8,000円の計上でございますが、子ども・子育て支援整備交付金が増額となる一方、社会資本整備総合交付金が減額となることなどによりまして、前年度と比べ1,793万3,000円の減額でございます。

その内訳といたしまして、国庫負担金として6億4,042万9,000円、国庫補助金として2億260万1,000円、国庫委託金として790万8,000円を計上しております。

14款県支出金は6億7,301万6,000円の計上でございますが、主に漁業基盤整備事業費補助金や地域産業立地事業費補助金が減額となりましたことから、前年度より3億5,958万円の減額でございます。

その内訳といたしましては、県負担金といたしまして3億1,466万3,000円、県補助金として3億32万7,000円、県委託金として5,802万6,000円を計上しております。

15款財産収入は6,079万7,000円の計上ございまして、財産運用収入として649万6,000円、財産売却収入として5,430万1,000円を計上しております。

16款寄附金は7億150万円の計上でございますが、そのうちふるさと納税分として7億円を計上しております。

17款繰入金は4億9,444万4,000円の計上でございます。

内訳といたしましては、特別会計繰入金として12万6,000円、基金繰入金として4億9,431万8,000円を計上しておりまして、合計で前年度より3億3,204万7,000円の減額となっております。

次に、59ページの18款繰越金は2億円、19款の諸収入1億2,795万8,000円の計上でございます。

20款町債につきましては8億5,150万円の計上でございますが、これは前年度より3億5,280万円減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、60ページからごらんください。

1款議会費は1億160万9,000円の計上となっております。

また、2款総務費は15億1,619万7,000円の計上で、ふるさと納税が主な要因となりまして、前年度より7,581万2,000円の減額となっております。

3款民生費は29億4,761万5,000円の計上でございますが、放課後児童クラブ建設が主な要因となっております。前年度より1億9,454万7,000円の増額となっております。

4款衛生費は16億709万7,000円の計上でございますが、子供インフルエンザワクチン予防接種費助成やおたふく風邪予防接種費助成の開始などにより、前年度より987万6,000円の増額となっております。

5款労働費は306万8,000円の計上でございます。

61ページをごらんください。

6款農林水産業費は2億4,007万6,000円の計上でございます。

主に漁港環境整備事業が減額となりましたことから、前年度より2億7,968万円減額となっております。

7款商工費は8,704万5,000円の計上でございますが、主に企業立地促進事業費補助金の減額によりまして、前年度より2億6,666万7,000円減額となっております。

次に、8款土木費は13億5,001万3,000円の計上でございます。

主に企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費の減額により、前年度より7,654万9,000円減額となっております。

9款消防費は5億7,725万円の計上でございますが、消防団のポンプ車整備や同報無線デジタル化整備の増額などによりまして、前年度より1億438万7,000円増額となっております。

次の10款教育費は8億4,653万3,000円の計上でございますが、総合体育館の耐震化が終了したことが主な要因となりまして、前年度より4億9,692万4,000円減額となっております。

62ページの11款災害復旧費は4,000円、12款公債費は11億2,807万6,000円、13款諸支出金は2億1,241万7,000円の計上となっております。

14款予備費は2,000万円の計上となっております。

続きまして、63ページに掲げてあります第2表債務負担行為につきまして御説明申し上げます。

平成30年度以降に債務を負担することを予定している事業は2事業でございます。

続きまして、64ページと65ページに掲げております第3表地方債につきまして御説明申し上げます。

平成30年度において起債を予定している事業は20事業でございます。

この20事業に加えまして、臨時財政対策債3億8,000万円を予定し、総額8億5,150万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が第20号議案 平成30年度吉田町一般会計予算案の概要でございます。

なお、予算に関する説明書を用いての詳細な説明につきましては、後刻それぞれの担当課長から御説明させていただきますので、財政担当課であります企画課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時55分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、町民課長、お願いいたします。

町民課長、太田順子君。

〔町民課長 太田順子君登壇〕

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

町民課からは、第2号議案、第7号議案、第8号議案、第11号議案、第16号議案、第17号議案、第22号議案、第23号議案の8議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、第2号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を申し上げます。

議案綴り10ページから12ページ、そして参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思ひます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律に基づき、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部が平成30年4月1日から施行され、市町が賦課徴収しております国民健康保険税が県に納める事業費納付金の財源となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第2条につきまして、目的別に1号から3号までに分類するとともに、新たに国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の内容を追加させていただきました。

第5条の2につきまして、国民健康保険法の法律番号を第2条で付したため削除いたしました。

そして、附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日からと規定するとともに、この条例の適用区分は平成30年度以後とし、平成29年度までは従前の例によることとすると規定をしております。

以上が第2号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第7号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を申し上げます。

議案綴り21ページ、22ページ、そして参考資料ナンバー7をごらんいただきたいと思ひます。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、国民健康保険法の一部が改正されたため、改正内容に沿うよう、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第1章の章名及び第1条につきまして、本町が行う国民健康保険の事務と改めることといたしました。

第2条につきまして、本町の国民健康保険運営協議会が、国民健康保険法に基づき設置された協議会であることを明確化いたしました。

第9条につきまして、引用している法律の条ずれを改めさせていただきました。

そして、附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日からと規定しております。

以上が第7号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第8号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

議案綴り23ページ、24ページ、参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思ひます。

本議案は、平成30年4月から、国民健康保険制度改革後においても、予期せぬ支出増や収入減に対応し国民健康保険事業の健全な運営を図るために、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、題名を吉田町国民健康保険事業基金条例と改めております。

第1条につきまして、国民健康保険事業の健全な運営を図るためと改正するものでございます。

第2条につきまして、基金として積み立てる額は予算の定めるところによるという内容に改正するものでございます。

第4条につきまして、軽微な文言を修正させていただきました。

第6条につきまして、基金の処分は設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り処分することができるという内容に改正するものでございます。

そして、附則につきまして、施行期日を平成30年4月1日からと規定しております。

以上が第8号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第11号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を申し上げます。

議案綴り29ページ、30ページ、参考資料ナンバー11をごらんいただきたいと思います。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年4月から新たに住所地特例制度の一部が追加されることとなりましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

また、今回の改正にあわせ、附則で定められている今後準用することのないものは削除するものでございます。

改正内容でございますが、第2条につきまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2で定めるものを、本条例で保険料を徴収すべき被保険者として改正するものでございます。

附則中第2項及び第3項につきましては、削除することといたしました。

そして、附則につきましては、施行期日を平成30年4月1日からと規定しております。

以上が第11号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案綴りは50ページ、第16号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての御説明を申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,603万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,708万9,000円にするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをごらんください。

初めに、歳入の1款国民健康保険税でございますが、481万3,000円の増額でございます。

これは、平成29年度の収入実績及び決算見込みを踏まえまして、1項1目の一般被保険者国民健康保険税を734万3,000円増額する一方で、4ページの2目退職被保険者等国民健康保険税を253万円減額するものでございます。

次に、5ページ、3款国庫支出金の1項2目高額医療費共同事業負担金は339万3,000円の減額、4款療養給付費等交付金の1項1目療養給付費等交付金は3,185万2,000円の減額でございます。

いずれも決算見込みを踏まえての減額でございます。

次に、6ページ、5款前期高齢者交付金でございますが、決算見込みを踏まえまして、1項1目前期高齢者交付金を68万円増額するものでございます。

次に、6款県支出金でございますが、決算見込みを踏まえまして1項1目高額医療費共同事業負担金を339万3,000円減額するものでございます。

次に、7ページ、7款共同事業交付金でございますが、3,867万4,000円の減額でございます。

これは、決算見込みにより1項1目の高額療養費共同事業交付金を1,142万5,000円減額するとともに、2目の保険財政共同安定化事業交付金を2,724万9,000円減額するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけましての9款繰入金でございますが、483万4,000円の増額でございます。

これは1項2目一般会計繰入金を増額するものございまして、低所得者対策として保険基盤安定繰入金と普通交付税として一般会計が収入した国保該当分としての財政安定化支援事業繰入金でございます。

次に、9ページ、11款諸収入でございますが、決算見込みを踏まえまして、3項6目過年度還付金を94万7,000円増額するものでございます。

これは、事業は既に終了しております老人保健医療に伴う還付金でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

10ページ、11ページの2款保険給付費でございますが、歳入の補正を受けて財源振替を行うものでございます。

11ページ、12ページの3款後期高齢者支援金等の1項1目高齢後期高齢者交付金は104万9,000円の減額、6款介護納付金の1項1目介護納付金は334万9,000円の減額を行うものでございます。

いずれも決算見込みによるものでございます。

13ページの7款共同事業拠出金は6,164万円の減額でございます。

これは、医療の再保険制度のための拠出金でございますが、そのうち1項1目高額医療費拠出金はレセプト1件80万円を超える医療費のための拠出金で1,357万1,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金はレセプト1件80万円以下の医療費のための拠出金で4,806万9,000円の減額でございます。

以上が第16号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

続きまして、議案綴りは51ページ、第17号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての御説明を申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,676万3,000円にするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページをごらんください。

初めに、歳入の3款繰入金でございますが、17万2,000円の増額でございます。

これは、決算見込みを踏まえまして、低所得者対策としての保険基盤安定繰入金を増額するものでございます。

次に、3ページ、歳出の1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入で計上した17万2,000円を広域連合に納付するための増額となります。

以上が第17号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

続きまして、議案綴りは69ページから72ページまでの第22号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

70ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億97万5,000円とすることとしております。

第2項では、款項区分ごとの金額は、71ページ、72ページの第1表歳入歳出予算によることとしております。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項に規定する一時借入金の最高額は1億円とすることとしております。

第3条は、歳出予算の流用において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合を定めております。

以上が今回の当初予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書もごらんいただきながら御説明させていただきます。

議案書71ページ、それと別冊となっております予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計の予算の3ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

3ページから4ページにかけましての1款国民健康保険税は7億788万7,000円の計上でございます。

被保険者の減少により、昨年度に比べ3,213万8,000円の減額でございます。

1項1目一般被保険者国民健康保険税は7億100万3,000円、4ページの2目退職被保険者等国民健康保険税は688万4,000円でございます。

5ページの2款使用料及び手数料は10万円の計上でございます。

これは督促手数料でございます。

5ページから6ページにかけましての3款国庫支出金は1,000円の計上でございます。

これは、制度改革により今まで町で収入していた国費は県で収入することとなりましたことから、昨年度に比べ6億1,190万5,000円の減額でございます。

また、制度改革により、財政調整交付金、6ページの療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金につきましては、予算科目から廃目となっております。

なお、5ページのシステム開発費等補助金は、事業が終了し、平成30年度には収入する予定がないことから廃目でございます。

6ページから7ページにかけましての4款県支出金は、19億2,873万円の計上でございます。

これは、制度改革により、町の保険給付費に要した費用を県が保険給付費等交付金として交付することとなりましたことから、昨年度に比べ17億5,410万9,000円の増額でございます。

1項1目保険給付費等交付金のうち普通交付金19億707万円は、歳出の時2款保険給付費のうち1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費の財源として充当されるものでございます。

また、特別交付金2,166万円は、県が収入した公費を各市町の状況に応じ交付するもので、主なものは保険者努力支援分や特定健康診査等負担金でございます。

また、制度改革により、7ページの財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金につきましては、予算科目からは廃目となっております。

次に、5款財産収入は2万円の計上でございます。

これは基金利子でございます。

8ページの6款繰入金は1億5,296万4,000円の計上でございます。

これは、今回の予算計上において基金からの繰り入れを予定しないことから、昨年度に比べ7,636万3,000円の減額でございます。

1項1目一般会計繰入金は、低所得者対策の保険基盤安定繰入金、国民健康保険運営協議会委員報酬等の職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金などの法定繰入金でございます。

また、制度改革により、基金繰入金につきましては、目ではなく項として新設されることとなりましたことから、基金繰入金の予算科目は廃目となっております。

9ページの7款繰越金は1,000万円の計上でございます。

また、制度改革により、療養給付費等交付金は町で収入しないこととなりましたので、繰越金につきましても予算科目から廃目となっております。

次に、9ページから11ページの8款諸収入は127万3,000円の計上でございます。

昨年と比べ29万4,000円の減額でございます。

そのうち、1項1目延滞金につきましては、保険税の延滞金として11万円、10ページの2項1目預金利子につきましては1,000円、3項雑入につきましては第三者納付金等で116万2,000円でございます。

12ページから13ページは、制度改革により県で収入することとなったものでございます。

したがって、町の予算科目からはなくなるものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

予算綴りは72ページ、予算に関する説明書は14ページをごらんください。

1 款総務費は1,530万3,000円の計上でございます。

国保の制度改革に伴い実施したシステム改修等が終了しておりますので、昨年度と比較して364万6,000円の減額でございます。

内訳でございますが、1 項総務管理費は1,129万1,000円の計上でございます。

これは一般管理費や国民健康保険団体連合会への負担金の計上でございます。

15ページは、2 項徴収費は361万1,000円の計上でございます。

これは賦課徴収に係る電算委託料等でございます。

16ページは3 款運営協議会費でございます。

40万1,000円の計上でございます。

これは国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、17ページから22ページまでの2 款保険給付費は19億2,325万8,000円の予算計上でございます。

被保険者の減少に加え、過去の保険給付費の決算額及び平成29年度の決算見込みを踏まえ算出した結果、昨年度と比べ1 億2,178万4,000円の減額でございます。

内訳でございますが、17ページ、18ページの1 項療養諸費は16億6,446万4,000円の計上でございます。

これは一般及び退職被保険者等の療養給付費等で、昨年度と比較して8,890万1,000円の減額でございます。

18ページから20ページまでの2 項高額療養費は2 億4,245万6,000円でございます。

これは一般及び退職被保険者等の高額療養費等で、昨年度と比較して3,142万3,000円の減額でございます。

20ページの3 項移送費は15万円でございます。

これら1 項、2 項、3 項の費用の財源につきましては、全額県からの保険給付費等交付金が充当されるものでございます。

21ページの4 項出産育児諸費は1,428万8,000円、5 項葬祭諸費は190万円の計上でございます。

これらは過去の実績等を踏まえての計上でございます。

22ページの3 款国民健康保険事業費納付金は8 億2,261万7,000円の計上でございます。

この納付金は制度改革によって新設されたもので、県が各市町村の所得水準と医療費指数をもとに算定した納付金額を町から県に支払うものでございます。

1 項医療給付費分は医療費及び基礎部分の納付金で5 億8,018万7,000円、23ページの2 項後期高齢者支援金等分は、現役世代が後期高齢者を支援するための納付金で1 億7,636万8,000円、24ページの3 項介護納付金分は、40歳から64歳までの2 号被保険者の介護納付金で6,606万2,000円でございます。

25ページの4 款共同事業拠出金は1,000円の計上でございます。

これは退職医療共同事業拠出金の事務費でございます。

これも制度改革によって、共同事業のうち高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金は県の事務となりましたことから、昨年度と比較して7 億2,106万6,000円の減額となるとともに、町の予算科目から廃目となっております。

26ページの5款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上でございます。

これは、災害、景気変動等の特別な事情により、県の財政安定化基金から納付金の財源が交付された際に要する費用としての計上でございます。

26ページから28ページまでの6款保険事業費は3,157万6,000円の計上でございます。

被保険者の減少等により、昨年度と比較して206万4,000円の減額でございます。

内訳でございますが、1項保険事業費は1,159万5,000円でございます。

これは、保険者努力支援分の特別交付金にもつながる後発医薬品差額通知を平成30年度から開始することとしたため、昨年度から145万3,000円増額しております。

27ページ、28ページの2項特定健康診査等事業費は1,998万1,000円の計上でございます。

これは、被保険者の減少により、昨年と比較して351万7,000円減額でございますが、平成30年度の新たな取り組みといたしましては、各検診会場へ行って直接特定保健指導ができるよう予算を計上してございます。

28ページ、29ページの7款基金積立金は利子分2万円の計上でございます。

8款公債費は2万2,000円の計上でございます。

これは、一時借り入れを行った場合に備え、利子の計上でございます。

30ページから32ページの9款諸支出金は317万7,000円の計上でございます。

これは所得更正による保険税の還付や前年度の精算に対するための計上でございます。

33ページの10款予備費は500万円の計上でございます。

制度改革に伴い、昨年度と比べ500万円の減額でございます。

また、33ページ最後の後期高齢者支援金等、34ページ、35ページの前期高齢者納付金等、36ページの介護納付金は、制度改革に伴い県が支払うこととなった費用であるため、町の予算科目からはなくなるものでございます。

35ページの老人保健拠出金につきましては、既に制度は終了しており、平成29年度末をもって精算期間も終了することから、町の予算科目はなくなるものでございます。

以上が第22号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、議案綴り73ページから75ページの第23号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての御説明を申し上げます。

議案綴り74ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,571万4,000円とすることとしております。

第2項では、款項区分ごとの金額は、75ページの第1表歳入歳出予算によることとしております。

以上が今回の当初予算の内容でございますが、引き続きその詳細を、別冊の説明書もごらんいただきながら御説明させていただきます。

議案書は75ページ、別冊となっております予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算の2ページをごらんいただきたいと思っております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

2ページの1款後期高齢者医療保険料は2億1,628万2,000円の計上でございます。

これは保険料率の改定等により、昨年度より1,505万5,000円の増額でございます。

2 款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で 2 万 1,000 円の計上でございます。

3 ページの 3 款繰入金は 4,800 万円の計上でございます。

これは低所得者対策等として、一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金は 1,000 円の計上でございます。

4 ページ、5 ページの 5 款諸収入は 141 万円の計上でございます。

これは、所得更正等により被保険者に保険料を還付することとなった場合、町が納めた納付金を連合会から返還してもらう必要がありますことから、その予算計上が主な内容でございます。

続きまして、6 ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 6,428 万 2,000 円の計上でございます。

これは歳出でも御説明いたしましたが、保険料率の改定等により、昨年度より 1,876 万 4,000 円の増額でございます。

被保険者からの保険料、一般会計からの繰入金を納付金として支払うものでございます。

7 ページ、8 ページの 2 款諸支出金は 140 万 6,000 円の計上でございます。

これは、所得更正等により被保険者に保険料を返還することとなった場合の還付金等が主な内容でございます。

最後に、3 款予備費は 2 万 6,000 円の計上でございます。

以上が第 23 号議案 平成 30 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から提出いたしました 8 議案につきましての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（藤田和寿君） 続きまして、福祉課長、お願いいたします。

福祉課長、杉田香織君。

[福祉課長 杉田香織君登壇]

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第 10 号議案、第 13 号議案、第 18 号議案、第 24 号議案の 4 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 10 号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 27 ページ、28 ページ、参考資料はナンバー 10 でございます。

本議案は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の介護保険料に関する改正内容と介護保険法の一部改正により、町の質問検査権が拡大することをお認めいただくとするものでございます。

今回の制度改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることにより、市町村住民税本人課税層に当たる第 7 段階から 9 段階の境目となる基準所得額をそれぞれ改めました。

さらに、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることにより、第 1 号被保険者の保険料率の段階判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除の額を控除した額を用いることとするため、条例に加えるものであります。

さらに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律が公布され、市町村の質問検査権について第2号被保険者まで対象となることから、条文の一部を改めるものでございます。

改正内容でございますが、参考資料ナンバー10の新旧対照表をごらんください。

初めに、第2条第1項第6号の「以下合計所得額という」の次に、租税特別措置法の適用について内容を加えております。

同項7号アを200万円未満に改め、同項8号アを200万円以上300万円未満に改め、同項9号アを300万円以上に改め、同項10号を10万3,680円に改め、また第15号は被保険者に改めるものでございます。

そして、この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものでございます。

以上が第10号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、第13号議案 吉田町居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の33ページから47ページ、参考資料はナンバー13でございます。

本議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の一部改正がされましたことから、これまで静岡県で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、町の条例で定めることとしたものでございます。

議案書の34ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、趣旨を規定するものでございまして、この条例は介護保険法に基づき指定居宅介護支援等支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めると規定しております。

第2条では、指定居宅介護支援事業者の資格を定め、参考資料ナンバー13にもありますように、厚生省令等を参酌した上で吉田町暴力団排除条例制定の趣旨に基づき、独自基準として定めました。

第3条では、指定居宅介護支援事業者の行う業務の基本方針を定めております。

第4条は従事者の員数を、第5条は、管理者について規定しております。

第6条は、利用者に対し運営に関する内容及び手続の説明及び同意について規定しております。

第7条は、指定居宅介護支援事業者は正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない旨を規定しております。

第8条はサービス提供困難時の対応を規定し、第9条は、被保険者の受給資格等の確認実施を規定しています。

第10条は、被保険者の介護認定の申請に係る援助について規定しております。

第11条は、指定居宅介護支援事業者の身分を証する書類の携行について規定しております。

第12条は利用料等の受領、第13条は保険給付の請求のための証明書の交付を規定しております。

第14条は指定居宅介護支援の基本取扱方針、第15条では指定居宅介護支援の具体的取扱方針が規定されています。

第16条は法定代理受領サービスに係る報告について、第17条は利用者に対し居宅サービス計画等の書類の交付、第18条は利用者に関する町への通知を規定しています。

第19条は管理者の責務を明記し、第20条は運営規定を定めるものとし、第21条は勤務体制の確保、第22条は設備及び備品等を備える旨を明記し、23条は従事者の健康管理を規定しております。

第24条は、運営規定の概要等を掲示するものとして規定しております。

第25条は秘密の保持について規定し、第26条は報告について、第27条は居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等を規定しております。

第28条は苦情の処理、29条は事故発生時の対応について規定しております。

第30条は、会計の区分を規定しております。

第31条は記録の整備について定め、参考資料ナンバー13にもありますように、厚生省令等を参酌した上で、独自基準として、介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため、居宅サービス費その他の利用料に関する書類の保管期間を5年に定めております。

第32条は準用について規定しております。

そして、施行期日は平成31年4月1日からと規定しております。

以上が第13号議案 吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

次に、第18号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書の52ページと別冊の補正予算書3号及び補正予算（第3号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

初めに、補正予算書（第3号）の1ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2億546万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,005万8,000円と定め、2項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算額は2ページの第1表歳入歳出予算補正によることをお認めいただくとするものでございます。

今回の補正は、第6期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績見込み額により、歳入歳出それぞれの予算を補正するものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

補正予算に関する説明書の2ページをごらんください。

1款保険料は1,907万9,000円を増額し、総額4億4,528万6,000円とするもので、当初の見込みに比べ65歳到達者の増、そして年金からの特別徴収の割合が増え、全体として保険料徴収見込み額が当初予算額を上回ることから増額を行うものでございます。

次に、2ページから3ページをごらんください。

3款国庫支出金は5,327万9,000円を減額し、総額3億8,854万1,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費を初め地域支援事業費における

介護予防支援事業費、包括任意事業費とそれぞれの法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4款支払基金交付金は6,473万6,000円を減額し、総額4億8,616万1,000円とするもので、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費交付金を法定負担割合分減額するものでございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

5款県支出金は3,156万5,000円を減額し、総額2億6,141万6,000円とするもので、国庫支出金と同様に、歳出の保険給付費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

7款繰入金は、7,496万2,000円を減額し、総額2億6,959万円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に一般会計繰入金の介護給付費繰入金を減額し、低所得者保険料軽減繰入金を実績見込みに合わせ増額、介護給付費準備基金繰入金は4,606万4,000円減額補正するものでございます。

次に、歳出でございます。

6ページから8ページをごらんください。

2款保険給付費は2億6,500万円を減額し、総額16億3,385万8,000円とするもので、1項1目の介護サービス等諸費を実績見込みにより減額し、2項1目高額介護サービス費、4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては実績見込みにより増額補正するものでございます。

次に、8ページ、9ページをごらんください。

3款基金積立金は5,953万7,000円を増額し、総額1億8,144万3,000円とするものです。

次に、4款の地域支援事業費は、介護予防生活支援サービス事業費を150万円減額し、介護予防ケアマネジメント事業費を実績見込みにより150万円増額するもので、総額に増減はございません。

以上が第14号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

次に、第24号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の76ページから79ページと、別冊の平成30年度予算に関する説明書の吉田町介護保険事業特別会計をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案書の77ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,589万3,000円と定め、歳入歳出の款項別の金額は次ページの第1表のとおりと定め、第2条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めることをお認めいただくとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の1ページをごらんください。

平成30年度は、第7期吉田町介護保険事業計画の初年度に当たります。

予算案につきましては、計画に沿った内容となっております。

前年度の当初予算と比較しまして、総額で1億4,248万6,000円、率にして6.9%の減となっております。

2ページをごらんください。

歳入から申し上げます。

1款保険料は、1号被保険者保険料で4億4,361万1,000円でございます。

第7期計画により、給付費及び被保険者数等をもとに、第1号被保険者の保険料をこれまでの第6期計画と同額の月額4,800円と設定をいたしました。

これまで積み立ててきました介護給付費準備基金を3年間で1億2,500万円取り崩すこととし、保険料の上昇を抑え、被保険者の負担軽減を図りました。

内容は、特別徴収保険料が3億8,473万5,000円、普通徴収保険料が滞納繰越分を合わせて5,887万6,000円でございます。

2款使用料及び手数料は3万1,000円で、督促手数料等でございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

3款国庫支出金は4億832万2,000円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金でそれぞれ法定負担割合により計上させていただいております。

4款支払基金交付金は4億8,932万8,000円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で、第2号被保険者の負担分になります。

第7期計画から、負担割合が28%から27%に変更されました。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

5款県支出金は2億7,451万7,000円で、介護給付費県負担分負担金、地域支援事業補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

6款財産収入は2万円で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に7ページをごらんください。

7款繰入金は2億9,397万2,000円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、そして低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

8款繰越金は100万円で、前年度繰越金でございます。

9ページをごらんください。

9款諸収入は509万2,000円で、介護予防事業利用料や任意事業利用料が主な収入でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

11ページから14ページをごらんください。

1款総務費は3,866万2,000円で、介護保険事業運営に係る必要な経費で、介護保険制度運営事業費や介護認定審査会事業費が主な事業となっております。

次に、14ページから17ページをごらんください。

2款保険給付費は16億9,079万7,000円で、1項介護給付費は居宅介護サービスや地域密着型サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、そして2項高額介護サービス諸費はサービス利用者が一定の上限を超えた時に支払われる給付費です。

4項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が施設サービスを利用した食費や居住費に対して限度額を超えた分を支給するものです。

いずれも第7期介護保険事業計画に沿った給付見込額を計上させていただいております。次に、18ページをごらんください。

3款基金積立金は2万円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

次に、18ページから24ページをごらんください。

4款地域支援事業費は1億8,512万7,000円で、平成29年4月から要支援者等が事業対象となる新しい総合事業が始まり、介護予防サービスの訪問及び通所介護が地域支援事業へ移行し、新たに緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスが展開されています。

1項介護予防生活支援サービス事業費では、主に総合事業に移行した通所と訪問サービスに係る事業費と、30年度から新たに訪問型短期集中リハビリ事業が含まれております。

また、20ページの2項の包括的支援任意事業費は、従来から社会福祉協議会に委託し実施しております地域包括支援センター運営事業、認知症施策推進事業や生活支援体制整備事業に加え、在宅医療介護連携推進事業でございます。

次に、25ページをごらんください。

5款諸支出金は28万7,000円で、保険料の還付金及び補助金等の償還金、一般会計繰出金でございます。

6款予備費は100万円でございます。

以上が第24号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

以上、福祉課から4件の議案につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、お願いいたします。

こども未来課長、内田宏一君。

〔こども未来課長 内田宏一君登壇〕

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第12号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の31ページ、32ページ及び参考資料ナンバー12をごらんください。

本議案は、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に条項ずれが生じて改正されたことによるものです。

この改正内閣府令は、平成30年1月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されますが、当町の吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、改正前の内閣府令を参考基準にして定めたものであることから、条例の中でも引用している当該法の項にずれが生じたために、必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、条例第15条第1項第2号中に同条第9項としていたものを同条第11項に改めるものでございます。

なお、施行期日は、附則で改正内閣府令の施行日である平成30年4月1日とすることといたしました。

以上が第12号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いいたします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、第9号議案、第28号議案、第29号議案の3議案について御説明申し上げます。

初めに、第9号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書25ページ、26ページ、参考資料ナンバー9をごらんください。

本議案は、都市公園法施行令の改正が行われたことに伴いまして発生いたしました規定を追加するものでございます。

また、あわせて軽微な用語の修正を行うものでございます。

内容といたしましては、都市緑地法の改正による市民緑地認定制度の創設に伴い、都市公園法施行令第1条の2の改正がなされ、この規定は都市公園法第3条第1項に規定する都市公園の設置基準の参酌基準に該当するため、吉田町都市公園条例において同様の規定内容としておることから、同条と同様の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、軽微な用語の修正といたしまして、第1条の2第1号中「一人当たり」を漢数字の一から洋数字の1に改め、住民1人当たりの敷地面積の標準の算定に係る特例の追加といたしまして、10平方メートルの次に（町の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項もしくは第2項の規定による市民緑地契約または同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に市民緑地という）が損する時は、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を除いて得た面積）を（5平方メートル）の次に（当該市街地に市民緑地が損する時は5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、第28号議案、第29号議案の2議案について御説明いたします。

それでは、第28号議案 町道の路線廃止について御説明いたします。

議案書の87ページ、88ページ及び参考資料ナンバー18をごらんいただきたいと思います。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止しようとするものでございます。

今回廃止する路線につきましては10路線でございます。

初めに、防潮堤川尻工区の整備に伴い廃止しようとする5路線について御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページから6ページまでをごらんください。

一つ目の路線は古川川尻線で、延長が2,553.4メートル、幅員が3.5メートルから23.5メートルでございます。

二つ目の路線は東名川尻幹線で、延長が2,871.1メートル、幅員が8.5メートルから29メートルでございます。

三つ目の路線は山通り浜河原線で、延長が1,244.2メートル、幅員が5.5メートルから19.6メートルでございます。

四つ目の路線は西向き浜町1号線で、延長が557.2メートル、幅員が2.4メートルから17.9メートルでございます。

五つ目の路線は川尻吉田港線で、延長が81.3メートル、幅員が7メートルから12.9メートルでございます。

これら5路線の海岸保全区域内の占用部分につきましては、今後進めてまいります防潮堤整備に伴い、一旦廃止をお願いするものでございます。

また、認定の時にも御説明させていただきますが、廃止部分以外の区域につきましては再認定をお認めいただくとするものでございます。

次に、浜田土地区画整理事業により進められている道路整備に伴い、廃止しようとする5路線について御説明を申し上げます。

資料の7ページと8ページをごらんください。

一つ目の路線は西向き5号線で、延長が493.9メートル、幅員が1.8メートルから7.1メートルでございます。

二つ目の路線は西向き南線で、延長が89.4メートル、幅員が1.8メートルから2.6メートルでございます。

三つ目の路線は成因寺南通り線で、延長が274.4メートル、幅員が2.2メートルから3.7メートルでございます。

四つ目の路線は川尻浜河原線で、延長が439.8メートル、幅員が4.2メートルから7.1メートルでございます。

五つ目の路線は西向き浜河原4号線で、延長が482メートル、幅員が2.3メートルから9.6メートルでございます。

それぞれ道路の区間の一部または全部が浜田土地区画整理事業の換地となるため、一旦廃止をお願いするものでございます。

以上が町道の路線廃止についてでございます。

次に、第29号議案 町道の路線認定についてでございます。

議案書の89ページ、90ページ及び参考資料ナンバー19をごらんください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするものでございます。

今回認定する路線につきましては13路線でございます。

初めに、防潮堤川尻工区の整備に伴い再認定しようとする5路線について説明申し上げます。

それでは、資料の1ページから6ページをごらんください。

一つ目の路線は古川川尻1号線で、延長が1,103メートル、幅員が7.3メートルから35メートルでございます。

二つ目の路線は古川川尻2号線で、延長が605.1メートル、幅員が6メートルから35メートルでございます。

三つ目の路線は東名川尻幹線で、延長が2,852メートル、幅員が8.5メートルから31メートルでございます。

四つ目の路線は山通り浜河原線で、延長が1,216.2メートル、幅員が5.9メートルから27.3メートルでございます。

五つ目の路線は西向き浜町1号線で、延長が532.7メートル、幅員が2.4メートルから9.9メートルでございます。

廃止の説明の時にも御説明申し上げましたとおり、防潮堤整備に伴う廃止区域を除いた部分について再認定をお願いするものでございます。

そのうち古川川尻線につきましては、防潮堤整備により起点側と終点側に2分割されることから、古川川尻1号線と古川川尻2号線の2路線に分けての認定としております。

次に、浜田土地区画整理事業により進められている道路整備に伴い認定しようとする8路線について御説明申し上げます。

資料の7ページと8ページをごらんください。

一つ目の路線は西向き5号線で、延長が336.6メートル、幅員が4.4メートルから12メートルでございます。

二つ目の路線は成因寺南通り線で、延長が222.9メートル、幅員が3.5メートルから10.2メートルでございます。

三つ目の路線は川尻浜川線で、延長が438.5メートル、幅員が6メートルから10.3メートルでございます。

四つ目の路線は西向き浜河原4号線で、延長が451.7メートル、幅員が3.5メートルから9.6メートルでございます。

五つ目の路線は西向き7号線で、延長が198.5メートル、幅員が6メートルから10.6メートルでございます。

六つ目の路線は西向き8号線で、延長が187メートル、幅員が6メートルから10.3メートルでございます。

七つ目の路線は西中4号線で、延長が110.1メートル、幅員が6メートルから10.2メートルでございます。

八つ目の路線は西向き9号線で、延長が40.6メートル、幅員が4メートルでございます。

西向き5号線、成因寺南通り線、川尻浜川線につきましては換地処理により道路線形が変更されており、西向き浜河原4号線につきましては道路延長が減少することから再認定をお願いするものでございます。

西向き7号線、西向き8号線、西中4号線、西向き9号線につきましては新たな道路として認定をお願いするものでございます。

以上が町道の路線認定についてでございます。

建設課に係る条例の改正及び町道の廃止、認定3議案の説明を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いいたします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第19号議案、第25号議案、第26号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第19号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

別冊の吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

表紙の次ページに記載されております第1条第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,117万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,196万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は地方債の補正で、2ページの（第2表）地方債補正のとおり公共下水道事業に充当する起債限度額を減額し、2億3,230万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

以上の補正予算の内容につきまして詳細を御説明申し上げますので、別冊の補正予算（第3号）に関する説明書の2ページをごらんください。

初めに歳入でございます。

4款繰入金は1,178万円の減額でございます。

○議長（藤田和寿君） 課長、もう一度お願いします。

○上下水道課長（山脇一浩君） 117万8,000円の減額でございます。

これは、歳出1款1項公共下水道事業費のうち、1目管渠建設費の職員人件費に係る増額と町単排水設備建設費に係る減額により、財源である繰入金を減額するものでございます。

7款町債は2,000万円の減額でございます。

これは、下水道事業債について、歳出1款1項公共下水道事業費1目管渠建設費の町単管渠建設費に係る減額分2,000万円の起債について減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページをごらんください。

1款公共下水道事業費は2,117万8,000円の減額でございます。

その内訳でございますが、1目管渠建設費の1の事業、職員人件費は人事院勧告に基づく給与改定に伴い、一般職員給を増額するものでございます。

3の事業、町単管渠建設費は2,000万円を減額するもので、事業実績により町単下水道管渠整備工事費を2,000万円減額するものでございます。

4の事業、町単排水設備建設費は120万円を減額するもので、事業実績の見込みにより排水設備公共マス設置手数料を減額するものでございます。

以上が平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、第25号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案綴りの81ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億181万7,000円とし、款項の区分及び当該部分ごとの金額は、82ページに掲げました第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、83ページに掲げました第2表地方債のとおり、公共下水道事業について2億4,100万円の地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、82ページの第1表歳入歳出予算につきまして、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の公共下水道事業特別会計の2ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金の予算額は1,032万5,000円で、これは公共下水道受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料の予算額は9,076万3,000円で、これは下水道使用料と指定工事店証手数料でございます。

3ページの3款国庫支出金の予算額は1億8,780万円で、下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

4款繰入金の予算額は6億6,091万4,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

5款繰越金の予算額は500万円で、前年度決算による繰越金でございます。

6款諸収入の予算額は601万5,000円で、受益者負担金に対する延滞金督促状、貯金利子及び消費税還付金でございます。

7款町債の予算額は2億4,100万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをごらんください。

1款1項公共下水道事業費の1目管渠建設費のうち、1の事業、職員人件費でございます。

予算額は4,007万5,000円で、財源は全て繰入金でございます。

上下水道課下水道室の職員6名中5人分の給料、職員手当等共済費を計上したものでございます。

次に、2の事業、公共管渠建設費でございます。

予算額は1億7,356万3,000円で、財源は国庫支出金のほか地方債、負担金、繰入金でございます。

8ページ、ストックマネジメント策定業務委託料につきましては、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や予防保全型施設管理の導入による安全の確保等計画的な維持修繕及び改築を行い、良質な下水道サービスが持続的に提供できるよう、維持修繕及び改築に関する計画を策定しようとするものでございます。

公共下水道管渠整備については、参考資料ナンバー15の1ページ、2ページをあわせてごらんください。

管渠整備箇所は、役場庁舎北側の国道150号から町道上吉田線や町営住宅松下団地東側の役場山の根線などを、開削工法で施工するものでございます。

地震対策工事は、住吉西浜公会堂南側の町道西山4号線に整備しました公共下水道汚水幹線のマンホール浮上防止対策を実施するものでございます。

次に、3の事業、町単管渠建設費でございます。

予算額は8,760万1,000円で、財源は繰入金、地方債などでございます。

主な支出は、9ページの町単下水道管渠整備工事費や水道管移設補償費などでございます。

次に、4の事業、町単排水設備建設費でございます。

予算額は237万9,000円で、財源は繰入金、手数料でございます。

主な支出は、排水設備、公共マス設置手数料でございます。

次に、2目管渠維持管理費、2の事業、管渠維持管理費でございます。

予算額は950万8,000円で、財源は全て繰入金でございます。

主な支出は、マンホール内ポンプの電気使用量、10ページに移っていただいて、ポンプ等保守点検委託料と新たな管渠や排水設備をデータ化する下水道情報管理システム整備委託料などでございます。

次に、10ページの3目浄化センター維持管理費のうち、1の事業、職員人件費でございます。

予算額は1,054万3,000円で、財源は全て繰入金でございます。

職員1人分の給料、職員手当等共済費を計上したものでございます。

次に、11ページの2の事業、浄化センター維持管理費でございます。

予算額は1億1,821万1,000円で、財源は使用料、繰入金などでございます。

汚水処理に要する費用でありまして、主な支出は浄化センターの運転管理業務、汚泥処理業務及び機械電気設備点検業務委託などでございます。

次に、12ページの4目浄化センター建設費のうち2の事業、公共浄化センター建設費でございます。

予算額は1億8,844万4,000円で、財源は国庫支出金と地方債などでございます。

浄化センターの耐震化を図るための地震対策実施設計委託料と下水道施設のライフサイクルコストの低減化や予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、計画的な維持修繕及び改築を行うための計画でございます。ストックマネジメント策定業務委託料でございます。

施設整備につきましては、長寿命化計画に基づく浄化センターの電気設備と機械設備の更新工事でございます。

電気設備更新工事については、平成29年度に債務負担行為を設定して実施しております工事でございます。

次に、3の事業、町単浄化センター建設費でございます。

予算額は1,530万3,000円で、財源は地方債などでございます。

工事監理業務委託料は、長寿命化計画に基づく浄化センターの電気設備と機械設備の更新工事の監理委託料でございます。

また、13ページ、地方公営企業法適用化業務委託料は、地方公営企業法適用に向けた下水道固定資産の調査、評価を行う業務と、企業会計システムの導入に要する委託料でございます。

次に、2款1項公債費の1目元金、2の事業、元金でございます。

予算額は4億3,285万6,000円で、財源は全て繰入金でございます。

これは、過去の建設費に充てた下水道事業債にかかわる償還金で、償還計画に基づく償還でございます。

次に、2目利子、2の事業でございます。

予算額は1億2,233万4,000円で、財源は全て繰入金でございます。

これは、年次償還に基づくものと、一時借入金の償還利子を計上してございます。

次に、14ページ、3款1項予備費の予算額は100万円でございます。

以上が平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の概要で、歳入歳出それぞれ12億181万7,000円と定めさせていただくものでございます。

続きまして、第26号議案 平成30年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度吉田町水道事業会計予算について、別冊の平成30年度吉田町水道事業会計予算参考資料ナンバー16の1、平成30年度吉田町水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー16の2、平成30年度吉田町水道事業会計予算資料により御説明申し上げます。

平成30年度吉田町水道事業会計予算の1ページをごらんください。

第2条、業務の予定量でございます。

給水戸数は1万3,712戸です。

これは、昨年度と今年度の12月時点の世帯数の増加率を、昨年度の予定給水件数に乗じて算出いたしました。

年間総配水量は455万6,000立米です。

これは、平成27年度から29年度までの3年間の期別ごとの配水量の増減率を算出し、その平均値に平成29年度の予定配水量を乗じた数値の値を平成30年度の年間総配水量としました。

1日平均給水量は1万997立米で、これは平成30年度の年間総配水量を平成28年度の有収率と365日で除して算定いたしました。

主要な建設改良事業は、配水管布設替工事の事業費として2億5,066万円をお認めいただくこととさせていただきます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額は税込金額でございます。

収入の第1款の水道事業収益は5億8,712万5,000円、支出の第1款の水道事業費用は5億4,386万2,000円とすることをお認めいただくこととさせていただきます。

次に2ページ、3ページをごらんください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額も税込金額でございます。

収入の第1款の資本的収入は1億1,142万1,000円、支出の第1款の資本的支出は4億1,112万5,000円とすることをお認めいただくこととさせていただきます。

また、資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は2億9,970万4,000円になります。

この不足金額を、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円など、過年度分消費税資本的収支調整額1,469万円、過年度分損益勘定留保資金8,961万4,000円、当年度分損益勘定留保資金9,540万円で補填することをあわせてお認めいただくとするものでございます。

第5条は、債務負担行為でございます。

これは、川尻の大幡川に新設する橋梁工事にあわせて配水管を新設する工事について、期間を平成31年度末とし、限度額を700万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

第6条は企業債で、建設改良事業について8,000万円の企業債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第7条は一時借入金で、借り入れの限度額を5,000万円にすることをお認めいただくとするものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条の棚卸資産購入限度額をお認めいただくとするものでございます。

以上が平成30年度吉田町水道事業会計予算の内容でございます。

続きまして、平成30年度吉田町水道事業会計予算附属書類について、主なところを中心に御説明申し上げます。

参考資料ナンバー16の1、平成30年度吉田町水道事業会計予算附属書類の目次をごらんください。

この目次の項目の中で税込金額で記載しているものは、平成30年度吉田町水道事業会計予算実施計画、給与費明細書、平成30年度吉田町水道事業会計予算執行計画であります。

その他の項目につきましては、税抜き金額で記載してあります。

附属資料の1ページをごらんください。

これは平成30年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入から御説明させていただきます。

水道事業収益は5億8,712万5,000円を予定しております。

その内訳として、営業収益の給水収益は5億2,232万8,000円を予定額とするものでございます。

これは、水道料金の算出根拠のもととなる有収水量を394万1,624立米とし、その有収水量に供給単価122.7円と消費税を乗じて算出したものでございます。

受託工事収益は108万円を予定額とするものでございます。

これは、消火栓の修繕などでございます。

その他の営業収益は174万8,000円を予定額とするものでございます。

これは、材料検査及び設計審査などの手数料や消火栓維持管理料でございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は2万円を予定額とするものでございます。

これは、減債積立金、建設改良積立金の利息でございます。

長期前受金戻入は5,596万8,000円を予定額とするものでございます。

これは、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益は598万1,000円を予定額とするものでございます。

これは、下水道使用料算定資料の提供に係る負担金、コピー代などでございます。

次に、2ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

水道事業費用は5億4,386万2,000円を予定しております。

その内訳としまして、営業費用の原水、浄水及び配水給水費は1億4,976万6,000円を予定額とするものでございます。

主な支出は、職員3名分の人件費、経営戦略策定業務委託などの委託料、水道施設の修繕費、動力費などでございます。

受託工事費は168万円を予定額とするものでございます。

主な支出は、消火栓などの修繕費などでございます。

業務費は4,479万8,000円を予定額とするものでございます。

主な支出は、職員4名分の人件費、料金システム使用料、検針業務委託などの委託料でございます。

総係費は2,885万8,000円を予定額とするものでございます。

主な支出は、職員2名分の人件費、平成29年度分の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などでございます。

減価償却費は2億3,409万2,000円を予定額とするもので、配水管などの構築物、量水器などの機械及び装置などの減価償却費でございます。

資産減耗費は1,034万2,000円を予定額とするもので、配水管の布設がえ工事による配水管除却費でございます。

その他営業費用は11万2,000円を予定額とするもので、公用車の車検に伴う重量税や代行料などでございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は5,227万1,000円を予定額とするもので、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息などでございます。

繰延資産償却は424万円を予定額とするもので、変更認可申請書作成及び財政シミュレーション作成費用を毎年度均等に償却する費用でございます。

雑支出は3万2,000円を予定額とするもので、仕入控除できない仮払消費税でございます。

消費税は1,667万円を予定額とするもので、仮受消費税から仮払消費税を差し引いたものでございます。

その他特別損失は1,000円を予定額とするもので、不慮の事態に備えるためのものがございます。

予備費は100万円を予定額とするものでございます。

次に、平成30年度吉田町水道事業会計予算実施計画の資本的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入について御説明させていただきます。

資本的収入は1億1,142万1,000円を予定しております。

その内訳として、企業債は8,000万円を予定額とするものでございます。

これは、水源から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管を耐震化する基幹管路耐震化事業と、配水池から避難所までのルートを耐震化する耐震ネットワーク事業に対して起債を借り入れるものでございます。

他会計出資金は120万円を予定額とするもので、新設消火栓2基分の設置費でございませぬ。

国庫（県）支出金は433万3,000円を予定額とするもので、上水道事業に対して交付される静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございませぬ。

その他資本的収入は2,588万8,000円を予定額とするものでございませぬ。

その内訳として、工事負担金は1,772万6,000円を予定額とするもので、下水道関連工事に伴う補償費とするものでございませぬ。

また、加入分担金は816万2,000円を予定額とするもので、13ミリ、20ミリなどの量水器出庫に伴い、給水申込書から徴収するものでございませぬ。

次に、4ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

資本的支出は4億1,112万5,000円を予定しております。

建設改良費は2億5,066万を予定額とするものでございませぬ。

主な支出は、委託料、工事請負費などでございませぬ。

固定資産購入費は165万2,000円を予定額とするもので、新品の13ミリ、20ミリなどの量水器を出庫する費用及び公用車を購入する費用でございませぬ。

企業債償還金は1億5,881万3,000円を予定額とするもので、財務省及び地方公共団体金融機構から借入金の元金を償還する費用でございませぬ。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

これは、平成30年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございませぬ。

1の業務活動において2億2,989万8,000円の現金が増える予定であります。

また、2の投資において2億2,085万9,000円、3の財務活動において7,770万2,000円の現金が減る予定であります。

この結果、平成30年度は6,866万3,000円の現金が減り、平成30年度期末には現金が3億8,082万円となる予定であります。

次に、22ページから26ページまでをごらんください。

これは、平成30年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございませぬ。

初めに、23ページをごらんください。

2の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で御説明したように3億8,082万円となる予定であります。

また、未収金については、現年度分の水道料金などにして2,475万9,000円となる予定であります。

次に、24ページをごらんください。

4の流動負債の未払金については、平成30年度の消費税納入分として825万3,000円となる予定であります。

次に、26ページをごらんください。

利益剰余金のハに記載されております当年度末処分利益剰余金については、1億3,523万2,000円となる予定であります。

その内訳としましては、平成30年度当年度純利益が3,174万7,000円、前年度繰越利益剰余金が348万5,000円、その他未収金利益剰余金変動額が1億円となります。

次に、27ページから36ページまでは、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細を記載させていただきました。

また、37ページから31ページまでは、注記としまして、重要な会計方針などを記載させていただきましたので、御確認いただければと思います。

最後になりましたが、参考資料ナンバー16の2、平成30年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1ページから3ページまでは平成30年度執行予定事業一覧表で、請負工事と業務委託を記載しております。

事業種別に耐震化と記載してある工事が、起債の借入れを行う事業でございます。

また、4ページ、5ページは、予算執行計画書比較、6ページは資本的支出補填財源の一覧表、7ページは予定繰延資産償却明細、8ページから10ページは平成30年度に実施を予定しております請負工事の事業予定箇所を記載させていただきましたので、御確認いただければと思います。

以上が第26号議案 平成30年度吉田町水道事業会計予算についての概要でございます。

上下水道課から3件につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。

再開を午後3時とします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時58分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず最初に、上下水道課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 先ほどの資料で訂正がございます。

参考資料ナンバー16の1、平成30年度吉田町水道事業会計予算付属資料書類でございます。

申しわけございません。資料3ページになります。

資本的収入及び支出の1番、資本的収入の項の部分です。

1、2、3、3となっております一番下の、3になっているその他資本的収入を4に修正させていただきます。

申しわけございません。よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、理事兼学校教育課長、お願いいたします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

〔理事兼学校教育課長 栗林芳樹君登壇〕

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

学校教育課から、第27号議案 吉田町牧之原市広域施設組合理約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の85ページ、86ページ、また参考資料ナンバー17をごらんください。

本議案は、一部事務組合である吉田町牧之原市広域施設組合理約を変更しようとするものであり、一部事務組合の規約の変更にあたっては、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとする地方自治法第290条の規定に基づき上程をさせていただくものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、吉田榛原学校給食共同調理場の経費について、現行の児童・生徒数割は提供対象学校における給食提供回数が均一であることを前提としているものであるのに対し、平成29年度から牧之原市内に所在する学校と吉田町内に所在する学校との間の給食提供回数に差異が生じる状況が出始め、この状況が平成30年度からも継続される見込みとなっていることに鑑み、平成30年度からは年度における年間の計画給食提供食数をもとにした提供食数割へと負担ルールを改めるべく、規約の別表の一部を変更しようとするものでございます。

また、附則において施行期日を平成30年4月1日からとするものでございます。

以上が第27号議案 吉田町牧之原市広域施設組合理約の一部を変更する規約についての説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第14号議案及び第27号議案の2議案につきましては、この後全員協議会で内容確認を行い、6日に審議を行います。

また、第20号議案1議案につきましては、あす2日に項目ごとの詳細説明を行い、13日に質疑、最終日22日に討論、表決を行います。

第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第22号議案、第23号議案、第24号議案、第25号議案及び第26号議案の11議案につきましては、9日に質疑を行い、最終日22日に討論、表決を行います。

その他の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第28号議案、第29号議案及び第30号議案の16議案につきましては、最終日22日に審議をしますので、よろしくお願いたします。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第36、発議案第1号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案については、提出者、議会運営委員会委員長大塚邦子君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 10番、大塚です。

発議案第1号 吉田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

吉田町議会会議規則（昭和39年吉田町議会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成30年3月1日提出、吉田町議会議長、藤田和寿様。

提出者、議会運営委員会委員長、大塚邦子。

本発議案の提出の理由につきまして説明をいたします。

理由といたしましては、地方自治法第100条第12項中には、会議規則の定めるところにより、議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる旨規定されていることから、吉田町議会基本条例の目標達成に必要な議会改革に取り組むに当たり、全議員で構成する議会改革推進会議を設置するため、吉田町議会会議規則の一部改正を行うものであります。

それでは、内容の概要について御説明いたします。

まず、第17章、全員協議会の後に「及び議会改革推進会議」をつけます。

また、第122条として、議会改革推進会議、法第100条第12項の規定により、議会の運営に関し協議または調整を行うための場として、議会改革推進会議を設ける。

第2項、議会改革推進会議は議員の全員で構成し、座長が招集する。

ただし、座長が選任されるまでの間は、議長が招集する。

第3項、議会改革推進会議の運営その他必要な事項は、議会改革推進会議の会議において別に定める。

122条はそのまま条ずれで123条になり、123条も条項ずれで第124条になります。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行する。

以上が概要となります。

よろしく願いいたします

○議長（藤田和寿君） 説明が終わりました。

これから発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

大塚委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 3時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会2日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第20号の詳細説明

- 議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。
日程第1、第20号議案 平成30年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。
これから、第20号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。
初めに、歳入の1款から10款及び20款について説明を願います。続けて、歳出の説明を順次お願いします。
なお、歳入の11款から19款までは、歳出の説明に合わせてお願いいたします。
説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により、項目順に各事業区分に沿って、わかりやすく簡潔にお願いいたします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席でお願いします。
それでは、歳入の1款から10款まで及び20款についての説明を求めます。
初めに、税務課長、お願いいたします。
税務課長、松浦伸子君。
- 税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。
お手元の予算に関する説明書により、歳入1款町税について御説明申し上げます。
1ページをごらんいただきたいと思います。
平成30年度の町税予算額は53億8万6,000円でございます。前年度対比1億8,017万5,000円、3.5%の増でございます。
続きまして、税目ごとに申し上げます。
3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。
1項町民税でございますが、21億9,299万5,000円を計上いたしました。前年度対比2億3,110万8,000円の増でございます。個人町民税につきましては、現年度課税分の所得割額14億6,912万4,000円、前年度対比2,226万2,000円の増でございます。これは雇用情勢が改善していること、現金給与総額は緩やかに増加していることなどにより、平成29年度の課税状況

につきましても、前年度より増加していることから、平成30年度については増額となっております。

均等割額は5,554万2,000円、前年度対比75万5,000円の増でございます。納税義務者の増加によるものでございます。

滞納繰り越し分につきましては、現年度分の徴収を強化していることもあり、過年度分として繰り越される額が年々減少しているところでございます。平成29年度の決算見込み額から前年度対比375万8,000円を減額いたしまして、2,024万2,000円を計上しております。

次に、法人町民税でございますが、6億4,808万7,000円を計上いたしました。現年度課税分の法人税割額5億3,888万1,000円、前年度対比で2億468万1,000円の増でございます。予定納税を含め、法人町民税申告見込み額調査を行い、企業の状況を判断し、平成29年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。均等割額は1億910万6,000円、前年度対比716万8,000円の増でございます。平成29年度の課税状況に基づき予算計上をいたしました。

次に、2項固定資産税でございますが、25億9,928万円を計上いたしました。固定資産税の現年課税分は25億7,958万3,000円、前年度対比4,382万9,000円の減でございます。土地につきましては、30年度の評価替えに伴い、評価額の修正及び地目変更等を含め試算を行い、8億960万3,000円を計上いたしました。前年度対比で267万3,000円の減額でございます。

町内の地価につきましては、開発等により地目変更が行われている状況ではございますが、沿岸部の地価下落が続いており、町内の地価の平均下落率は2.5%、最高下落率は8.1%となっております。続きまして、家屋につきましては、11億1,255万8,000円、前年度対比4,880万2,000円の減でございます。平成29年減失分の減、新築家屋分の増額を見込み、平成30年評価替えにつきましては、平成28年7月の物価水準に基づき、木造家屋が1.05、非木造家屋が1.06で再評価を行い、経年減額を行い、資産を行ったものでございます。

償却資産につきましては、経年の下落率に企業への見込み調査を行い、平成29年度の課税状況から判断いたしまして6億5,742万2,000円、前年度対比764万6,000円の増となっております。滞納繰り越し分につきましては、平成29年度の決算見込み額から1,700万円を計上しております。固有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、家屋について県の算定基準をもとに算定し、269万7,000円を計上しました。

続きまして、3項軽自動車税でございます。現年課税分8,718万6,000円で、前年度対比503万6,000円の増でございます。主な増額の要因といたしまして、登録台数の大きな増減はございませんが、重課税率を適用するものが増加したことによるものでございます。滞納繰り越し分につきましては、平成29年度の決算見込みにより計上をいたしました。

続きまして、4項たばこ税でございます。現年課税分1億8,991万8,000円、前年度対比539万1,000円の減でございます。前年度の課税状況により見込み本数を算出し予算計上をいたしました。

次に、5項都市計画税でございますが2億3,010万7,000円、前年度対比680万7,000円の減でございます。土地につきましては1億708万1,000円、前年度対比142万2,000円の減額でございます。家屋につきましては1億2,172万6,000円、前年度対比545万5,000円の減でございます。滞納繰り越し分につきましては、平成29年度の決算見込みにより計上いたしました。

以上が1款町税の状況でございます、御審議よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、企画課に関します歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書5ページから6ページをごらんください。

2款地方譲与税は9,590万円でございます。これは地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,670万円、2項自動車重量譲与税6,920万円を計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金は680万円でございますが、これは個人県民税で集められた利子割の合計額を過去3年分の配分率で算定した額となりますことから、景気動向を勘案して計上するものでございます。

4款配当割交付金は1,750万円を計上するものでございます。これは県民税として特定配当等の額の5%を課税し、収入された額から所要額を控除した100分の64.6相当額を各市町に交付されるものでございます。

次に、7ページ、8ページをごらんください。

5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、2,420万円の計上となっております。県民税として一括して徴収されるもので、その徴収額の一部が市町村に配当されるものでございます。

6款地方消費税交付金につきましては6億630万円でございます。これは県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は直近の国勢調査結果による各市町の人口と、経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されるものでございます。

なお、別添の参考資料ナンバー14の19ページをごらんいただきますと内訳を計上させていただいております。総額2億3,703万7,000円が社会保障財源として予算となりますので、後ほどこのナンバー14、19ページをごらんいただきたいというふうに思います。

説明書に戻ります。

8ページの7款自動車取得税交付金につきましては3,680万円の計上でございます。これは県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引いた額が交付されます。市町への配分基準は道路の延長と面積となります。

8款地方特例交付金につきましては2,800万円の計上でございます。これは個人住民税におけます住宅借入金等特別税額控除の実績に伴う地方団体の減収を補填するために交付されるものでございます。

次に、9ページ、10ページをごらんください。

9款地方交付税につきましては3億6,700万円の計上でございます。普通交付税2億6,700万円のほか、前年度と同額となります1億円の特別交付税を計上しております。

10款交通安全対策特別交付金につきましては400万円でございます。これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込み額から事務費相当額を控除した額が都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、34ページをごらんください。

20款町債となります。町債につきましては8億5,150万円を計上するものでございます。1項1目の総務債につきましては、生活交通車両整備事業に1,640万円、同じく2目民生債につきましては、放課後児童クラブ施設整備事業に7,050万円を計上するものでございます。3目農林水産債につきましては6,650万円を計上するものでございます。津波防災ステーション機器改修事業に4,350万円、水産基盤整備事業に330万円、水産物供給基盤機能保全事業に760万円、漁港環境整備事業に1,210万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、2目土木債は1億9,080万円の計上でございます。これは道路照明改修事業、吉田町内道路舗装修繕事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業、青柳北原4号線道路改良事業、吉田町内橋梁改修事業にそれぞれ充てるための起債といたしまして、道路橋梁債1億3,110万円を計上しております。

35ページをお開きください。

土木債の説明の続きになりますが、稲荷川改修事業、大幡川改修事業、河川護岸改修事業に充てるための起債といたしまして、河川債4,380万円を計上してございます。また、住吉団地改修事業、松下団地改修事業に充てるための起債といたしまして、住宅債1,590万円を計上するものでございます。

次に、5目消防債は1億600万円の計上でございます。これは消防救急車両整備事業、消防ポンプ車両整備事業や同報無線デジタル化整備事業に充てるための起債でございます。

次に、6目教育債は2,130万円の計上でございます。これは校務支援システム更新事業に充てるための起債でございます。

最後に、7目臨時財政対策債でございますが、これは国の地方交付税の財源不足につきまして、国と地方との折半ルールに基づいて借り入れを行う制度のもと、町で地方債を発行するものでございます。制度の性格から、この起債につきましては全額一般財源となるものでございますが、平成30年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を3億8,000万円と推計して計上しております。

以上が歳入の2款から10款及び20款に関します内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願いいたします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

一般会計予算に関する説明書の36ページから38ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

36ページから37ページ、2の事業、議会運営費は6,840万4,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容でございます。前年度と比べまして、議員期末手当が増額し、議員共済費の給付費負担金は負担率が下がったことにより減額となっております。

次に、37ページから38ページ、3の事業、議会調査活動費でございますが、こちらは458万3,000円でございます。この事業は主に議員に係る研修、常任委員会等の活動費を計上し

ております。前年度と比べまして、平成30年度に開催が想定される会議に合わせ、旅費が微増しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、お願いいたします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、平成30年度吉田町一般会計予算に関する説明書の事項別明細書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、説明書の39ページから40ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。

予算額は4,355万円で、財源内訳は、一般財源のほかに県支出金及び諸収入でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、例規集などの追録代を初め、後納郵便代など経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書の41ページの3の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は55万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。表彰状及び感謝状受賞者への記念品代が主なものでございます。

次に、説明書41ページの4の事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でございます。予算額は3,052万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ分担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、説明書の41ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。予算額は421万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めるもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーター4人分の賃金が主なものでございます。

次に、説明書の42ページ、43ページの2款1項2目文書広報費、2の事業の広報・広聴事業費でございます。予算額は1,078万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田による放送番組制作委託料が主なものでございます。また、昨年度から開始いたしましたスマートフォンやタブレットを活用した新たな情報発信アプリケーション「よしだポケットニュース」の保守管理料も計上させていただいております。

次に、説明書の44ページ、45ページの2款1項5目財産管理費、2の事業の庁舎管理費でございます。予算額は6,775万4,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料など役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。また、電気料につ

きましては、照明のLED化や新電力会社への切りかえをを行ったことから、経費の削減につながっております。

次に、説明書の46ページの3の事業、公有財産管理費でございます。予算額は2,190万円で、財源は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、土地借上料など、経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書46ページ、47ページの4の事業、公用車管理費でございます。予算額は326万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。総務課管理車両は昨年度から1台ふえ、11台となっております。

次に、説明書の47ページの5の事業、契約管理費でございます。予算額は190万1,000円で、財源は全て一般再現でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で、資料として徴集する見積書や図面等の作成費用とする設計手数料が主なものでございます。

次に、説明書の53ページ、2款1項7目の自治振興費の2の事業の自治振興費でございます。予算額は1,822万8,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。自治振興費でございますが、自発的・積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図られるよう、自治会連合会に対しまして、研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、説明書の54ページの3の事業、自治会運営費でございます。予算額は440万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

次に、説明書54ページの4の事業、地域施設管理費でございます。予算額は465万円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、各自治会が所有するコミュニティ施設や、町が管理委託している地域コミュニティ施設のコミュニティ活動の拠点施設に対して、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

また、静岡県市町村振興協会の省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業を活用し、各自治会が所有するコミュニティ施設の省エネルギー化を図るためLED照明の導入など、補助金を交付することとしており、平成30年度は川尻区自治会が川尻会館のLRD照明の取りかえ工事を実施する予定で、その補助金として200万円を計上いたしております。

次に、説明書の5の事業の町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

説明書の54ページ、6の事業の町内会活動費でございます。予算額は842万4,000円で、財源は一般財源のほかに利子及び配当金収入でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野につきまして、コミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付し、自発的・積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、説明書の57ページ、58ページの2款1項10目人事管理費の2の事業、職員福利厚生費でございます。予算額は378万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主なものでございます。

次に、説明書58ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。予算額は6,195万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員の雇用に必要な人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、説明書の58ページ、59ページの4の事業、職員研修事業費でございます。予算額は600万円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。自立した職員を育成することを目的に、職員が研修に参加するために必要な経常的経費で、旅費や研修負担金が主なものでございます。研修を通し、職員一人一人が公務員としての質の向上を目指すとともに、住民から信頼される職員となるよう、この研修費を活用して研さんに努めてまいりたいと思っております。

次に、説明書の59ページ、5の事業、人事管理費でございます。予算額は992万円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら、定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与・人事システム委託料などが主なものでございます。

次に、説明書60ページの2款1項11目の事務改善対策費、2の事業、情報化推進費でございます。予算額は5,761万8,000円で、財源は一般財源のほかに繰入金でございます。事務の効率化と適正な情報管理を図るためのもので、通信運搬費としてネットワーク通信のための回線使用料を初め、庁舎内で使用するパソコン機器類の使用料、セキュリティー対策などの業務委託料が主なものでございます。そして、新たなものとして、平成31年5月から新たな元号に変わることを受け、元号変更対応業務委託料を計上しております。

次に、説明書の61ページ、3の事業の情報公開制度推進費でございます。予算額は402万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理業務のための委託料、法制支援業務委託料などが主なものでございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。

説明書の212ページから219ページの4の給与費説明書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業に予算計上しております職員人件費につきましては、4給与費明細書に総計を掲載しておりますので、こちらで御説明申し上げます。

まず、212ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄をごらんください。

町長、副町長及び教育長の3名分の給与費及び共済費でございます。前年度より期末手当が増額しておりますが、これは人事院勧告に基づく期末手当の率が改正されたことが増額要因でございます。

続きまして、一般職職員の関係でございますけれども、213ページ及び214ページをごらんください。

一般職の関係でございますが、職員数は前年度に比べ1人増員の225人分の人件費を計上しており、給料と職員手当であります給与費は、全体で12億9,538万,6000円で、共済費は2億3,824万9,000円でございます。

なお、ここで言う一般職職員は、職員のほかに再任用職員を全て含んでおりますけれども、育児休業により、平成30年度中に復帰を予定されていない職員は除いております。

なお、職員手当の詳細につきましては、(1)の総括の下段に職員手当の内訳がございます。給料及び職員手当の増減の要因につきましては、214ページの(2)給料及び職員手当の増減の明細に記載しておりますとおりでございますが、平成30年度当初につきましては、前年度に対する増加要因の主な理由といたしましては、平成29年度の人事院勧告に基づく給与の改定及び定期昇給によるものでございます。

なお、215ページ以降は、給料や職員手当等について現状を示す数値資料となっております。このため、この数値と平成30年度当初予算額との相関関係はありませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が2款1項の総務管理費及び各款項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） それでは、企画課に関連します歳出につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の42ページをごらんください。

2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費でございます。予算額は5万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、行財政改革や吉田町まちづくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や、総合計画の進捗状況の確認を初め、総合戦略の評価等行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているもので、経常的な経費が主なものでございます。

次に、43ページ、3目財政管理費でございます。予算額は371万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取り組みを行っている事業でございます。平成30年度は、本年度に導入いたしました新地方公会計業務につきましての電算処理委託料として129万6,000円を計上しております。

次に、47ページから48ページの6目企画費の2の事業、企画調査費でございます。予算額は112万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、企画調査事務全般につきまして、他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。平成30年度はこれまで総務課で負担をしておりました静岡新聞データベース plus 日経テレ

コンの使用料につきまして、他市町の情報取得と町の政策推進に生かすため、平成30年度から当該システムの利用料29万9,000円を当該事業費に計上しております。

48ページの3の事業、国際交流推進費は予算額180万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、吉田町国際交流協会に対する補助金が主なもので、国際交流協会では町の補助金を活用して、外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などの事業を行っております。

48ページから49ページの4の事業、地域交流費は予算額473万9,000円で、財源は諸収入の地域づくり推進事業助成金157万1,000円と一般財源でございます。この事業は福岡県八女市との都市間交流事業を初め、町内で開催される大規模イベントの開催を促進し、交流事業の拡大を図り、もって当町のにぎわい創出と、あわせて町の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、49ページになりますが、5の事業、男女共同参画推進費は予算額62万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。平成30年度は、男女共同参画プランの事業進捗を図るため、外部員で構成されます検討委員会で事業評価を行うとともに、さらなる普及啓発を図るため、研修会等の講師謝礼金の計上となっております。

次に、6の事業、ふるさと納税推進費は予算額3億5,210万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業費は平成30年度から新設する事業費でございます。なお、平成29年度までは、ふるさと納税に係る経費はシティプロモーション事業費に計上しておりましたが、同事業の事業範囲が拡大するとともに事業費も増大しているため、ふるさと納税に係る経費を明確にする必要がありますことから、平成30年度から新たに、ふるさと納税推進事業費として新設するものでございます。

50ページの7の事業、生活交通確保対策費でございます。予算額3,308万円でございます。財源は国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金375万円、5市2町連携中枢都市圏構想負担金600万円、町債1,640万円と一般財源でございます。この事業は地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の2つに国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなりますが、平成30年度は路線バスの維持のための補助金や、静岡市、牧之原市及びバス事業者と連携し、特急静岡相良線の利便性の向上に向け、バス停2カ所へのバスロケーションシステムの整備等を進める補助金を計上してございます。また、平成30年度は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金のメニューの1つであります公有民営方式車両購入費国庫補助金を活用して、町が新型のノンステップ型車両を購入し、その車両を静鉄ジャストライン株式会社に5年間のリースを行い、最終的には静鉄ジャストラインに払い下げをするものでございます。車両の運行路線は補助対象路線であります藤枝相良線でございます。この事業は平成28年度に開催されました町の公共交通会議で合意がなされまして、平成29年度に県の協議会で承認決定されたものでございます。

次に、50ページをごらんください。

8の事業、住民参画推進費は予算額7,000円、そして9の事業、ユニバーサルデザイン推進費は予算額3,000円でございます。

次に、10の事業、コミュニティ施設整備事業費は予算額450万3,000円で、財源は静岡県市町村振興協会のコミュニティ助成事業補助金で、補助率は10分の10でございます。この事業はコミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取り組みを行っているものでございます。平成30年度は一般コミュニティ助成といたしまして、川尻区及び川尻壮年会で太鼓等の購入補助、川尻上組町内会連合会の屋台小屋建設費に対する交付金でございます。

51ページをお開きください。

11の事業、大井川流域s m i l e ネット事業費は予算額349万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。これはFMコミュニティ、FM島田を活用しました町の情報発信事業でございます。株式会社FM島田に対する放送番組制作と中継局の設備の保守の委託料を計上するものでございます。

12の事業、大井川流域交流費は予算額65万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。

この事業は、大井川流域の市町が連携し、さまざまな交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費として、それぞれ負担金等を計上しております。

次に、13の事業、吉田町総合計画策定事業費でございます。予算額は140万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります。吉田町総合計画の策定に関する事業費となりますが、当町では平成27年度に平成28年度を始期としました第5次吉田町総合計画前期基本計画を策定したところでございます。

平成30年度は平成32年度を始期としました第5次吉田町総合計画後期基本計画を平成31年度に策定する予定でございますので、その基礎調査といたしまして、町づくり住民意識アンケート調査を実施するものでございます。

次に、14の事業、シーガーデンシティ推進事業費でございます。予算額は1,625万5,000円で、財源は、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金1,022万5,000円、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金600万円と一般財源でございます。この事業はシーガーデンに係る事業を初め、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県の内陸フロンティアを拓く取り組みとなります。川尻区内で展開する企業活動維持支援事業と、北区内で展開します物資供給拠点確保事業の2事業を含めましたシーガーデンシティ構想に係る事業を、総合的な企画調整及び推進に関する事務を行うための事業費を計上しているものでございます。

平成30年度では、川尻海岸におきまして、国の防潮堤のかさ上げ事業が始まりますことから、シーガーデンシティ構想のさらなる推進を図るため、新たにシーガーデンシティ構想推進委員会を立ち上げますことから、これらの委員会の開催やシーガーデンに係る調査委託料などの経費を計上しております。

また、静岡中部連携中枢都市圏事業といたしまして、特急静岡相良線を中心に都市間交通の利便性向上と、さらなる都市間交流の拡大を図ることを目的に、吉田インターチェンジ周辺活性化調査及び役場前の利活用調査の業務を実施するものでございます。

次に、52ページから53ページの15の事業、シティプロモーション事業費でございます。予算額は4,952万7,000円で、財源は、国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金90万円、県支

出金のふじのくに少子化突破戦略応援事業補助金716万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金341万2,000円、諸収入の地域づくり推進事業費助成金192万9,000円、そして一般財源でございます。この事業はさまざまなツールを活用しまして、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住・定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業は大きく四つの事業を実施しておりまして、吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業を初め、移住・定住促進事業、町のシティブロモーション事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金等の事業を展開しております。

平成30年度では、生活交通確保対策費におきまして、公有民営方式車両購入費国庫補助金を活用して、町が購入する新型のノンステップバスの車両に、当町をPRするラッピングを施すためのバスラッピング業務委託料を新たに計上するほか、平成29年度に引き続きまして、町のPR部長よし吉を活用した町のPR等を行い、町と事業者が一体となってにぎわいづくりに取り組む吉田町賑い創出事業費補助金、また、地域イノベーション推進事業費負担金は、当町と川根本町による実行委員会を構成し、創業支援セミナーの実施を初め、地域の課題解決に向けた取り組みや、地域資源を活用する取り組みなどを行う地域イノベーション推進事業を進めるための負担金。そして国の結婚新生活支援事業費補助金を活用した定住促進事業費補助金や、県のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金を活用しました若年者住宅取得応援補助金などを計上しております。

次に、16の事業、地域おこし協力隊事業費でございます。予算額は880万円で、全て一般財源でございます。この事業は、平成30年度から新たに新設する事業でございます。総務省が推奨します地域おこし隊事業を活用し、町の観光イベント等の企画運営を始め、地域の魅力の発信業務や地域間交流、移住・定住促進支援業務のさらなる推進に資する事業費で、地域おこし隊2名分の報酬などの人件費及び活動費が主なものでございます。なお、この地域おこし隊につきましては、1人当たり400万円を上限に特別交付税が措置されるものでございます。

次に、61ページから62ページにかけましての12目空港対策費は予算額110万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携しました空港対策や利活用事業の調整を進めるための経費を計上しております。

以上が歳出2款1項1目6の事業から12目までに関します概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いいたします。

会計管理者兼会計課長、門田万里子君。

○会計管理者兼会計課長（門田万里子君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の44ページをごらんください。

会計課からは、2款1項4目会計管理費の2の事業、出納管理事務費について、御説明をさせていただきます。予算額は185万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。公金の収納及び支払い事務を円滑かつ適正に執行するための事務管理費で、全て経常経費でございます。主なものとしましては、12節役務費の指定金融機関派出手数料108万円の計上でございます。また、13節委託料は、備品の登録や廃棄等の処理を行っている備品管理業務システムの電算委託料で26万円の計上でございます。

以上が会計課の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願ひいたします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち、防災課関係の予算につきまして、説明書により御説明申し上げます。

55ページ、8目防犯対策費、2の事業、防犯対策推進費をごらんください。

予算額は1,023万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することで、健全で明るい社会を形成することを目的としているものでございます。防犯まちづくり推進協議会の委員報酬、各自治会に管理委託しております防犯灯の新規設置及び移設整備委託料、防犯カメラの借上料及びLED防犯灯の借上料などを計上してございます。

次に、説明書56ページの9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費でございます。予算額は624万円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全意識や交通安全マナーの高揚を図るため、交通安全運動を展開することで、安全で安心な町づくりを推進することを目的としているものでございます。交通安全施設の修繕や新設工事費及び県交通安全指導員4人分の設置費負担金を主に計上してございます。

次に、説明書57ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は589万円で、財源は全て一般財源でございます。交通安全活動の推進を担う交通指導員の活動費でございます。交通指導員34人分の報酬及び出勤手当を主に計上してございます。

以上が2款1項に係る防災課関係の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願ひします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費について、説明書に基づき、御説明をいたします。

説明書の57ページをごらんください。

この事業は、町内全域を対象に、通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるように事業実施をしておるものでございます。主な事業内容としましては、区画線工3,345メートル、転落防止柵105メートルを施工するものでございます。予算額は500万円で、財源は一般財源となっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願ひします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして、御説明申し上げます。

説明書の62ページから63ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんください。予算額は5,833万4,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の賃金、各種協議会への負担金及び過年度分町税還付金が主なものでございます。

次に、説明書の64ページ、2の事業、賦課徴収費をごらんください。予算額は4,179万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。

平成30年度は地方税の電子納税を推進するため、地方公共団体が共同で収納を行うための地方税共通納税システム導入に伴う委託料150万円を計上しております。また、町税のコンビニ収納を導入するための施設改修が終了したことによりまして、前年度より減額となっております。

以上が2項徴税費でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いいいたします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

2款3項戸籍・住民基本台帳費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の66ページ、2の事業、戸籍・住民基本台帳事務費をごらんください。予算額は4,611万3,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。この事業は、戸籍事務、住民基本台帳事務等に関する届け出の受理や、住民票等の証明書の交付事務に係る予算を計上しております。主な支出は、戸籍や住民ネットワークシステム等の委託料や、平成29年10月から始まりました証明書コンビニ交付サービス使用料等の使用料及び賃借料でございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、お願いいいたします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費の4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして御説明いたします。

説明書の67ページ、68ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費でございます。予算額は70万円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、説明書の68ページの2目明るい選挙推進費の2の事業の明るい選挙推進費でございます。予算額は15万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか、新成人及び18歳になる高校生へ選挙啓発物品の経費が主なものでございます。

次に、説明書の68ページの3目静岡県議会議員選挙費の2の事業、静岡県議会議員選挙費でございます。予算額は284万9,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成31年4月上旬に予定されております静岡県議会議員選挙の執行経費で、公正かつ迅速な選挙事務を執行するため、平成30年度中に事前に準備をする必要があるものについて予算計上させていただいております。

続きまして、説明書の208ページ、209ページの13款1項1目普通財産取得費の2の事業の普通財産取得費をごらんいただきたいと存じます。予算額は2,000円で、財源は全て一般財源でございます。土地購入費、補償費、それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、お願いいたします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

説明書の70ページをごらんください。

70ページの2款5項統計調査費、1目統計調査総務費の2の事業、統計一般事務費をごらんください。予算額は22万8,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金に計上いたしました統計調査費委託金4万6,000円で、こちらは統計に係る経常的な経費を計上しておるものでございます。

次に、2目諸統計調査費の2の事業、諸統計調査費は、予算額177万7,000円で、財源は、全て県支出金の統計調査費委託金でございます。平成30年度は工業統計調査、それから住宅・土地統計調査及び漁業センサス調査の3つの調査が行われますことから、それぞれの調査の委員の報酬等を支払う額を計上しているものが主なものとなっております。

続きまして、207ページをごらんください。

12款公債費でございます。1項公債費、1目元金の2の事業、公債費元金は予算額10億3,783万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。

207ページの2目利子の2の事業、公債費（利子）は、予算額9,024万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、3目公債諸費でございますが、208ページでございます。こちらは1,000円の計上でございます。こちらは元利の支払い手数料でございます。

続きまして、209ページの13款諸支出金でございますが、209ページから210ページにかける2項基金費、1目基金費積立金でございます。2の事業、財政調整基金費は150万1,000円、3の事業、減債基金費は予算額3万1,000円、4の事業、環境保全基金費は予算額1,000円。210ページの5の事業、小・中学校建設基金費は予算額19万円、6の事業、教育振興基金費は予算額42万4,000円、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費は予算額2億1,026万8,000円とそれぞれ計上しており、積立金の合計は2億1,241万5,000円となっております。財源は、財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、6の事業、教育振興基金費につきましては、基金利子のほか、諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金36万円、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、ふるさと納税の指定寄附金2億1,000万円となっております。

最後に、14款予備費でございますが、昨年同様2,000万円の計上でございます。

以上が企画課に係ります歳出の予算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、議会事務局長、お願いたします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の71ページをごらんください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。財源は全て一般財源でございます。予算額は129万5,000円でございます。この事業費は、監査委員の定期監査、例月出納検査、研修会などに係る人件費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いたします。

会計管理者兼会計課長、門田万里子君。

○会計管理者兼会計課長（門田万里子君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の208ページをごらんください。

12款公債費の1項2目の2の事業、公債費利子のうちの会計課が所管いたします一時借入金償還利子について御説明いたします。

これは、一時的に資金不足となった場合、不測の事態に対応するための一時借り入れで生じる利子で、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めておりますので、借り入れ最高額の5億円に伴う利子として42万5,000円の計上でございます。

以上が会計課に係る予算の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願します。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

3款民生費のうち、福祉課が関係する事業につきまして、御説明を申し上げます。

説明書の72ページ、73ページをごらんください。

3款1項1目、2事業福祉総務費でございます。予算額216万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。臨時職員の賃金と社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕費等の経常的な経費を計上しております。

次に、3事業、民生・児童委員活動費でございます。予算額641万9,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なもので、民生・児童委員が50人、主任児童委員が3名、地域の代表として活動をしていただいております。

次に、74ページをごらんください。

4事業、戦没者追悼事業費でございます。予算額68万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。戦没者のみたまを敬う事業として10月に挙行しており、戦没者の追悼式に係る記念品と委託料が主なものでございます。

5事業、社会福祉協議会補助金でございます。予算額3,646万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。事務局人件費のほか、相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金でございます。

6事業、福祉介護手当支給事業費でございます。予算額248万円で、財源は一般財源のほかに、財産収入でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当で、月額1万円でございます。

次に、7事業、地域福祉計画策定事業費でございます。予算額9万8,000円で、財源は全て一般財源です。地域福祉計画は町の地域福祉を総合的に推進するために、5年に1度見直しを行い策定を行っております。毎年、進捗状況を確認してまいるための経費でございます。

次に、77ページをごらんください。

4目老人福祉費でございます。2事業、老人福祉対策費でございます。予算額140万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。老人福祉事業のための経常的経費に加えて、高齢者移動支援事業、特殊寝台などの日常生活用具貸与事業、ワンコインサービス事業、紙おむつなどの費用を助成する在宅支援生活品助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業を計上しております。

次に、78ページをごらんください。

3事業、敬老事業費でございます。予算額399万8,000円で、財源は一般財源でございます。高齢者を敬い、長寿をお祝いするために、100歳の方へのお祝い金、米寿を迎えられた方へのお祝い写真の贈呈、喜寿及び80歳以上の方への敬老記念品の贈呈を行っております。

次に、4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。予算額は6,118万6,000円で、財源は一般財源のほかに、使用料及び諸収入でございます。当課が所管する各施設の指定管理料及び牧之原市にあります相寿園管理組合負担金でございます。

次に、79ページをごらんください。

5事業、老人保護措置費でございます。予算額は636万1,000円で、財源は一般財源のほかに、負担金でございます。現在、2人の方が措置入所されており、入所に係る措置費でございます。

次に、6事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。予算額は991万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金で、高齢者の社会参加を支援しております。

次に、80ページをごらんください。

7事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。予算額は53万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク体制を構築するとともに、関係者による連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

次に、8事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。予算額は102万8,000円で、財源は一般財源のほかに、諸収入でございます。緊急通報システムや配食サービスなど、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を守るための事業を実施しております。

次に、80ページ、81ページをごらんください。

5目心身障害者福祉費でございます。2事業、心身障害者福祉費でございます。予算額447万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金及び諸収入でございます。身体・知的・精神の3障害者の相談員の報償金と心身障害者扶養共済に係る納付金でございます。

次に、3事業、心身障害者更生援護費でございます。予算額4,871万1,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金です。重度障害者に対する医療費や移送費が主な事業費でございます。

次に、82ページをごらんください。

4事業、心身障害者施設等負担金でございます。予算額2,399万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。駿遠学園とつくしの家に対する負担金でございます。

5事業、心身障害者自立支援事業費でございます。予算額4億9,378万7,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金です。障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスを提供しております。障害児の放課後等デイサービスや児童発達支援に係る事業費が増加しております。

次に、83ページをごらんください。

6事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。予算額は400万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理委託料が主なものでございます。

次に、84ページをごらんください。

7事業、地域生活支援事業費でございます。予算額は2,884万5,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金及び諸収入でございます。手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業などで、障害者が在宅で生活し続けられるよう支援する事業でございます。

次に、85ページをごらんください。

6目人権・地域改善費の2事業、人権・地域改善費でございます。予算額は40万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。人権啓発活動を推進するため、人権教育講演会やパンフレットの作成などを行います。

3事業、神戸西会館運営費でございます。予算額は439万8,000円で、財源は一般財源のほかに、使用料及び県支出金でございます。

次に、86ページ、87ページをごらんください。

7目介護保険費の2事業、介護保険事業会計繰出金でございます。予算額は2億7,707万6,000円で、財源は一般財源のほかに、国・県支出金でございます。平成30年度の介護保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰出金と、低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

次に、3事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。予算額は35万円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。社会福祉法人等が、低所得で生活が困難な利用者に対して介護サービスの利用負担額の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

次に、105ページをごらんください。

3項1目生活保護費、2事業、生活保護費でございます。予算額は20万3,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金です。行旅人に対する隣町へのバス代の支援です。

4項1目災害救助費、2事業、災害救助費は8,000円でございます。

以上、福祉課が関係いたします予算につきまして御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いいたします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

3款1項社会福祉費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の75ページ、2の事業、国民年金事務費をごらんください。予算額は178万4,000円でございます。財源といたしましては、全額国庫支出金でございます。国民年金の事務は、国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っております。平成30年度は、年金関係届出書の電子媒体化等及び社会保障・税番号制度に係るシステム改修が行われることから、平成29年度と比べ、121万1,000円の増額となっております。

次に、76ページ、77ページの3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計繰出金でございます。予算額は1億5,296万4,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。主な支出といたしましては、低所得者の軽減対策としての保健基盤安定繰出金でございます。このうち、保険料の軽減分を補填する保険料軽減分は県が4分の3、町が4分の1を負担し、保険料負担を緩和するための保険者支援分は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。また、職員給与費等繰出金は、国保会計が支弁する国民健康保険運営協議会の費用や国民健康保険料の賦課徴収をするための費用を計上しております。

町民課からは以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、お願いいたします。

こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

こども未来課に係る歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の88ページをごらんください。

2項1目、2事業の児童福祉費は1,668万7,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び一般財源です。ファミリー・サポート事業に係る経費もこの予算に含まれており、7節臨時職員賃金にはアドバイザーの賃金が含まれています。同じく賃金でございますが、当課を各種手続のため訪れるお客様の対応のため、窓口配置しております臨時職員の賃金もここに含まれております。

13節調査委託料には、第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎調査に係る業務委託の費用を計上しております。

20節扶助費は、出産祝い金支給事業です。県のふじの国地域少子化突破戦略応援事業費補助金を活用して29年度から実施しているもので、第2子の出産には5万円、第3子以降の出産には10万円の支給を行って、出産後の経済的な負担感を和らげ、出生率の向上を目指して展開しているものです。

89ページ、3の事業の児童虐待防止事業費は553万円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金と一般財源です。児童虐待等要保護児童の相談、指導等に係る費用であります。相談件数は年々増加する傾向にあります。対応先から関係機関へ連絡する機会も多いことから、12節役務費に携帯電話導入に係る費用を計上させていただいております。

90ページ、4の事業のひとり親家庭対策事業費は633万3,000円で、財源内訳としましては、県支出金と一般財源です。20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成が主なもので、このほか、ひとり親家庭にランドセル等の購入費の一部を補助するひとり親家庭就学支援事業費も計上しております。

5事業、こども発達支援事業費は2,427万1,000円で、財源内訳としましては、使用料と諸収入です。個別の療育を行う必要があると認められる3歳から5歳の幼児に対して、こども発達支援事業所で日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行うための費用です。

92ページのこども医療費助成事業費は1億3,817万6,000円で、財源内訳としましては、県支出金諸収入と一般財源です。ゼロ歳から15歳の中学校卒業までの児童の医療費を負担するこども医療費に係る費用です。こども医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供の疾病を早期に発見し、適切な医療を受けさせようとするものです。

2目、2の事業の児童手当費は5億3,486万5,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、一般財源です。児童手当は児童手当法に基づいて、ゼロ歳から中学校修了までの児童の保護者に支給するもので、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るものです。対象児童数の減少が見込まれることから、前年比減の予算となっています。

93ページの3目、2の事業、保育園管理費は2億1,696万円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、使用料とふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び一般財源です。

7節臨時職員賃金には保育士、給食員のほか、保育士資格はないものの、保育士の指示のもと、保育業務の補助に当たる保育補助や、事務補助に当たる臨時職員を雇用する費用も含まれております。これは、保育士の負担を軽減させて保育に専念できる環境をつくり、もって保育の質の向上を図ろうとするものでございます。

13節保育園人材派遣委託料は、保育士確保のため28年度途中から活用している保育士の人材派遣を、30年度も引き続き活用して、待機児童対策の一策とするためのものです。

19節負担金補助及び交付金の増額は、多様な保育推進事業費補助金の計上によるもので、これは1歳児、2歳児を預かる補助対象施設に新たに認定こども園が含まれるようになったことによるもので、29年度予算においても12月補正でお認めをいただいたものです。

20節の施設型給付費は町外の認定こども園へ通うお子さんに係る給付費を、また地域型保育給付費は、町内にあった認可外保育所が29年度から小規模保育事業所に移行したために、引き続きその給付費を計上したものです。

95ページ以降に4つの保育園それぞれを運営するための事業を計上しています。財源内訳としましては、いずれも使用料、諸収入と一般財源です。

95ページ、3事業のさくら保育園運営費は1,901万6,000円で、前年比増額の主な理由は、14節照明設備等借上料に計上したバルクリースを利用した照明、空調に係る使用料です。

96ページ、4事業のすみれ保育園運営費は2,520万7,000円で、電気代等需用費の減により、前年比減となっております。

18節備品購入費では、乳児用の砂場に日差しを遮るテントを購入したいと考えております。

98ページの5事業のさゆり保育園運営費は1,984万7,000円です。前年比減の理由は、電気代の減であります。

99ページ、6事業のわかば保育園運営費は2,591万9,000円で、前年比増額の主な理由は、経年劣化により傷みの生じているテラスの修繕費です。

101ページ、4目、2事業の児童館運営費は797万9,000円で、財源内訳としましては、諸収入と一般財源です。児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかに育成するために、児童館において各種事業を行う経費であります。

102ページの3事業の放課後児童健全育成事業費は4,990万2,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子供たちに適切な遊びと生活の場所として提供する放課後児童クラブの運営費で、支援員の賃金等が主なものです。

7節賃金につきましては、平成31年度からクラブをふやすことを想定し、支援員を早目に確保できるよう増額しております。

12節役務費のうちの口座振替手数料と13節委託料の電算処理委託料は、放課後児童クラブ利用料の収納方法に口座振替を導入することに伴う費用となります。

103ページ、4事業の地域子育て支援拠点事業費は544万8,000円で、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、諸収入と一般財源です。子育て支援センターに係る運営費で、子育ての不安感を緩和し、保護者が交流する場としてセンターを提供しています。

7節の賃金は、土日のみに出勤する指導員を確保できたことで、前年より低減できております。

104ページ、5事業の子ども会育成連合会助成事業費は40万円で、財源内訳としましては、全て一般財源です。地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成費です。

6事業の放課後児童クラブ建設事業費は、この事業自体が平成30年度に特筆すべき事項となりまして、事業費は1億5,836万円、財源内訳としましては、国庫支出金、県支出金、地方債、一般財源です。TCP トリビンス プランに係る施策の一つに放課後児童クラブの拡充が位置づけられたことにより、31年度から入所基準を緩和して希望者を受け入れるために、30年度に施設の増設をしようとするもので、三つの小学校区それぞれに一つずつ、合計三つの増設を計画しております。なお、行政報告会や全員協議会でお渡しいたしました平成30年度当初予算案の概要を記した資料には、この事業費にさきに御説明した3事業、放課後児童健全育成事業費の賃金のうち、支援員を早目に確保するための賃金分386万7,000円を加算いたしまして、放課後児童クラブの拡充を1億6,222万7,000円と掲載しております。

105ページ、5目、2事業の児童厚生施設整備費は33万2,000円で、財源内訳としましては、全てが一般財源です。町内に8カ所ある児童遊園地の管理費です。

以上でこども未来課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いいたします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課が所管する4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、予算に関する説明書により御説明いたします。

107、108ページをごらんください。

1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費でございます。予算額は1,018万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。健康づくり課の総務経費と保健センターの管理費となります。育児休業を取得している職員の代替の臨時職員の賃金が増額となっております。

次に、109ページをごらんください。

3の事業、救急医療対策事業費でございます。予算額は799万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携し、地域の救急医療体制を整えるための事業でございます。平成30年度は、志太榛原地域救急医療センター運営費負担金につきましては、救急医療センター運営費の繰越額が減額になっていることにより、全ての関係市町の負担額が増額となりました。

次に、4の事業、榛原病院負担金でございます。予算額は3億9,087万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。町民に安定した医療を提供するため、榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出します。平成30年度の吉田町の負担割合は33.125%でございます。

次に、109から110ページの6の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は64万1,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び諸収入でございます。この事業は、災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、平成30年度も引き続き必要物品の購入を行うとともに、医療救護研修会を開催するための予算を計上しております。

次に、7の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は2万3,000円で、財源は一般財源でございます。核家族化や高齢化の進行により変化する、地域が必要とする医療体制を構築していくための会議、研修等の事業費を計上しております。

次に、110から111ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。

予算額は1億470万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため予防接種を行い、また感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。平成30年度から新たに1歳から中学3年生までを対象に、季節性インフルエンザの発病と重症化予防のため、予防接種費用の一部を助成する子供インフルエンザ予防接種費助成事業、また1歳から未就学児を対象に、おたふく風邪への罹患及び合併症の予防を目的に予防接種費用を助成するおたふく風邪予防接種費助成事業を開始するための予算を計上しております。

次に、説明書116ページから117ページをごらんください。

5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は6,326万2,000円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金、諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。平成30年度の新規事業としましては、健診、相談、訪問事業など、従来の母子保健サービスによる支援体制をさらに充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ないきめ細やかな支援を提供し、安心して出産、子育てができる町を目指し、新たに2つのサービスを開始いたします。

1つ目は、出産後間もない時期の産婦さんが、心身ともに健やかに育児ができるよう身体面の検診に加え、精神面から見た産後鬱の予防の視点を取り入れた国庫補助事業である産婦健康診査を新たに導入し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化してまいります。内容は、医療機関等で一定の内容の検診を受けていただき、その費用を一部公費負担するもので、医療機関からいただいた検診結果をもとに、支援が必要な産婦さんに対し、保健師、助産師が早期に支援を行ってまいります。

2つ目は、産後の母親が持つ授乳に対する不安や、トラブルに対応する乳房ケアに係る費用を一部助成する乳房ケア費助成事業を新たに開始いたします。

次に、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費でございます。予算額は244万4,000円で、財源は一般財源のほか、国・県の支出金と諸収入でございます。妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センター設置と、それに関連する事業でございます。産後ケア事業として集団で実施しておりますリフレッシュママ産後クラス事業に加えまして、新たに個別に医療機関等でサービスが受けられるデイサービス型の産後ケア事業を開始するための予算を計上しております。

次に、117から118ページでございます。

6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費でございます。予算額は217万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。健康づくり事業費の事業は、地域の健康づくりのリーダーとして活動していただく保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る健康づくり推進協議会等の開催などの町ぐるみの健康づくりの体制整備に加えまして、平成27年度から実施しております健康マイレージ事業、ウォーキングイベントも引き続き実施する計画でございます。

次に、3の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は600万円で、財源は一般財源でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス健康づくり推進会の事業に対して、実績に基づき補助金を交付します。平成30年度はダンス推進会が主催する「笑っしょい吉田フェスティバル」が10周年を迎えることから、節目としての記念事業を実施するための予算を計上しております。

次に、118から119ページ、4の事業、健康体操運営費でございます。予算額は388万1,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。各種健康体操教室を実施することにより、運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指す事業でございます。今年度は総合体育館の改修工事に伴い、教室の改造の変更を行い、幾つかの教室を統合、休止したことで減額となっておりますが、平成30年度は教室内容をさらに見直した上で、29年度とほぼ同規模の教室実施するための予算を計上しております。

次に、5の事業、食育推進事業費でございます。予算額は47万5,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。食育推進連絡会議の開催、食育に関する講座、調理実習等

の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。今年度、健康づくり食生活推進協議会の発足40周年を記念し実施しました食育セミナー及びレシピ集作成に係る経費が、30年度は減額となっております。今後は作成したレシピ集を活用し、食育推進事業を展開してまいります。

次に、120から122ページ、8目、2の事業、健康増進事業費でございます。予算額は3,172万4,000円で、財源は一般財源のほか、国・県支出金でございます。各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診などの成人検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導等を実施します。

平成28年度から実施してきました地区健康度アップ事業も、29年度までに10町内会で実施しており、30年度も引き続き実施するよう計画しており、町の健康課題である高血圧有病者と予備軍を減らす対策や、生活習慣病の発症予防、重症化予防事業を実施してまいります。

以上が健康づくり課所管事業の当初予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費の中で、都市環境課に関係いたします事業につきまして、予算に関する説明書に基づき、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の109ページをごらんください。

1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。予算額は1,458万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務委託料や、例年実施しております火葬炉補修工事などに係る負担金でございます。

次に、111ページをごらんください。

3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は512万円で、財源は一般財源のほか、使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等、犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものとなっており、主な予算項目といたしましては犬猫等死亡収集運搬委託料や、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などでございます。

次に、112ページをごらんください。

3事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は859万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は、ごみの分別収集や排出抑制により、減量化、リサイクル率の向上を図るものでございます。主な予算項目といたしましては、生ごみ処理機等設置費補助金やシルバー人材センターに剪定枝等をチップにし、堆肥化するための委託料でございます。

次に、113ページをごらんください。

5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は200万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方に、その経費の一部として1件2万円、太

陽光発電等で作られた電力を安定的かつ効率的に利用するために蓄電池を設置する方に1件10万円の補助金を交付するものでございます。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は44万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な予算項目といたしましては、環境に対する関心と理解を深めるための環境学習教室の開催のための経費や、子供たちがエコリーダーとなり、学校や家庭で地球温暖化防止に取り組むエコチャレンジKIDS事業の開催のための負担金でございます。エコチャレンジKIDS事業につきましては、平成30年度は中央小学校で実施する予定でございます。

次に、114ページをごらんください。

7事業の環境保全費でございます。予算額は2,731万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費でございます。主な予算項目としましては、公共用地草刈り等業務委託料として、シルバー人材センターに委託するための予算を計上いたしております。このほか、臨時職員賃金や燃料などの需用費、車両の借上料、備品購入費などの経費を計上しております。平成30年度につきましては、臨時職員を5名から7名に増員し、公園や河川等、公共用地の除草等に対応してまいります。

次に、115ページをごらんください。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理費）でございます。予算額は9,397万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設運転管理委託料や修繕料などの施設の管理に係る経費が主なものでございます。

次に、9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）でございます。予算額は4億2,556万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、施設整備修繕費や施設運転管理委託料、ごみ収集業務委託料などの経費の負担金でございます。

次に、4目公害対策費、2事業、公害対策費でございます。予算額は704万4,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な予算項目は、通年で実施しております環境調査及び分析調査委託料や、大井川地域地下水利用対策協議会負担金などでございます。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書113ページをごらんください。

上下水道課からは、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費のうち4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。予算額は3,288万円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。これは、合併処理浄化槽の設置を推進

し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として実施するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

4款衛生費につきまして、町民課に関係する事業を予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の119ページ、120ページ、7目老人保健事業費、2の事業、後期高齢者医療事業事務費をごらんください。予算額は2億7,171万円でございます。財源といたしましては、一般財源のほか、県支出金、広域連合からの諸収入でございます。この事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理事務及び各種届出に係る事務でございます。主な支出としましては、広域連合とデータを共有するための電算処理委託料や療養給付費等負担金、そして後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出す保健基盤安定繰出金などがございます。なお、保健基盤安定繰出金は県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

町民課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、5款労働費でございます。

説明書の122ページをごらんください。

5款1項労働諸費、1目労働諸費、2の事業、雇用対策費でございます。予算額は51万6,000円で、財源は一般財源のほか、繰入金でございます。新たな雇用対策事業としまして、求職者と求人者のマッチングの機会の創出を図るため、町内企業に参加いただき、企業説明会を開催する計画であります。そのためのチラシ作成に伴う印刷製本費のほか、榛南建築高等職業訓練校への負担金が主なものでございます。

次に、説明書の123ページをごらんください。

3の事業、労働福祉費でございます。予算額は255万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。労働者の福利厚生を初め、中小企業と大企業との間にある雇用・労働条件、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援として、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会に対しまして、それぞれ補助金を支出するものでございます。

5款労働費は以上であります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。

説明書の124ページから125ページをごらんください。

6款1項農業費、1目農業委員会費、2の事業、農業委員会運営費であります。予算額は474万6,000円で、財源といたしましては一般財源のほか、県支出金及び諸収入でございます。

す。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費であります。主な支出といたしましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員への委員報酬のほか、県農業会議等の各関係団体への負担金となります。農業委員会総会につきましては、毎月1回、合計12回の開催を予定してございます。また、農地台帳システム及び農地情報管理システムにつきましては、元号変更とデータ変換等の改修を行いますので、委託料を計上してございます。

次に、説明書の、同じく125ページ、3の事業、農業者年金事務費であります。予算額は15万3,000円で、財源は全て諸収入でございます。この事業は、農業者年金基金からの受託事業で、事務に伴う需用費が主なものでございます。

次に、説明書の126ページをごらんください。

2目農業総務費、2の事業、農業総務費であります。予算額は91万円で、財源は全て一般財源でございます。静岡県中部農業共済組合負担金等の各関係団体への負担金と公用車の維持管理に伴う経費が主なものでございます。

次に、説明書の127ページをごらんください。

3目農業振興費、2の事業、農業振興費であります。予算額は377万7,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金であります。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会組織への活動補助金が主なものとなっております。

次に、説明書の、同じく127ページと128ページをごらんください。

3の事業、担い手育成総合対策事業費であります。予算額は392万3,000円で、財源といたしましては、一般財源のほか、県支出金と使用料及び手数料でございます。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて担い手の育成を図るための農用地利用集積奨励補助金と、10分の10県支出金であります青年就農給付金が主なものでございます。青年就農給付金につきましては、新規就農者が地域の担い手となるため、その経営が軌道に乗るまでの間支援するものでありまして、平成26年度から就農しております1名と平成29年度に新規就農いたしました1名、計2人分を計上してございます。

次に、4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。予算額は15万円で、財源は全て国庫支出金でございます。この事業は、自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に実施しており、主な支出につきましては、水田台帳システムの保守委託料と需用費でございます。

次に、5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。予算額は20万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業におきましては、荒廃農地の再生を行う農業者に対しまして補助金を交付することにより、荒廃農地の解消や農地の有効活用に取り組んでございます。

次に、説明書の128ページから129ページをごらんください。

4目畜産業費、2の事業、畜産業費であります。予算額は11万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。中部家畜保健衛生推進協議会への負担金や死亡獣畜の適正な処理を図るための補助金が主なものでございます。

次に、説明書の130ページをごらんください。

5目農地費、4の事業、土地改良事業費でございます。予算額は2,248万5,000円で、財源は全て一般財源となります。大井川土地改良区への負担金が主なものでございまして、国営

事業元利償還金、国営農地農業用水路等資源保全管理推進事業負担金、それから組合賦課助成金でございます。

次に、説明書の、同じく130ページと131ページをごらんください。

2項林業費、1目林業総務費、2の事業、松くい虫防除事業費であります。予算額は374万円で、財源は全て一般財源でございます。例年と同様、保安林等の松枯れの蔓延を防止するため、地上散布防除、予防剤注入防除、被害木伐倒駆除を実施いたします。

次に、説明書の131ページ、3の事業、保安林等保護環境整備事業費であります。予算額は425万6,000円で、財源は一般財源のほかに、県支出金でございます。例年同様、保安林帯の除草や支障木の伐採を初め、大幡川の桜並木の保護といたしまして、薬剤散布、枯損木の処理を実施することによりまして、保安林等の公益的機能を生かすための環境維持に努めてまいります。

続きまして、説明書の131ページから132ページをごらんください。

3項水産業費、1目水産振興費、2の事業、水産振興費でございます。予算額は217万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容であります。水産業の振興や活性化を目的とした水産関係団体等への負担金、補助金が主なものとなります。

次に、説明書の同じく132ページ、3の事業、地域栽培推進事業費でございます。予算額46万7,000円で、財源といたしましては、全て一般財源でございます。榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源の確保をする事業であり、内容といたしましては、ヒラメやマダイの稚魚放流、藻場の保全のための藻食性魚類の駆除などを行います。そして、豊かな漁場を取り戻す活動に対しまして負担をしているものであります。

次に、説明書の133ページから134ページをごらんください。

2目漁港管理費、2の事業、漁港管理費でございます。予算額は5,635万9,000円で、財源は一般財源のほか、繰入金、町債でございます。吉田漁港における維持管理費でございます。漁港管理会の開催、公用車の維持管理、多目的広場実施設計業務委託の実施に伴い開催いたします上部利活用検討会の委員への報償金でございます。また、委託料といたしましては、津波・高潮防災ステーションや陸閘、大幡川水門の保守点検業務のほか、海岸利用者のための駐車場出入り口を開閉する管理業務委託がございます。施設整備につきましては、津波・高潮防災ステーションの機器に関しまして、保守期間の経過に伴い、更新が必要であることから、サーバー機器や無停電電源装置の更新工事を実施する計画でございます。

次に、説明書の同じく134ページ、3の事業、水産基盤整備事業費でございます。予算額は1,600万円で、財源といたしましては、一般財源のほか、県支出金、町債、分担金及び負担金でございます。事業内容であります。漁港改修として、平成23年度から継続して実施しております航路護岸改修工事を85メートル施工する予定でございます。

次に、説明書の135ページをごらんください。

4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。予算額は3,150万円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金、町債、分担金及び負担金でございます。この事業内容といたしましては、水産物供給基盤機能保全計画に基づきまして実施するものでございます。設計委託料といたしましては、矢板構造物であります大幡川導流堤の腐食箇所を改修するための実施設計業務委託を行うほか、予防改修といたしまして、鋼矢板の腐食が進んでおります西側泊地の4号岸壁の防食工事を100メートル施工するものでございます。

次に、5の事業、漁港環境整備事業費でございます。予算額は3,420万円、財源といたしましては、一般財源のほか、県支出金、町債でございます。この事業につきましては、防災機能の役割とともに、水産業の振興や新たなにぎわいを創出する施設となるよう多目的広場を整備するものでございます。内容といたしましては、設計委託料では多目的広場上部における実施設計業務委託、漁港環境施設整備におきましては、盛り土構造物外周の盛り土及び構造物の撤去を実施する計画であります。

6款農林水産業費は以上でございます。

続きまして、7款商工費でございます。

説明書の136ページごらんください。

7款1項商工費、1目商工総務費、2の事業、消費生活費であります。予算額は107万3,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な支出は、消費生活専門相談員の報償金と被害防止用のリーフレットの作成、教育用副教材の印刷製本費でございます。

次に、説明書の、同じく136ページと137ページをごらんください。

2目商工業振興費、2の事業、商工業振興費でございます。予算額は201万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。商工会が行っております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴う補助金が主なものとなります。

次に、3の事業、中小企業振興費であります。予算額は136万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容といたしましては、中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施することにより、借り入れ者の負担を軽減とともに、経営基盤の安定及び合理化を図るための補給金、負担金が主なものでございます。

次に、説明書の137ページと138ページをごらんください。

4の事業、産業支援事業費でございます。予算額は409万4,000円で、財源は使用料及び手数料と繰入金でございます。事業内容といたしましては、創業応援セミナー開催に伴う講師謝礼、チラシの印刷代を初め、創業支援センターの維持管理経費として電気料や複写機の借上料などがございます。また、産業振興事業費補助金により、特産品開発や6次産業化、イベント交流、新規創業事業を促進し、産業振興を図るとともに商工業等の活性化に努めてまいります。

次に、5の事業、企業立地振興費でございます。予算額は28万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。静岡県と市町が企業誘致活動を一体的に推進するために設置されております連絡会への負担金と、新たに輸出や海外進出をする企業に対しての支援事業を行っておりますジェトロ静岡貿易情報センターへの負担金を計上してございます。

次に、説明書の、同じく138ページから140ページをごらんください。

3目観光費、2の事業、観光振興費でございます。予算額は4,610万円で、財源といたしましては、一般財源のほか、国庫支出金、県支出金、使用料及び手数料、繰入金、諸収入でございます。この事業では、展望台小山城等の施設管理を行う4人分の臨時職員賃金を初め、需用費、役務費などの経常経費のほか、委託料と工事請負費、各観光団体への負担金でございます。

委託料につきましては、観光協会へのイベント委託であります凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりを初め、小山城等施設の警備保障、展望台小山城周辺の樹木管理の

業務委託でございます。また、工事請負費につきましては、施設整備といたしまして、郷土資料館トイレと吉田海岸トイレを改修工事、また能満寺山公園の男坂に手すりを設置する工事を実施する計画であります。

負担金補助交付金におきましては、静岡県観光協会への負担金を初め、JR6社と自治体等が共同で実施いたしますデスティネーションキャンペーンのプレキャンペーン開催に当たりまして、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会への負担金の増額、静岡県中部・志太榛原地域DMOへの負担金などを計上してございます。

次に、3の事業、観光PR事業費でございます。予算額は224万3,000円で、財源は全て一般財源であります。事業といたしましては、県内外に向けてPRキャンペーンを実施するなどの情報発信を初め、観光施設やイベント、特産品等をPRするための業務に伴う観光パンフレット等の印刷代が主なものでございます。

次に、4の事業、産業委員会運営事業費でございます。予算額は11万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。産業委員会の開催に伴います委員報酬でございます。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、説明書の129ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費について御説明いたします。この事業は用排水路の維持管理で、主に排水機場の維持管理になっております。各施設の電気使用料や委託料として、農業用水門を4自治会ほかに依頼し、排水機場の電気保安関係も計上をしております。負担金は片岡新橋頭首工の修繕を全国土地改良連合会の適正化事業として行うことに係るものでございます。予算額は480万7,000円で、財源は一般財源となります。

次に、129ページ、130ページをごらんください。

3の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。この事業は用排水路の維持費となります。機械借上料は、用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上しております。公有財産購入費は、川尻、片岡地区の用水路用地の用地買収費でございます。予算額は245万2,000円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書139ページをごらんください。

7款商工費、1項3目観光費のうち2の事業、観光振興費のうち15節工事請負費として、交差点名表示板設置を計上しております。これは、主要幹線道路である東名川尻幹線、榛南幹線の2路線において、町道との交差点など8カ所に交差点名表示板を設置するものでございます。予算額は950万7,000円で、財源はふるさとよしだ寄附金基金繰入金となります。

以上が6款、7款に係る建設課からの説明でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 説明書の141ページから143ページをごらんください。

8款土木費のうち、土木総務費の2の事業、土木管理費について説明をいたします。

土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、賃金は臨時職員1名を雇用し、道路・河川の占用事務の電算化によるデータ入力等を行い、占用事務の効率化を図っております。委託料は道路台帳の更新費用となります。使用料及び賃借料については、大型複写機の借上料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借上料でございます。負担金及び交付金では、土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と、同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う計画でございます。予算額は1,792万9,000円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の143ページをごらんください。

8款土木費のうち、土木総務費の3の事業、防潮堤整備事業費について説明いたします。

防潮堤川尻工区の整備に伴う費用で、工事請負費を初め、海岸保全区域内の占用物件の移転、撤去に必要な額を計上しております。予算額は2,653万9,000円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の144ページをごらんください。

2項1目道路維持費のうち、2の事業、道路維持費について説明いたします。委託料は植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。工事請負費では、道路照明灯の改修が必要なことから、町の総合戦略に掲げ、国の補助金を活用し工事を行います。維持修繕では、突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望・苦情などへの対応や、道路パトロール結果に基づき執行しております。予算額は6,793万6,000円で、財源は国庫支出金と一般財源となります。

次に、同じく3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。町の総合戦略に掲げる事業であり、国の社会資本総合整備事業費などを活用し、特に状況の悪いところから舗装の打ちかえや切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の長寿命化を図るものでございます。予算は6,000万円となり、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。

次に、145ページをごらんください。

2目道路新設改良費のうち、2の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費です。大幡川に設置します橋梁の上部工、下部工や道路の舗装工事費を計上しております。また、公有財産購入費では、土地取得特別会計からの買い戻しを行います。予算額は9,249万2,000円となり、財源内訳は地方債と一般財源となります。

次に、同じく3の事業、青柳北原4号線道路改良事業費です。これは新規事業であり、青柳北原4号線と東名高速道路との交差点の隅切り部分を拡幅するため、測量設計業務費、用地買収費、物件移転補償費、工事請負費を計上しております。予算額は1,123万7,000円となり、財源内訳は静岡空港関連県支出金と地方債と一般財源となっております。

次に、同じく145ページ、3目橋梁維持費のうち、2の事業、橋梁維持補修費です。町の総合戦略に掲げる事業であり、国の社会資本総合整備事業費を活用し、橋梁の長寿命化を図るものです。橋梁点検結果により、緊急措置段階に判定された念仏橋の撤去設計と早期措置段階に判定された湯日川にかかる3橋の補修設計業務を計上しております。予算額は1,880万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債及び一般財源となります。

次に、説明書の146ページをごらんください。

3項1目河川総務費のうち、2の事業、河川総務費について説明をいたします。委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。予算額は104万4,000円で、財源内訳としまして、県支出金と一般財源となります。

次に、同じく3の事業、治水対策推進事業費について御説明いたします。近年多発する大雨による内水被害などを減少させることに重点を置き、河川のしゅんせつ、水路のかさ上げ工を拡充または新規に計上しております。大窪川ほかのしゅんせつ、稻荷川の天端かさ上げを行い、その効果を検証いたします。また、坂口谷川水門建設促進期成同盟会において、坂口谷川河口部に津波水門設置推進のため、要望活動を県に対して行う計画であり、その同盟会への負担金も計上をしております。予算額は1,783万1,000円で、財源内訳としまして、地方債と一般財源となります。

次に、147ページをごらんください。

3項2目河川維持費のうち、2の事業、河川維持管理費について説明いたします。委託料として、大井川の堤防除草を行うとともに、稻荷川配水ポンプ付近の高木剪定を計上しております。また、工事請負費としまして、住吉大浜地先において湯日川を配水先とする工事を計上しております。予算額は958万8,000円で、財源内訳としまして、県支出金と地方債及び一般財源となります。

次に、同じく147ページの3項3目河川新設改良費のうち、2の事業、大幡川改修事業費について説明をいたします。この事業は、大幡川、大窪川の治水対策として行っているもので、大幡川にかかる橋の撤去を始め、護岸改修工事を行い、大窪川改修工事も計上をしております。予算額は5,480万円で、財源内訳としまして、国庫支出金と地方債及び一般財源でございます。

次に、少し飛びまして、152ページをごらんください。

4項3目街路事業費のうち、2の事業、都市計画道路事業負担金について説明をいたします。町では都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入していますので、その負担金でございます。予算額は13万8,000円でございます。財源は一般財源となります。

次に、同じく152ページの4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費について説明をいたします。機械を借り上げまして、都市下水路のしゅんせつを行う計画です。予算額は10万円で、財源は一般財源となります。

次に、説明書の153ページをごらんください。

4項6目公園費のうち、2の事業、公園維持管理費について説明をいたします。この事業の主な内容につきましては、委託料としまして、都市公園の樹木等の管理について造園業者に委託発注をし、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを実施するものでございます。予算額は3,572万8,000円で、財源は一般財源となります。

次に、同じく153ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、公園愛護活動を自発的に行う団体に褒賞金を交付しております。現在の活動団体数は6団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西ノ坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動しております。予算額は30万円で、財源は一般財源となります。

次に、同じく153ページの、4の事業、住吉西ノ坪公園整備事業費でございます。敷地内の土砂流出防止など工事費を計上しております。予算額は196万1,000円で、財源内訳は一般財源となります。

少し飛びますが、説明書の205ページをごらんください。

11款災害復旧費のうち、1項1目農林水産施設災害復旧費と、206ページの2項1目公共土木施設災害復旧費について御説明をいたします。農林水産施設と土木施設のどちらも、頭出しとして2,000円を計上しております。

以上が建設課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8款土木費、4項都市計画費及び5項住宅費につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の148ページをごらんください。

1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費でございます。予算額は82万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業といたしましては、都市計画事業を推進していく上で必要な経常的経費でございます。

次に、149ページをごらんください。

3事業の建築確認事務費でございます。予算額は16万6,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主なものとしましては、建築確認事務に係る図書の追録代でございます。

次に、4事業の土地利用対策費でございます。予算額は233万6,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。主な事業といたしましては、宅地分譲地内公園等の樹木の剪定、調整池施設の修繕等でございます。

次に、150ページをごらんください。

5事業のTOUKAI-0促進事業費でございます。予算額は3,067万6,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金、県支出金でございます。事業としましては、わが家の専門家診断事業、既存建築物耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の4事業でございます。平成30年度につきましては、平成29年度に引き続き、木造住宅耐震補強助成金が従来の助成金より最大30万円上乘せになるため、対象世帯への戸別訪問やダイレクトメールの送付などにより掘り起しを進め、木造住宅の耐震を積極的に推進してまいります。

次に、151ページをごらんください。

2目土地区画整理事業、2事業の土地区画整理事業費でございます。予算額は6,697万2,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。この事業の主なものは、浜田土地区画整理組合への負担金及び補助金でございます。負担金につきましては、浜田土地区画整理区域内の整備を、組合が国からの交付金を受けて進めているところでございますが、この交付金の負担割合が、国が55%、県が22.5%、町が22.5%であり、町負担金分といたしまして支出しているものでございます。補助金につきましては、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、事業費の一部を助成しております。

次に、154ページをごらんください。

7目緑化推進費、2事業の緑化推進費でございます。予算額は344万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業といたしましては、委託料といたしまして、みどりのオアシスマつり実行委員会に委託し、毎年、みどりのオアシスマつりを開催しております。平成30年度におきましても、4月29日に開催をする予定でございます。また、既存の事業場を改修し、オアシス条例の資質の向上に取り組んでいただける事業所につきまして、苗木を配布し、緑化の推進を図るための事業費を計上しております。

次に、3事業の花のまち推進事業費でございます。予算額は206万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業といたしましては、花街道事業用の花苗の購入、吉田町花の会への補助金、花いっぱい活動団体16団体への補助金でございます。

次に、4事業のみどりのまちづくり事業費でございます。予算額は15万円で、財源は一般財源でございます。この事業は、道路に面している部分を生け垣として利用する個人に、5万円を上限に補助金を交付しております。

次に、155ページをごらんください。

5項住宅費、1目住宅管理費、2事業の町営住宅維持管理費でございます。予算額は3,469万4,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金と使用料、手数料でございます。現在、吉田町が管理しております町営住宅の戸数は141戸で、平成30年1月末現在で入居戸数は106戸となっております。主な事業といたしましては、通常の維持管理業務に加え、吉田町公営住宅長寿命化計画に基づき、改修事業といたしまして、平成30年度の工事につきましては、住吉団地の屋上防水改修工事、委託につきましては、松下団地A棟居住性改善工事設計業務委託でございます。また、平成29年度におきまして、松下団地周辺の公共下水道が整備されたことにより、公共下水道への接続工事を計上しております。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書152ページをごらんください。

上下水道課からは、8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費につきまして、御説明申し上げます。

2の事業、公共下水道事業費の予算額は6億6,091万4,000円で、これは公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時56分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費につきまして、平成30年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の156ページ、1目常備消防費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金（消防費）をごらんください。予算額は787万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は公債費で、起債償還によるための支出でございます。

次に、説明書157ページ、3の事業、消防救急広域事業費でございます。予算額は2億9,176万5,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金及び地方債でございます。3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、消防事務を静岡市へ委託しており、その事務委託料を計上してございます。

次に、同じく157ページの2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。予算額は1,981万1,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図るものでございまして、消防団員の報酬、費用弁償及び本部運営費交付金、分団運営費交付金、研修負担金を主に計上してございます。また、被服費としまして、火災現場での安全を確保するため、防火着を配備する計画でございます。

次に、説明書158ページ、159ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。予算額は1,258万円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るもので、退職団員の報償金、福利厚生事業のための自動車借上料、消防団員退職報償金負担金、損害補償掛金などを主に計上してございます。

次に、説明書159ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は4,193万9,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、地方債でございます。消防団の装備品の充実及び消防施設の適切な維持管理を図るものでございます。老朽化した第3分団及び第4分団の消防ポンプ車2台を更新するための費用を計上してございます。また、消火栓及び消火栓器具類の維持管理に関する経費が主なものでございます。

次に、説明書160ページから162ページとなります。

5目災害対策費、2の事業、地震対策費でございます。予算額は1,813万1,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、諸収入でございます。大規模地震などから地域住民の生命、財産を保護するため、津波防災まちづくりを推進するとともに、災害に強い町づくりを進めることを目的としたものでございます。防災資機材や備蓄品の充実を図るため、特定消耗品、防災備品において、災害用救急医療セットの更新費用及び避難生活用間仕切りセット、毛布、非常食、簡易トイレの購入費用を計上してございます。修繕料では、津波避難タワーの維持管理費に伴う費用、住吉コミュニティ防災センターの畳の張りかえ費用を計上してございます。式典運営委託料につきましては、駿河海岸川尻工区において、海岸堤防の廃土、

盛り土の整備の着手に当たり、国及び県と連携した着工式典を開催する予定でございます。その式典の運営委託料を計上してございます。そのほか、防災ベッド及び耐震シェルターの整備に係る防災対策推進事業費補助金やコミュニティ助成事業に係る交付金を計上してございます。

次に、説明書162ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。予算額は24万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。国民保護協議会開催に伴う委員報酬及び国民保護計画修正に伴う印刷製本費が主なものでございます。

次に、説明書162ページ、163ページ、4の事業、防災意識向上事業費でございます。予算額は1,351万4,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金でございます。防災訓練や防災講演会などを開催することで、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることを目的とするものでございます。防災講演会の開催に伴う講師謝礼、地域防災指導員養成講座の委託料、防災公園の指定管理委託料が主なものでございます。

次に、説明書163ページの5の事業、情報伝達充実・強化事業費でございます。予算額は1億1,821万2,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金、地方債でございます。情報伝達用資機材等の整備を通じて、災害時における情報収集及び情報伝達体制の充実強化を図ることを目的としたものでございます。防災メールの通信回線料、MC A無線機の電波塔利用料及び防災行政無線の点検委託料など、情報伝達機器の運用や維持管理に要する経費を計上してございます。同報無線デジタル化工事におきましては、平成29年度から平成32年度までの4年をかけ整備を進め、防災情報の伝達体制の強化を図るものでございまして、平成30年度は屋外子局設備を26局更新するための工事費用を計上させていただいております。また、工事監理委託料としまして、同報無線デジタル工事における施工監理、また円滑な工事の進捗など技術支援に係る委託料の計上をさせていただいております。

以上が9款1項における防災課関係の予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

説明書の160ページをごらんください。

9款1項4目水防費のうち、2の事業、水防費について説明いたします。水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としております。主な内容は需用費で、土のうやバリケードなどの購入や排水ポンプの借り上げになります。予算額は50万円で、財源内訳は一般財源となります。

以上が建設課からの説明でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、理事兼学校教育課長、お願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

学校教育課から10款教育費のうち、学校教育課に関する内容について御説明をさせていただきます。

このたびの学校教育課の平成30年度の予算案につきましては、TCP トリビンス プランにあります各施策を実行していくことにより、その目指すところである子供に確かな学力を保障する環境づくり、教員が授業に専念できる環境づくり、その前提としての多忙化解消ということ。あとは、保護者のニーズに応じた環境づくりを具現化しようとするものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

まずは、10款1項教育総務費について御説明いたします。

初めに、説明書の164ページをお開きください。

1目教育委員会費のうち、2の事業、教育委員会費です。予算額は116万7,000円で、財源は全て一般財源となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づきまして設置をされている教育委員会の活動を円滑かつ効率的に運営するためのものでございまして、教育委員の委員報酬など、経常的経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の166ページをお開きください。

2目事務局費のうちの2の事業、事務局事務費でございます。予算額は505万9,000円でございます。財源は一般財源のほか、県支出金となります。教育委員会事務局、とりわけ学校教育課を運営するための経費で、経常的経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の167ページをお開きください。

3目教育諸費のうちの2の事業、小・中学校健康診断費でございます。予算額は1,196万2,000円で、財源は全て一般財源となります。児童・生徒並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとするものでございまして、学校医の報酬、また健診の委託料が主な内容となっております。

続きまして、説明書の168ページをお開きください。

3目教育諸費のうちの3の事業、教育振興事業費でございます。予算額は5,230万3,000円でございます。財源は一般財源のほか、諸収入でございます。学校の教育活動を支えるための環境整備を行おうとするものでございまして、いじめ問題対策連絡協議会の開催でありますとか、TCP トリビンス プランに基づき、教員が授業に専念できる環境を整えるための一環といたしまして、職員室など先生の働く環境を整備していくための学校環境改善支援業務委託料、また先生方の校務を支援する校務支援システムの更新業務委託料といったものが主な内容でございます。

また、169ページに移りますけれども、意思があるにもかかわらず、家庭の事情により、やむなく高校の進学をあきらめるといようなことがないよう、町として行っております吉田町高等学校等奨学金でございますけれども、これまで中学卒業時にしか申請ができない制度となっておりますので、来年度よりこれを見直し、高校進学後でありましても、家計の急変などにより、高校の進学が困難になるというようなことも考えられることから、進学後にも申請をできる制度としたいということを考えておりまして、そのための必要経費も合わせて、今年度計上させていただいているところでございます。

続きまして、説明書の同じく169ページ、3目教育諸費のうちの4の事業、英語教育推進事業費でございます。予算額は2,004万円でございます。財源は一般財源でございます。新学習指導要領を踏まえた外国語教育の充実のため、外国語指導助手、いわゆるALTと呼ばれる方々ですが、この方々を全小・中学に1名ずつ配置するための経費が主な内容でございます。新学習指導要領に基づきますと、来年度から小学校3年生から外国語活動が一部先行

して始まることとなっております。その後、小学校3年生から小学校6年生の外国語の授業時間数も段階的にふえていくこととなっておりますことから、本事業を通して、こうしたことにしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、説明書の170ページをお開きください。

同じく3目教育諸費のうちの5の事業、教職員等負担金・補助金でございます。予算額は121万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各種団体への負担金と、部活動など小・中学校の課外活動への補助金が主な内容でございます。

続きまして、説明書の171ページをお開きください。

3目教育諸費のうちの7の事業、確かな学力定着事業費でございます。予算額は4,890万6,000円でございます。財源は一般財源となります。本事業の内容といたしましては、学校の授業や部活動など、教育課程を中心とした学校における教育活動を支援しようとするための経費でございます。主な内容といたしましては、TCP トリビンス プランにもございます。教員が授業に専念できる環境づくりの一環として、来年度より導入を予定している部活動指導員の報酬でありますとか、日々の授業がよりよいものとなるよう現在も雇用しておりますが、教員補助の賃金といったものが主な内容となっております。

続きまして、説明書の172ページをお開きください。

3目教育諸費のうちの8の事業、幼児教育振興事業費でございます。予算額は3,651万8,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金、諸収入でございます。主な内容といたしましては、幼稚園や保育園など幼児教育を施す機関等への振興のための経費でございます。幼児教育カリキュラムを推進するための経費、また私立幼稚園就園奨励費補助金はその主な内容となっております。なお、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に子供を通わせている保護者の経済的負担の軽減を目的といたしまして、前年度より増額の要求をさせていただいているところでございます。

続きまして、説明書の同じく172ページ、3目教育諸費のうちの9の事業、小中一貫教育振興事業費でございます。予算額は119万7,000円でございます。財源は一般財源となります。小中一貫など吉田町教育大綱にも掲げられております小学校と中学校との「つながりのある教育」を推進していくための会議開催経費が主な内容となっております。

以上が10款1項教育総務費についての御説明でございます。

続きまして、10款2項小学校費について御説明いたします。

初めに、説明書の174ページをごらんください。

1目学校管理費のうちの2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は3,226万1,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。住吉小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入費でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的経費が主な内容となっております。なお、この中でTCP トリビンス プランに基づきまして、臨時職員賃金の中に、教員でなくてもできる仕事を行う者として校務アシスタントを雇用するために必要な経費、また175ページになりますけれども、13節警備保障業務委託料といたしまして、先生に休みやすい環境を整えるため設定しております学校閉庁日というものがありますけれども、それを今年度以上に拡充するために、警備を外部委託

するための経費といたしまして、必要な経費をここに計上させていただいているところでございます。

続きまして、説明書の176ページをごらんください。

同じく1目学校管理費のうちの3の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は3,511万4,000円でございます。財源は一般財源となります。中央小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的経費が主な内容となります。なお、住吉小学校維持管理費と同様でございますけれども、トリビンスプランに基づきまして、校務アシスタントを雇用するための経費を臨時職員賃金として、また学校閉庁日を拡充するために必要な経費として、警備保障業務委託料の中に計上をしております。

続きまして、説明書の179ページをごらんください。

同じく1目学校管理費のうちの4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。予算額は2,960万6,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。自彊小学校の教育活動が円滑に行われるための経費でございます。また、住吉小、中央小のそれぞれの維持管理費と同様ですけれども、校務アシスタントを雇用するための経費を臨時職員賃金として、学校閉庁日を拡充するために必要な経費として警備保障業務委託料を計上しております。

続きまして、説明書の182ページをお開きください。

2目教育振興費のうちの2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は220万4,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。住吉小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助費を行うための経費で、経常的経費が主な内容となっております。

次に、同じく説明書の182ページ、2目教育振興費のうち3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は146万6,000円でございます。財源は一般財源となっております。中央小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的経費が主な内容でございます。

次に、同じく182ページ、2目教育振興費のうち4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は94万円でございます。財源は一般財源となっております。主な内容としては、先ほど申し上げた住吉小学校、中央小学校の要保護・準要保護児童就学援助費と同様でございます。経常的経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく182ページ、3目特別支援学級費のうち2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は68万6,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。住吉小学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございます。経常的経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の183ページをお開きください。

3目特別支援学級費のうち3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。予算額は70万9,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。主な内容としては、先ほど申し上げた住吉小学校と同様でございます。

続きまして、同じく説明書の183ページ、3目特別支援学級費のうち4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は63万3,000円でございます。財源は一般財源

のほか、国庫支出金となっております。主な内容としては、住吉小学校、中央小学校で御説明させていただいたものと同様でございます。

以上が10款2項小学校費についての御説明でございます。

続きまして、10款3項中学校費について御説明をさせていただきます。

説明書の184ページをごらんください。

1目学校管理費のうちの2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は5,314万4,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。吉田中学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入でありますとか、施設整備費といったものを計上しており、経常的経費が主な内容でございます。なお、他の3小学校と同様でございますけれども、トリビンスプランに基づき、校務アシスタントを雇用するための経費を臨時職員賃金として、また学校閉庁日を拡充するために必要な経費として、警備保障業務委託料を計上しております。

次に、説明書186ページをごらんください。

2目教育振興費のうちの2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額は486万7,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。吉田中学校に子供を通させている世帯のうち、要保護・準要保護世帯へ就学援助を行うための経費でございます。経常的経費が主な内容でございます。

続きまして、同じく186ページ、3目特別支援学級費のうち2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は132万3,000円でございます。財源は一般財源のほか、国庫支出金となっております。吉田中学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございます。経常的経費が主な内容となっております。

以上が10款3項中学校費についての御説明でございます。

最後に、10款5項保健体育費について御説明いたします。

説明書の202ページをお開きください。

2目給食施設費のうちの2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。予算額は1億2,850万円でございます。財源は一般財源となっております。主な内容としたしましては、吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を吉田町と牧之原市とで規約に基づき、それぞれ負担するものがございます。

以上がこのたび上程をさせていただきました学校教育課の予算の概要となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10款1項3目教育諸費のうち6の事業、ちいさな理科館事業費及び10款4項社会教育費、5項保健体育費につきまして、予算に関する説明書により御説明いたします。

説明書の170ページをごらんください。

10款1項3目教育諸費のうち6の事業、ちいさな理科館事業費でございます。当初予算額は927万7,000円で、財源は一般財源のほか、諸収入でございます。ふるさとの自然に愛着を

持ち、自然の事物・現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を呼び起こすことを目的として行われる、ちいさな理科館に要する経費でございます。

次に、10款4項社会教育費につきまして御説明いたします。

説明書の188ページをごらんください。

10款4項1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。予算額は55万5,000円で、財源は一般財源と財産収入でございます。社会教育事業を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、188ページ、189ページをごらんください。

3の事業、社会教育委員費でございます。予算額は88万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、189ページ、4の事業、人権教育事業費でございます。予算額は4万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、平成30年度の支出は旅費のほか、人権講演会に係る手話通訳者への謝礼金と特定消耗品でございます。

同じく189ページ、5の事業、芸術・文化振興事業費でございます。予算額は329万9,000円で、財源は一般財源のほか、ジャズコンサート等の入場料の諸収入でございます。芸術・文化の振興を図るため、芸術・文化に親しむ場の提供と、普及を図るための活動を行うための事業の経費でございます。ジャズコンサート等の謝礼金や文化協会補助金、文化協会文化祭負担金等が主なものでございます。

次に、190ページをごらんください。

6の事業、文化財保護事業費でございます。予算額は47万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。平成30年度は、12節役務費に能満寺のソテツの剪定のための樹木剪定手数料を計上しております。

次に、190ページ、191ページをごらんください。

7の事業、青少年健全育成事業費でございます。予算額は64万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。青少年健全育成事業に係る経常経費でございます。

次に、191ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。予算額は12万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。生涯学習を推進するための経費で、生涯学習推進委員の研修のための経費と講座委託料が主なものでございます。

同じく191ページ、9の事業、地域教育推進事業費でございます。予算額は172万7,000円で、財源は一般財源のほか、県支出金の学校家庭地域連携協力推進事業費補助金及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。子供たちが地域の大人とさまざまな体験や活動を通して、地域で子供を育てる体制を確立することを目的として、地域で活動する団体あるいは個人へ支援を行う事業で、講座委託料や地域教育推進協議会等への補助金が主なものでございます。なお、平成30年度は新規事業の放課後子ども教室委託料を計上しております。

次に、192ページをごらんください。

10の事業、コミュニティづくり推進事業費でございます。予算額は4万5,000円で、財源は全て一般財源で、静岡県コミュニティづくり推進協議会主催のコミュニティカレッジ研修に参加するための旅費を計上しております。

次に、192ページと193ページをごらんください。

2目公民館費のうち2の事業、中央公民館運営費でございます。予算額は986万3,000円で、財源は一般財源のほか、公民館使用料でございます。中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。なお、平成30年度は中央公民館周辺の樹木を剪定するための樹木管理業務委託料を新たに計上しております。

次に、193ページ、194ページをごらんください。

3の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は638万4,000円で、財源は一般財源のほか、生涯学習教室やシニアカレッジの講座受講料等の諸収入でございます。中央公民館を活用して、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座やシニアカレッジの講師謝礼金が主なものでございます。

同じく194ページをごらんください。

4の事業、地域教育活動費でございます。予算額は307万9,000円で、財源は一般財源のほか、チャレンジ教室の参加料等の諸収入でございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うことを目的とした事業で、チャレンジ教室の講師謝礼金等が主なものでございます。

次に、194ページ、195ページをごらんください。

3目学習ホール運営費のうち2の事業、学習ホール運営費でございます。予算額は817万1,000円で、財源は一般財源のほか、学習ホールの使用料でございます。学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。なお、平成30年度は、15節工事請負費に避難階段と屋根の雨漏り修繕のための施設補修費を計上しております。

次に、10款4項4目図書館費につきまして説明させていただきます。

説明書の196ページから198ページをごらんください。

2の事業、図書館管理費でございます。当初予算額は4,549万5,000円で、財源は一般財源のほか、図書館視聴覚ホールの使用料でございます。図書館管理費は施設の維持管理のための経費で、経常的経費が主なものでございます。

次に、198ページ、199ページをごらんください。

3の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は2,833万円で、財源は一般財源のほか、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。図書館活動推進費は、主に図書館サービス運営のための経費で、臨時職員賃金、図書費等が主なものでございます。なお、平成30年度は図書費800万円の中に、利用が落ちたビデオテープをDVDに買いかえるための費用150万円を計上しております。

次に、10款5項保健体育費につきまして御説明いたします。

200ページから201ページをごらんください。

10款5項1目保健体育総務費のうち2の事業、社会体育振興費でございます。予算額は981万9,000円で、財源は一般財源のほか、各種大会参加料や教室受講料等の諸収入でございます。町民のスポーツ振興と体力の向上を目的としたもので、スポーツ推進委員の報酬や講師謝礼金、体育協会やスポーツ少年団等への補助金が主なものでございます。

次に、201ページ、202ページをごらんください。

3の事業、体育施設・広場維持管理費でございます。予算額は738万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。各コミュニティ広場や高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、スポーツ広場等管理業務委託料やコミュニティ広場指定管理委託料が主なものでございます。

次に、202ページから204ページをごらんください。

10款5項3目体育館運営費のうち2の事業、総合体育館運営費でございます。予算額は3,156万円で、財源は一般財源のほか、使用料、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金及び諸収入、教育費雑入のスポーツ振興くじ助成金でございます。総合体育館の維持管理の経常経費に加え、平成30年度は新たにトレーニング室管理運営業務委託料を計上するとともに、リニューアルオープンに伴う記念式典や記念事業のための経費として、審判員謝礼金、特定消耗品、食糧費、スポーツ指導保険料、会場設営等委託料を計上しております。このうちトレーニング室管理運営業務委託は、トレーニング機器の設置とトレーニング指導を行う専門職員の配置に加え、トレーニング機器の管理を含む、トレーニング室の管理を委託するものでございます。また、18節の体育備品は、移動式バスケットゴール1対の購入費を計上しております。

最後に、204ページをごらんください。

3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は171万7,000円で、財源は一般財源のほか、吉田町体育センターの使用料でございます。吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上が生涯学習課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） これで、第20号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時38分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会6日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、第14号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから第14号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行い、引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問にならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力を願います。

それでは、質疑はありますか。

10番、大塚邦子君。

- 10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

教育費の国庫補助金について、御質問したいと思います。

ページは9ページになります。

今回、学校施設環境改善交付金9,109万2,000円の新たに内示を受けたということで、これが計上されているわけでございます。この国の補助金がついたということに関しては、今、国のほうでも地方創生、また、地方もそれを受けて地方創生総合戦略というようなこともやっているというふうに認識をしておりますけれども、この交付金に関しては安心して教育を受けられる環境の整備ということで、吉田町では地方版の総合戦略の中でこういう項目があるんですが、今回トイレの改修に関してはもう盛り込まれていないというふうに私はこう理解をしているわけでございますが、今回この国の補正の交付金がついたということの経緯といたしますか、その理由について御説明をいただきたいと思います。

- 議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

- 理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、このトイレの改修についてということでございますけれども、TCP トリビンスプランの中に、子供の確かな学力を保証する環境づくりというものがございますので、その快適な学習環境の整備の一環としてトイレ改修というものも挙げさせていただいておりますので、町としてしっかりとこのプランに基づいた施策を着実に実施していくという意味合いも込めまして、今回、要求をさせていただいているところでございます。

また、国のほうで、今回補正予算のほうが決まりまして、先般内示というふうに申し上げましたが、3月2日付で正式に交付決定があったところでございます。こちらにつきましては、今、議員がおっしゃられましたように教育の環境をしっかりと整えるというような面と、あとは防災面ということで、学校自体が災害があった場合には避難所となるものですから、そういった意味で防災的な機能も強化するという意味合いも含めて、今回我々が申請を出させていただいたものに対して、国のほうからそれを、申請自体をお認めいただいて、しっかりとやってほしいという意味合いを込めて交付決定という形でいただいたのかなというふうに担当としては理解をしております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

今の御答弁を伺っていますと、もともと地方創生地域、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中には盛り込まれていなかったけれども、TCP トリビンスプランの中での取り組み等々で、国のほうがそれを認めて今回の補正対応ということになったということの理解でよろしかったでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

そうですね、我々のこのやりたいという意図を御理解いただいて、申請を、我々も手続にのっとっているわけですがけれども、それをお認めいただいたということだというふうに理解をしております。

以上です。

○10番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今と同じ説明書の14ページ、諸収入、3項高等学校奨学金返還金でちょっとお聞きします。

先日の全体会議で、今、人数がどのぐらいいるかということと、単年度会計で終わらないことだと思いますので、多分、教育債を起債しましての貸付をして返金を今求めているということだと思うんですがけれども、理事の御説明ですと今現在12名が貸付をしまして、金額総額がわからないということだったんですがけれども、もし、変更等があれば、今お聞きします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

高等学校等奨学金返還金いうところでございますけれども、全員協議会のほうでも申し上げさせていただきました現在12名の方が貸与者としております。その全体の債権ということの御質問かと思えますけれども、今現在ということですが、291万4,000円というものが債権としてございます。ただ、これはすぐ、何というんでしょうか、計画的に貸与者は返しているものですので、今、これをすぐ請求するというわけではなくて、貸与者自身が自分の支払い能力に応じて毎月幾ら返還するということを決めながら、月ごとに返還をしていってらっているものですので、この291万4,000円が丸々イコールその未納の額ではないということは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

予算の中で70万8,000円が今年度返還になるということで予算を立てていて、補正額がこれ12万ということで、119億の補正合計に比べたら細かな数字になってしまうかもしれませんが、何らかの理由でこの12万円は返金というんですかね、返還になったという、もし理由がわかれば教えてもらいたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 内容確認にとどまらず、質疑まで至るような形でね、質問を続けてください。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

返還に当たりますとは、基本的には返還が始まる時にその貸与を受けている者が月当たり幾ら支払いますというような返還計画を立てて返還をしてもらっているところでございますけれども、今年度につきましては、そのうち2名の方からその計画を前倒しして支払いますというようなことで支払いを受けておりますので、この補正分の増額分につきましては前倒しの2名の分の額だというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1款議会費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

25ページのところに、児童虐待防止事業費というものが出ています。206万1,000円の減額になっています。これは本来なら、今、虐待に関して非常に世の中ぎくしゃくしています。そして、実際に悲惨なことが起きていますね。その中で、お聞きしたら、臨時職員の方が2名の予定の方が1名だということだったんですけれども、そのプロセスというか、その経過というか、本来なら2名、3名の予定をしておいて2名とか、できるだけその関係する人に影響がない形でやっていただきたいんですけれども、この2名から1名になった、どうして1名しか確保できなかった理由というのがあれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

ただいまの家庭相談児童虐待防止事業費のうちの臨時職員賃金の減についてですが、こども未来課で雇用しております児童虐待対応のための家庭相談員についてでございます。御質問の中にもございましたが、当初予算を組みましたときには児童虐待相談とか通報のケースがふえているということで、それまでの1名の体制から2名に増員したいということで当初予算をお認めいただいたものでございます。本年度に入りまして、家庭相談員にふさわしく、しかるべき資格、あるいは経験を有する者の確保を目指しましたがけれども、その確保が果たせずに、残念ながら執行残を見込む予想となったために、今回、減額補正をすることになりました。

我々は、例えば、家庭相談員にふさわしい者として子供と接している保育士、保育士のOBとかであれば、子供とも接することができる、あるいは保護者対応も上手にできるのではないかとということで保育士のOBであるとか、社会福祉士の資格を持つ者であるとかという方を対象に確保に努めたわけですけれども、ただいまの状況としては、どこも認定こども園であるとか保育園の増設で保育士も奪い合いであるということ、それから、社会福祉全般にかかる施設の増ということもありまして、社会福祉士についても引き合いが多いということで、残念ながら確保が果たせなかったということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

事情はよくわかるし、ほかの他の項目よりも臨時職員の方がどうしても今言った理由でなかなか入ってこない、そういうこともあると思うんですけれども、今、最初、課長が言われた情報がたくさん入ってくるとなるとそれに対して、できない情報ではなくてね、こうできないというか、この集められない情報ではなくて、じゃ、どうしたら集められるかということをもうちょっとしっかり考えてね、やっていかないと。

恐らくその当事者の人たちというのは表に出さないような苦しさというか、持っているはずなんです。それで、だからそういう意味でもぜひ確保していただきたいのと、それと、きのうちょっと尋ねたところでは、やっぱり訪問が夜であるとか、当然時間的な、外に、時間外というか、非常に、いわば危険な部分というか、暗い部分というか、そういうときになると、やっぱり人員だけはしっかり確保しておいて、そしてそれに、なかなか、今回の、きのうですか、3日だか2日だか前の子供の虐待死もあったんですけど、ああいうのというのはなかなかそう表に出したがないじゃないですか、そういう意味では1

人ではなくて、臨時でも何でもいいですから、そういう形でそのどうしてもふやしていく、そしてそれを、大変な思いをしている人たちをいかにやっていくかというのは、また、相談員の力と思うんですよね。

だから、そういう意味ではそういう力を発揮するためにも、これから、今から、考えていることとかそういうもの、予算の中でも出てきますけれども、毎年毎年同じ金額が出てくるわけですね。そうではなくて、やっぱりどこかでしっかりとしたものを対応しなきゃいかんと思うものですから、そういう意味では、これから今、町が考えて、この結果をして反省をしたものとか、これから考えねばならんとか、そういうものがありましたらお願いをしたいですけれども。

○議長（藤田和寿君）　こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君）　議員の御質問の中にありましたように、相談の件数は年々増えている状況にあります。例えば、28年度の相談者の件数、年に260人の方の相談がありましたけれども、ことし平成29年度は12月までで既に239件の相談をいただいていますので、このペースでいきますと年間で320人に及ぶのではないかと、前年比1.2倍のペースだと思っております。

この中で、また従来どおり正規職員1人、それから臨時の家庭相談員1人という体制では十分な対応ができないということで、実は当初予算の話に及んでしまいましたが、当初予算の中でももう一度2人分の予算をお願いして計上しているところでございます。

人材の確保については、先ほども言いましたように誰でもいいというわけではございませんで、やはり対応していただくにはそれなりの資格、あるいは経験というものが必要になってまいりますけれども、その確保についてはこれから誠意対応していきたいと思っております。児童虐待の対応がおろそかにならないようにということは肝に銘じておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君）　6番、山内 均君。

○6番（山内 均君）　最後にします。

今、言われたとおり、件数を見ていると大変に世の中というか、これが多分、情報が表に出てきやすくなったということもあると思うんですけれども、この件数でいくと、やっぱり1人とか2人ではひよっとしたら足らなくなるかもしれない。そうすると、先ほど言ったみたいに3人でね、こういう部分ですから、そういう形でまた募集の仕方であるとか、そういう意思決定というか、そういうのぜひしていただきたいと思うんですよね。そうやって、守っていくものを守っていかなあかんと、その辺でこれからの思いというか、これからのそういう施策の中にどうやって生かしていくのかということをやちょっと、予定として組み込めるものが、これから反省できるものがあつたらまたちょっと、もしあればお願いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君）　当初予定どおりの3名体制で来年もやるということで、その意気込みを言っていますが、それ以上にまだ御答弁を求めますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君）　山内です。

すみません、今ね、これからってなかなかこういう場では大変だと思うんですけれども、予算にも反映されていないものですからね、言ってもらわなきゃならないわけで。できれ

ば、その2人のうち1人しかできなかったという結果を見たときに、やっぱりハードルを下げて優先でもつけてもいいから、やっぱり3人での募集をしておいて2人とか、要するにどうしたらそういう人を増やして、本当に困っている人たちをカバーできるか、そういうものの対策をぜひやっていただきたいということで、そういう質問させてもらいましたので。もし回答もできれば、なくてもいいです。また、いつかそういう形で反映させていただければと思いますので。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 一部繰り返しになりますけれども、人数がよければ誰でもということにはまいりません。本当にナイーブな対応になります。子供の心を傷つけないような聞き方も必要であります。保護者に対しても対応が本当にナイーブな対応となります。やはり相応の経験を有する者でないというのが、これまで対応してきた自分が思うところでもありますので、その人材の確保についてはやはり保育士OBとかを中心に確保してまいりたいというふうに考えております。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

32ページの水産基盤整備事業費の件について質疑をしたいと思います。

今回の補正で水産基盤整備事業費のうちの漁港改修ということで、これは毎年行われている航路のしゅんせつだというふうに思っておりますけれども、ここが1,230万円の減額になっておりまして、当初の説明、初日の説明で国の補助金の額が決定したので事業量が決定したということでございましたけれども、これによって漁業の影響がないかということをご心配をしておりますが、その点はいかがのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今、議員御質問の32ページの漁港改修ということですが、1,230万、水産基盤整備事業費の減額のことを言っておるかと思っております。

この工事に関しましては、平成23年度からやっております6号岸壁の改修工事、航路護岸に改修する工事ということでございまして、場所につきましては、今漁業活動で使っていないところではございます。ですが、こういった国の予算の状況、補助の状況等がありますので、こういったところも緊急度、優先度等を考慮しながら、あと、漁協のほうにも相談をさ

せてもらいながら事業のほうを進めているところでございますので、この事業に関しましては漁業者にとっても問題はないということで判断しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私、ちょっと勘違いをしております、岸壁の工事だということで理解はいたしましたが、そうしますと、こちらのほうについては影響はないということで理解はいたしたところでございますが、そうしますと、航路のしゅんせつに関しては、こちらのほうはどこの予算になるのかあれですけれども、毎年行われている漁港内の航路のしゅんせつについては、こちらは予算どおりで行われるということでよろしかったでしょうか。例えば、この4事業の水産物供給基盤機能保全事業費、ここの漁港改修、これについても1,774万4,000円の減額になっておりますけれども、これもあわせてちょっと、少し説明をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの水産物供給基盤機能保全事業、この事業につきましては平成27年度に機能保全計画というものを策定をいたしました。50年の長期間のスパンで、どういうふうに漁港のほうを維持管理していくかという計画を立てたところでございまして、その計画に基づきまして今年度につきましては西側泊地の4号岸壁、この岸壁の矢板が腐食しているということも判明しておりますので、その延命措置といいますか、改修工事を昨年度からやらせていただいております。

御質問のしゅんせつにつきましても、この事業でやるということで計画をしておるところでございます。今の計画から言いますと、平成31年度にしゅんせつのほうを計画をしているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

大変ちょっと理解が悪かったわけですが、そうしますと最近シラス漁のほうも不漁が続くということを知っています。ここずっと港内のしゅんせつをやっておられたということで、それはもちろん漁業者のほうと、組合と相談しながらやっていたと思うんですけどもね、そうした漁業環境のことを心配するわけですが、こうして岸壁は影響がないということでね、これは国の予算の関係でその補助に応じて事業量を減らしていくということはやむなく理解をいたしますけれども、そうした漁業者のね、特にシラス漁を中心とした操業に影響があっては困ると思うんですけども、この補正で聞くのは何ですけども、そうしますと毎年やっていたしゅんせつというのは、本年度はやらないということで理解をよろしいですか。また、もしそうであれば漁業への影響というのが考えられるけれども、その点についての町の見解もお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 新たな漁業のシラスの、漁業のほうは予算のほうでまた新たなことを聞いていただくということで、あくまでも航路の完全のものが本年度目標どおりできたかということで御答弁いただければと思いますが。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この水産物供給基盤機能保全事業につきましては、27年度に策定いたしました機能保全計画に基づきまして、29年度、それから今後につきましても計画的に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 課長、航路の確保は、今年度できたかどうかということをお聞かせたいのですが。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 申しわけありません。

航路の確保ということで、しゅんせつは今年度は実施しておらない状況でございますが、そういったことも日々シラスの操業に影響がないように、確認等をしているところでございます。実際、31年度にしゅんせつの計画をしているところでもございます。そういったことも考慮しまして、また、台風とかそういったところの影響もあるものですから、緊急時ということも想定は考えられますけれども、都度、漁業者等とその辺を確認していきながら事業のほうを進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○10番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

34ページの観光費のところ、全協のときもお伺いしまして確認はさせていただきました。設備費ということで、工事請負費が減額ということでもあります。このとき、全協でのお話では補助金等が減額されたという話でありましたが、この財源の内訳というのを見ますと工事費がほとんど一般財源ということになっているのかなと思うんですが、その補助金云々はどのようなところから持ってこようというのがあって、それがなくなったという、ここではちょっと理解できないんですが、その点についてお答えをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この観光振興費の関係でございますが、恐らくトイレの関係で全協のときも御質問があったかと思っております。こちらのほうにつきましては、市町村の振興協会の補助金を活用させていただきまして、公共施設のユニバーサルデザイン化、それから、あとLED等の省エネルギー化というところで補助メニューがございます。そうした中で今回幾つか候補がございまして、当初予算でもこちらのほうを計上させていただいたわけなんですけれども、他にも施設はございまして、今回こちらのほうを減額させていただいて、補助額を一応満額440万になるわけなんです、これをほかの施設のほうに振り分けをさせていただいたものから、今回補助メニューから補助のこの部分が補助が該当というか、充当できないという判断を

しまして、これは翌年度、来年度に計画変更させていただいたということで今回減額をさせていただきまして、まだこの時点では一般財源という形になりますので、こちらの一般財源ということで全額減額ということにさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その優先順位だと思うんですが、この海岸のトイレ、小山城の資料館のトイレというのはもう何年も前から我々も言っています、何とかならないかと。その優先順位がどうつけられるかわからないんですが、これからにぎわいのある町づくりということで進めていく中で、一番の、トイレというのはね、今非常に、高速道路にしても何にしてもトイレはすごくきれいになっていますよね、どこも。そういう中で非常に優先順位というのは高いなと思います。そういう中で今回、これは外してもっとほかのものに使ったというところでね、その辺がちょっと考え方がわからないというか、理解できないんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど、財源の形を言わせていただきましたけれども、こちらの財源やはり有効、満額補助をもらいながらやるということが、まず1つあります。そうした中で、当然優先順位の中では緊急度であるとか、あとは経費的に今やった場合が一番安いであるとか、そして効率性とか、効果性というのがございます。決して、この資料館のトイレの今お話が出ましたけれども、こちらを優先度が低いというふうには判断はしておりませんで、ちょうどほかのところの工事とあわせて、住民の利用、利便性に向かうというような判断でほかのところの工事を回らせていただいたというのがちょっとあったものですから、来年度にはこちらのほうを計画のほうにはさせていただいているものですから、今回の補正ではちょっと今回は優先度としては外れてしまったということですが、決して低いというふうな判断はしておりませんので、その点だけは御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 具体的に440万で実施した事業を紹介していただければ、余計理解しやすいと思いますが。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 平成29年度にこの補助金を活用したところは、まず、このうちの大半は北区自治会において、約半分を活用しております。それから、残りを今回、総合体育館の工事にあわせまして、今回のその市町村の振興協会の補助を活用してトイレ改修のところに一部充てさせていただいたものですから、そうしたことで、トイレの利便性、こちらがちょうど今工事を行っているところだったものですから、そこに今財源のほうを充てさせていただいたということになります。一応、この3カ所を予定させていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 事業としてもやっているのに、それに、さらにその財源を充てて、もっとほかのトイレ改修であるとかというのもする、そこちょっとわからないね。だったら、新しい事業としても最初上がるってんだから、そっちへ使ったほうがいいのか

な、その利便性云々はわかりますよ。でも、じゃ、本当にどっちが使われるのかと言ったら、小山城を一生懸命売らしましょう、観光で頑張らしましょうと言っている中で、ちょっと話が違うのかなと思いますよ、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

議員のおっしゃることもよくわかります。当然、私どもも計画をさせていただいている中で、その中では、先ほども申し上げましたとおり、一つは効果的な事業執行というのがございます。逆に、新たにゼロからのスタートのところと、また、もう既に始まっていて補助対象から外れているというところには充当させていただいて、より利便性を高めるということの中で、今回、総合体育館も含めて、総合体育館のところを充てさせていただいたというのが財政のほうの判断でありますけれども、これ、安価で、なおかつそこが補助金自体も効果的に使えるという判断でさせていただいております。確かにその計画というのが、当然、当初は計画のところさせていただいているわけですが。逆に、補助金も全て満額つくかというのもございまして、これ申請に基づいて行われるものなものですから、そうした中で優先度というところの中で今回そちらのほうが早くて、さらに工事的にも早いという判断もさせていただいたところですよ。

先ほど、観光もこれからという話の中で、当然にぎわいの町づくりを進めていくものですから、今回の当初予算にもそうした形をさせていただいているものですから、29年度には、今回減額させていただきますが、来年度にはさせていただくということで御了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

35ページをごらんいただきたいんですけども、この中に、道路維持管理費の中の(3)吉田町内道路舗装修繕事業費、これは説明のときにお聞きをしました。国庫の補助金が前段階3,424万8,000円がマイナスになったと。それで、この場所はよく、あのときも確認をさせてもらいました、東名から東へ行く道ですね。それで、この道というのが、多分あの自治会であるとか、あちこちでたくさんこう出ていると思うんですね、要望書として。そういう意味でこう優先順位をつけてやっていただいたとは思いますが、それでも。

現実的には、毎年こう金額が上がりながら部分的な改修はやってきているんですね。ところが、部分的なものですからね、どうしてもあそこは大型がたくさん通ると。特にトレーラーが通ったときには、あの周りの人たちからの、橋の、川の道路を横断している溝というのは全体的に下がりませんので、回りの、どうしても差がついてくると。そうするとその辺でね、確かにこの国庫補助金が少なくなったことによって、できるものがセーブされている

とは思いますが、実際には、これはあれですか、もう補助金というか、ここまで言っているかどうか、そういう優先順位の中で今回は多分、西ではなくずっと東のほうの一部をやってもらったということですか。

言いたいことは、できればやっていただきたいと、要望に対してね。毎年出ていると思いますので。その辺はこの国庫の補助金がなくなったからできないよという簡単な回答ではなくて、何かそこにはほかには、もし、あるんでしょうか。何かありましたら、その優先順位を含めて回答していただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） まず、山内議員の御質問の中の修繕というところの捉え方から、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけれども、簡単にこう穴を埋めるだとか、段差の解消をするというのも修繕でございますし、今回のこの舗装の修繕というのはある一定の延長を道路の半断面ですとか、全断面を打ちかえているというものでございます。これはどういう優先順位、どういうふうに位置を決めているのかということなんですけれども、これは路面性状調査といたしまして、吉田町の道路のところを調査を行ってございまして、その中でも悪いところと良いところとこうふるい分けをしている中で、継続的に東名大井川線、吉田インターから東へ向かっていく道路についてはエントリーをしている路線でありまして、今回補助金の減額によりまして延長は短くなりましたけれども、計画的に進めているものでございまして、それには路面性状調査だけではなくて、地元の要望も含めて検討してまいりますし、状況がすぐに変化するということもありますので、そういうことも含めて路面性状調査、地元の要望、現地パトロール、そういうことで優先順位を決めているものでございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、質問した理由というのはね、例えば、下水道なんかやったときにはもういやだなしに全部きれいにしないじゃないですか、道路に大きなお金かけてね。そのときにいろんな人から毎年毎年こう上がってくるものに関して、そうして、特にこれから吉田インターの周りをとることになってくるとね、やっぱりそういう意味でこの何か方法を考えていただけることができなかつたのかということなんです。

それから、これからこの先というかこの予定された金額というのは大体インターから太田川幹線までの距離だと思うんですけれども、その中で実際にやってくれたのはわずかなものですからね、どうしても周りからいろんな要望がまた出るわけですね。そういう意味で、何かそういういい方法がもしあればやっていただきたいと。そして、吉田インターがこれから、また30年度に上がっていますけれども、そういう意味を含めてこれからのこの道路の改修に関してこの国庫補助金だけではなくて、できるだけそういう優先順位の中でやっていただきたいというのが私の本音なんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 国の補助金以外の単費でも実施してほしいという御意見ですよね。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 山内議員の御質問の中の補助金というお話がございましたけれども、もともと数年前までは単費事業だけで舗装修繕を行ってございました。そこに国庫補助事業というものを適用して、修繕を今行っているという状況でございます。その中でやりたいと

ころはありますので、予算の補助金の確保に鋭意努力するとともに、単費においては、単費でも舗装修繕ということの中で毎年つけていただいている金額がございますので、それと一緒に舗装修繕を行っていきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。要望になっちゃうんですけども、なかなか周りから非常に自分のところに、道路の状況で聞こえてくるものがあるわけですね、あちこちね。ただ、その中でやっぱり優先順位をつけなくちゃですね、ぜひ、そのできる方向で、何ができるか考えながらやっていただきたいと、そのような形で思いますので、また、ぜひ前へ進んでいただける方法を考えていただければなと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

○6番（山内 均君） もし、あったら。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 建設課長から、路面性状をどうしていくかということについては概略の話をさせていただいたわけですが、町としても、とにかく財源がなければ事業ができないというところが、何とか財源を確保しながら、どう進めていくかということ常々思っているわけですが、その中で路面性状調査を行いながら国庫補助にのっけていくというような、そういう取り組みをしながら、国庫補助を対象にしながら事業を進めるところという方法をとっているわけですが。

これ以外の方法も可能性としてはないわけではないかとは思いますが、今のところは国庫補助メニューとしてそれがございますので、それを最優先に今回はしていったと。あくまでも補正予算ですので、その補正予算についてはその結果であるというふうに受けとめていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、確かにそのとおりだと、よくわかりますよ。それは先ほど言ったのはさっき下水の例を出したけれども、実際にはそういう形でつけること、やることはできますよね。税ってそういうもんじゃないですか。みんな、やっぱり期待をしてやっていく、その願いをするわけでしょう。だから、その辺でぜひ優先順位をつけながら、今言った最大限に利用しながら、いろんなものを利用してやっていただきたいと、最終的にはそうやっていただきたいということなんです。何ができるかを考えていただきたいということをお願いをしたいということです。

○議長（藤田和寿君） 先ほど、理事から御答弁あったとおり補正でありますので、当初予算のほうでしっかりと形でやっていただければと思いますが。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 山内議員のおっしゃることもよくわかりますし、我々としては路面性状調査をしているのは国庫補助メニューがあるということもございますが、その調査によって優先度もつけていけるとこういうこともございまして、その優先度に沿って予算化をして国庫補助申請をしているところですので、今回できなかったところについては優先度は高いけれども補助採択を受けられなかったというところでございますので、こうした

状況が長く続くようであれば当然性能としてもさらに落ちてまいりますので、それについてはしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

36ページですけれども、22の道路整備関連補償費の126万円が減額というのは、くい打ち工事が、橋梁の下部の工事が、くい業者が忙しくてということで、おけているということでこれ減額と伺ったんですけれども、こういった場合、これによって全体的な工事の流れといいますか、そういうものもかなり変わってきておくれるということがあるんですけれども、そういった場合はこういうちゃんと契約してやっているものに対してペナルティー的なものが、もしあるかどうか、ちょっとお伺いしますけども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） すみません、八木議員のペナルティーの前に、この22節の関連補償費のところをおっしゃっていたので、これにつきましては、くい打ち業者の工事の関係は、それは多少はありますけれども、この22節の補償費というのは電柱移転ですとか、物件移転の補償費が減額になっているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） そうでしたら、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費の減額ですよね。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 自分がメモした場所を間違えたかもしれませんが、じゃ、改めてくい打ちの減額がどこのものであって、それについては、今、質問をちょっとお伺いしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 言い足し、大変申しわけありません。

特に、くい打ちのところの影響が出てくるのが、その22の2つ上に15道路改良というところが5,805万9,000円の減というところがあると思いますが、そこに係ってくるものでございます。

ペナルティーのお話ですけれども、全協のときにもお話をさせていただいたように、設計時には適正な工期、適正な価格によって発注をかけていまして、その後の社会情勢、建設需要の関係でくい打ち業者が遠くのいろんなところに行ってしまうと、乗り込みがちょっとおくれたというところについては不測の事態ですので、今回はペナルティーはありません。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

例えば、ほかのことでいろんなその工事の流れなんか変わったりすると思いますが、その都度、その理由をちゃんと町の担当のほうで確認して、今言われた不測の事態ということになれば、それはそれで仕方ないと。それ以外に、その会社が個人的な、例えばその理由とかそういうものがあって、ちゃんとしたこの判断のもと、これはいけないなというものほとんどペナルティーをつけるという解釈でよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。
○建設課長（大石 充君） そのいきさつのところをはしょって説明したもんですから、すみません。今言ったように調査というか、解析はなぜそうなったかということは知っています。報告書も上がってきています。端的に言うと、どちらが悪いのかというようなところを判断するというのを作業していますので、その辺は間違いなく解析をしていますので御理解いただきたいと思います。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、9款消費費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

40ページの地震対策費の中の19の事業、コミュニティー助成交付金ということで、説明の中では宝くじとかそういうののあれが自治会から申請されたものが不採択でしたというような説明がありました。ということは、自治会は何かしらのものをやりたいとってこれを申請してきたというのが、多分あると思います。じゃ、これ、なくなりましたということで、じゃ、自治会にはどのようなフォローというのかね、たまたま当たらなかったよ、ごめんねで済んじゃうのか、いや、これを当てにして何かしら事業をやりたいと思っていたとしたら、やっぱり困ると思うんですよ。そのフォローというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、コミュニティー助成の採択が不採択になったというところにつきましては、4月の時点でもうそういった通知が来ておりまして、去年の申請でございます、29年度分は。その分につきましては不採択という通知がございましたので、それぞれの自主防災会のほうにお話を申し上げたというところでございます。その後、また新たな年度のコミュニティー助成を利用した設備の申請につきましても、説明会を開く中で、今回は、29年度は不採択でありましたけれども、また新たな申請もございますので、こちらのほうでというようなところでも御説明を申し上げてきたというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

ということは、別にこのお金はあってもなくてもいいよというもんじゃないよね、その自主防災会にとって。だから、そこをどのように御理解してもらっているのか。だから、説明はわかると思いますよ、そこをお聞きしているんですが。だから、どうしても必要なお金じゃなかった、その自主防災会に必要なお金じゃなかった、たまたま当たれば、これに使えるからいいねという程度のものだったのかということで、お伺いしております。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 自主防災会にこう配備するこういった設備につきましては、一つの手法としてこのコミュニティーの助成事業もあるという中で、こちらにつきましてはあくまでも、うちのほうで採択できるものではなくて、申請を上げてのところになるというところで御理解をいただきたいと思っておりますけれども。それ以外に、自主防の設備につきましては、県の地震対策交付金の中でもメニューがございまして、そちらのほうも利用しながらというようなところもございまして、今回のこのコミュニティー助成につきましては、議員言うように要らないというものではなくて、やはり必要なものでありますので、申請をしてきていただいて、私どものほうもこうしたことを県、それから宝くじの基金のほうにも優先順位を決めて、必要なものという中で申請をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

これ、わかります、内容というか、このコミュニティー補助金というのは。だから、この200万当たらなかったから、不採択になっちゃったから、その分は町としてはどのようなフォローというのかね、その分、何か欲しかったから申請して、それが不採択になっちゃったんだから、じゃ、それをどうフォローしたんですかということでお伺いしているんですよ。これ自体はわかります。そこのところをお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） このコミュニティー助成につきましては、自治会、それから防災会にもどういう制度であるかということは毎年説明をして、その上で申請をさせていただいていると、こういうものでございます。したがって、どうしても早急に必要とすると、こういうものについてはこのメニューは余り活用されていないというふうに認識をしております。ここで不採択になったんで町で単費でも何かやってくれというような、そういうメニューまではまだ、このコミュニティー助成の対象には皆さんしていただいているというような、そういう実情でございます。どうしても早急に必要とするものであれば、それなりの御要望をお受けするというような体制は整っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

教育振興事業費の小・中学校のトイレの改修について伺いたいと思っております。

これまで中央小学校について改修済みということで、これまでの古いのから大変よくなったという話を聞いていますし、今現在まだ改修が済んでいない小・中学校については、1つにはにおいが、要するに臭いという、これを何とかしてほしいという意見がたくさんありま

した。もう一つは、やっぱり狭いという声もありました。今度の改修に当たって、こうした生徒あるいは保護者から私が聞いたこういうにおいの問題、それから狭いという問題、これが今回の改修の設計の中でどういうふうに解消をされているのか、その辺について伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、議員御質問のにおいについてでございますけれども、今まではいわゆる湿式のトイレ張りのトイレでございまして、それを今回の改修によって乾式というものにかえていきたいと思っております。このことによってにおいは劇的に変わるのではないかというふうに、事務局としては考えております。

続きまして、狭いというところですけども、今回トイレの工事に伴って延べ床面積が広がるわけではございません。なので、現在の延べ床面積の中でトイレの配置であるとか、そういったところは考えられるわけですけども、なので、今回の改修によってその広さが劇的にこう広くなるということはございませんので、基本的には今ある延べ床面積の中での改修ということになりますので、広さについてはさほど変わらないのではないかと考えておりますが、ただ一方で基本的にトイレの特に大便器のほうは、基本的にはということをつけ加えさせていただきますけれども、扉を内開きの扉にしようというふうなことで基本的に考えております。ですので、トイレを内に開きますので、そのトイレの扉の幅分のスペースが便器からその扉までは確保できるというようなことで考えております。ただ、それを全てに適用してしまいますと今度は通路側のほうが狭くなるというようなことがございますので、通路側が一定の幅を確保できるトイレのところに関しましては基本的には内開き、万が一、通路側は全て内開きにしてしまった場合に通路が確保できないということであれば、やむなく外開きのトイレもということで、現在、詳細を調整しているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） においの問題は乾式ということで、これは中・小学校がそういう形で改修されているというふうな、私の耳には入っておりますけれども。狭さの問題ですね、これまでのトイレの面積は、床面積は変わらない、それから、個数も、前回のときにお聞きしましたが、変わらないという話ですから、要するにその大きいほうの部屋の面積を少しこの通路側に出すとか、そうした工夫が必要かと思うんですけども、今、ドアの問題も含めて、それでその狭いという感じが解消されているのかどうかですね、例えば、個数の関係も含めてもう少し具体的にその辺の解消がされるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、前提といたしまして、先ほど議員、個数は変わらないというふうにおっしゃったかと思っておりますけれども、全く変わらないわけではございません。基本的には現状の個数を維持しつつということにはなりますけれども、さまざまなトイレの配置の中で個数自体も若干の変更はございます。そういった中で、トイレの広さですけども、個人の感覚によるところも大きいのかなと思っておりますので、どのぐらいの広さが適正なのか、どれぐらいの広さがあれば狭いと感じないのかどうかというところは、なかなかどのぐらいあればいいということ

お示しすることが難しいわけですが、先ほどの繰り返しになりますが、そういった中でも内開きを基本としつつ、通路側が確保できない場合には外開きというようなところで、決められた範囲の中で快適なトイレの環境というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） いろいろ工夫をされているというふうには思います。小学生の場合、1年生から6年生だと体の体型も大分違うわけですので、それぞれの感じ方によって広さがいろいろ違うとは思いますが。その点について、学校の関係者やあるいは子供たちに聞くのはどうかと、その辺もあるわけですが、そうした学校内でそうした広さの問題、配置の問題について議論はされたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員御指摘のとおり、最終的に使い勝手というものは、学校のほうが我々事務局よりも経験値があるかと思っておりますので、そのトイレの配置、広さということに関しては各学校と相談の上決めていっているところでございます。

以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今のところで、2つお聞きします。

1つは、洋式にするときにシャワートイレを使っていないと聞いています。その理由は何かあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

シャワートイレというのはウォシュレットのことでよろしいと理解させていただいて、回答させていただきます。

まず、全てトイレをウォシュレットということにしますと電気代の問題がございまして、キュービクル自体を変えないと全ての便器をウォシュレットにすることができないということで、工事費がかなり大きな額となります。ということで、全ての便器についてウォシュレットにするということは、現在のところは考えておりませんが、そのキュービクルを変更しない範囲の中で可能な限りウォシュレットを、特に職員トイレ、こちらはウォシュレットでいってもいいのかなというふうに考えているところです。

また、もう一つ、ウォシュレットにしない理由といたしましては衛生面の問題がございします。子供たちがそのウォシュレットのところまで掃除をするというところが、恐らく難しいのではないかということから、衛生面のことも考えて、またそのキュービクル、電気代のことも考えて、そのように現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 実際、今、掃除の話が出ましたよね、今、技術的にものすごい開発をされていて、そんな心配をしなくていいんですよ、技術的に、そういうものがあるものですから。できればね、今の子供たちでもうみんなウォシュレットを使っているんですから、実際にそれが汚れとかね、そういうのになる可能性があるもので、ちょっと一つ理由を聞きました。

それともう一つ、今、話を聞いていて、ドアの開き方の問題を言っていましたね、あのね、内開きにすると有事があったときに子供がもし、その扉に寄りかかったときに開けないんですよ。それは考慮してくださいね。これは我々の設計の中では、第一段階に、一番最初に設計をすることなんです。一つの方法としてはドア自体が外れるやつがありますから、そういうやつがあったときに中で子供が何かあったときにはということで、ぜひその辺も含めて再検討できるのであればやっていただきたいということです。その辺はどういうふうな形で生かすことができるか、また、ちょっと返答があればお願いします。

○議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育課でございます。

学校との相談の中では、逆に、その内開きのトイレですと基本的にはトイレが入っていない場合にはあいたままになります。なので、トイレに子供が入っているのかどうかということが一目でわかるということであるとか、こもっているのかどうかというのがわかるということで、内開きに対しては学校としてそれほど抵抗がないということで聞いておりますので、基本的にはそのように考えておりますけれども、また、議員の御指摘もございましたので相談をしてみようかと思いますが、現在のところはそのように考えております。

以上です。

○議長(藤田和寿君) 山内議員、内開きだとどうして危ないかということをお願いできないとわからないと思うんですが。

6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) さっき言ったんですけれども、有事のときです。子供たちが中で内側で、いや、笑っていますけれども、現実には起きますよ、中でやって子供たちが何かの拍子に気を失ったり、いますよね、そうなったりして、ドアの内側に入ったときにドアがあかないんです、どんなことをしても。うちで、もし、あったらやってみてください。そういう意味で、もし考慮するのであれば、できるだけ外開き、基本的には外開き。それ、今、開いていると言いましたけれども、それは閉めておけばいいわけだから、それはできない。ただ、通路の問題もありますからね。それじゃ、その中で、今、多分、瞬間的に私が考えたのは、便器を縦方向に入れることだけを考えていますよね、斜めにしたらいいじゃないですか。ドアに当たらない程度に斜めにもできるんですから。現実にはいっぱいやっています、世の中に。そういうものを考慮しながら、ぜひその一番使いやすい方法とそれと一番経済的な、合理的な方法を考えていただければと思うんですけれども、また、ぜひ、その辺はこれから自彊小学校、住吉小学校、吉田中学校、やる中で、ぜひ、その辺を考えていただきたい。そのように思いますので、またそれも設計の中に考慮していただくことができればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(藤田和寿君) 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長(栗林芳樹君) 学校教育課でございます。

内開きですとあかないということなんですか。寄りかかるとあかない、逆にということなんですか。また、教えていただければと思いますけれども、基本的には、先ほど申し上げたとおり、基本的には学校の使い勝手のよさ、または、今回防災面、健康面、衛生面、そういう形からトイレの改修をしまいでございますので、そういう面からもしっかりその機能が果たせるようにということで考えてまいりたいというにも思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっと、意識通じていないもんでやりますね。

○議長（藤田和寿君） わかりやすく質問してください。

○6番（山内 均君） 現実にやります。いいですか。使っていていいですか。

○議長（藤田和寿君） どうぞ。

○6番（山内 均君） ここにこうドアがあるとします。ありますよね、トイレがありますよね。今、このトイレは横にありますよね。縦にいったときに、子供がてんかんとか病気とかで瞬間的に中に落ちたと、ドアと便器の間に落ちたとしたときに、そのドアってあかないです、どんなことをしてもあかない、絶対あきません。そういう意味で、我々の設計の中に出るわけです、そういうのがね。それを考慮していただきたいということです。その、じゃ、どうするかというと、例えば、斜めにしたときにあいたスペースが、ドアの部分ができるんですね。それも一つの方法としては、解決方法としてあるんですね。だから、ぜひ、その辺もちょっとそのドアの怖さは十分我々はわかっていますけれども、今、ドア、聞いていた段階では内開きと外開きのリスクとそれがちょっとわかっているのか、ずれていますよね。私とはずれていますので、その辺も理解をして、ぜひ、やっていただきたい。そうすれば、安全で快適なものが求めるわけですから、それと子供たちが、今もう、みんなウォシュレットしか使いませんので、ウォシュレット機能そのものが一個一個にありますので、それはそんなにその心配をしなくてもいいじゃないかと思っておりますけれども、その辺も含めてお願いいたします。それ以上はないです。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

○6番（山内 均君） いいです。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 質問にちょっとあれですけども、今、トイレのドアの話が出たものですから、結局、物理的に和風便器の場合はスリッパみたいなもんだもんで、中にドアがあいても当たるところがなくてスムーズにあきますよね。洋風便器だと大きいもんで、ドアが当たっちゃって、中にはあきません。それであけるようにするとその便器プラスそのドアの部分でもう60センチぐらい必要になっちゃうんで、一つの個室が大きくなっちゃうんで、どこ見てもらってもわかると思いますが、普通、和風は中に開きますけれども、洋風は中へ開くのはまずないと、山内さんが言ってくれたのは確かに大切なことですけども、だから、その辺もね、これからちゃんとやるものですから、その辺もちゃんとね、何とかな、そういうこともした上で、確認した上でちゃんとこの工事のほうというんですかね、設計から工事のほうをお願いしたいということで、質問だかわかりませんがね。そういうことですので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 答弁を。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ありがとうございます。繰り返して申しわけありませんですが、トイレの改修の目的は衛生面、健康面、防災面ということですので、今、議員のおっしゃっていただいたことも、そのうちの防災面、そういった危機管理的な話もあろうかと思えますので、そういったこともしっかり踏まえて考えてまいりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私は、この教育振興事業費の中の施設改修のことについてお聞きしたいと思うんですが、先ほど歳入のところ、今回のトイレ改修の関係で国の補正対応ということで9,109万2,000円の決定を受けたということで、これは新しいメニューということで伺いました。これについては国のほうでTCP トリビンス プランの期待がされて、それが評価されたということの補正対応だというふうに、私は答弁を聞いて思ったんですけども。

あわせてね、今回のこの財源ですけども、先ほど、塚本理事のほうで「財源がなければ事業ができない」ということの紹介がありました。そういう意味では、この地方債の2億4,790万円、今回これが出ているわけですし、今回、早期議決をする理由につきましても、補正予算債を使うということの御説明でした。これに関しましては大変有利な補正予算債だなというふうに受け取っております。こうしたものは75%が交付税措置されるということでございますと、25%が町の負担となると、本当に町の財政にとっては、大変、負担なくして今回の2つの小学校と中学校のトイレ改修ができるということですね、大変な、いい条件だなと思うわけですけども、どうして今回こういうことが実現したのかということ、国庫の補助金についてはトリビンス プランの評価、あわせてこの補正予算債を使えるということについてはね、どのような経過でこういうことができたのかということの、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの補正予算債のお話ございましたので、こちらのほう、企画のほうから答弁をさせていただきます。

まず、先ほど、ちょっと充当のもう一度確認をさせていただきます。まず、補正予算債につきましては、起債に対して充当率が100%、それから交付税措置が50%ということになります。これが通常であれば、充当率が75%の交付税の措置率が30%というのがありますが、補正予算債のほうがですね、今回の補正予算債の形はそのような形になりますので。それから、今回この補正予算債は、先ほど、国の、何ですかね、事業が認められたからということをおっしゃいましたが、全くその関連がそういうわけではないですけども、全く関係がないというわけじゃないですけども、今回のこの補正予算債というのはやはり全ての事業に使えるわけではなくて、今回この国の補正予算にのっかる事業という中でこの補正予算債が活用できるということになりますので、一応こういった補正予算債の中の事業費ということで認められたということで、こちらの補正予算債を使えるということになりますので、一応御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 議員の質問はこの補正予算債の受けるためにはそれ相応の努力をした結果で、今回こういうことになったんじゃないかと、そういったところを聞いたみたいですが。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） お言葉ですけれども、全く違いますから。

○議長（藤田和寿君） そうですか。

○町長（田村典彦君） 補正予算がとれば、補正予算債がつきます。

○議長（藤田和寿君） 大塚議員、どうですか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私がちょっと数字的なことを全協で聞いたのにもかかわらず、ちょっと今、間違えてしまって申しわけなかったんですけども、100%がこの補正予算債の対象になるということで、これも大変有利な条件だというふうに思います。

今回このトイレ改修に、ここ、大変その3億3,400万円のトイレ改修をしようということ、普通単年度ではなかなか、町の財政負担を考えるとできないというふうにこれは誰もがわかることなんですけれども、そういう中で2億4,000万円のその補正予算債を使うということについては、今、町長が答弁されて、補正予算が成立すればその補正予算債が通るんだよということを簡潔におっしゃっていただいたんですけども、一方で、やはり、企画課長が言われたように国の補助、その補正予算のメニューと申しますか、その考え方に合致したところがあればうまくこの補正予算債に乗れるよというふうに、私はそのほうが理解が、納得がいくんですけれどもね。本当にこの補正予算債をこう計上するということは、なかなかほかの市町ではないというふうに私は思うんですけども、その辺どうしてこういうことが実現したのかという素朴な疑問なんです。まず、ここの疑問を解くことによって次に進みたいと思いますので、わかりやすくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今回の国の補正予算第1号ですが、目的が、今、議員は学校の環境改善ということでお話いただきましたけれども、第1は防災対策です。災害対策のメニューを活用して、非常時にはその防災対策を、通常時にはその学校環境の整備という、この二重の目的を達成する方法として、こちらの今回補正予算にエントリーをさせていただいて、それが通ったということになります。ですので、一挙両得という言い方はおかしいですけども、ただ、その災害だけでというのではなくて、災害と学校改善あわせて今回のこの補正予算のほうの申請というか、その事業のメニューの申請を行いまして、今回、国の補正予算に認められて内示を受けたということで、それに対してこの補正予算債が今度、逆に、国の補正予算にのっているものですから、こちらの補正予算債が活用できるという、そのような流れになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 理解をすることができました。

それで、そうしますと先ほど同僚議員のほうからも質疑があったんですけども、やはり教育環境の改善というよりは災害対策というところの国のその補正の条件に合ったというふうに理解をしたわけですけども。そうしますとこのやはり3億3,400万円、これの改修に当たってはその防災面のところでも十分な、何ていうんでしょう、検査といいますかね、国におけるチェックもあるのではないかと思いますけれども、その点は、何ていうんでしょうね、これからこの事業を、予算をとれた、そのあとの事業の進め方については、繰り返しくなりましてけれども、教育委員会のほう、あるいは学校の現場のほうと財政当局のほうとの調整というか、すり合わせといいますか、その連携というのはやっていくということで考えを伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ちょっと、質問がよくわからないと思います。もう一度お願いします、具体的に。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。大変わかりにくくて申しわけありませんでした。

国の補助金もいただき、一方でその補正予算債もいただくということに関すると、なかなか条件というものが課せられると思うんですけども、その条件に関しては教育委員会、学校現場、そして町長部局のほうとの調整というのも当然、報・連・相でやっているということによろしいですかと、その辺はどうなっていますかという質問ですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 起債目的に合うような形での事業執行を資するための調整をしっかりとやるかということですか。どうでしょう、その辺は。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 的確な答えになるかどうか、よくわかりませんが、御質問の意味を理解しているかどうかちょっと不安なんです。

まず、補正予算債がどういうものかということから、ちょっと戻らせていただきますと、町長が申し上げたとおりです。国の補正予算のメニューにのって国庫補助事業として採択を受ければ、補正予算債が使えます。ですから、それにのらない限りは補正予算債というのは使えません。

今回は、この防災面もあるんですが、学校の環境改善というのが主です。防災もあります。防災の観点も含めて、そういう学校の、それを含めた環境改善という事業を進めようというふうにしておりまして、それで国の採択を受けたと。したがって、今後、補正予算債を受けるべく申請をしていくと、こういうことになりますので。

まだ補正予算債は認められたという状況にあるわけではなくて、国庫補助採択を受けたんで、補助事業になったんで、補正予算債を使えるだけの条件をクリアしたというところにあるんで、すぐに補正予算債の申請をさせてもらいたいということで、早期議決をお願いをしたわけでございます。

そういう補正予算債にのっかれるから事業の組み立てをどうしていくかとかいうことじゃなくて、あくまでも補正予算債は財源措置の一つです。このトイレ改修事業ということを進めますということを国へ申請をしておりますので、そのとおりに進めていきますし、学校現場ともそういう中で調整を進めておりますので、その事業の計画どおりに進めさせていただ

くところいうことで、何ら不安は抱いていない状況でございますが、一応答弁になっておりますでしょうか。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） ありがとうございます。

企画課長の答弁、ちょっと理解が、勘違いしていたら御指摘いただきたいんですけども、私は先ほどまではね、防災面のメニューにのっかったというふうに聞いていたんですが、ただいまの塚本理事の答弁だと、いや、教育環境の改善がメインだよというような理解をしたわけですけども、そこはちょっとどちらでもいいと言えば、いいんですけどもね、何ていうんでしょう、私の理解によりますと、国庫補助入りましたよね、それはトリビンスプランで9,100万円、これはT C P トリビンス プランの一定の国の期待といたしますかね、評価でそれは認められた、これは決定したというふうに聞きました。それだけでできないので地方債を組んだところ、その補正予算債があるよということでこれから申請しますと。今、理事の答弁は大丈夫だからというふうに言われたんですけども、これは、もしですよ、この補正予算債が使えなかった場合はどうなってしまうんだろうと不安があるわけですが、そういう点もありましてね。

質問をはっきりさせますけれども、要は、防災面、それから教育環境面、それからその面においてはその、何ていうんでしょう、しっかりと補正予算債が獲得できるような、これから道筋の予定でいくということによろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 要は非常に簡単なことなんですけれども、要は補正予算が組み立てられると、大体、補正予算の額がわかります。今回のものは学校施設環境改善交付金、単純な話では220億です。その中に単純なことをいって、うちの町がいわばお願いしてついたら。

皆さん御承知かもしれませんが、平成25年1月の大型補正予算でたくさんうちの町、もらいましたよね、防災安全交付金、それから元気臨時交付金。基本的に防災安全交付金というのは補正予算ですよ。補正予算でもらったから、単純な話、補正予算債ができるわけで、大きな仕事ができるわけですよ。

要は、何か仕事をやりたければ、簡単なことを申し上げれば当初予算でいくか、補正予算でいくか、補正予算でいったほうが、今言ったような非常に有利な財源措置ができるわけですからそっちを狙うと。ただ、補正予算を狙うのは非常に難しいとそれだけのことです。

○10番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 44ページの体育館運営費の中でのマイナス5,509万1,000円、これ入札差金と説明を受けたんですけども、これ、入札差金があって、先ほどね、違うところのさっきの話ですけども、440万があって、それで順位をつけて、その何ですか、観光のほうのトイレのほうの事業ができなかったと、こっちの体育館のトイレのほうにそっちのお金が入ってきて、これ入札差金が出ているもので、その辺でちょっと、こんなに入札差金が出ているのならその中のお金でそれができるんじゃないかなというふうにも考えるんだけど、

そうじゃない何かがあるんだかなというふうには思う、その辺をちょっと理解できるように教えてください。

○議長（藤田和寿君） さっきのは財源ですよ。今回は財源ではないですけども、いいですか。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど商工の関係でお話ありましたけれども、この事業は10分の10事業になります。ですので、この差金とかではなくて、やはり、差金というかですね、最少の経費で最大の効果を挙げるといのがまず一つありますので、その関係でそのトイレのその体育館のところをその10分の10事業として行ったということになりますので、そこの工事費とは別の、いわゆる補助ではないところをトイレの改修等を行っていますので、事業立てが、体育館という建物の中の一つになるかとは思いますが、事業としては10分の10事業となりますので、そのトイレの改修のみを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） ちょっと、なかなか理解しがたいもので、もう少しわかりやすく教えていただけませんか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 44ページの総合体育館運営費の中の減額、工事請負費の5,590万1,000円を減額をしたということで、この主たる理由は請負比率による入札差金だというような御説明をさせていただいた中での御質問だったというふうに受けとめておりますが。

この総合体育館の工事費というのは補助金、それからその他の諸収入、そのほか多くを起債に頼っております。地方債を財源とする場合も特定財源でございますので、工事費全体が下がれば地方債も下がってくるというようなことになりまして、入札で差金が出たからといって、それを数字の予算としてはあるわけですが、裏づけとなる財源がその時点で失われてしまいますので、数字だけを動かしてどこかへ使うというわけにはいかないわけですね。そういうことでこの場合には事業費を下げ、財源も下げるといようなそういう措置をとらせていただいたということです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） それと、先ほどのその440万円のほうのお金がこう使われていることに対してね、ちょっとそれもよくわからなかったもので聞いたんですけども、後で聞きに行きます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか、

○9番（八木 栄君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょう。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

前回のこの体育館の差金5,590万1,000円の、これだけ大きなものが出るとはとてもびっくりしたんですけども、その中で前回ちょっと説明されたときに、壁であるとか、いろいろ

何か手をつけたと言いましたよね、それはこの中の金額でしょう、今言った、イメージがちょっと違うと思うんですけれども。

なぜ、自分が12月にやったかという、少し戻りますけれども、シャワーがもともとあって、なくしたじゃないですか。工事中であったんならば、配管代で恐らく、配管とかで500万ぐらいで済みますよね。ところが、実際でき上がってからやったときには何千万とかかるわけですよ、だから、そう言ったんですけれども。正月の頭にだかやっていて、そうして聞いて、前回で説明聞いていたら、その金額によってあそこを改修してきれいにしたよとかとやったときに、それがそういうどこにルールって、今、塚本理事が言われたそのルールね、恐らくあると思うんですよ、金額的な、何かの何らかのルールがなければ使うこともできないし、完全にゼロに戻すのであれば、そこから改めてやらないかんだろうし、その辺のルールってあるんですか。それがもしルールがあつてうまく使えば、ひよっとしたらそういう形でのあらかじめできるものであれば、非常に安くできるものが、新たにやると高くなるよという事例が何かこう出てきますよね、やっていると。そういうところにルールとかそういうのってあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） これ、一般論で申し上げますが、何かこう、今回のような大規模改修とか改修事業をやるような場合ですね、そのとき本当に、本当にというか、主たる目的としてやりたいもの、今回の場合は耐震化が主たる目的でございました。その主たる目的を達成するために、あわせて、例えば、アリーナの床の張りかえとか、そういうもともと架設費を新たに計上しなければいけないようなものであれば、同じ架設費を使ってできるのであれば、その中で同時にやってしまうということは非常に効率的でございますので、いずれ計画をしていかなければいけない、または計画を持っているというようなものがあれば、その一度の工事の機会にできるだけ前に進めるというのが鉄則だというふうに思っております。

さらに、それに財源として補助金とか、起債メニューとか、そういうものを使えるのであれば、さらにそれを達成させやすいということになりますので、そういう機会があつても財源を手当てできないということであれば、そこはそこで断念をするということで、ケース・バイ・ケースの判断が主になるというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） もう一つ聞きたかったのは、それ、今、言われたそういう合理的にやる方法は非常にいいと思うんですけれども、そのときにルールってあるんですか。例えば、金額的な、幾ら起こして、我々は5,000万超えたらこうやるじゃないですか、そういう中の例えば、こういう中での、それを改善するために、よくするために、当然、今言われたその中で最小限な少ない現金でよく効果をやるために、こういうものが出たときのその使うルールというのはあるんですか、使えるルール。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、もう少し具体的に聞いていただけないと、一般論は、補正予算でありますので、具体的に。

○6番（山内 均君） 具体的にですか。じゃ、具体的にね。

この間の前回の説明で、その中でこう差金が出てきた中に、壁の仕上げであるとか、電気だとか、いろんなことをやったという説明がありましたね。今、理事の中では、その中でや

ったときにそういうものがその範囲の中であらかじめ架設としてできるのであれば、そうすればその全体的に安く上がったとか、そういうものが当然、今、言われたように考えられると思うんですけども、そのときにその金額的なルールであるとか、使えるルールであるとか、そういうルールが全くないのか、要するに、その中では自由に使えるのか、それとも、まだ、どこで判断して、それをどういうふうな形でっていうルールというのがあるんですか、ルール、一つの決め事というか、規則というか。それがもしなければ、これからこうにやっていくに当たって、またいろんな考え方が出てきますので、それをちょっとお聞きしたいなと思ってはいたんですけどもね。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 最も大きなルールというのは予算ですね。予算措置がされているという範囲内でしか工事はできませんので、それが、まず一つ、一番大きなルールになります。

その次に、今回のような総合体育館のような大きな事業ですと、工事費が議会の議決を要するということがございますので、変更する場合にはさらに議会の議決をいただかないと変更はできないというような、そういう大きなルールはございます。

あと、そこまでいかないものであっても予算がないとできないわけですが、例えば、1,000万までだったらいいですよとかそういうルールというのは全くありません。別途工事で発注する場合でも、やはり予算があって、同じように全ての入札手続とか、契約手続とか、全てとらなきゃいけないもんですから、そういう一定の手続を全てクリアした後でない追加工事でも発注できませんし、そんなに安易に右から左に工事ができるという状況にはなっておりませんが、具体的な、統一的なルールということ、この規模であればできるとかという統一的なルールというのがありますので、その都度判断をしていくということになってまいります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つ確認だけさせてください。そうすると、今、理事が言われた一つの大きな、耐震とか、その体育館の改修、大きな工事がありますよね、その中にいろんなメニューの中にメニュー追加を例えばすれば、それが大意に合致していれば、それはその辺でその流動的にできるという理解でいいですね。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 必要があれば、どうしてもやらなければいけないというような状況を確認できれば、やる道はあるということです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

以上で、第14号議案についての質疑を終わります。

これから第14号議案について討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。
再開は11時といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

- 議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第2、第27号議案 吉田町牧之原市広域施設組合格約の一部を変更する規約についてを議題とします。

質疑に入ります前に、本案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条に基づき、平成30年3月1日付、吉議第271号により、吉田町議会から吉田町教育委員会に意見を求め、平成30年3月2日付、吉教学第2256号により、吉田町教育委員会から「原案のとおり決定されることに異議ありません」との回答がありましたことを報告します。

それでは、これから第27号議案の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時00分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会9日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
本日は、提出された特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。
初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。
次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。
途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承願います。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。
また、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力を願います。
-

◎議案第15号の質疑

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、第15号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
-

◎議案第16号の質疑

- 議長（藤田和寿君） 日程第2、第16号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第17号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第17号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第18号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第18号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第21号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第21号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

土地取得特別会計の中で、歳入のほうで、土地財産売払収入527万1,000円。それから、歳出のほうでは、土地取得費ということで1,500万円上がっていますが、これはそれぞれ高島地区の導水路を廃止した分を、この会計で取得をして一般会計のほうに回すということだと思いますが、この500万と1,500万の違いがありますが、この点について説明をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

まず、財産売払収入の中の土地売払収入の527万1,000円、収入のところにつきましては、今議員がおっしゃったように内陸フロンティアを拓く取り組みの中の、企業活動維持支援事

業のところの先行取得をさせていただいた土地の売払収入ということで、計上させていただいています。

どこの用途かはっきりわかっているものの、高島4号、10号線の用地の取得の売払収入というところになっております。

次の、繰入金のほうの1,500万円と歳出のほうの財産先行取得のための1,500万円ということで、こちらにつきましては、収入のほうは開発基金のほうから取り崩しをして、先行取得のための金額に充てるというふうな形で繰り入れをさせていただいて、出のほうで先行取得する土地があるようであれば、その用地費に充てるというところで支出のほう、1,500万円充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

すみません。説明がよく理解できないもので申しわけないんですが、要するに1,500万円で取得をして500万円で一般会計に処分をするというその差額については、基金のほうからの差額ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 物が違うと思います。高島4号線の土地取得と先行取得とは違うということでもありますので。

○5番（大石 巖君） 高島の関係だけについては、それについては500万円ということで、ただし、入と出では同じということでは理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 土地取得特別会計の意味合いも含めて説明していただければ、わかりやすくなると思いますが。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

まず、歳入のほうの1,500万円につきましては、土地取得の基金がありまして、基金の中から先行取得するために、1,500万円の繰り入れをしながら、それに充てるというところで1,500万円の歳入が計上されております。

そして、こちらの財産収入のほうで申し上げますと、こちらの財産売払収入につきましては一般会計から不動産収入、不動産売払い収入ということで一般会計から売り払いに關しての金額を収入するということで区別はされております。

そして、歳出のほうにつきましては、土地取得事業会計が、事業を行うための先行取得するために、基金を取り崩しながら、そのところの土地を先行取得するために歳出のところの財産取得金を1,500万円計上させていただいております。

そして、これの3目のところに繰出金が527万1,000円ありますけれども、これは基金のほうに繰り入れをさせていただくということで歳出をのせさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 内容確認にとどまらないように、せっかく聞いたんですから御意見があるようであれば述べていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第22号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第22号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

27ページ、2の事業で保健衛生普及費1,159万5,000円、その中で、後発医薬品差額通知作成手数料35万2,000円とありますが、ジェネリック薬品のことだと思いますが、自分もこの間インフルエンザにかかって、お医者さんに行ったら薬局のほうで、どうしますかと聞かれて、一応ジェネリックでということで少しでも協力しようと思ってやったんですけど。

それで、社会保険なんかだと保険証のところに「ジェネリックで良いですか」ということでシールが張ってあるということを知ったんですが、国保の方はそのようなジェネリックでということ、特別そういうことをやっているかどうかを伺いたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

保険証のところに書いてあるかとのことですが、国保の保険証のところにジェネリックの推進の文言は書いてございません。ジェネリックの推進につきましてはドクターお一人一人の考えも異なっておりまして、過去においては町がジェネリックを推進することがなかなかできなかった現状もあるわけですけれども、今は国全体が医療費抑制の動きだとか、保険者努力支援の強化などにより、ジェネリックの推進について町も積極的に行いなさいという国からの通知も来ているのが現状でございます。

医師会にもその旨を説明させていただきまして、了承をいただいたことでございますので、平成30年度からは吉田町も今回当初予算に計上させていただきましても、ジェネリックの差額通知というものをやることにいたしました。

この事業をやることによって保険者努力支援とあって、また町のほうに公費も入ってくることとなりますので、積極的に推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 社会保険証のほうは、書いてあるシールを、希望の方がシールを張るということで全部が全部ではないようなんですけど。

それでは、新しく始まったことなものでまだ成果というようなものは、今のところわからないということではよろしいでしょうか。

これまで、ある程度ジェネリックの薬品を使うように推奨はしていると思うんですが、そういう中で結果効果があったかどうか、その辺がもしあるようであれば教えてください。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

ジェネリックの普及率というようなお話でよろしければお答えさせていただきますけれども、私が持っている資料ですと、平成29年12月の薬剤の請求のことに关しましてということと聞いていただきたいですけど、吉田町ですと全部の医療費の中の40%くらいがジェネリックをお使いになっているという現状でございます。

この数字が伸びればいいなということで、30年度には予算を計上させていただきました。以上でございます。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

30年度から、県の広域化ということで新しい制度のもとで国保運営が始まるわけですが、この予算書を見ますと、それぞれの科目の構成の違いはあっても、前年度と予算規模についてはほとんど同じという感じがするわけですが、これまで県のほうから示された納付金、それに基づいて、吉田町としての保険税も含めたこれからの財政の運営、それについて運営協議会のほうで協議をされていると思いますが、その中で、新しい体制の中で吉田町としてどういうふうな運営に努めるのか、その点の議論があったら教えていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

今回の平成30年度は、制度改革の初めての年でございます、県から納付金が示されたのが2月の中旬くらいに初めて確定数字が示されたものでございます。

そこから、なかなか税までの話ということは運営協議会の中でも議論がしにくかったところというのが現状でございますけれども、平成30年度につきましては税の改正は行わない、変更は行わないということは決めさせていただきました。

運協の皆さんにも、制度改革が、議員の皆さんにもお話しさせていただいたとおり、制度改革というものがそもそもこういうものだというところをお話しさせていただいて、国保税というものはこういうもので成り立っているというところをお話しさせていただきました。

その旨で、納付金がまだ県から示されていない中では、なかなか町としても税としては決められないということもお話しさせていただきました。

また、県の国保運営方針というものが国の指示を受けて県は決めただけですけども、その中におきまして資産割はもうやめていきましょう。あと標準保険料率というものを県が決めたので、それを参考に税を改正するときはその率を参考にしましょうと決められております。

そういったものもまた参考にしまして、被保険者の皆様の生活に影響がなるべく少ないように税の改正は今後検討していきたいと思っておりますけれども、今のところそれぐらいの議論にとどまっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かに県のほうから、そうした計算の過程も含めて、非常に静岡県は遅いという印象を私も受けていますが、住民の皆さんはいろいろ新聞等の情報で国保税がどうなるのか非常に皆

さん心配をされていますし、ほかの県下のいろいろな新聞などで指数が出ますと、吉田町の数字が高いのがどうなるのかという心配がたくさんありますが、30年度の中で、今お話があったような制度に基づいて見直しをどういうふうにするのか伺いたいです。

別の議案で、基金の積み立ての5%の条例の改正も入っているわけですので、その基金の利用の仕方も含めて、国保税の適正な計算というものをどういう時期にするのか、丸々1年間先延ばしにするのか、年度の途中でも国保税の改定の計算がされるのか、その点を伺いたいです。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

今までは、基金はルールに基づいて積み立てをさせていただきました。

急激な保険給付費に対応するためだということでお話しさせていただいております。

今度は保険給付費は県から10分の10ということで来ますので、そこは御安心いただくところなんですけれども、今度は納付金を支払わなければいけないので、その納付金を支払うためにも、基金をこのたび条例改正をさせてもらうということで上程をさせていただいております。

今後につきましては、平成30年度は予算を見ていただいているとおり、基金の取り崩しなく予算を組ませていただいておりますけれども、ここはあくまでまだ当初予算ベースですので、決算を踏まえてみないと税がどれくらい入ってくるのかということは、まだ現実問題わかっておりません。そこで1年間通しまして基金の積立ができるのか、また、取り崩しをしないで1年間終えるのか、それは決算を見てみないとわからないものですので、しばらくちょっと様子を見させていただきまして、何年か経過した後にまた税のほうも改正するように考えたいと思います。

今、現状は2億強くらい基金のほうを保有しておりますので、その基金の活用も考えながら、また、税のほうも検討していきたいと思います。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、同じように全体的なことでちょっとお聞きをします。

今答弁の中で、県から示された数字が2月の中旬、とてもじゃないけれど、時期がこちらから言わせると勝手なことをするという話になるわけですが、そのための準備は確かにしていたと思います。

ただ、ちょっと心配することが、確かに県のほうとしては試算を出します、そして試算を出したのに関して給付に関しては、今言ったように10分の10で出していただけると。そこは数字的にはいいと思うんです。ただ、それを出すための担保が、徴収であるとか、そういう県のほうが、町から言われた金額をやるわけですから県としては痛くもかゆくもないでしょう。

ただ、心配するのは説明書の、全協のときにいただいた資料の中に気になるものがある、市町村の医療給付費の仕組みのところ、参考のところ、「市町村は、都道府県が定め

た標準的な保険算定方式を参考に実際の算定方式や保険料を定め、保険料を賦課徴収しなさい」と。

確かにそういうことで言葉上、理論上はいくと思うんですけど、前にも言われた県が決めてきたときに、どうしてもそれを補うために、数字としては過去5年間の平均でということはここに載っているとおりですけど、その一番上の方式は決まるんだけど、徴収であるとか下の方式はそのままであるとすると、そこにちょっとしわ寄せがいくんじゃないかと非常に心配するわけですけども、その辺の腹づもりというか、当然心配が出てくる可能性としてはプレッシャーがかかってくると思うんですけども、その辺の準備というものはしっかりとできているんですか。

○議長（藤田和寿君） 全協の資料というのは1月23日の資料ですか。

○6番（山内 均君） そうです。

○議長（藤田和寿君） 4ページでよろしいですか。3ページ。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

今、議員さんがおっしゃったのは、標準保険料率は県が定めてくれるというところまでは御納得いただけているところだと思います。

現時点では、標準保険料率まで県が決めてくれまして、実際の賦課の金額は市町に任されていると。当分は市町の判断で付加を定めていいというところまでは県で決めてくださっております。そののところを受けて、当町は30年度は29年度と同じ税で行こうという決定を下しております。

今、議員さんのお話の御質問の中で、徴収率のお話がありました。静岡県は過去5年の平均の徴収率を参考に標準保険料率というものを見ています。その5年間の収納率は、人口規模別に区分されておりますので、吉田町で言うと92%という徴収率のところで計算されています。

当町は、今現時点で92%よりもいい数値を保っておりますので現在のところ負荷がかかるような現状ではございませんけれども、その収納率がいいのにこしたことはございませんので、また引き続き収納に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

これは、わずか1カ月でということですから、その辺の心配をするんですけど、そのときに、今の資料の4ページに出ています保険料の標準的な算定方法の中に、アルファとかベータとか、多分数式の算定があると思うんですね。

心配をするのは、これから医療に対してどんどん給付が増えてきたときに、県のほうとしては当然これから考えられることというのは、厳しい数字に当然なっていくと思うんです。そのときに、そのしわ寄せが徴収をするところにくると、今言った、これからその結果、算定の数字が厳しいものになってきた結果、保険料がまた上がるとか、そういう心配が出てくると思うんです。それを皆さん心配すると思うんですけども。その辺の、今までどおりやっていける、これが高くないよという、その辺の考え方というか思いというか、そういうのはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 本年度は変わらないですよ。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

制度改革云々の話とは関係なく、吉田町単独でやっておりますも医療費が上がれば保険税というものは申しわけございませんけれど賦課をかせさせていただくというものは変わらない仕組みだと思います。県全体でやっても考え方は同じでございます。ただ、県全体でやってメリットと申しますのは、吉田町単独が一つの市町だけで医療費がかかっても、県全体として考えてくださっておりますのでそういったメリットはございます。

各市町、医療費がかからないようにということで、健康づくり、予防対策を頑張っていくなさいという国・県からの指導も来てまいりますので、そういった面での取り組みはこれから厳しくなっていくと、吉田町も励んでいかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

聞こえないです。もう少し大きな声で言ってください。

これで質疑を終結します。

◎議案第23号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第23号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第24号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第24号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

まず1点は、介護認定の申請件数、それから認定者件数は、前年よりも減っているというお話を伺いました。その内訳としては、認定者の更新の期間が延びた、あるいは新規の申請者の減少というようなことも伺っておりますが、一般的な考えとして、高齢の方が人口的には増えてきていると。ですからそれに比例して介護をしようとする人の認定の申請件数も増

えるのではないかと一般的に思うわけですが、こうした件数が減っている要因というのはどこにあるのかということはどういうふうにお考えか、伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員のおっしゃられているとおり、更新期間が延びたということもそうなんです、新規の方が減っている理由としまして、事業対象者という方をチェックリストでひっかまして、チェックリストを受けた方で事業対象でできる方については介護保険の申請をせずに新しい総合事業のほうを実施していただくような形でサービスのほうを実施しておりますので、今まで要支援で申請をして介護認定を受けて認定のほうも受けられていた方の中でも、支援の認定ではなくて、事業対象で事業のほうを行えるよという方については、介護申請、認定のほうをせずともサービスのほうが使えるということになりましたので、その点では新規の方等も減っているというので介護認定の件数が減っていると見ております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

新しい地域包括支援ということで制度が始まりまして、お話がありましたように、チェックシートで認定のお話がきた人については窓口でどういう状況かということでチェックをされるということは伺っていますが、私は介護度の認定の件数が減った一つの要因として、チェックシートによって、申請人としては介護度を認定をしていただいて、福祉サービスなどを受けたいというふうに気持ちがあっても、それが包括支援のほうにチェックシートで回るんじゃないかと、要するに、介護の認定の申請を抑制するような働きがチェックシートの中にあるんじゃないかと、結果的にはそういうことで、認定者が減っているということにつながっているという気がするんですが、実際の現場のほうで、そういう点での意図的に抑制ということは多分ないと思いますが、どういう点を気をつけているか伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

チェックリストのほうでチェックシートを受けたことで、介護認定を受けたいと思った人が受けられないのではないかと御質問だと思いますが、まずは受付に来られたときにどんなサービスを御希望ですかというのを伺わせていただきます。いわゆるデイサービスだとか、訪問ヘルプサービスのほうを使いたいよという方についてはまずチェックリストを行うんですけれど、福祉用具であるとか住宅改修もやりたいよという方については、認定の申請のほうをやっていただくという形になっております。

チェックリストをやっていただいてデイサービスやヘルパーさんの訪問を希望している方に対してチェックリストをやっていきますと、大体の方が閉じこもりであったりとか、体力が最近落ちてきているよというようなチェックのリストが上がってくる方が多いんですけれど、そういった方に対して、今まで介護保険で使えていたサービスを利用したいのか、それとも新しいサービスのほうでも同じようにデイサービス、朝から夕方までのデイサービスもありますし、30年度からは半日のデイサービスも開催する予定なんですけれど、そちらを利用するようになりたいかというようなことも、御本人さんに伺いながら、実施していくような形になります。

そのところは、ケアプランを立てるプロのケアマネージャーがつくるんですが、実際には地域包括センターにいますケアマネージャーだとか社会福祉等が状況を聞きながら、今プランを立てているところです。

実際に介護のほうのケアマネージャーさんがつくっている件数はそんなに減っていないんですが、包括支援センターのほうでのプランの件数というのはことは本当に増えておりまして、人員も不足しているということですので、30年度はまたそちらのケアプランを立てる職員を増やすというような作業も行っているところで、決してサービスの抑制を行っているわけではなく、新しい事業のほうに移行して新しいほうでデイサービス、ヘルパー派遣等もそのまま行っているような形でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

介護を必要とする方は、御本人の健康状態も含めて、家庭のいろいろ事情なんかもおありの方が多いものですから、そういう点もぜひ考慮していただいて、総合的に生活が自立できない方は、そういう点で介護のほうで必要な措置をしていただくということが大事なと思います。

もう1点伺いたいのですが、アスカの里の関係です。

地域密着型ということで、大変便利な施設ができたというふうに喜んでいるわけですが、29床というベッド数に対して、先日伺いましたら約19床ぐらいの入所ということで、以前から大分空きベッド数があるのかなという気がするんですが、せっかくつくったそうした大切な施設ですので、有効な活用といいますか、満床に近い状態での経営がどうしてもできないのかなというふうに思いますし、せっかく吉田町にある施設を利用したいと、されたいという方もいるんじゃないかなというふうに思うんですが、そうした施設に対する指導ですね、あるいは経営の面もいろいろ大変かと思うんですが、そういう点での援助等、町のほうでどういふふうにお考えか伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） アスカの里の説明を少しさせていただきます。

議員さんも御存じのとおり、地域密着型の特別養護老人ホームというような形になります。

こちらの特別養護老人ホームに入所するには、皆さん申請のほうをしていただいて、事前に申請している中からあきが出たところで入所ができるというような形が、特別養護老人ホームのシステムになります。

議員がおっしゃっていただいたように、入床の今数のほうが、29床のところを19床までという形で10床あいているわけなので、例えばアスカの里へ一番最初に入りたいよということで介護度が3以上でいらっしゃる方なんかは、申請すれば大体待機なく入れるような形になっております。今、町のほうで町民の方がどれだけの人数の方がすぐに入りたいよということで予約をしているかという調査を、たまたま1月1日現在というものが入りましたので御報告させていただきます。

すぐに入りたいという方が4名です。昨年までは3名という報告があったんですが、今回の報告の中で4名というような報告があります。この4名の方たちがアスカに申請をしていればすぐ入れるんですけど、そうではなくて町内のほかのところを申請していた場合は待

機という形になるんですが。どうしてアスカではなくてほかのところに申請をしているのかなというところをちょっと分析してみました。

アスカの里はたまたま単独施設という表現になるんですが、ほかの施設はショートステイを持っていたりだとか、デイサービスを持っていたりします。そうするとふだんデイサービスに通っていたところのなじんだところへ入所したいよという方もかなりあります。介護3になる前から施設のデイサービスを利用して、なれたところで介護度がついたところで入所したいよという方もありますので、そういったところでアスカを選びにくいというのは一つあるのかなと思います。

あとは、地域密着型というところもあるものですから、吉田町の方しか入所ができません。

町内にあります特別養護老人ホームにつきましては、ほかの密着でないところにつきましては町外からの方も大勢入っていらっしゃるものですから、入所が埋まりやすいという現状もあります。

アスカの里が埋まりにくいといったところは、実は3つぐらいそういった原因があるのかなと。1つは地域密着型である。吉田町の人しか入れないということ。あともう一つは特別養護老人ホームということで介護度3以上でないと入所ができないこと。もう一つは単独の施設であるということが、少し満床にならない理由かと思われませんが、まだできたばかりの施設ですので、地域になじんでいていただいて、今、夏祭り等も行っておりまして、地域の方にアスカの里を理解してもらおうということから入所の方が理解をしていただいて、単独でもこういった施設があるんだということだんだん入所していくのではないかなと思われれます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） ありがとうございます。

新しい施設ということでいろいろ、委託をされているところの法人の運営が大変だと思いますが、先ほどもお尋ねしたんですけれど、吉田町としてアスカの里がうまく入所できて、経営のほうも順調にあって、入所者に負担がかからないように、そうした援助というのは町のほうで何か考えていることがあれば伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

委託の施設ではなくて、法人でやっていただいている事業所になりますので、こちらだけに町が助成するということは現在考えてはおりません。

先ほどもお伝えさせてもらったみたいに、夏祭りであったりとかそういった地域への理解という部分、あと広報等にも各事業所を平等に紹介もさせていただくことをして、各事業所を皆さん町民で盛り上げていただくというような周知活動のほうはさせていただいております。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 増田です。

説明書の23ページの成年後見申し立て支援手数料というのと、その下のほうの20番にあります成年後見人等報酬助成金ということですが、この制度はなかなか知られていない面がすごくあります。自分もこれは知らなかったです。

先日、住民の方からちょっと相談を受けて、どうしたらいいのかなと思っていたところに、行政書士の方からこういう制度があるんだよという話を伺って、そうかということがあったんですが、なかなか難しいところもこの制度を運用するのに、当てはめるのに難しいところも非常にあるというところで、大体弁護士さんであるとかそういう行政書士さんの方が受け付けてやってくれているというのがあるんだけど、町の支援という形はどういったものを考えてやっているのか、PRとかそういうのも含めての支援。この手数料が何かしらのものがあるかと思うんですが、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

おっしゃるとおり、成年後見制度というのはもう10年以上前から始まってはいるんですけど、なかなか皆さんにわかりにくい制度ということだと思います。

一緒に住んでいる御家族がいらっしゃる場合については余りなじみがないものですから、皆さんに伝わりにくいところだと思います。

利用しますと利用料もかかってくるものですから、誰でもかかれでもどうぞという形でできないということもあるんですが、この予算にのせさせていただいているものにつきましては、どこにも支援をしてくれる方がいないよ、本人も支援してほしいということが言い切れない方がたまたま昨年1件ありました。

そういった方で入院はすることは偶然できたんですが、その入院の手続をすること、次の施設へ移動すること、お金をおろしたりということが、本人が病院の中のATMでおろすとかということができればいいんですけど、それができない方がいらっしゃるという場合に成年後見を使うことになりました。

最初の申し立てを書く書類等の手続があり、郵便でのやりとりを家庭裁判所にやりとりをするんですが、そのときの費用がすぐに本人がおろせないで、町で申し立てをするということで、町は申し立てはするんですが、本人に財産があれば、あとで返していただくというような形になりますので、とりあえずすぐに作業をしなければいけないというものに対しての手数料等をここに記載させていただいています。

先ほど周知の部分、町がどうやってこれから広めていくのかといったところもありますが、社会福祉協議会でも今こちらのほうをすごく勉強してくださっておりまして、町と一緒に大井川流域でみんなで研究をしております。焼津藤枝ではそういったものを立ち上げまして、勉強会を立ち上げているものですから、そちらに私たちもちょっと一緒に入らせていただいで勉強しておりまして、その中には法人後見ですとか市民後見といったものを勧める動きがあります。

市民後見であるところはどこのところも社会福祉協議会でやっているものですから、町のほう、吉田町でもそういったものができるかということは今勉強して進めているところで

す。

法人後見も社会福祉協議会が法人として後見しているところもありますので、それができるかということも勉強しながらやっているところでもありますので、少ないケースではあり

ますけれども大事にしながら勉強して、こういった法人後見、市民後見ができるようなPR活動もまたやっていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

内容的には理解しました。そうした中で20番の報酬助成金、それこそ先ほど申した行政書士さんなんか、ほとんど無報酬でやっているよと、結局取れないと言ったらおかしいんだけれども、後見している方がほとんど収入がない、年金は多少はもらっているけれどもその中からは、っていうことで、そういった方が多い中でやってくれているようなんですよ。

この報酬の助成というのはそういった専門職というのか、そういった方々当てはめているということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

おっしゃられるとおり、専門職に対しての助成も考えておりますが、その人にどれだけのことをやったかというところで家庭裁判所が金額を決めてきます。

専門職であったり家族であったりという方で、人によっても金額も家庭裁判所から幾らに下さいということなので命令がきますので、そういったところの予算を計上しているところで

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

再開を9時50分とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時50分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名です。

◎議案第19号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第19号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 補正の3ページのところに、(3)の町単環境建設費が2,000万円という減額がなっています。その下の公共マスの手数料も120万と。これを含めて29年度の下水の工事に当たって、非常に大丈夫かなと違和感を感じるんですけど、それは29年度の工事で現在まだ下水道工事やっていますよね。それで23日までの工期だと。本来、年度内の予算の中で恐らくやるのが、その中に完了と申請と全てのものが本当はおさまっていきやいかんと、そういうことになると思うんですけど、基本的にはね。そのとき、ことしの場合はずごい契約の時期が、たしか議長のほうから話があったと思うんですけど、非常に遅い時期に、遅い時期というか工事を含めた予定を含めた、なかなか厳しい遅い時期というか、取りかかりがね。契約が。そういうことがあったかと思うんですけど。多分そういう影響してくるのではないかと思うんですけど。29年度の工事の準備といいますか、契約の時期であるとか、契約が時期が詰まったことによって、当然業者としては、金額のパーセントが非常に高くなってくると、そういった結果もあったかと思うんですけど、今現在やっている工事の進め方について、もっと早くはできなかったのかという思いがあるんですけど、それと同時にこの完了が本当にスムーズにできるのかという考えがあるんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長(藤田和寿君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

今年度の工事につきまして、まず全体の発注の中の工事の中でですけど、施工箇所については密集しているところで大分重なっているところがありまして、住民の方にも周知はしたんですけど、交通で不具合を生じているところがあったかもしれませんけど、工事としては順調に進んでおりまして、工期内には確実に終わる予定であります。

ただ、この中でも来年度の話になってしまうんですけど、そこについては、今まで以上に平準化を図ったり、うまく工事ができるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 当然、工事をやるに当たっては、そういう最大の注意を払ってやっていただきたいとももちろんそういうことですよね。私もちょうど車で結構通ったものですか、工事をやっている時に、町へ通ってくるのにね、残念ながらやっぱり、そういう今言った急遽すごい今詰めてやっている状況でやっているものですか、受けるほうも段取りがなかなかうまくいかないみたいで、誘導の人のそれまで現実的に多分町民の人たちにえらい迷惑がかかっていると思います。私も入って行って途中でとめられたりとか。そういうことは本当は確実にこういう段取りの中でやっていかなきゃいけないものだ。そういう意味で、契約の時期とか、そういうのは非常に重要だと思うんですけど、それに対しては町のほうでは多分これを踏まえてこの次からはと改良はしてもらえるかと思うんですけども、その時期としてのあそこでしかできなかった、もうわかっていますよね。ずれ込んでここまで来るっていうのがね。

そして23日、今言われた今年度中には完成をするっていうことだったんですけど、工事の完成と同時に書類の完成も本当は含めての完成、検査を含めての完成となりますので、その辺もどうですかね。今、大丈夫ですか。

○議長(藤田和寿君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃられた交通警備誘導員につきましては、今年度も業者の方から聞いてもなかなか困難で苦労した点はあったということは聞いております。

ただ、今年度工事につきましては発注時期についても、今年度中に完了して検査も今年度中に終わる予定で順調にいています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これはちょっと理事にお聞きしたいと思うんですけども、こういう工事に関して当然かかる時期と、要するに段取りを組みますよね。そうするとその中に今回のような23日までの段取りの中でやっていって、最終の工事が大変になるというのはよくわかっていますよね。その中で当然不都合が出てきますよね。もう税制がきかなかったりとか。

そういうものを含めて、これからのことに関してお聞きしたいんですけど。

工事の段取り、当然事業の規模にもよりますけれど、そういうものの契約の段階では、そういうもの全てをもちろん含んでいますよね。そういう最終的に理事のほうで検査を合格を出すのにこれから苦労をしようと思うんですけど、そういう意味での適正な時期というか、そういうものに関しての、国としてもたくさんやっていますでしょうから、時期の適正化というかそういうのについて何かありましたら、お願いをしたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

お答えになっているか少しわかりかねる部分がありますが、一般公共事業につきましては、単独で事業する場合もございしますが、関係部署と調整をしないといけない工事もあるかと思えます。特に下水道につきましては道路を占用するというのがございますので、国道ですとか県道ですとか町道という話になりますと、相手様との協議も必要でしょうし、相手の事業計画との調整もなかなか難しいという場面もあります。

基本的には、議員が言われるように、早期に契約して適切な工期を確保しつつ工事の進捗を図るのが原則でございますが、諸事情によって工法変更も当然出てまいりますし、それから県との調整で、交通誘導員の確保の調整も出てきたりしますので、今年度につきましては全国的な話ではございますが、交通誘導員の確保が非常に難しいということで、事象によっては工事契約したんだけど破棄という事例もあります。今回の場合についてはどうか業者さんのほうに頑張ってくださいまして、若干の工期の延長はございましたが、今現在はきちんと確保できているという状況でございます。今御指摘いただいた件につきましては次年度に反映するように内部でも話をしておりますので御理解をよろしく願いします。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今理事が言われたとおり、非常に工期の中でおさめるのはなかなか大変なことなんですね。特に今回言いたいのはこの時期になってすごい大変なバタバタやっていますよね。片岡の中心部も、中心というか混んでいるところはね。その辺も踏まえて今これからの反省とし

て、これからの町がことしのことを振り返って、何がこういうことがバタバタ年度末になって起きたのかと、その原因とこれからどうしたいかと、もしあれば、お聞きをしたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員がおっしゃることもわかるんですが、特に公共下水道に限って言えば、公共下水道の当町の整備手法というのは、公共国庫補助事業を主体にして整備を図っているというそういうやり方をしておりますので、国庫補助事業の補助採択を受けないうちに、事前着工するようなこともできませんので、どうしても補助申請を行うという手続を経て、それからの事業着手ということになってまいりますので、昨年度については少し私どもの手続のおくれといいますか、発注おくれという事務のおくれた部分がありましたので、そこについては今年度、28年度のそうしたことを踏まえて、早期発注に努めよということで全町を挙げて発注時期を早めるという努力はしてまいりました。

ただし、それにも国庫補助事業、補助採択を受けての事業というのはやはり限界がございまして、その中でも先ほど舩橋理事が申し上げましたとおり、交通誘導員の調達が難しいとか、いろいろな要素が加わりまして、ことしもできあがりについては少し遅くなってしまったということがございますが、やはりこここのところの社会的な情勢もございまして、非常に工事の施工というのは難しくなっておりますので、そうしたことも踏まえまして、でき得る限りのことはやっていきたいというふうに思っております。

ただこの状況というのはすぐには解消できるかわかりませんが、年度内執行を確実にを行うように努力してまいります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 確かにそのとおり順番がありましてというのはよくわかります。

ただ、28年度にあったような途中でとてつもないものができて、そうしてそれが結果的にずれ込むようでは話にならないと。非常にまずいと思いますので、逆に一番大切なのは調査の段階で、すみれ保育園にも変なことがありましたね。ああいう感じで調査というものの大事さというか、それが最終的に工事を決める時期であるとか、それなりにいろんな不都合を起こす可能性がありますので、今塚本理事が言われたとおり、それはよくわかりますので、その中で踏まえてまたできるだけ、大変でしょうけど、やっていただきたいと。その辺も社会情勢に関しては30年度の予算でまたやりたいと思いますので。

ありがとうございます。わかりました。

○議長（藤田和寿君） 答弁よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第25号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第25号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

塚本理事が言われたとおり、これからの情勢に関して、くいのできなかった業者が集まらないと、これから20年に向かって間違いなく起きてくることですよ。それともう一つ怖いのは、業者というか、資格者の賃金の高どまり、賃金の問題が絶対出てきますよね。人手不足は間違いなく出てきますので、それを踏まえて今回の予算に関して全体的に設計をやっていると、思うんですけど、その辺に関しては今、町で抱えているものというか、懸念されているものというのをちょっと教えていただければと思いますけど。その懸念に向かって何をしようとしているか、どうしようとしているかということがありましたらお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 公共下水道に限らず、一般的な答弁になりますが、単年度会計の中で、工事を確実に従来のように完成をさせていくという難しさは非常にあると実感しております。また業者の皆様方においても、従来のようなコストの中で行う難しさも出てきているということは実感しておりますし、また船橋理事などにもお国の情勢、それから業界の価格の変動等も教えていただきながら、そうしたものも設計の中に反映して、でき得る限り受注者側も無理な負担をするということがないような中で発注をしていくというように心がけておるところですが、今後においてはそうしたところも見通しをさらによく持って、一つの工事が単年度で終わるのかどうなのか、また議会の皆様方にもお願いをしながら繰り越し措置をとるとか、債務負担を講ずるとか、そうした方法を持って、確実に工事を完成させるという努力をしていかないといけない時期を迎えているのではないかというふうに思っておりますので、十分そうしたことを念頭に置いて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 予算の中の8ページの15のところに地震対策工事というものが計上されています。これに対して具体的にはどのような形を進めていくというのはわかりますか。

○議長（藤田和寿君） 内容確認で全協で説明がありましたが、それ以上のことを求めますか。

できたら内容確認してありますので、その次の質問をお願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それはなぜかという、下水の進捗状況を含めてこれから非常に心配している、どこまで進むかというのを心配しているものですから。地震の工事も聞いています。液状化による浮上の防止だとか。それも含めて、予算の中で下水道事業に対する進め方、進んで行き方を心配しているものですから、全体的な考え方ですね、これから耐震の浮上のやつはまだたくさんあると思うんですけど、それはどういうふうな形でこれから計画的

に進んでいくか。30年度はこれで行くでしょうけど、将来これから向かっては返事はできませんか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここの地震対策工事につきましては、全協の中で説明させていただいたんですけど、液状化によるマンホール浮上の防止、これについては38基対象として3年間計画的にやっています。

あと、地震対策工事としては浄化センターについても耐震補強等をやっていきますけど、基本的には補助事業を活用しながら計画的に、なるべく効率的に効果的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第26号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第26号議案 平成30年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 説明の中ではこの中で示されているとおり、避難所までの給水管の耐震の工事と、50カ所ですか、お聞きをしました。その耐震の工事に対してどのくらいの期間で計画的にやっていくのかと。

それを一つ聞かせてください。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この起債を借りて耐震化を図る事業については、2つありまして、一つが基幹管路の耐震化といたしまして、送水管、漏水管というものに対して町の水道施設として重要な管路について耐震化を図る事業があります。

それについては今年度、30年度から32年度まで、新しくできたメニューで国庫補助事業を活用しながら3年間計画で工事を実施していきます。

もう1点が、耐震ネットワーク事業としまして、各配水池から広域避難所、福祉避難所とか救護所、医療機関等について、今、補充施設を対象としまして配水池から各応急給水拠点となり得る箇所につきまして順次工事をやっていきたいと考えております。

それについては、今年度以降で、延長としては大体11キロ程度には計画をしまして、毎年、900メートルくらいずつ実施していこうと考えて、13年程度を目標にしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 同じくその部分、耐震の仕様ですけれど、まず耐震の対象といえますか、耐え得る目標というか、地震に対する強度というの、それはどのような形で耐震という形でここは決めているわけですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） この耐震については、耐震化を図ると言っているのは、厚労省のほうで定めているL2程度ということで、東日本で起きた同等の、千年に一度の地震にも耐え得るということで、震度でいうと震度6強にも耐えるというか、万が一被害があっても軽微のように耐震化を図っていこうという観点でやっていますので、L2でも被害がないという形の整備を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、L2を震度6強と聞きました。これ実際に非常に難しいではないかと大変なことだと思えますけれども。ただし一つ、何年か前の8月11日に吉田町も5弱の地震がありましたね。未明4時ころね。そのときに牧之原市で起きたことは御存じだと思いますけれど、タンクと管の接続部分のふぐあい起きて一時的に断水状態が起きたと。あのときは震度5弱ですね。いま言われた震度6強を目標にするのであれば当然そこも入っていると思うんですけど、そこはどうなんですか。安心できる施行として計画しているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

吉田町にはタンクが川尻と神戸のリサイクルセンターのところにありと、小山城の西側にある3つのタンクがありまして、そこにつきましては、小山城のところと小山城の西側にある第一配水池とリサイクルセンターのところに第二配水池については、ここについては耐震化を図っております。

川尻にあります第三配水池につきましては、K型といたしまして、L1整備はできているんですけど、L2整備、千年に一度に耐え得るところでは、まだそこはできていない状態になっております。現状としては、今そういう状況になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、言葉の中でL1、L2と言っていますが、L2というのは先ほど言っていた震度6弱までくらいの対応ということですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません。震度6強になります。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 今、目的は、避難所であるとかそういうところの給水を確実に確保するためということですよ。ちょっと課が違う可能性があるんですが聞いていいでしょうか。

実は新聞の記事を渡したと思うんですけど、袋井で消防自動車消防ポンプ車が管をもってポンプ車が水を吸い上げて飲料水を確保すると、町などの水道とつながってくると思うんですけど、そういうものが情報として上がってきているんですが、そういうものの計画も含めての全体的な計画というのはお持ちなんですか。ちょっと課がかわってきちゃうけど、こちら側から見ると課がかわっても町全体は一つですからちょっとお聞きしたいんですけども、そういう情報もとのそういう試算というか、試算というかはお持ちなんですか。

○議長(藤田和寿君) 防災課の部分が入ってきますけど、実際上ではなくてハード的な面から聞いていただければ水道課になるかと思いますがどうでしょう。

担当課で答えられる範囲があれば、もしないようでしたら結構ですけど。

理事、塚本昭二君。

○理事(塚本昭二君) 今、水道事業のところですので、水道というところ系の仕方から申し上げますと、上水道でそうしたことは、今のところ計画はしておりません。

防災上の備えとして上水道としても早くから手がけておりますが、小藤路公園の地下に100トンの耐震貯水槽を埋め込んであって本管とつながっていると。それで絶えず新しい水があそこには貯水されております。非常時のときには自動的に遮断されて、そこから給水が可能になっておりますし、あと、今回防災公園に40トンの給水タンクも備えつけたとか、というところで、当町の場合、浄水場も持っているし配水池も持っておりますので、そうしたところについてはそれぞれ非常時のときには給水可能な地点になりますので、そうしたところを活用しながら、災害時には給水を図っていくところで、そういう地下を掘り起こしてというところまでは、今のところは考えていないというところですよ。

以上です。

○議長(藤田和寿君) ほか、いかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番(増田剛士君) 12番、増田です。

過日、2月20日の全員協議会の資料であります、その5ページなんですが、概要というのがあります。その(2)の中で給水戸数であるとか年間配水量、1日平均の受水量というのは昨年度より増えるというような見積もりがありまして、(3)のほうにいきますと、営業収益とかいうのは、前年度より逆に下がってくるというところのよくわからないというのか、給水量自体は増える、でも収益は減っているというところにどういった勘定があるのかなというの、なかなか理解しにくいところがあるんですが、どういった積算でこういうあれが出てくるんでしょうか。

○議長(藤田和寿君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

議員がおっしゃられた5ページ(2)と(3)の比較だと思います。

ここにつきましては、業務の予定量のところについては、この1、2、3、こんな字なんですけれども、ここについての基本的には過去平成27、28、29、3年の平均の伸び率を掛けてここは算出して出た数字がこの1、2、3の左側の数字になっております。

それに対してこの(3)収益的収入の予定額のところについては、28年と29年度、水道事業としては各年、6期に水道料金を徴収している関係がある中で、28年から29年の中の期別ごとの伸び率があるんですけれども、その伸び率の最低数値、平均ではなくて、最低数値で算出して出した数字がこの収入に算出した根拠となっております。収入につきましては希望的観測というか、そのぐらいい見込みたいところなんですけれども、収入についてはかたく見込んでいる形で、期別ごとの平均値と最低値をもとにして算出していることで、今回わずかというか30数万円ですけれども、減額という形になって、こういう形で出させていただきました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

数値の面では了解しました。そうした中で、要は戸数が増えるということは新しい家が建ってくるという意味だと思います。新しい家に住む方々というのは基本的に若い方が住んでくるのかなど。そういう方々というのは飲料水としての水を考えたときに、最近では民間のものを置いて、というのがすごく増えているのかと思います。そういった方々に吉田町の水はおいしいんだよ、吉田町の水飲んでくれよみたいなね、そういったPRをして、増やしていくというのか、ある意味商売なので、売ってなんぼだと思うので、そういった試みということは、水道課としてはどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この戸数が増えているところにつきましては、新規の方もいる中で、アパートの方も増えていて、戸数は増えているんですけれども、世帯というか、1戸ごとの水量は減っている部分も一部あります。

飲料水として当然事業をやっているのだから飲んでいただきたいのが一番、このところには過去にも広報に載せたりしているんですけれども、このところがなかなかうまくいっていないところは実情あります。ほかの自治体に聞いてもなかなかこら辺については、いろいろやっているところは聞いてはいるんですけれども、このところはちょっと課題として残って、何かいい方法があればと思っているんですけれども。何とも今現状はどうしていいかというところが、どうやっていけば事業として水道を使ってくれるかというところについては、今後の課題検討になっております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

民間の業者をいじめるようじゃそれもまた困るかもしれないんですけども、PRの仕方をどういったことを考えているかわからないんですけども、民間のお水と吉田町の水と価格的に見てどうだよとか、そういったアピールの仕方とか、そういったこともされているのか。あと、軟水であるとか硬水のパーセンテージどうのこうので飲みやすいよとか、そういった研究もされてのことでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここのPRというか、水質的には年に一回、水質計画の中で、先ほど言った「おいしい上水道を飲みましょう」とは別に、広報に水質検査の結果を載せたり、水質検査についての町民からの意見を募集することも求めてやっております。

年間事業としてはわずかですけども小学生に上水道はおいしいんですよ、こういうふうにお水ができて、吉田町のお水は衛生的でいいんですよということは、浄水場の施設見学だったり、新規の職員であったり、教員であったりということにもわずかですがそういうことはやっているのですけれど、現状では今そういう状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

水道料金と下水道料金合わせてということで、あるいはコンビニ収納等、利便性の向上ということで、利用勝手がよくなると思いますが、水道会計、下水道会計のほうで、費用負担という割合がどういうふうになるか教えていただきたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

一括請求するに当たりましてシステムの改修等出てくるのですが、そのところにつきましても、上水道事業、下水道事業折半で事業を進めております。

それと、水道料金と下水道の一括請求に当たりましては、これは水道事業として、各世帯に今まで水道事業、下水道事業おのおのやっていた請求を水道として、1枚の請求でやるので、そこは水道事業でやります。その事業負担についても下水道事業から負担金として2分の1いただいて事業を実施するようにしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

請求についても結果としては折半ということですね。水道のほうでやって下水道のほうからその分いただくと。

それから徴収事務の手数料はどのようになりますか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 徴収事務の手数料につきましても全て2分の1で実施しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時30分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会13日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、議事に入ります。
-

◎議案第20号の質疑

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、第20号議案 平成30年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから第20号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行い、引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

- 9番（八木 栄君） 9番、八木 栄ですけれども、3ページのところで法人税についてですが、町民法人税について説明をこの間伺った中で、予定納税額や調査状況をもとに試算されたらとって、それでそういうふうには伺ったんですけれども、調査は法人税割の納税額上位20社、82%くらいが占める状況で、業績見込みの聞き取りをされたということですが、その結果はどのような状況なのかお伺いしたいんですけれども。

- 議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

- 税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

法人町民税につきましては、今おっしゃられたとおり、上位20社に聞き取り調査及び予定申告、確定申告の状況により伸び率を判断させていただきました。おおむね20社でございますが、業績といたしましては、現状維持または上昇傾向にあるということで御回答をいただ

いてございますので、町税の見込みとして、前年比で116.2%と見込んで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども、均等割額で700万円ほど増額しておりますが、やめたというか廃業した数と創業、新しく始めた数というのは、どのようにその辺も計算したのかお伺いします。内容確認になっちゃうか、内容確認。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

議員おっしゃるとおり、全国的にも後継者不足とか事業主の高齢化ということで、多くは小さい企業の方が減っているという事実はございまして、当町におきましては、平成29年度の課税状況のときには法人の均等割納税額社数が777社あったわけですが、28年度は792社ございました。減った要因といたしましては、1,000万円以下の比較的小さな会社が減っているという状況でございます。

ただ、今回、均等割が伸びましたのは、均等割の算定に資本金と、あと従業員の数という項目がございますので、それが増えたところが多かったことによりまして、均等割は増えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

結果的に、こうして法人税が増えるということは、町がやっている創業支援策というか、そういうものが、結局、結果が出て、このようになったというような考え方でよろしいかどうかお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

町が進めております防災まちづくり、あと、あわせて内陸のフロンティアを進める事業によりまして、防災まちづくりによりまして、企業の方が安心して生産活動を維持していただいているということは事実あると思っております。

それから、内陸のフロンティアの推進によりまして、工場立地とかも増えている状況でございますので、そのことも増えている状況ではございますが、それがそのまま30年度の予算に反映されるかということは、まだ結果としては出てはございませんので、もう少し長い時間が必要となると思っております。

以上でございます。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議長にお聞きしたいんですけれども、内容確認ですよ、この質問は。質疑じゃないですよ。

○議長（藤田和寿君） 今、3回目にした質問で……

○町長（田村典彦君） 違う、違うんです。要は、内容確認の質問ですよ。質疑の時間ですよ。議長はいわゆる議事運営上、質疑に限っていただきたい。内容確認ばかりだと、これ、本来は質疑の席ではなくて、全協であるとか、そういう席で聞く話ですよ。

○議長（藤田和寿君） 今の最終的に3回目の質問は、町の創業支援策等が均等税割の増額になった、均等になっているかと、そういうような判断をしたらいいかということでございますので……

○町長（田村典彦君） いや、いや、1番、2番はとめるべきでしょう、質疑じゃないですから。ぜひとも議事運営において、議長の格別なですね、ひとつ御卓見でやっていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 議員の皆様にも、最後まで質問で判断するつもりでおったわけですが、次の質問を引き出すためにやるということでもありますので、その辺も含めて質疑の仕方を御検討されてやっていただきたいということでもあります。よろしくをお願いします。

でも、議員のそれぞれの身分として発言の自由はございますので、あくまでもこれは申し合わせ事項でありますので、その辺のところを検討していただいてやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかはございますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今のところでお伺いします。

今の答弁の中で、20社の上位、今言った1,000万円以下の会社がなくなっていくと、消えていくという発言、倒産というか、そうすると、確かに大きなところ、今、吉田町は非常に状況が変わってきていますよね。その中で、やっぱり町としても小さな人たち、苦しい人たちを盛り上げていくのも町の役割じゃないですか。だから、僕は一番大事な問答を質疑するために、やっぱり当局側から言っていたかにならんこと、国会でもそうですけれども、そういうものは必要だと思うんですよ。

その中で、ちょっと教えていただきたいのは、今言った大変な思いをしている人たち、苦しい思いをしている人たち、その人たちに対してどういう調査をして、そして、町のほうではその人たちをどういうふうな形で盛り上げていこうかというのが必要なことだと思うんですよ。例えば、税を上げるには、そういう人たちがもし頑張っていたら、それでまた増えるわけですから、そういうものもやっぱり大事なことだと思うんですけども、そのあたりの町の考え方というのをちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（藤田和寿君） 税務課のほうは調査するほうなものですから、もしそれなら産業課のほうで質問されたほうが、いわゆる今担当課がいませんので、できれば産業課のほうの創業支援とか、そちらのほうで聞いていただいたほうが、あと商工とか、そういったところで聞いていただいたほうが、町内の1,000万円以下の中小企業さんの支援策ということですよ。でありますので、税務課はあくまでも税の算出でありますので、支援策のほうはちょっと答弁がどうですか、難しくないですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 中小の商店、それから事業主というところの支援で税収を上げていくための方策はというような、そういう観点での御質問かというふうに承りましたが、当町は

今、津波防災まちづくり、それから内陸のフロンティアを拓く取組と、そうしたいろんな政策を用いて、町内に産業を創出しながら防災もにぎわいづくりも行っていくというような、そういう取り組みを行っているわけでございますが、その中でも、特に産業創出につきましては、外から誘致をするという観点だけではなくて、それを進めるときには、全て地元での推進協議会の組織体をつくって、その中には商工会の方にも入っていただくような組織づくりをしておりますので、町内の商店とか事業主の方々に対しては、町の取り組みというのは、そういう協議会などを通じて、いち早く情報が伝わるというようなそういうスタイルを取りながら進めております。

一つの商店とか、一つの事業体だけに絞って支援をしていくというような、そういう取り組みはなかなかしづらいものですから、情報をオープンにすることによって、そこで意欲を持っていたける事業主がかかわりやすくしていくというような、そういう状況を生み出しながら町全体の創業とか事業継続とか、そういう意欲を高めていただきたいというような、そういう取り組みは行っております。

また、中小企業向けの個別の施策というのは産業課が窓口になりますが、融資制度とか、従来から行っているもの、それと内陸フロンティア地域については、それにさらに加算をした補助制度を設けているというような、いろんな取り組みを通じて産業振興というのを今図ろうというふうに行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

ぜひ、そうしていただきたいと。ここで今質問したというのは、アメリカで起きたトイザラスの問題がありますよね。要するに、今からのこの世の中というのは、何が起きるかわからない。通販のグーグルにあれだけの大きなものが負けていくというのは、現実を見ていくと、やっぱり幾ら小さくても、それからどんなものが起きてくるかわからないということを考えていくと、そうするとすごく常に補助とは言えませんが、関心を持って、消えていくのをどうしてとめるかというのは、大事な役目だと思うんですね。

私は最近知ったんですけども、メカックスの内容を見ていくと、やっぱりああいうことが起きるんだなという感じがしますので、その辺はまたいろんな皆さんが頑張っている中で、それを応援していくような形をぜひとっていただきたいと、そういう思いでありますので、またもし何かあったらお願いをしたいんですけども。なければいいです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 世界的に見ていくと、産業のあり方そのものもどんどん変わってきておりまして、また従来型の、当町の場合はどちらかというと生産部門を多く持っているというような、そういう産業構造でございますので、そうした生産するものの方向というのも、今までと同じやり方をしていたのでは、なかなか消費者のニーズについていけないというところもあるんでしょうし、企業の方々はそれを最も肌で感じていらっしゃると思いますので、そうした状況も町としても一緒に把握しながら町の産業のあり方ということは十分検討し、行政としてフォローすべきところはしっかりと行っていきたいと。

また、最近誘致している企業についても、新たな企業が入り込むことによって、そこに連携をとれる企業、産業というのは出てきますので、そうしたところもちゃんと育っていくような、そういう下支えはさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時20分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1款総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

町長にお聞きをします。

10月の第4回の臨時会で、町長は給料の減額条例案を上程されました。この中で町長は、町の職員の殺人未遂の事件、あるいは公金横領の事件ということで、その責任者ということで、責任をおとりになるということです。説明でありましたけれども、私はまだ再発防止の対策、あるいは町民への謝罪とか説明が不十分だということで、その条例案には反対をいたしました。

その後、町の内部でいろいろ対策を検討されて、実際にこの4月からも町税の関係、現金取り扱いの関係で改善はされているということで報告は受けましたが、その後、町長の減額の条例案については提出をされていませんが、町長のお考えとして、再発の防止対策というものがまだ不十分だというようなお考えで条例案が上程されないのか、その辺の経過と、それから今の状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 町長の減給の条例案を出したことは確かでございますが、本議会には平成30年度の当初予算案を上程させていただいております。本日は当初予算の予算案に対する質疑だというふうに思っておりますが、それと今の御質問とどんな関係があるのか、まず教えていただきたいと。

○議長（藤田和寿君） 当局から反問でありますので、御答弁をお願いします。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

反問と言われるのも、これ、いささかの射ていないんじゃないかなと思います。総務費の中の職員人件費というところでちゃんと予算が組んでありますので、これは今の町長の現在の俸給に基づいた予算を組んであるはずですが、昨年10月には、これを1カ月減給するというので案を出されました。この予算案については、それがまだ可決されていない状態の上程でありますので、今のこの予算の中で、町長が減給についてどういうふうなお考えを持っているのか、あるいはこの予算どおり、減給についてはもう提出をしないと、30年度はというお考えなのか、その辺を伺っているので、全局的に射ていない質問ではないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 反問になりますが、この条例案に対して、町長の給料12カ月分を見ているわけですが、それがまかりならんという、そういう観点での御質問であるのかどうかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

余りこういう議論はしたくないんですが、町長は1カ月、3%の減給案を出されました。50%でしたか。

〔「50です」の声あり〕

○5番（大石 巖君） 申しわけありません。訂正をします。50%の減給案です。それは、今この予算の中には入っていないわけです。この事件の解明と、それから対策について経過をこれまでやってきた中で、町長として減給条例案を再び出されるのかどうか、もうその点は出さないのか、あるいはまだ途中ですので、これはもう少し時期を見て出すということでお考えなのか、それは職員人件費の中で問題ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） あくまでも給与条例の改正案は町長のお考えで出すということですが、当初予算は1年間を賄う職員の人件費についての大枠の枠を決めるという予算案でございますので、その後、いろんな町長からの提案でそういうことはあり得るかもしれませんが、今、この場面でそれを審議する場ではないと思いますので、今の質問は少しこの場の質疑には即していないといった、今の大石 巖議員からの質問、当局からの答弁等々を考えたところ、一般会計の当初予算案の審議内容には少しそぐわないものですから、別の場面で、そういったことのお考えがあるようでしたら、一般質問等で質問をしていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、あくまでもこれは当初予算で、職員の枠を、総額を決めるということでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかがございますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の53ページの地域おこし協力隊事業費の中の協力隊の報酬につきまして、2人分で480万、年間で、月にすると20万ということですが、これは1人に対して、国のほうから200万円、あとその他の経費として200万円ということで、上限200万ということで特別交付税という形でおいてくるのは承知しております。町がこういう方を募集するに当たって、当然、その方は現状どこかで働いている可能性があると思うんですよ。その方の現状の給与、もらっているお金と、じゃ、こちらへ移ってきて、町のほうで手当てしてくれるのが20万という月額、そのもし差があったとき、なかなか移ってきづらいとか、そういうのがあると思うんですが、その点について国からの交付税だけじゃなくて、町のお金も多少つけるといったらおかしいんですが、つけて、報酬をちょっと上げてあげて、よりよい人材を募集するというようなお考えというのはなくて、あくまでも、もう国からの財源で賄いますよというお考えで、この金額が出てきたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、増田議員のほうから地域おこし隊の報酬額につきまして御心配をいただいているということで、ありがとうございます。

まず、やはり原則といたしましては、交付税の範囲内の中で考えていくというのが原則になろうかと思えます。そうした中で、今、増田議員からもおっしゃられたように、人件費が200万円で、これは状況によっては250万円までは流用というか動きができるという中で、そうしますと、通常200万円でありますと16万6,000円、月額ですね。それから250万円であれば20万8,000円ぐらいになるかと思えます。そうした中で、私どもも交付税のまず範囲の中で一番の額を探しながら、また当町と同じような自治体、そうしたところをいろいろ調べて鑑みますと、20万円という金額がおおむね妥当であろうということ、それから金額的にも県内の中では高いほうに部類するというのがまず1点ございます。

それと、もう一つは、今実際のお給料の中で生活をしていく中でということでございますけれども、地域おこし隊の身分は、今回は非常勤特別職ということになります。逆に言えば、地方公務員法の適用を受けないということになりますので、兼業が可能ということになっております。

しかしながら、幾ら兼業が可能だということであっても、当町と契約行為があるような場合は、やはりそこは除外をしていかなきゃいけないということで、届け出制をしていくような形を当町と関係、いわゆる当町と直接契約を締結するような、よく個人で、例えば何か事業を行っていて、そこと町と契約をして、それが生計をとというような、そうしたものもございまして、そうしたものを鑑みまして、届け出制をしながらいきたいというふうにご考えておきまして、ちなみに、20万円につきましても、市場調査といいますか実態調査を行っております。これは、当町と同じような山間地ではないという言い方はおかしいですが、都市部といいますか、そうしたところにも直接、市等の担当者、それから実際の地域おこし隊の隊員の方にもヒアリング調査のほうを実施しております。そうした中で、20万円ということであれば十分魅力があるし、大丈夫だということで、実際に活動されている方も20万円プラス住居費等も支給されるという中でございまして、その点は大丈夫ではないかというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

金額が妥当かどうかというのはあれなんですけれども、地域おこし協力隊推進要綱というのが総務省のほうから出ています。その第4というところに、事業推進に当たっての留意事項ということで、最後のほうに、地域おこし協力隊に対する生活支援、就職支援等を同時に進めることが望ましいというような文言があります。そういう中で、町からは報酬として出す、あと、じゃ就職支援という形のものも同時にやっていってあわせて、最終的にはそれなりの給料をもらっている方に対しても合わせればそれぐらいになるよというようなことを考えて、現状やっていくということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

地域おこし隊のほうも御心配いただきましてありがとうございます。地域おこし隊につきましては、当町のほうに来られる方というのは、都市部、首都圏であるとか、いわゆる当町以外のところから来られるわけでございます。こうした中で、今回、最初3年間という中で交付税を活用しながら活動をしていただいて、町のにぎわい創出であるとか移住定住であるとか、あと観光協会の関係の業務を担っていただくということでございまして、今後、事業を3年間、その後定住をしていただきたいというふうに私どものほうも考えておりますので、当然、地域おこし隊の後に就職というか継続して、職種はどうなるかちょっとあれですけども、そうした場合には、また事業費の補助という制度もございますので、100万円程度の補助制度がございますので、そうしたものも活用しながら地域おこし隊がぜひ活躍をしていただいて、また、その後も引き続き住んでいただいて、当町の進める事業にも携わっていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回は、1年からおおむね3年ということで国の制度でやるんだけれども、じゃ、3年後以降、新たに募集して増やしていくというお考えも、そのころこの制度があるかどうか、国の手当があるかどうかわからないんだけれども、手当がなくなっちゃったから、じゃ、やめちゃいますよ、もう別にいいですよという考えなのか、今回、2人は3年で一応期限というかあれで終わりますけれども、その後また募集をして、だんだん定住人口を増やすためというのもあるというようなお話なので、この事業というものは続けていく予定なんですか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この方々が直接町内に住んで、それをもって人口を増やすという、そうした考え方はちょっとないですけども、人材という中で、今回の方々を活用させていただいて、その後引き続きというの、今の段階では成功裏に導くのが今課せられたものだというふうに考えておりますので、まずはいい人材に来ていただいて、それで活躍をしていただくということに重点を置きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがでしょうか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 48ページの(4)の地域交流費でございますけれども、内容確認のときに、普通旅費と特別旅費の説明を受けました。そしてまた、28年度にはサッカーのスポーツ少年団が八女市のほうへ伺っているということで、また昨年ですか、八女市のほうからスポーツ少年団の方がいらっしゃってくださったということでございますけれども、このような交流というのは、毎年続けていくのでしょうか。ちょっとそこを先にお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

こちらの事業でございますが、これまで、今、議員がおっしゃられたように、サッカーの少年団が相互に行き来をしてきたという経過がございます。こちらにつきましては、平成29年度では今現在実施はしていないところなんですけれども、平成30年度以降はスポーツ少年団、サッカーだけに限らず、スポーツ、それから文化の分野で交流ができるような形で、今回、団体の旅費を普通旅費として計上させていただきました。

今後につきましては、八女市との未来フォーラムというので、毎年、八女市との交流事業を行っているわけでございますが、今、スポーツ交流を経常的に行えるような態勢ができないかということをごらねていただいております。平成30年度におきましては、この点の補助制度を開始するような形でいけいかというふうな形の中で、このフォーラムで何らかの形で成果を導き出したいなというふうに考えておきまして、そうすることによって、交流が毎年といいますか可能となってくるような形で、お互いに八女市さんと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） それで、スポーツ少年団もやはりいろいろありますよね。ミニバスケットとかバレーボールとか野球、ありますけれども、その団体というか、どのようにして決めていったり、子供に絞ってやるのか、文化にしてもスポーツにしても、いろいろな分野で選んで行かせていただいているということであるかと思っておりますけれども、本当に子供たちというのは、よその県へ行って試合をしてきたり、いろんな文化のこととしても、いろいろ発表してみたりということがすごくいい体験になると思っておりますので、たくさんの人たちに、子供たちに交流をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、そこは人数とか、いろんなところで制限があるとは思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、いろんな少年団といいますか団体、バレー等を含めて、こうした補助制度を活用して交流が行えないかということでございます。

こうした中で、当町としましても、いろんな方、たくさんの方の方に交流のほうに参加していただくということを願っているわけでございますが、やはり補助制度ということになりますので、若干の費用負担であるとか、相手方の八女市との関係もございまして。こうした中で、各団体等につきましても、今後、フォーラム等で進めていく中で、その前にでも協議

をしながら、たくさんの方が交流に参加できるような補助制度も構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） さっきの53ページの、増田議員が質問してくれたんですけれども、ちょっと一つだけ、そのところに質問させてください。

月20万、我々の給料からすると結構大きな金額ですよ。そのときに、3年間といえども補助が10分の10ということであっても、それは非常に期待をしてやっていたわけですよ。そうしたときに、ぜひ成果、そういうものが表に出ることによって、そしてそれが社会というか吉田町に与える影響というのは、かなり出てくると思いますので、その成果というものに関して、どういう形での評価、それと公表をしていくのか、公表をするかどうかは別として、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、議員のほうからお話がありましたとおり、ただ単に採用して、そこに携わっていただくというだけではなくて、当然、目的意識を持って行っていただくということは非常に大事なことだと思っています。

地域おこし隊の方々につきましては、現在、二つの業務と申しますか、観光協会に取り組む活動、それから町の情報発信と移住定住の促進という、この二つを大きく掲げて、その職務についていただきたいというふうに考えておまして、当然、それぞれの活動におきましては、成果指標と申しますか目標値を設定させていただきまして、いきたいと思っております。

ただ、現在、当町では募集をしていく必要もございまして、そうした中では、具体的な指標を今掲げさせていただいています。例えば、観光協会が取り組む活動であれば、当町の3大イベントの来場者数が前年比5%以上増加、それとか、あと観光の入り込み客数が前年比の5%増、いわゆる3年間であれば15パーというか、基準年から比べればそういう形になりますが、それからあとSNSの登録者数を、これは31年3月時点ということで、1年間で500人という目標値をそれぞれ設定しながら行っていきたいというふうに考えております。

評価につきましては、これはあくまでも今、私たちが成果指標として、こういう目標値を掲げたいということですが、当然、採用に当たっては、その方とも面接をする中で、その方のまた目標値も設定されるでしょうし、さらにこれ以上に設定する場合もあるでしょうし、基準となるものとして、今現在示させていただいています。評価につきましては、当然、毎年評価をさせていただきまして、評価結果は、この数値の結果につきましては、先日もちょっとお話ししたかもしれませんが、議員の皆さんも行政報告会等々で活動報告をしながら、また皆様方にも御協力いただいて、この活動が円滑になるような形で進めていきたいというふうに考えおります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

期待をしているものですから、お聞きをいたしました。

47ページの契約管理費の欄でお願いをいたします。

これは、議会費のところちょっと聞こうとは思ったんですけども、我々議員が常任委員会であるとか、いろんな委員会で視察に出かけます。そのときに、バスを借り上げていただくわけですけども、当然、今まではいろんなところから入札でこうやってきましたよね。その中で、先日聞いたときに、特に制約はないということだったものですから、吉田町に吉田観光とスルガ観光、二つありますよね。我々の実体験で話をしますけれども、一度、スルガ観光で昨年行かせてもらったときに、非常に気を使っていたいて、安全の面もそうだし、車も本当にいい車を出してくれたりとか、そういう形で吉田町を応援してくれたわけですね。我々議員としては、少なくとも議会で使うものくらいに関しては、やっぱり吉田町に2社あって、非常によくしていただいたという記憶がありますし、当然、その中には信頼関係も生まれるわけですから、ぜひその辺は、例えば二つで、要は吉田町の業者を使うというような入札をしながら、吉田町の業者を使うというものはできないものではないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 契約管理全般で地元業者を使うという御質問ですか。

○6番（山内 均君） それも含めてね。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

バスの借り上げの関係の業務委託になるかと思えます。その中での、どのようにバスの業者を決めていくかというところにやっぱりなるかなというところでお話をさせていただきますと、バスの借り上げの業務委託につきましては、金額によっては随意契約になるというところで、バスの金額、物件の借入れが40万以内であれば随意契約というところになります。随意契約になれば、そここのところ3社の見積もりをとりながら、仕様に合った金額の見積もりを出していただくような形になりますので、町内のバス業者というよりは、3社見積もりの中で仕様に合った業者を選ぶということになりますので、契約というところの中での話になるのかちょっとわかりませんが、仕様の中で合った形での見積もり金額を出していただいたところで随意契約になりますので、今、町内業者というところではありましたけれども、ちゃんとその中に3社見積もりを出していただいて、その金額が一番見合ったところの低いところの業者が随意契約の相手方になるというところでは、契約の中ではそうなっていますので、バスの質といいますか、旅行会社の質のところはやっぱり仕様書の中とか、契約の中でうたっていただくようになるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。できるだけ町の業者を応援したいという思いでさせていただきます。

それと、次にもう一つ、47ページ、その中での契約管理費の12番の設計委託料ということでお伺いをいたします。

実は、昨年と同じところでお聞きをしました。昨年は発注支援委託料という形で130万円出ました。発注支援委託料、要するに品確法の法律を踏まえての金額が130万円が出たんですけども、ことしは設計委託料だけで150万円と、そういう数字が出ていますので、この中に、昨年は品確法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、こういう中でやっていただ

きましたので、ことしもそれが何でここに入っていないか、ぜひやって、そういう意味合いでこの条項が出ていればよかったんですけども、ということは、今回、放課後児童クラブの大きな建設がありますよね。それと吉田町の水洗化の大きなものもありますので、水洗化の話をしたときに、ちょっとやっぱりイメージがなかなか伝わっていなかったですけども、そういう意味で、同じ品確法とかそういう補助、いろんな人の頭脳で見ることによって、間違いなくいいものができるはずなんです、必要以上にいいものが求めるもの以上に。それを考えると、ぜひ品確法というか、そういう形がこの中に含まれてはいませんが、包含をしているということで考えていきたいと思うんですけども、そういう意味でも考えていってよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

議員がおっしゃられた契約管理費の中の12節の設計手数料150万円は、今言われた発注支援の業務とは別です。設計手数料につきましては、事業を行うに当たって見積もり聴取とか設計の段階でちょっと業者にお手伝いしていただきたいというときに、手数料を払って、成果品を出していただくようなもので、手数料を支払うというものですので、今言われた発注支援のほうは、昨年度、13節で130万円予算化をさせていただいております、全協のときにも御説明をさせていただいておりますが、130万円つけたものにつきましては、今のところ支出がなかったというところで、来年度を見据えたときに、発注する工事の中で発注支援が必要かどうかというところを考えたときに、発注支援しなくても、担当業務の中で担当者が品質を確保するための工事について自分たちの力で、専門性が必要な部分もありますけれども、そこをクリアしながらやっていくというところで予算化をしませんでしたけれども、発注支援業務につきましては、議員がおっしゃられるように、品質の確保というところは非常に大切なところで、今も円滑に実行することが必要だというところは重々承知しております。

ただ、その中で、あくまでも建築工事、来年度は放課後児童クラブとトイレの改修工事ということで、建築のほうの工事が控えているわけでございますけれども、職員の中で体制を整えながら、そこをこの業務に当たっていくような形でやっていきたいと思っております。その中で専門的な業務もございまして、ある程度、工事の設計や施工の管理等も業務委託しながら、そのところはやっていきたいと思っております、今のところは発注支援というところの業務の予算はつけない状況で、自分たちの力の中でやっていきたいというふうに思っております、あるいは今、理事もいらっしゃいますので、理事の専門的な力もおかりしながらやっていくような形で考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、お伺いしたのは、以前にも言ったことありますけれども、本当の理由は建物とか都市計画、いろんなものがそうなんですけれども、本来は政令市だとか大きなところというのは、自分のところで抱えていますよね。やっぱりそこにいてくれていて、そして、そうすることによって、できるだけ多くの人たちのアイデアであるとか技術であるとか、そういうものをそこに取り込めることができればいいと思うんですけども、今言われたできるだけ担

当課でという話を、ここですかね、確認のときにやったときに、とてもじゃないが担当課でやって、私の意見としては、ドアのやつが出たじゃないですか、ドアは外がいい、内がいいと。ああいうのというのは、もう我々でないと、経験をした者でないとわからないわけですよね。

そういう意味で、本当は多分、理事に言えばすぐわかると思うんですけども、そういうのを理事が今いろいろ工程とか最終的に苦労している部分も、もしいけば、そういうものが利用できていけば、非常にスムーズに、それと確実なものが、間違いないものができる、それはもう我々の仕事の中で確信をして言える話ですね。そういう意味で、本当は建築の管理ができる人とか、土木の管理ができる人が、ここに専門性のある人がいてくれると、役所の中にいていただくと、非常に間違いのないものが、公益福祉に合致したものができると思うんですね。

そういう意味で、また再び問いますけれども、状況が変わってきた中で、やっぱり町としては管理ができる人とか、そういう人たちの役員とか職員の募集とか、そういう中でやっていただければ、今言われたことが非常にスムーズにいいものができると思うんですけども、そういうお考え、例えばそういう役員、専門性のある人を職員として取り入れるとか、それが一番いいと思うんですけども、お考えというのはありませんか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、議員がおっしゃられるように、専門性のある職員というところでは技術職とか、そういう職員の募集もかけている中で、非常に人気のある職種というか、募集をかけてもなかなか来ないというところも現状でございます。

そんな中で、今、経験値を持った職員も出てきている中で職員を配置して、そのところで業務に当たっていくというふうに考えておりますので、専門職の配置も必要だとは考えますけれども、今のところは経験を持った職員をそこに配置して、建築のほうをやっていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 大体わかりますけれども、例えば臨時の職員さんでもいいものですか、要するに、今もう定年退職した人たち、技術を本当に持っている人たちがいっぱいいますので、その辺で、ぜひそういう考え方も取り入れていただきたいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今言われたように、職員の中でも経験を持った職員、OBの中でもというふうなお話もございました。建設課のほうでは技術を持ったというか、経験を積んだ職員が再任用でも置かれておりますので、そういう職員の力をおかりしながら、そういう相談にも乗ってもらいながら工事のほうをやっていくような形で考えたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の50ページ、生活交通確保対策費の中で、今回、大型バスをジャストラインのほうへ貸与して、5年間ということであります。

そうした中で、路線は藤枝からのものが多いというか、吉田から行くのに、静岡、あと藤枝という形になっているわけで、実際のところ、焼津市との関係なんです、隣町なんだけれども、こういう意味でいうと、すごく遠い町になっている。高校も清流館高校があったりして、清流館高校は、たしかバスはないですよ、学校で持っている。そういう中で、通学にも使える。でも、バスがない。焼津市立病院あたりも自分も実際にかかっている、通院しているものであれなんです、結構、吉田の方がいるんですよ。その中で、非常に不便を感じているなどというのがあるんですが、焼津に行く線というのは、あるときなくなったんだけれども、復活させるという、バスを貸与しながらというのもあるんだけれども、そういった路線に関して、ジャストラインとどのような交渉をされてきて、現状なくなっているのかというのを聞きたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、増田議員のほうから、今回のバス路線のバスの買入れを起こした関係、当町が購入して、それをジャストラインに貸与して、路線確保を図りながら住民の利便性を維持するという中で、一つが焼津市という横の、いわゆる東西のことだと思っています。

当町が、今回、藤枝相良線のほう、この確保ということでは、一つは藤枝市の駅、それから藤枝市民病院等もありますので、駅からの次の乗り継ぎが可能だと。それともう一つは、清流館高校の前をバスが通りますので、これがいわゆる通学者のバスの一つの助になっているものですから、その関係でこの路線は維持をしたいということで、今回、この制度を活用して導入のほうをしているところでございます。

ただ、焼津市立病院ということでは、こちらにつきましては、議員がおっしゃられるように、乗りかえ等の関係の路線も現在ない状況だと思っています。焼津につきましては、大島まで行かないと病院のほうに行く、また焼津駅のほうに行くというところがないものですから、そこが非常に難点ということになっています。

そうした中で、これまで藤枝路線、それから島田路線につきましては、現在、国のいわゆる赤字路線補助路線ということになっていまして、住民の皆さんの生活の足をまず確保しなければならないということがございまして、こうした中から、公共交通会議というのも実施をしております。これはしずてつジャストラインも入りまして、町も入って、また県等々も、また利用者代表の方々も入っていただいて、当町の公共交通がどうあるべきかということでの話をさせていただいているところでございます。

そうした中で、いわゆる焼津方面、特に、病院の関係かとは思いますが、こちらのほうにつきましても、ちょっと話のほうは今後していきたいというふうに思っておりますし、一つは、例えば妊婦の関係であればタクシー助成に一部助成があるということ、それからもう一つは、なかなか御自分で行けないような弱者の方につきましては、福祉の有償サービスのほうが福祉関係のほうでもございますので、そうした制度もいろいろ活用しながら、住民の皆さんに不便がないように、総合的な形でいきたいと思っております。

特に、今の路線に関しましては、今後、引き続き、いわゆる引き継ぎ、何というんですか、経点を通りながら行けるような方策というの、いろいろ話し合いのほうを当町からも働きかけのほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

了解しました。ぜひ、焼津線というのは、今後必要になってくるかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

そうした中で、バスを1台やって、要は回るのが増えるのかなとも思うんですけども、根本的にジャストラインさんで人手不足というのを非常に、何か言うと人手不足なのでというような、これまでも答弁をいただいているんですが、人手不足に関しては大丈夫というのか、1台貸与して増えるわけですよ。そういう中でも、十分人手不足に関しては大丈夫ですよということによろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 今回の生活交通確保対策事業の中で行います大型バスの購入の関係ですが、これは、一つは運転手というよりも、いわゆるバスの買いかえといいますか、そうした補助を行いながら低床バス、いわゆる高齢者の方にも優しいバスを入れていこうということで、今回進めさせていただくものです。

確かに、今、議員がおっしゃられたように、人手不足、いわゆる運転手の不足というのが叫ばれておまして、公共交通会議の中でも、これが再三議題となっております。そうした中で、ジャストラインさんのほうでも人手不足を解消するように、何とか確保するような形で、人手不足によって、いわゆるバスの路線が廃止されるというのではなくて、そうした形で補助であるとか、そうした形をうまく活用していただいて、ジャストラインさんのほうも今後人手不足に対応していくということでございますので、一応この路線の確保ということに関しましては、現在のところ大丈夫というふうに私たちは思っております。

以上でございます。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

2款総務費全体でお聞きします。

全体協議でもお聞きしました……

○議長（藤田和寿君） 1項だけです、今。どうぞ、どうぞ。

○1番（山口一博君） いいですか。

○議長（藤田和寿君） はい。

○1番（山口一博君） 情報通信技術の業務映像契約、ICT-BCPについてお聞きしました。今年度は予算を立てないということで、各事務官のレベルでお話し合いをして策定していくというお話だったんですが、平成30年1月末時点で策定ができていない、県内では5市町ということで、その中に吉田町が入っております。全然できていないわけではないんですけども、新聞報道によりますと、人手不足、情報システムに関する専門知識を持つ職員の

不足、策定に当たる職員の事務負担が大きいということから、なかなか策定ができていないというお話もありました。

今、課長のお隣とか後ろに座っていらっしゃる補佐、主幹レベルが多分こういう策定をされるんじゃないかなと私は思っているんですけども、例えば、情報システムに関する知識がなければ、多分、外部の方を雇用して、そういうものを作成してもらったりする、そういうことをしないで予算を立てないということなんではないでしょうか。それとも、ある程度目安を立てて、平成30年度はこれを策定できるということでお考えなんではないでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

I C T－B C Pの策定の件でございますけれども、計画の内容は庁舎内の関係する課と協議しながら策定していくような形で、外部委託というところでもできないことはないと思っておりますけれども、庁舎内の関係機関と連携してつくっていくような内容でできるのではないかとこのところの判断でやっていますので、その中の計画に盛り込む内容も、その辺の内容を加味しながら庁舎内で策定していくというところで、予算を立てずに策定していく方向であります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

人手不足ということで、多分、今現状の職員の方たちで策定をするしかもうないというか、外部で雇用しなければそうなってしまうんですけども、来年度、人が増えると新卒の方が入って、人数がプラスにはなると思うんですけども、その方たちが策定をしない限り、もう今いらっしゃる職員の方たちで専門知識を要する策定をしなければいけないということなんですけれども、今現状で、例えば言えるかどうかわからないですけども、何パーセントぐらいあと事務レベルで進めれば策定はできるということで、もしお話しできればいいなと思うんですけども、お願いします。

○議長（藤田和寿君） 現状の進捗状況ですね。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、体制としましては何パーセントというところではなくて、クラウド化も進んできている中で、情報とセキュリティーとか体制のほうはもう整ってきておりますので、この間、全協のときにもお話しさせていただいたように、情報についてのクラウド化とか、あとデータの分散化、そしてバックアップのサーバーの配置とかというところでは、ハード的なところではもうできておりますので、あとは計画に落とし込む内容として、どの程度のものをそこに落とし込んでいくか、バックアップ体制のところの手順とか職員の配置とか、ちょっとこまごました細かいところを計画に落とし込んでいくような形になりますので、全体としては今ハードのところは体制ができておりますので、あとは計画の中の情報化推進委員会を使いながら、また関係課と協議しながらつくっていくような形でございますので、今言われたように、何パーセントというところでは、ほぼハードはもう体制はできているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時19分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

105ページの生活保護費について伺いたいと思います。

生活困窮者に対する生活保護費については、これは生活保護法で定まっておりますけれども、所管は県のほうになりますので、町のほうで予算的には特に入っておりませんが、生活保護法が国のほうで生活扶助費という項目が最大5%削減されるということで、この前も全協の中でもお話ししたんですが、それに関連しまして、町のほうで関係してくるところが住民税とか保育料、あるいは介護保険料、それから就学援助費など、生活保護基準に照らして、その基準あるいは1.5倍等に該当する家庭にはそうした援助が連動的に今されているわけですが、国のほうの基準が下がりますと、町のほうでの今の基準も連動して下がってくるということが予想されます。そうなれば、これまで補助を受けていた人が対象外になってしまうというようなケースも出てくるわけですので、そうした点はやはり生活をちゃんとしっかり保障するという意味合いでも、町での保護基準については国の基準が下がろうと、町のほうとしては、その基準については維持をしていただきたいというふうに思うわけですが、ことしの10月から国のほうはそういうふうな予定になってはいますが、町のほうで30年度の予算の中で基準を引き下げる予定なのか、あるいは現状維持でいくのかということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

30年10月から、国のほうで基準を下げるといったところだと思います。基準と申しまして、生活保護の中には生活扶助費というものと、ほかにも医療費扶助とか介護扶助だとかといったいろんな扶助があります。その中の生活扶助の引き下げをするという予定というのが今、新聞で出ているところです。

生活扶助に当たりましては、前回、議員からも申されたように、最大で4,000円減る家庭もあるよといったところの記事を見ていただいたと思います。最大で4,000円という家庭があるんですが、都市部ではそのように減額されるところがあります。吉田町に関しましては、もともと扶助されている額が余り大きいところではないので、割合的にも下がる家庭ばかりではなくて、上がる家庭もあるということ国の方の記事のほうではうたわれております。実際に幾らになるかといったところはまだ示されておりませんので、町のほうでははっきりしていないところです。

今回の改正に当たりまして、下がるばかりではないといったところでちょっと説明をさせていただきますと、今までは中学生まで児童の扶養加算というものをしておりました。そこが、今度は高校生まで扶養加算をされるようになります。3歳まで1万5,000円であったところを1万円という形で、ゼロ歳から高校生まで1万円の加算がされていくというような、子供家庭に関しましては、教育が平等に行われるようにという意味で、加算のほうもされるような制度に変わっていくということが言われております。

今回、なぜ改正があるかといいますと、5年に1度、生活扶助というのは見直しがされます。普通の一般家庭の中で、低所得であっても生活保護を受けていない方と、生活保護を受けている方との生活費を比較しておりますと、国のほうで、その乖離があるために、そこを平らにできるようにという意味で、今回3年かけて段階的に法改正をしていくというよう

な趣旨でいますので、町のほうで、先ほど、保護基準が下がったところへの手当はできないかといったところの御質問がありましたけれども、保護基準が下がるわけではないものから、ちょっと町のほうでという対応は特に考えておりません。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

生活保護の基準について、細かい説明をしていただきありがとうございました。

私のほうでお聞きしたかったのは、それに関連してもう一度言いますが、住民税とか保育料、それから介護保険料や就学援助など、生活保護基準あるいはその1.5倍とか、そうした範囲の所得の人に対する免除規定等、町の基準であるわけですので、生活保護の基準が下がりますと、そうした関連する町のほうの基準も下がってくるのではないかと。そうしますと、該当する人の中では援助が受けられなくなる人が出るんじゃないのかという心配をしていますので、国の基準が下がっても町のほうとしては従来の基準でいけば、そうした枠の中にいる人も救済できるのではないのかなという考えがありますので、30年度の予算の中でどうした措置がとられるのか、その点を伺って思いますので、すみません。いろいろ幅が広がって申しわけないんですが、総括的な答弁をいただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 生活保護世帯にかかわるいろんな制度というのは、町で持っている制度につきましては、世帯それぞれを見るようなものではなくて、生活保護法の対象世帯についてはどうだということ、法律の適用を受けている世帯に対して、いろんな措置をしていくというようなつくり方をしておりますので、今回は法律の基準が変わるというものではないというふうに思っておりますので、それに対して予算を措置するようなところは必要はないかというふうに思っておりますが、生活保護法の基準そのものが変わるようであれば、町の制度もそれに連動して対象が変わっていくということになりますけれども、今回はそうしたものではないというふうに捉えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

ありがとうございます。制度が変わるものでないということは承知していますが、先ほど話がありましたように、今の生活実態の調査の中で、いろいろ保護の金額の増減が図られるということで、そうした変動が町の皆さんの暮らしの中に影響が出ないような形での町の対応をぜひお願いしたいということですので、以上で質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですね。

○5番（大石 巖君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほかがございますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

89ページ、お願いいたします。

このところでファミリーサポートについて質問させていただいていたんですけれども、マッチングが計画よりは少ないというふうなことで、K P Iでは50人ということ予測して

いたわけですがけれども、今、10組でしたかね。少ないと思いますけれども、これは子供支援のすき間を埋める大事なものだと思いますけれども、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） すき間を埋める大事な支援ということについては、おっしゃるとおりだと思います。K P Iで示した50人というのは会員数でございます、この目標については既に上回っているものでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

それでは、マッチングがちょっと少ないんじゃないかと思いますがけれども、これで足りているのか、または、もう少しマッチングをうまくすればいいのか、その辺のところの見込み等はどうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

申し込みのあった方については、お断りすることはほとんどなくマッチングはできておりますので、マッチングが不成立のために利用者数に制限がかかっているというものではございません。

ただ、申し込みが少ないということ自体は我々のPR不足もあるかという反省はございますので、今後、その点についてはPRをしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 89ページの児童虐待防止事業費の件でお伺いします。

全協のときに、臨時職員2人の募集をかけたけれども、なかなか集まらないと。そして、その中でちょっと特に気になったのが、毎年数が増えているという話がありましたよね、虐待防止の情報が入ってくる数が。そのときに、町のほうの対応、要するに臨時職員の方がなかなか入ってきてくれない。そこにはハードルがあって、おそらくそういう資格を持った人たちがどこでも必要とされていると思うということで、取り合いというか引き合いとか、そういうことが起きていると思うんですけれども、でもその中で、それであっても吉田町としては件数が明らかに情報として増えてくるということになると、厳しい状況の中でも何らかの対応はしていかにやいかんと思うんですね。その対応というのは、どのような形で今言われたものに関してやっていくのか、これからの方策も含めてちょっと教えていただけますか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

予算に上げてございます臨時職員の賃金は、議員おっしゃるように、2人目の採用を目指して予算要求をしたものでございます。現状の配置は、正規職員が1名、臨時の家庭相談員が1名、こども未来課としては2名の職員を配置しておりますが、配属先、デスクのある場所ですが、学校教育課のほうに置いていただいて、学校教育課の学校の教員OBの方とも組

んで、4人のチームで今体制を組んで、虐待の対応に当たっております。これを充実したいがために、もう1名分の予算の増員をお願いするというものでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 聞きたいことは、そういう状況が増えてきているし、実際にメディアで報道されているように、非常に悲惨な結果を招く事例が何か幾つかありますので、その中でもやっぱり、例えばそういうものが起きたときに、もちろん秘密で情報を入れなきゃならん部分もありますので、情報があつたときの対応、これはひょっとしたらそういう人たちがいるかもしれないから聞くんですけども、その対応というのはどういう形で秘密というか、保護をしながらやらにゃいかんと思うんですけども、その対応策というのは持っているんですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

情報の入り方、いろいろな形がございます。御本人からの悩みの相談もございます。そういった場合には、早目に保護者と面談をいたします。保護者の中に鬱積して、子供に当たってしまう、その気持ちというのを吐き出させて、酌み取って、以後、何度か面談を重ねるようにいたします。家庭訪問もいたします。そういうことで防ぐこともございます。第一報が例えば保育園等の施設からの、子供に少し青いアザがあるよといったような場合の対応についても、必ずお迎えのときに保護者と面談をするようにして、保護者側の困り感であるとか気持ちであるとかというのを酌み取るようにして、子供への実害が低減できるような努力を今しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

確かに、今言われたとおりだと思います、方法としては、それが実際に起きたときには、要するに情報に対する対応と同時に、一番悲惨な例なんか挙げると、どうしても切り離して、先月もありましたよね。あとはそこを、何かもし深刻な状態が起きたときに、預けるであるとか切り離すであるとか、吉田町の場合にはしっかりとしたルートは持っているんですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

対応については、藤枝市にございます中央児童相談所と連携を密にしております。その中で、議員がおっしゃるように、もう保護者と切り離したほうが良いということでありましたら、送致という形で対応をしておりますので、その点は御心配いただかなくても結構と思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

74ページ、お願いします。

民生・児童委員活動費ということで、民生委員活動費負担金ということで全協のときにお伺いしたところ、ある意味報酬として考えていいよというようなお答えだったんですが、民生委員の方にいろんなことを調査であるとか、そういったものをお願いすることがあると思うんですが、そういったものの対価というか、活動に対する負担金というふうに考えていいのか、それはそれでほかから何かしらの委託金がありますよというのか、そのところがちょっとわからないんですが、もし報酬のようなものだというふうに考えると、50人いる中で一人一人非常に差が出てくるのかな、お願いすることが一律じゃないと思うんですよ。ある地区によっては非常にいろんなことがあって、お願いすることが多いとか、そういうのがあの中で、そうした不公平といったらおかしいんですけども、そういったことも生じてくるのかなとも思うんですが、負担金という項目が、でも報酬とはつけられないということでこういう形になっているのか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員の御質問がありましたように、地区によってはお年寄りの多いところ、子供さんの多いところという形で、民生委員さんの活動の仕方というのもまた変わってはくるんですが、負担金に関しましては、皆さん一律に活動費として、どの活動に関して幾らとかではなく、全体の年間を通した全部の活動に対しての町からと県からの負担金というものになりますので、1人調査に行ったから何件とかといったものではございません。活動費と思っていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 全協のときには、それを50人で割るといったらおかしいけれども、年間、割ると大概の金額が出るだけけれども、そういう形で、じゃ、個人にはいかないということじゃないでしょう。1人幾らというふうに活動費としていっているわけでしょう。だからそれを、じゃ、報酬という形にはできないんですねということでお伺いしているだけども。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 民生委員そのものが、厚労省からの委嘱を受けたものになります。報酬というような形ではなくて、個人に対しての活動をしていることに対する負担金というような表現になります、個人に対してお1人ずつ。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 支払い方というか、内容はわかりました。

でも、非常に1年間、余り活動せずにといったら失礼なんだけれども、調査依頼とかかなりあると思うんですよ、年間では。それが余り当たらなくて1年間たっちゃう方と、本当に一生懸命やられている方とすごく話を聞いたらあるんですよね。民生委員個人の問題かもしれないけれども、非常に一生懸命やっていたらいて、資料が来ると、それにわざわざ自分の名前とか何とか全部張って渡しているとか、結局、民生委員という職はあるけれども、一般的に余り受け入れられていないとか、その職がどういうものかというのがわからなくて、やれ個人訪問どうのこうのという情報どうのこうのということで、非常に仕事がやりづらいと、そういう方からもすごくこの間話を聞いたんですけども、そういう中で、た

だ負担金という形であるんだけど、もっとほかにそういうのをバックアップしてあげるようなことということは、何かないんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 民生委員さんに関しましては、調査だけを行っているわけでもなくて、月に1回の定例民協から始まりまして、いろんなボランティアの活動を自主的に行っている方から、ボランティアという捉えだけではなくて、町の事業に関心を持っていただいてという方もあります。本当にいろんな元職のある方がいらっしゃいますので、個性を發揮しての活動をしていただいております。

先ほど、受け入れられていない民生委員さんとか活動がしにくい民生委員さんがいらっしゃるということも伺いましたので、町のほうでも民生委員さんがこういう活動をしてくださっていますというのは、新任の民生委員さんが決まったところで広報に載せたりだとかしてPRはしているんですけども、もっと活動しやすくするためにも、私たちが民生委員さんというのはこういう活動をしますよというのを町民に対して何回かPRしなければならないなど今感じたところです。

あと、民生委員さん自身がどんな活動をしたらいいかといったものもあると思いますので、個性を生かすだけではなくて、どの民生委員さんも平等に知識を得てもらいたい部分というもありますので、県の研修会と町の研修会等を含めまして、研修会もしながら、みんなでモチベーションも上げながら、知識も上げながらという形で活動していきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 民生委員の皆様方の活動というのは、こういう世の中にあっても大事な活動になっておりますので、非常にありがたくも思っておりますし、大変御苦勞もおかけしているということは思っております。

金銭的にも、もっとでき得るものならばそういう活動をバックアップしたいわけですが、民生委員の設置根拠というのは法律で決まっております、「無償とする」なんです。もう法律の中でうたわれておりますので、無償という前提の中でどういうことができるかというところで、県も町もそうした中ででき得ることということで、ここに予算計上をさせていただいた負担金という、そういう形をとらせていただいて、負担金を使っていただいているというのが実態でございますので、予算的にはバックアップをしながら、今、担当課長から申し上げたような、活動を円滑に果たしていただくというような、そういう取り組みの中で、また支援をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

理解しました。

無償ということがうたわれているという中で、じゃ何か、調査とか何とかを、それを委託という形もいけないというふうになっているんでしょうか。例えば、児童扶養手当をどうのこうのというので、調査に行きますよね。そういったものを委託料としてお支払いするというようなことも法律的にはいけないということよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） いろんな調査のための調査ということであれば、委託という業務になると思いますが、本来の民生委員としての活動を通じた一環として行われるという範囲であれば、無償の中だというふうに判断をしておりますので、そうしたところについてはどういう業務形態をとるものなのか、活動の一環なのかというところをしっかりと見定めた上で、適正な措置をとってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかにありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今、同僚議員が聞きました106ページ、生活保護費、繰り返しになりますけれども、ここで聞いていいのかわからないんですけども、もともとはこれは28年度の決算資料を見ると、バス代300円を2人に渡したというふうに書いてあるんですけども、生活保護を受けられる方のお子さんが引き続き生活保護を受けるという確率が多くなっているというふうに聞いております。積極的な支援を町では予算を計画するときに考えなかったのかなど、一応お聞きしたいと思います。

きょうの新聞によりますと、静岡市では貧困家庭を対象に18年度から、小・中学生を対象にして就学支援を行っております。ちょうど勉強しようと思ひまして、2年前にお伺いしたら、静岡市では約2,000万の予算を立てまして、生活保護費をもらっているお子さんの支援をするということで、4月に募集すると、すぐ満杯になっている状態だということをお聞きしております。

町では、生活保護を受けられるお子さんの就学支援等で別に予算をとるといようなお考えはなかったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 10款教育のほうで……。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、議員から御質問のあった106ページの行旅人扶助料というのは、生活保護世帯にお渡しするものではございません。お金を持たずに町へ訪れて、移動するための費用がないというようなことを訴えられた方に必要最小限のお金をお渡しいたしまして、それで旅行の足しにしてもらおうという、そういうことを行うように義務づけられておりますので、そのための予算を計上したものでございます。

それ以外の生活保護費というのはうちの予算の中にはないわけですが、これは、当町はまだ町でございまして、福祉事務所も設置義務がないという町でございまして、生活保護については、当町の場合は静岡県が予算を持っているし、措置もしていくということになっております。静岡市などは政令市でございまして、自前で福祉事務所を持って、自前で生活保護も運営していかなければいけないというところがございますので、静岡市と吉田町を比べられると、全く違う内容だということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 104ページをちょっと見ていただけますか。

放課後児童クラブ建設事業費、これは全協の中で平成30年がT C Pの絡みの特筆であるということはお尋ねしました。それで、この中で何かちょっと解せないのが、15番に施設整備1億3,396万3,000円と出ていますよね。全体が1億5,836万円、その中で設計委託料の中で設計監理委託料150万、記載されていますね。それと土地利用申請が300万と、それで、例えば施設整備で細かい数字が出ているということは、現実的な数字が現実的なプランとして出ていると思うんですけども、150万というのがいかにも不自然で少な過ぎるんですけども、これは何か意味があるんですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

15の施設整備、これが1,000円単位ということで現実的な数字という御質問でございましたが、全協で御質問があった際にお答えしましたとおり、これはまだあくまで概算のものでございます。概算の数字でございまして、想定できるものを坪単価に割って書き直したようなものでございますので、まだ概算でございます。

設計監理委託料につきましては、建物を建てる際に、建築の途上の監理を設計士の方にしていただくという費用で、これは概算で見込んでございます。土地利用についても1,000平米以上の土地に建てるような場合のことを鑑みまして、概算でこの費用を見積もったものでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そうすると、今、放課後児童クラブに関しては、全く予測という中でやっているということという計算になるということですか。それが予算として上がってきているということですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 予測の数字、あくまで概算の数字ということでございます。ここに設計委託料を見込んでありますとおり、今後、設計委託をかけて、その中でいろんなことは建築費用にしても固まっていくものですので、まだ概算の費用でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

115ページの広域組合に対するごみ処理費の関係で伺います。

3年前に、ごみ焼却場の中で108万余の用途不明金が発生したということで、これはもう3年たっているわけで、警察のほうで捜査をしているわけですが、なぜその捜査が進展しない、あるいは終了しないのか、その辺について非常に疑問に思っていますが、今の現状について、管理者である町長のほうでおわりの点があったら教えていただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的に県警のほうで捜査の指示が出ておりますので、その内容について私は存じません。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

捜査を継続中ということは承知をしていますが、3年も経過をして、何も途中経過も警察のほうから報告をされていないのか、あるいは何が原因で捜査が延びているのか、その辺で承知していることはお知らせいただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 県警のほうからの指示で捜査が継続されているわけでごさいます、なぜ捜査が継続されているのか、別に県警のほうから説明がございませぬので、私はわかりませぬ。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

警察に捜査ということでお願いはしているということは、事件の性格上、そうだと思いますが、ただ実際、ごみ焼却場の中での現場での調査がどういうふうに行っているのか、あるいは捜査が難航している原因、それから問題があれば、それは今の広域組合の中で警察に協力をして、捜査が進展するようにすべきだと思いますけれども、そういう点で今、町長のほうから警察に任せているからわからないという回答では町民の皆さんも納得しないじゃないかと思えますが、組合の内部での努力がどうなのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 今回、一般会計の審議であります。吉田町牧之原市広域施設組合につきましては、組合議会という形で議員の同僚である議員が吉田町代表として、そちらの組合議会に出て、当初予算も審議を終わり、可決しているということでありますので、今この場で、その内容については本来そぐわないと思えますので、もし御答弁があるのなら求めますが、答弁がないようなら、このまま進めたいと思えますが。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 捜査に対してどうなのかという御質問がございましたので、捜査は当局がやっているものじゃございませぬので、警察当局が行っているものでございませぬので、警察の捜査に対しては組合は全ての要求を受け入れて、しっかりした対応をしているという報告を受けておりますので、組合側が捜査の支障になったり、障害になったりしているということはありません。

ただ、警察の捜査の進行状況が今のこの状況を招いているのであるだろうという推測ができるだけです。警察としては、捜査状況がこうなっていますなんていう報告を一々やってくれませんので、必要なものは情報を出してくれるでしょうけれども、基本的には捜査中のものはオープンにしないというスタンスだというふうに思っておりますので、そうした点をお含みいただいて、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

警察の捜査の中身がわからないというのは、それは警察に聞かなければ、聞いてもわからない。

ただ、施設の管理者あるいは利用している町民の立場からいけば、こういう問題は一日も早く解決をしていただきたい。そして、原因も究明をしていただきたいという気持ちは皆さんお持ちですので、各部署の皆さん、あるいは管理者としての立場の中で、最大限の努力を引き続きお願いをしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 反問をいたしたいと思うんです。よろしいですか。

○議長（藤田和寿君） はい。

○町長（田村典彦君） 今、議員がおっしゃったことなんですけれども、最大限の努力というのは何を言っているんですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

私、今申し上げましたように、町民の皆さんは使途不明金の問題、3年もかかっていると、一日も早く解決をしてほしいということの気持ちは皆さんお持ちですので、その点について管理者の立場上、町長を初めとして皆さんがどういうふうな努力をされているのかという疑問は皆さん思っていますので、ぜひその点は町民の疑問点を解くような形で、一日も早く解決をしていただきたいと、これが町民の願いだと思いますので、よろしく願います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も塚本理事のほうからも話がございましたけれども、捜査にはうちのほうは全面的に協力するように言っておりますし、それはできる限り早く事件が解決されることを望みます。

しかしながら、現実に県警の判断でやっているわけですので、私が県警についてあれやれこれやれなんて、そんなことを言えるわけがございませんでしょう。そんなことはもういろはのいですよ。もし議員ができるんだったら、やってください。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

管理者の町長の立場から私にやれというのは、これはいささか問題があると思いますが、警察が3年もかかって、なぜ解明できないのかという疑問点については、それは町長のほうでもしっかり警察のほうに協力をしてもらって、一日も早く解決をしていただくということ

での努力をお願いしたいということで意見を申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 警察に3年もかかっているにもかかわらず、何もいわゆる事件の終結の見通しがないけれども、どうなっているんだと、そんなこと私、警察に言えませんよ。議員、その辺の常識については共有していただきたいと思うんですけども、いろんなことについて警察に、いわゆる首長がどうなっているんだと、そんなことを言えるわけがないでしょう。うちのほうは全面的にこの事案については協力するように、当然、広域施設組合の職員にも言っておりますし、そういうように言って、いわゆる警察から苦情も何も来ておりませんし、今、捜査がどういう状況になっているのかと、それは聞ける筋合いのものじゃございませんでしょう。わからないですか、議員、その辺は御了解してもらいたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この話を繰り返してもしようがありませんけれども、私はこうした町民の声を代弁して、一日も早く解決をしていただきたいということでの話をしてしているわけでして、私も2回ほど警察に行って、担当の人からも話を聞きました。その中でも、いろいろの問題があるなというふうには感じはしましたが、それぞれ皆さんが最大限の努力をしていただいて、問題解決をしていただきたいという気持ちでの今の発言ですので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

112ページの剪定枝等チップ堆肥化事業委託料ですが、シルバー人材センターに委託をしているというふうに伺ったんですけども、この間ちょっと見に行ったら、人もいなくて、刈った草が山になっていて、山になったシートがかぶさったのと、それはまたあって、自分は詳しくないので、どういう状況でどういふかわからないですけども、囲いの中にも多少枝とか枯草なんかあったような感じですけども、そういうことで、まず、中に機械なんかもあったんですけども、よく入札なんかでいろいろな施設をやるとき、安全管理とかそういうものをちゃんとやりますが、こういう場合は委託先に対して安全管理とか、そういう指導とかというものは、どのような形で行っているかちょっとお伺ひしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

剪定等の堆肥化業務委託ということで、うちのほうで委託として出しているものにつきましては、今までの実績等も含めまして、あとはこの前、全員協議会のときもお話しさせていただきましたが、シルバー人材センターのほうの人員の確保ということもありまして、そちらと相談しながら委託のほうを出させていただいているという状況でございます。

機械のほうの安全管理、あと機械の使用ですよね、その辺につきましては、シルバー人材センターのほうで管理をしておりますので、うちのほうで業務委託の中でその辺の安全管理であるとか、そのものの対応であるとか、そういうものについては委託料の中には含んでお

りませんので、人員の確保というところで委託のほうを出しておりますので、安全管理等につきましても、シルバー人材センターのほうでお願いしているというのが状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほど話したとおり、多少なりとも山になって、まだ堆肥化されていないものがあったんですけども。予算がこれだけつけてあって、それで前年度の実績かなんかの中で予算を決めて、それでその年のものは、これ、予算だもので、30年度はこの金額で、一応その堆肥化というのは、それがちゃんと終わるんだと思うんですけども、今現在、ちょっと山になったものがあるものですから、果たしてこれが、予算が妥当かどうかというのもちょっとあるんですけども、これで確かに終わるかどうか、その辺をお伺いしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

先ほどお話しさせていただきましたが、堆肥化につきましては、シルバー人材センターのほうの人員の確保というところもございますので、その辺と調整をとりまして、委託のほう出させてもらっているのが現状でございます。

ただ、今までの、何年かの委託を出している結果からいいますと、今の人員であって、最終的には堆肥まで、草刈りについては処分できているというような報告は、シルバー人材センターのほうから受けております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

こういった堆肥化ということは、循環型社会、そういうものをもとにしたものだと思いますけれども、実際、堆肥にしたものは、自分たちがオアシスマつりなんかに行くと、配られたりとか、抽せんで当たったりとか、そういうのであるのがそうだと思うんですけども、実際に堆肥化したものが、供給といいますか、必要とする方に対して十分あるのか、それとも足りないのか。その辺のことで需要と供給のバランス、その辺が1年間を通してできたものかどうかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

今の議員の御質問の堆肥の利用というところでございますが、今ありましたとおり、オアシスマつりのところでは、景品というよりは、町民の方々に、その堆肥を使って緑を増やしていただくという目的で無料配布をしております。あと、花いっぱい活動団体というのが町内にもございます。その団体の方にも無料でその堆肥をお配りしまして、花いっぱい活動のほうに役立っているということで利用していただいています。量的には十分賄えている状況でございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

118ページのウォーキングイベント委託料、ちょっと全協のときも伺ったんですけども、健康づくりとしては大変結構なことだと、私はそのように思っております。それで、29年度、30年度と、まちづくり公社にこのイベントが委託された。今年度もそのようになっております。そういった中で、この健康づくり課からまちづくり公社へ委託した狙いと、それからその効果です。どのような効果があるのか、見込まれるのか。その辺をちょっとお伺いしたいです。

それともう一点、例えば、結構、健康づくりということでは、大変ウォーキングはいいことだと、私はそのように思っておりますので、これを年1でなくて年2回ぐらい、そういうことは考えないのか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まず最初に、29年度は、まちづくり公社に委託をさせていただきました。それから、30年度につきましては、まだ委託先というものは決定はしていないところでございます。

もう一点、まちづくり公社への委託をした効果というところについて、お答えをしたいと思います。まずは参加人数が、27年度から開催してきましたこのイベントにつきまして、参加人数が最大であったということ。それから、若い世代の方の参加が多かったということ。そういったところで成果があったと考えております。

それから、年2回はどうかといったところの御意見でございますが、まず、ウォーキングにつきましては、一番の効果としましては、日常生活の中に、まず、ウォーキングといった運動習慣を取り入れていただくこと、まず、定着を図っていただくことだと、日ごろから保健事業を活動としてさせていただいております。

そういったところで、ウォーキングイベントの目的といたしましては、そのきっかけづくりをするといったところで目的を置いております。ですので、日ごろのウォーキングだとか、体力づくり、運動習慣の定着につきましては、日ごろの保健事業の中で皆様にお伝えしておりますので、ウォーキングイベントといったものにつきましては、年1回といったことで計画をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。ありがとうございました。

それでは、まだこの30年度は、委託先が決まっていないということでよろしゅうございませぬ。

それでは、そういう公のところでも、例えば民間です。手を挙げれば、その条件が合えば、この主催を、80万円ですか、この中で受けてやることは可能なんではないかと。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

委託事業ということになりますので、議員がおっしゃるように、条件に合って、そういった業者がいらっしゃれば、そこをお願いをするというような契約事務に基づきまして行っていくということになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 今、大変よい御返答いただきまして、ありがとうございます。

このウォーキングというのは、やり方によっては、結構簡単にできるんじゃないかなと。費用もかからずに。そういう事例もございますので、本当に今の御答弁、ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はございますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

111ページ、お願いします。

食品衛生協会補助金ということで、18万、毎年のように出しておるわけですが、これは町の交付要綱にのって上限18万という形で出ているわけですが、これ、施行されてから、もう10年たちます。この10年の間に、食品衛生協会に入っている方も多少減ってはいる。そうした中で、町内には大手スーパーが何軒か出店してきている。そのスーパーの中の食品を扱うお惣菜部であるとかそういう方々も、本来ならこの協会に入るべきだと思うんですが、なかなかそういうところが、会社でやってしまう。特に、検便とか、そういったものに関しては、この協会に入っている方、非常に高いんですよ、費用が。今、民間で何かすごく安くやるところができてきて、そういうところで、そういった大手スーパーとかがやっているみたいで、そういう中で、経営というか、協会のあれが非常に厳しいよという話を聞いているんですが、この要綱の中でのこの上限18万というのが、どういう根拠というのか、あれで18万というような、ある意味、半端な額だと思うんですが、その辺は、どういったところで18万になってきているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

まず、食品衛生協会につきましては、県の榛原支部というところの活動が主になっております。中部保健所榛原分庁舎のほうで、検便等の事業は行っていただいております。会場につきましては、吉田町の会場ということで、保健センターを貸し出しという形で行っていますので、検便に係る費用等については、こちらは県のほうにお任せをしている、こちらの事業ではないという状況でございますが、補助金につきましては、日ごろ、町民の皆様に対する食品衛生に関する普及でありますとか、そういった活動に対して補助をさせていただいております。

18万円の根拠ということですがけれども、例年、実績に基づいて上限18万円ということで交付をさせていただいております。要綱に定められているということで、そちらで今、対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 補助金の18万円でございますが、中途半端な額だという御指摘もいただきましたが、こうした額になっておりますのは、平成16年に全ての事務事業について検証を行って、補助金については、低減、もしくは廃止を目指していくという中で、廃止できないもの、低減できないものについては、一律10%カットをお願いさせていただきました。も

ともと20万だったというふうに記憶をしておりますが、それがそのときの一律カットの願いを聞き入れていただきまして、18万という上限で協会の皆様方には御了解いただいたということで、以来、これを上限として予算化しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 内容はわかりました。

そうした中で、町のほうそうした補助金を出している関係で、町内に出店してくるそういった食品関係の業者さんにも、町が補助している協会なんで、そちらにも登録をお願いしますよというような働きかけというようなことは行っていけないのか、いかないのか、わからないんだけど、その点についてはいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

先ほどの食品衛生協会の業務が、食品衛生というものが保健所の業務であるということで、まずは、保健所のほうから指導をしていただくということが大前提だというふうに考えております。その中で、町ができるところという部分をお示しいただければ、その分については御協力という形ですることは考えますが、まずは県の事業であるというところで御理解を願いたいと思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども、114ページですけれども、環境保全費の中の公共用地草刈等業務委託料1,109万円ですけれども、これは先ほどのチップの堆肥化というのとちょっと関連していると思いますけれども、これ、シルバーのほうへ委託しているというふうに伺っていたんですけれども、前に自分が一般質問で、町民の要望というような形で要望をかなえるための草刈りとか、そういうの結構多いということで、賄えていないんじゃないかなということで質問をした経緯があると思うんですけれども、そういう中で、実際、この金額で、シルバーの人もなかなか人材が不足しているという話の中で、1年間通して、これで草刈りの業務が大体予定どおりに終わるかというのを、その辺をちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

公共用地の草刈り業務の件でございますが、これにつきましても、先ほどお話ししましたとおり、シルバー人材センターのほうの人員確保というところがありまして、その辺につきましても、シルバー人材センターのほうと調整をさせていただくのと、あとは、前年度の実績も踏まえまして調整をとらせていただいているところでございます。

ただ、成果ということでございますが、今ここでシルバー人材センターのほうに委託しているお金と、あとはうちのほうでやっています臨時の方もおります。その方も含めまして、今、作業をしておるところでございますが、今の予算の範囲内で何とか、繁忙期については、行事が、いろんなイベントが重なったときは、やはり多少おくれも出ますし、あれなん

ですけれども、年間を通して考えたときには、今、うちのほうに上げていただいている要望については何とか作業のほうは終えているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほどチップの堆肥化というところでもちょっとお伺いしたんですけれども、安全面の管理ということで、よくシルバーの人たちが仕事しているのを見ると、ヘルメットかぶっている人もいますし、かぶっていない人もいます。それから、結構、年の多い方が多いもので、大概、地下足袋を履いているんです。自分ち建設業をやっていると、大概、安全靴を履くんですよ。なぜかという、つま先がけがをするもので。草刈りなんか、ノコ刃で回っているもので、足元なんか、もしかしたらつま先だけじゃなくて、足全体が危ないと思うんですけれども、そういうことを考えると、やっぱり先ほどもシルバー人材センターに全てお任せしているということではありますが、そういったものの確認を、服装から、ちゃんとした保護眼鏡も必要だと思うし、そういう一通りのことをちゃんと教えるというか、説明して、やっぱりここに予算が載っているもので公共の仕事をやるわけなものですから、その辺をちゃんとしないと、事故があったかないかというのは、それはちょっと調べないとわかりませんが、そういうことで自分が思うのは、けがをしてからでは遅いもので、そういうことの中で、やはり担当課としてシルバー人材センターにお任せするじゃなくて、多少なりとも直接、抜き打ち的に現場に行ってみて注意するとか、そういうのが必要だと思いますけれども、安全管理の面で。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほどお話しさせていただきましたが、先ほどのチップの件もそうでございますが、うちのほうからの委託につきましては、人員の確保というところで委託のほうは出させていただきます。

ただ、今、お話にありました安全管理の面につきましても、シルバー人材センターのほうの安全性の管理、そういうものというのは、シルバー人材センターのほうで教育していただく以外にないものですから、その面につきましては、そういうお話があったということにつきましてはシルバー人材センターのほうにお伝えして、シルバー人材センターのほうでその辺の安全管理は徹底してもらうようにということで、教育のほうをしていただくように報告をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、説明されたことはわかります。だけど、やっぱりもともと担当課からいっているものであるものですから、やっぱりその辺はちゃんとして、現場なんか、あと安全管理とかそういうのをやったりして、ちゃんとやっているよという写真なんか提出して。そこまではないとしても、やはりそういう安全管理に対してちゃんとやっているよということの確認というのはどのように考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その辺の面につきましても、要はシルバー人材センターのほうで教育のほう徹底していただいてやる以外、うちのほうの委託の事業に関しては、人員の確保というところしかないものですから。ただ、やっぱり安全面のことを考えると、シルバー人材センターのほうで、その辺の安全面の教育を徹底していただくということで報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

〔「議長、9番、八木」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑が平行線になっていますので、少し観点を変わってお願いします。

〔「最後にします」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） ここには公共用地草刈等業務委託料ということで、これが草刈り等業務だもので、一応、人員の確保ということをしてはいますが、これに伴って草刈りの業務をやるということになっているんです。そのための人員確保。

ですから、あくまでも私の考えでいくと、やはり今見ている限り、シルバーの人達は安全管理ができていないというふうに率直に感じたもので、そういうことの中で、今けががなければ、これからもけががないように、ぜひ担当課のほうでもう少しその辺に配慮して、何らかの仲立ちで、シルバー人材センターがそこの働いている方々に教育しているのはわかりませんが、それ以上に安全管理、その面でもう少しちゃんとやるんだよということを押しつけて、教えてやる、そういう形でやっていただきたい。要望になってしまいますが、そういう形でやっていただければ、今度、シルバーの人を見たときには、服装がちゃんとしていれば自分も安心するものですから、そういうことで言っているんですけれども、もし答弁がありましたらお願いします。

○議長（藤田和寿君） 担当課から指導を行えということですよ。

○9番（八木 栄君） そうです。

○議長（藤田和寿君） どうでしょうか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 委託業務で出しておりますので、担当課長が言ったとおり、請負先の責務としてそうしたところは果たしていただくということが、一義的にはそうなりますけれども、当町としても公共事業として発注をいたしますので、その使用の中、それから現場確認等々の中で、そうしたところは注意をして徹底を図っていきたいというふうに思っております。

ちょっと余談も入りますが、チップのところについても、13節の予算に上げておりますのは、それと今の114ページの委託料として上げている金額につきましては、担当課長が申し上げましたとおり、人件費を主にした業務委託になっております。ただ、委託内容というのは、ちゃんと成果まで上げていただくというところまで入っておりますので、そうしたところではほかの委託業務とは何ら変わりありませんので、そうした指導をしてまいりたいというふうに思います。

また、チップ化については、シルバー人材センターにお願いをしているのは、シルバー人材センターの国からの助成制度が変わったことが数年前にありまして、そのときに、こうい

う業務に取りかかれば、その運営経費も補助がもらえるというような時期がございまして、それでシルバー人材センターで機械を購入いたしまして、それに町も助成をしたと。そういうところから成り立ちになっておりますが、町としてはこれを活用することによって、それまでは清掃センターに、刈った草とか、それから剪定だとか、そうしたものの処分先というのを焼却処分というふうにしていたんですが、その処分先を、シルバー人材センターを活用することによって、チップ化をするところに処分先を定めるということで、ごみの焼却量の減量化にもつなげているし、それから、樹木など管理委託料などについても処分先をあそこに定めるということで、経費的には安く上げることができていると。いろんな効果を生み出しておりますので、そうした中でこうした業務に間違いが生じないように徹底して、継続をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。理解しました。

それで、今、理事が言った中で、ほかの植木屋さんが町の樹木を切ったのをそこに持ってくると。そこでチップ化、堆肥化するように、そこへ持っていくようになっていきますよということを伺ったんですけれども、そうすると何か余りにも、この間、見に行ったら、場所が、ただ松林の間にあるところへただ置いてある、そんな雰囲気だったもので、ちゃんとしたチップとか草を堆肥にする場所だよということが、ああそうだなということが感じないような、ただ積まれているような形の、掘っ立て小屋と言っちゃ申しわけないですけども、簡単に仮設的に組んだ小屋があつてというような、そういう場所だもので、できればもう少し、お金がかかっちゃうことは当然ですが、それも、じゃ、シルバーでやるならやれでいいんですけども、もう少しちゃんとした、ここがそういう場所だよとわかるような、そういう場所にしてほしいと思うんですけども、その辺は、理事、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今行っている事業地というのも、シルバー人材センターと町とで協議をして、どこが適地かというところで定めたところとございまして、それ用にシルバー人材センターが開発したような土地でもございませぬし、そういう暫定的なもので今、ここまで来ておまして、御指摘にあるような現場の状況が多分その影響だというふうに思っておりますので、もう少し工夫できるものは工夫をして、しっかりした、恒常的な受け入れの場所にしていくかどうかも含めて少し検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 113ページの生活排水に関してお願いします。

ここに生活排水改善対策事業費が、去年が3,284万円、ことしも3,288万円と。これ、実際に生活排水の、これからちょっと質疑するのに大事なことで、ここ3年間の、多分、住宅を建てるときの合併浄化槽の補助だと思うんですけども、3年間の、次につなげますからね。新築と入れかえ、入れかえというか、単独浄化槽から合併浄化槽への入れかえの数字というのをちょっと出してもらえますか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

3年間というのは、平成27、28、29の3年間で説明して、平成29年については現時点の予定ですけども、平成27年度から設置がえと新設について順番に言いますと、平成27年度は、設置がえが11基、新設が65基、平成28年度につきましては、設置がえが3基、新設が61基、平成29年度ですけども、現時点で設置がえが4基、新設が73基になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、本会議で質疑をするときには、内容確認は全協で、今後、そういった質問していただくようお願いいたします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっと反論します。

全協というのは、限られた中でやっています。議場というのは、大事なことから聞くんですけども、全体の皆さんがわかるように、議事録にのるように出します。その流れを聞きたいんです。要するに、これからちょっと審議しますから、議論しますから。

○議長（藤田和寿君） 全協の内容確認でしたことを御自身が発言して知らしめる方法もありますので、今後、御検討ください。

○6番（山内 均君） わかりました。その方法を考えます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実は、これ調べてありますので、すみません、その辺はこの次からそうします。

大体、この生活排水、循環型社会形成、多分その中での、私が一般質問の中から町長が答えてくれた大きな数字がありますよね。その中で、それは余り問題はないんですけども、今言った国が補助をするその目的というのは、基本的には現在の生活排水の状況を改善しようということだと思っただけです。当然のことですよ、こんなことは。要するに、新築に補助しますよということも大事なことですよね。当然、改善には。ただし、もっと大事なものは、合併浄化槽から出てくる、合併浄化槽というのはもうはっきり言って、30年、40年、古いです。それから、時々、故障を起こして出てきますね、いろんな。

そういうものを含めて、生活排水を本当に改善するのであれば、本当は今言った、27年度が76のうちの11基が入れかえ、28年度が64基のうち3基が入れかえ、29年度にしても75のうち4基が入れかえ。これはとてもじゃないが、生活排水改善対策事業としては、技術的には、多分、国が考えているものとは違うと思っただけですけども。要するに、毎年、同じ数字が上がってきていて、本当に生活排水を改善しよう、大事にしよう。吉田町の理念にもありますけれども、自然を大事にしたというやつがあるんですけども。それをやるんだったら、毎年、毎年、わかっているながら同じ金額が出てくるんですけども、これに関しては非常に排水の目的を、理念なるものを達成していかないんじゃないか。いつまでたっても。それが町長の言われた4年間ですかね。そのうち終わっちゃいますので、その辺の考え方で、この排水に理念を集中していただきたいと。

そうしたときにこの金額というのが、また今回はこういう形でできましたけれども、それをこれから町としての考え方としては、私の考え方は今言ったように、合併浄化槽を入れかえて、そして、家庭用雑排水も全部中に入れるような合併浄化槽にして、単独浄化槽から。

そうしてやらないと生活排水の改善にならないと。昔は、我々は湯日川で泳いだり、水飲んだりしましたよね。そういうものをまた取り戻すためには、もっともつとここに重点を置いていただきたいと思うんですけれども、その辺は担当者に言うのもちょっとかわいそうなんです、町の考え方というか、ちょっとそれを教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今議員がおっしゃられていることは、生活排水を改善するために、この設置がえをどのようにして増やすことができるかということだと思って答えさせてもらいますけれども、当然、この設置がえにつきましては、環境対策としてどういうことが必要かということについて、今使っている単独浄化槽の方を、合併浄化槽にどのようにしていけるかということだと思っておりますけれども、ここについては環境対策、環境教育が必要だと思っております。単独浄化槽を今使われている方について、今までと同じやり方ではなくて、30年については、何かしらちょっと検討した上で、例えば単独浄化槽を使っている方に、こういう補助金がありますよ、こういうことやれば環境対策となることから辺を、もうちょっと新しいというか、もうちょっとその辺を周知させて、効果が出るかわからないんですけれども、そこについてはちょっと力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひそうしていただきたい。その理由は、吉田町も先日、国際交流の大会をやりましたけれども、外国の方が多くなってきた。それと食生活が変わってきたことによって、油の部分がとにかく多くなったですよね。外へ出る部分が。この油の部分をほっておくとパイプの中が、見たこと多分ないでしょうね。実は、豆腐みたいになって、すごいことが起きるんですよ。あの水が本当に汚れなくても、油そのものが出てくるような。あの大きなパイプがほとんど埋まっちゃうんです、油がついて。そうしてやっていると、どうしてもこれをやらない限りは、本当に川がきれいになるとは思わないです。そして、そのやつをもしやっていただければ、我々が、吉田町の理念にあるように、自然を生かしたというか、自然を大事にした世界に向かっていくことができると思うんですよ。

そういう意味で、この生活排水、これ去年もやったんですけれども、そういう意味で、その生活の排水を、現実の中で、もう少し吉田町の考え方、それに向かって、この金額はこういう形でなくて、またしっかりとしたものを出していただきたいと、そういう願いで、そうしないと守れませんよということを言いたいんです、自然を。ぜひその辺でお願いできますか。

○議長（藤田和寿君） もっと増額しろということですか。

○6番（山内 均君） そうです。来年。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 一般質問もある中ですので、今、申し上げられるところで申し上げます。

当町、公共下水道を中心にして、今、水質の改善を図ろうという事業を進めておりますので、まずはそこが鍵になるということで、それが到達するまでの単独浄化槽をどうしていくかということですが、できるだけ早く公共下水道につなげられるようにすれば、非常に

一番いいわけですが、なかなかそうもいかないものですから、その間については、合併浄化槽にかえるという、そういう意識を持たれている方に対しては、それを補助も含めて、それが達成できるようにしていくと。

また、上下水道課長申し上げましたけれども、生活雑排水の質そのものもやっぱり変えていかなければいけないということで、ハードが行き渡るまでは、やはり皆さんの意識も変えていただきながら、全体でこの町の水質というのを守っていくという取り組みをしていただかなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。この先は一般質問でやらせていただきます。よろしくをお願いします。しっかりやりますから。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

再開を午後1時とさせていただきます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 零時55分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

135ページのところでお願いをいたします。

漁港環境整備事業、設計委託料が、上部実施設計ということだと確認をいたしております。それで、この設計料として1,800万が上がっているわけですがけれども、これに対してはもう具体的なものというのは出ているのでしょうか。要するに、今度、防潮堤の上部に、上の部分へ行きますと、雷とか自然災害とか、そういうものに対しての防備を固めんといかんと思うんですよ。ゴルフ場で雷が鳴ったときにも、サイレンと同時にみんなが一斉に安全なところに行くような形。これは、上部をずっとどういう形でだんだん延びていったときに、そういう不測の状況に行き当たることが十分もう考えられますので、その辺でそういう形で

の意味で、この設計というか、この形というか、広場の原型のようなものは出ているんじゃないか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この漁港環境整備事業の設計委託料につきましては、多目的広場の上部の絵を描くと、計画図を描くと、実施設計をやるという行為でございまして、全協でも話をさせてもらいましたが、検討委員会のほうをつくって詳細な絵を描いていくということで、この1,800万、設計委託料のほうを計上してございます。

そして、今、議員御質問の不測の事態ということでございまして、今現在、港に関しましては、まず、ふだんでも風が強いという状況でもありますので、そういった風の対策、あと、議員おっしゃられた悪天候といいますか、そういったことも踏まえて、今後の設計、そういったものに対策できるのかということも含めて、こういった中で検討していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。これからということでお伺いしました。

それと、検討委員会もいいですけども、そういった方たちが全部やって、しっかりとした形のものをつくってくれるのは、それは期待をするわけですけども、実は、この防潮堤の部分に関しては非常に懸念する部分がありまして、関東大震災のときに、私の母が御殿場、裾野市にいまして、そのときの経験をよく話をしてくれたことがあって、小学校のプールの水がとにかく半分になったと言われて、恐らく起震車もそうですけれども、我々やっている仕事も含めて、耐震の中で震度6というと、もう人間立ってられなくて、逆に言うと、あそこでもし振られてころころ転がったときに、一番下まで行くだらうという懸念を持つわけです。それは、必ず起きる可能性としてはかなり高い確率なんです。

それと、あともう一つは、通路の、人為的な災害を避けるために、手すりとか、上の人を保護する部分であるとか、今言った風とかそういうのはいいんです。雷です、雷。それともう一つは、防潮堤ができることによって気流が変わりますから、あそこにゲリラ豪雨みたいな風が上に発生しますから。これは自分で勉強した中であるんですけども。そういうものが起きたときの対策を検討委員会の中で十分やっていただきたいと。そしてそのときに、もしできれば、概略でもできた段階で見せていただければと思うんですけども、そういう、これからの時系列的な計画というのはどのような形になっているんですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今の多目的の設計のスケジュールということでお答えさせていただきたいと思いますが、多目的広場の検討委員会の上部といいますか、シーガーデンシティ構想の委員会も別に設けていくということでありますので、それと連携した形で進めていくようになるということで考えております。

今、現時点では、多目的広場の整備の検討委員会につきましては、年間7回を予定してございます。現状や課題の把握から、委員の皆さんの意見収集、それに基づいて案の提示、実際の設計図、案の段階ですが、そういったものを描いていくということで計画してございま

して、年末にその計画図のほうを決定していきたいというふうに考えております。ただ、そういった中で、シーガーデンシティの検討委員会のほうもございますので、それと歩調を合わせたといいますか、同時にやっていくということになると思いますので、発表のタイミングにつきましては、今後、そちらのほうと検討しながら、発表できる段階でしていきたいということだと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の回答ですけれども、基本的には決まった段階でそのとおり発表されて、あともうそういう懸念を、案があったとしても、それは組み込めないよということが一番怖いんですよ。それは、大勢の人がとにかく考えて、安全というものはそういう形で考え出すものだと思います。だからそのプロセスを、全部とは言いませんけれども、概略的なプロセスというのは提示するような機会というか、チャンスというか、我々がそれを見せていただくようなチャンスというのはあるんですか。あると思って考えていますか。ないと考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいま議員御質問の件につきましては、今後、こういった検討委員会が始まりまして、その節目、節目といいますか、そういったものが公表できるようなことがあれば、その都度、またその発表の時期等検討して、今後、取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

132ページ、19節、漁業近代化資金利子補助金ということで100万円計上してありますが、29年度は当初100万計上して、この3月議会のときに補正で100万落としております。減額しております。30年度にまた100万上がっておるわけですが、この辺の来年度の見込みの実績というのはあって上げたんだから、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この漁業近代化資金利子補助金につきましては、毎年度、漁業者、あと養鰻業をやっている方々への利子補給ということで、1年1%以内という形で町のほうで補助しておる状況でございます。

ただ、今年度につきましては、議員御存じのとおり、補正で100万円切りましたということは、ちょっと状況を調べてみましたところ、農林中央金庫という同じような利子補給をしているというところがございます、そのほうが少し有利な条件があるということ把握しております。漁業信用組合連合会のほうでそういったものの説明等をしてきている中で、漁業者に有利な利子補給をということで、今年度、町のほうの利子補助金のほうは使用しなかったという事実でございます。

そういった中でも、農林中央金庫の利子補給につきましては、個人が対象ということでございます。まだうちのほうには組合もございますので、組合はそちらのほうは対象外になっておりますので、そういったことで例年と同様でございますが、組合等を想定いたしまして、例年と同様100万円ということで、この補助金のほうを計上させていただきました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

今の関係ですが、やはりPRは行政もしていかなければならないということで、その辺のどういうPRをしていくのかと。組合へ任せるということではなくて、やはりせつかくの予算計上ですので、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが、どのような方法でPRしていくか、町として。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この利子補助金のPRということでございますが、常に南駿河漁協吉田支所とか、静岡うなぎさんと、いつもコミュニケーションをとっております。そういった中で、漁師の方等へのPRも、漁協を通してということでは説明をさせていただいております。それと、あと漁業信用組合連合会のほうでも、そういった情報を町のほうから提供してございますので、漁業者に対してはPRのほう、きめ細かに町としてはやっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

シラス漁業、それからウナギの組合、あるいは加工業者と。これはやはり地場産業ですので、ぜひその辺を十分PRして振興していくように、産業課としてもお願いしたいと、こういう要望を持っております。その辺で強かにPRして、何とか少しでも実績が上がるようにしていただきたいなど要望させていただいて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） たびたびすみません。先ほど午前中の歳入のところで町税の法人税についてお聞きをしたところ、この部分に関しては、産業課の部分、商業の部分でということで、そっちのほうに回してくれということでお聞きをいたします。

先ほどの中では、法人税の納税額上位20社、82%が占める行政見込みで聞き取り調査をして予算を決めていると。そのときに、あのとときの回答の中に、あと18%の中の1,000万を切る小さな会社が、やっぱり大変だろうし、なくなっていくと、そういう話がちょっとあったものですから。これは法人税をいかに上げるかということは、景気のいい会社というのは、

これはもう間違いなく、少なくとも今の景気が上向きを見るといくと思うんですけれども、もっと一番大事なのは、18%の、当然、大変ですよ、そういう企業をいかに、そこからの法人が上がってくれば非常に町の財政も潤うし。それともう一つは、どこでイノベーションが起きるかわからないと、今の世の中で。そうしていくと、そのところ、どういう形で応援をしていくかとか、そういう産業課としてのプランニングというか、そういうものがあればちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今の御質問に対して答えになっているかどうかわかりませんが、町といたしましては、今現在、町内の中小企業事業者の皆様の支援ということで、創業にかかわります支援、それから、企業立地補助金による支援、それから、融資に係る利子助成等を行っている状況でございます。

創業支援に関しましては、創業セミナーの開催、新規に事業所を開設する場合に、事業者の皆様の初期投資費用の負担を軽減するということで補助金を交付している状況でございます。それから、企業立地補助金につきましては、製造業が条件ということでありますけれども、新たに用地を取得したりした場合には、これも補助金をということで交付しておる状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、本当に聞きたかったのは、企業立地をするような企業であれば、これはもう上向きの企業であってということで、当然この82%の中には入っているもんですから、ただ、その82%に満たない、どういう調査をしているかちょっとわからないですけれども、そういう零細、小・零細の部分をどうやって元気にさせるか、それは町にとって非常に、財政にとっても重要なことだと思うんですけれども、その部分をちょっと聞きたかったんです。利子はもちろんそうなんですけれども、何か政策的なものというのはあるかどうかというのを聞きたかったんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ最近ですが、マスコミ報道等で固定資産税の特例措置というものもございます。それを今、国のほうで中小企業の生産革命、実現するためということで、今、上がっているものでございますが、近隣でも実施するというのも報道されておったり、あと商工会議所等が要望にということも、マスコミ等に、新聞に報道されていたということでございます。現在のところ、そういったところを少し、町としては検討していくということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、本当に、ちょうどまさに出てきた静岡市とか、湖西市、藤枝市、固定資産の関係で非常にバックアップをしていくというものは、確かにこれから大事なことになると思うんで

す。特に、今、吉田町は環境変わっていますから、その中で、応援をしていって、そして全体が元気になるような形をぜひとってもらいたいです。そういう意味では意気込みというか、考え方、それがもしありましたらお願いをしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、今お話しさせてもらいました中小企業に対する支援ということで、今の企業立地補助金とか、今の利子助成制度というものがございます。それに、今検討中でございます固定資産税の特別措置の関係などございます。中小企業の皆さんにとって何がいいのかというところを念頭に置きまして、今後の検討課題ということになりますが、前向きに取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

14ページ、観光PR事業ということで照明器具設置云々というのがございます。これは小山城の桜、夜桜というか、あれの照明器具なのかなとも思うんですが、ただ、PR事業ということでなっているんだけど、せっかく夜桜ということで照明ライトアップしてやるのであれば、それなりのイベントを組んでやればというのが一番思います。それをやるのは、多分、観光協会の仕事かなとも思うんですが、そうした中で、この設置であるとか撤去の手数料、ここに上げている。本来なら観光協会にお任せして、全て、ほかのお祭りに関しては委託料という形で上がっているんだけど、何でそういう形がとれないのかなと思うんですが、あくまでもこれはPRというのは、小山城の桜をPRしたいということで、この費用が上がっているということよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

こちらの観光PR事業費という事業名の中で、今議員おっしゃられました桜のライトアップ事業ももちろん入ってございます。そのほか、いろんな観光パンフレットの印刷代等も入っております。それから、小山城の入場券の印刷代とか、あと旅費でございますが、観光関係のキャンペーンとか、そういったものも含まれておりますので、観光PR事業という中で盛り込んでおるということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 委託として考えないのかというような御質問があったんですが、委託事業として観光協会に。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 事業云々はわかりますよ。印刷費はどうかというのはわかりますけれども、この12番に関して、これは多分、夜桜のための費用だと思えます。そうした中で、こうした事業、ただPRとしての照明をしてやるだけではなくて、観光協会云々に委託をしてちゃんとした観光事業として、振興策としてやったらどうだという話なんですよ。

パンフレット云々、PR事業というよりも、ここに関してどうですかと質問なんですけど、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この夜桜ライトアップにつきましては、それこそ年々、来場者数が増加しているということも実績としてございます。そういった中で今後につきましては、観光協会を、この夜桜ライトアップがどういうふうに取り組みができるのかというところを少し前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その観光協会自体が、今、町長が会長でいるわけですよ。そういう中で、どれだけ独自のことをやっているのかなというのは非常に疑問があります。数年前に観光協会への補助金もうカットしちゃいましたよね。そうした中で、じゃ、独自に観光協会、何をやっているのかというのはすごく疑問にあります。そうした中で、今回、今言われたように、検討していきますというようなことなんでしょうけれども、産業課で検討するんじゃなくて、観光協会のほうにそういうことを検討させるということか、そういうのをやってもらうというような方向だと思うんですけども、そこのところ、ちょっとよくわからないところがあります。そうした中で、県内でも菊川市とうちくらいが、観光協会が行政の中に入っちゃっているというか、事務をやっているというのものもあるんですけども、これから、予算とちょっと離れちゃうかもしれないんですけども、観光協会自体をもっと別個にして、ちゃんと観光事業はそちらでやっていくというような考えというのはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員のほうから御質問いただきまして、観光協会ということでございますが、もう少し観光の充実といいますか、施策として展開をしていくということの、今、御提言もあわせての御質問だと思っております。そうした中で、私どものほうでも今回計上させていただいております地域おこし隊の関係がここにかかわってくるわけでございます。現在、観光協会につきましては、今議員がおっしゃられたように、事務局職員が役場の職員を兼務しているという状況でございます。そうした中で、これまで当町が三大イベントを中心に観光協会で、また皆様方と観光協会の会員の皆様と連携して行ってきたわけですが、今後、それをさらにもう一歩踏み出しまして、その観光を吉田町のにぎわいの一つとして展開をしていこうという中で、地域おこし隊をまず配置をさせていただいて、そこで、今後さらに協会という動きを、地域おこしを中心に広げていきたいというふうに考えておまして、先ほどの御提案もありました小山城のライトアップ、こうしたことは、今現在は小山城は町の公の施設となっております。それで実際に使っているそのライト等につきましても町の施設ということで、町の交流人口ということの中で町の施策として現在行っているわけですが、そこに新たな、例えば夜、何かお店を出すとか、そうした展開も今後考えられてきますことから、この地域おこし隊も含めた、今後さらなる発展といいますか、交流人口の拡大につなげていければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

ちょっと離れちゃって申しわけないんですけども、だから、その地域おこし協力隊も観光協会のほうに配置されるということで十分聞いております。その観光協会自体が独立していないというようなイメージが非常に強いと思うんですよ。そこを何とかならないのかなというのが一番あります。何にしてももう行政の中にあるみたいに見えちゃうんで、そうするとなかなか民間的な考えで動かないと思うんですよ。だから、そのこのところを何とかしないといけないんじゃないのというのが非常に思っておりますので、そのこの点で答弁お願いしたいと思うんです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 観光協会のあり方ということについては、私どもも長年の課題としております。以前は観光協会も外にありまして、それでいろんな事情の中で、現在、吉田町の産業課の職員が兼務するような、そういう事務局体制と、こういうことになっておりまして、行政が直接観光協会を抱えるというような運営ですので、非常に活動も制約をされるという中で、余り民間が行うような、そういう活動ができていないというのも自覚をしております。そういう中で観光協会をどう独立させていくかという、そういう課題を持って、今、企画課長が申し上げたような、そういう取り組みがその一貫の中にありまして、すぐに観光協会を独立させて、よりベストな状態に持っていくというような、そういうところまではまだまだいけないわけですが、そこへ向かっていろんな取り組みをしていくというところで、いずれ近いうちに観光協会も役場と別の立場で動いていただけるような、そういう組織の充実を図っていききたいという取り組みは念頭に置きながら、今、計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

自分、もう何年も前からこの話はして、いまだに余り動きが見えないので、またあえて言わせてもらっております。そうした中でシーガーデンシティ構想というものもあります。それだってもう観光云々の話の中で来ていると思いますので、この観光協会というのは、何度も言うように独立したほうがいいと思いますので、ぜひ話を進めていっていただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時37分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

145ページの橋梁維持費ということで、補修費という中で橋梁補修業務委託料ということがありますが、これはいろんなものがある中で、念仏橋の撤去ということを知っています。この念仏橋の撤去は決まっていますけれども、周辺の住民の方、あの橋がなくなると不便だよという話を非常に聞いていますが、それにかわるものというようなことは一切、今のところないと思うけれども、あの周辺の住民の意見というのは聞いているのか、それにどのような対応をされているのかというところでお聞きしたいと思うんです。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

145ページの橋梁維持補修費の中の念仏橋ということの撤去に係るということでお答えをいたします。

この予算の中では、念仏橋の撤去にかかわる設計を計上しております。タイムスケジュールとしますと、30年度にその設計をしまして、31年度に落橋を予定しております。議員おっしゃるように、それじゃ、代替はあるのか、代替えはあるのかというところでございますが、現時点では、一つ上流側の昔の県道の山崎橋、図書館へ行く竹橋が比較的近くにございますので、念仏橋は撤去の方向で計画をしております。

そんな中で地元の対策は、説明は十分なのかという御質問だと思います。ことしは、正直、あんまり重立って自治会ともお話をさせてはいただいていたんですが、28年度から、昨年度から動き出していまして、地元の方をこの自治会を通させていただきまして、通行どめの関係もあったものですから、そういうような機会を捉えまして、いろいろ御説明をさせていただきたいきさつはございます。30年度にこの設計をする間で、もっともっと片岡自治会も通しまして、地元への説明に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） もう計画、もちろんありきなんだけれども、そうした中で、特に、名前出してどうかわからないんだけれども、あそこにセレモニーホールがある。あその道というのは、抜け道的に使うのに非常に便利な道だったんです。東名川尻ができて、逆にあっちに行くのに入りづらくなっちゃって、図書館のほう抜けてこう行くというような使い方を結構されていると思うんです、住民の方が。ですから余計、あその橋がないというのが非常に不便になるというのが、自分もよく使っていたんで思うんですが、それを、じゃ、竹橋であるとか、こっちの山崎橋といっても、なかなか使いづらいことが十分考えられるんですが、そういったことも考えての今の御回答でよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） ちょっと説明があれで、自治会で、地元の人たちに偏っているような説明をさせていただきましたが、大変申しわけありません。そのときに一緒に、実はコ

スモスさんともお話をしています。コスモスさんも理解をしてくれまして、自助努力で、自分たちで道を、昔の県道のほうへつなげようとか、いろいろなことは考えてくれて、当時はいました。今、現実的にどうなっているかということとはちょっと別としまして、そういう協議というか、連携はとっておりますので、引き続き続けてまいりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

本当、使う人、地元住民の利便性考えて、また計画を立てていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今からする話に関しては全協で一度聞かせていただいて、非常に大事な話だと思っておりますので、もう一回、ちょっと改めてこの場で聞かせていただきたいと思うんですけども、実は2月21日に榛原病院を使つての高層ビルの火災の訓練を、僕は見させていただきました。そのときに同僚の八木議員も40メートルのはしご車に乗って見させていただきました。やっていただいたんです。

実は、広域になるときにちょっと心配をしたのは、通常じゃなくて、同時に広域で災害が発生した、大地震なんかのときです。そのときに果たしてどこが優先されるのか、吉田町、取り残されるんじゃないかという不安をずっと抱いていまして、それで、さすがに消防庁だと思ったのが、東日本大震災のときに、あれだけ瓦れきの全てやられた中で、現地で会議をする場所がないということで、車の聞かせていただきました。何十畳くらいですか結構広いスペースがあって、さすがにと思ったんですけども、その中で、はしご車とか、いろんな重機、これは安心できるなと思ったことが、この消防費の中での消防救急広域事業費ということで感じたんですけども、そのときに、当然、はしご車というのは、吉田町は少ないも

のですから、静岡とか、浜松とか、そういうところに集中しているところに応援で、救援で行くんじゃないかと、そういう心配をしているんですけども、そういう状況についての広域での消防の関係、広域の救急の関係というのはどのような形になっているのか、もう一度お願いをしたいと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの御質問は、予算書の156ページの広域への負担金の消防費で、それから157ページの3事業の消防救急広域事業費の予算ということでお答えをさせていただきますと思います。

消防救急広域化になりましてから2年を経過しようとしているわけですが、その中でこの消防救急広域化については、運営計画をつくりまして、その中で基本的なルールを定めて、静岡市、それから島田市、牧之原市、川根本町、吉田町という枠組みの中でスタートしたわけですが、その中で消防力として目指しましたところは、スケールメリットを活用して、できるだけ効率よく安価に、持てる消防力を発揮していこうというような、そういうコンセプトの中でスタートしておりますけれども、まさにここに2年経過をする中で、実際にそういう消防力の効率化というのは図られていることは実感しております。

特に、吉田町においては、救急のところでは救急業務が比較的多い町でございますので、そうしたとき吉田町の救急車が出払っている、もしくは特に北区の大幡地区とか、北区の島田境とか、そういうところについては、初倉の救急隊が駆けつけていただくというようなことで、数字を用いてお話ししますと、ことしの4月から9月までの上半期だけで申し上げましても、そういう事例が16件ございました。その中で救急隊の到着時間というのは、最大で3分31秒、現着時間が早まっているというような、そういう事象が出ております。

そうしたところで、非常に救急についても、また消防についても、当町の場合はほかから応援をいただくというような、そういう事例は余り発生していなかったものですから、現着時間も大体、吉田消防署から出て、それで消火できているというような状況でございますので、おかげさまで、今のところ消防としては、広域的にそれほどメリットが数字上であらわれたというものはないわけでございます。

ただ、一つ、昨年の7月に住吉地区で、全協でも申し上げましたけれども、エアコンが原因となってぼや騒ぎがありました。それでエアコンの部分から煙が出まして、そのお宅の方がすぐ気がついて、水をかけて事なきを得たという事例なんですけど、これに対して、今までの吉田消防署であれば火災を防げたというところで、現場検証も行うんですけど、その現場検証の質の違いというのは出てきておまして、静岡市の消防の出火原因の原因調査の能力というのは非常に高く、それで、聞くところによると、東京消防庁に次いでいるぐらいの、そういう実力を持っていらっしゃるということで、その家電製品についても徹底的に調べていただきまして、そうしたところ、家電製品の設計のミスというところが、外から湿気を含んで、エアコンの一部に水がたまって、それと配電の接合部分との接点で熱を生じて発火させたというようなところまで原因を究明していただいて、そのお宅の責任ということではなくて、家電製品の提供者側の責任ということまで原因を突き詰めて、家電製品のリコールまで発展していただけたというような、そういう事例もございます。

そういういろんな点で、今までとは異なるような結果も出していただいておりますので、そういう点では、大きな静岡市の消防力に支えられているという点では非常にメリットを感じているところです。

また、先ほど多重災害の話もございましたけれども、静岡市の消防というのは、一例を申し上げますと、国際消防救助隊にも入っております。国際消防救助隊、略してI R Tというふうに言うようですが、国際的に要請を受けて派遣をして活躍をされるような、そういう消防救助隊の組織の中に入っているというようなこともございまして、先日は、榛原病院で、静岡市の消防局としての消防訓練をごらんいただく機会がございましたけれども、この国際消防救助隊については、毎年、政令市などを舞台にして訓練が行われておりまして、平成30年度は、ここの静岡市の消防局で、ほかの政令市の消防局なども全て集まって訓練を行うというような計画もございまして、今のところ、牧之原市内において訓練を行うことで調整が進められているようですが、そうしたいろんな方面からいろんな消防の活動が、国際的な活動までもが、この吉田町でも享受できるような環境にあるというところで、当初予想した以上に大きな効果が出ているというふうに実感しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今聞いたメリットに関しては、確かに見せていただいた限りはすごいものが。なかなか見られないものですから。だが、デメリットは、確かに東京消防庁が、法律が基準になって今までいたんですけれども、それに近づいたことによって、我々の信用が非常にややこしくなってきたというのも事実なんです。

それと同時に、今言われた政令都市での訓練と同時に、吉田町を巻き込んだ広域での防災・減災に対する訓練であるとか、それとか計画というのは、これは常に計画を持って行っているよということよろしいんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいまの山内議員からの御質問でございますけれども、広域化になりましてから、静岡市の消防局含めまして、加盟をしている各市町の訓練、それぞれ毎月とっていいほど訓練を実施しているというところで、吉田消防署もここの地元で訓練をしたり、あるいはほかの地域に出かけて連携した訓練を行ったりとかということも実施をしているところでございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども。

160ページの水防費で、細かいものが、土のうとかバリケード等、機械の借り上げとかその辺で入っているよということであつたんですけれども、予算も小さいですけれども。今、お話しあったように、消防のほうはかなり近代化というか、そういうことをされて、広域になったので余計そうですけれども。結局、そうすると消防団の役割ということで、津波防災もありますけれども、ゲリラ豪雨とか集中豪雨とかそういうものに対して、河川の氾濫とか

冠水とかそういうものがあると思うんですけれども、そういうものに、今、水防費がこれしかないということで、例えば、それじゃ、消防団員が実際、研修とか講習を受けたり、訓練をやったりするとか、そういうものが必要になってくると思うんですよ、実際。そういうことをやっていないと、いざその場面になったとき、何をしたいかわからないというか、そういうこともあると思うんです。その辺の予算がないんですけれども、それに対しては、町としてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいま八木議員の御質問のほうの水防費というところでございますが、この水防費につきましては、町の、例えば土のうであるとか、町が使う資機材について購入をさせていただいているというものでございます。この水防費以外で、例えば消防団の施設整備費、159ページの消防施設整備事業費、こういった中で消防団に対する資機材等々を配備しているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 訓練とか、そういったことはどうしているというような御質問があったかと思いますが。水防の消防団の訓練ということで。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

訓練につきましては、消防団の運営費の中で、例えば手当も含めまして、この中に含んでおりまして、訓練に使うような資機材に関しましては、先ほど言ったような予算の中で購入をしていますけれども、例えば消防団員が訓練に出動したというような出動手当というのは、ここの消防団の運営費のほうで賄っているというようなところで。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

私の聞きたいのは、消火とかそういうものに関しては、広域になったもので割かし安心していられるということで、結局、ゲリラ豪雨とかそういうものに対して、今、産業経済常任委員会のほうでも河川の氾濫とかそういうような形のものを調査したんですけれども、そういう中で、仮に、それじゃ、神戸のとこら辺で湯日川の土手がちょっと崩れたりしたことが過去にあって、自分たちが竹流しというのをやって、水の勢いを土手が削られないようにしたとか、そういうための、もしかしたら、今の段階だと消火のほうは広域になったのでいいんですけれども、それ以外のそういった災害に対する訓練というか、研修とか、そういったものが、やっているかどうかちょっとわからないんですけれども、そういうものに対する、やったほうがいいと自分は思うものですから、町の考えはきっと実際そういうのをやって、土のう袋も大きい、トンパックだか、ああいうのを積んだりしたっけものですから、いざというときのためにそういうのが必要かなと思うもので、それに対して町の考えをということで伺いましたけれども。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

水防に係るそうした技術的な面も含めまして、研修であるとかそういったものも、例えば県の統一した水防訓練なんかも実施しておりますので、そういったところに消防団として参加をさせたりとか、そういったところも含めまして、町としても、そうした技術的なところも向上していただきたいというところもありますので、町としてもそういったところに参加をしていただいたり、町としてもそういったものを行っていききたいというふうに思っています。

それから、例えば毎年、入団式が終わった後に吉田消防署の職員に来ていただいて、いろんな話もしていただいたりしております、技術の向上も図っているというところがございます、今後も引き続き消防団に対する、そうした技術的な向上の面も含めて、意識向上も含めて行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

[「了解です」の声あり]

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

162ページ、式典運営委託料ということで、全協のとき、詳細なことを聞こうと思っていたら、町長のほうからいきなり大きな話になっちゃったものだから、町長の思いというか、そういう話になっちゃったんで、詳細なことを聞けなかったんですけども、イメージする式典、こういった着工の式典という、くわ入れみたいな、そんなのがイメージとしてあるんですけども、そういった詳細な情報をいただけなかったんで、まずそこから始めていただきたいんですけども、これはもう本当できなかつたのでお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この200万円については、防潮堤の関係でございまして、恐らく議員の皆様は、国というものが見えない、また見づらいものですから、恐らく理解がなかなか難しいと。そういうことで私のほうから、もう少し懇切丁寧に、今回、川尻工区で始まる、現在の防潮堤の後ろの盛り土工事の意味を皆さんにお話しして、御理解賜りたいと思っております。

これは、国が、中央防災会議が29年4月に防災基本計画として、これは毎年出るものでございますけれども、これが一番大事なところでございまして、107ページ、第2節津波に強い国づくり、まちづくりという項がございます。その1が総合的な津波災害対策のための基本的な考え方。ちょっと読ませてもらいます。

津波災害対策の検討に当たっては、以下のレベルの津波を想定することを基本とする。一つ、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波。最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所（津波避難ビル等も含む）や避難路、避難階段等の整備、確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用、建築制限等、ハード、ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する、多重防御による地域づくりを推進すると。

基本的にこういうふうを書いてあります。

それで、これは南海トラフ巨大地震対策について最新報告です。中央防災会議が25年5月に出したものです。ここにはこんなふうを書いてあります。

津波対策については、海岸保全施設等はレベル1の津波を対象として整備するが、構造的には、津波が越流することも想定した粘り強いものとする 것도 重要である。レベル2の津波に対しては命を守ることを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員して、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する必要があると。

こう書いてあります。

ここで、国が何を言っているかという、国は基本的に粘り強い構造にしますよと。粘り強い構造というのは、吉田町でいいますと川尻工区で終わっているんです。要は、粘り強い構造というものは、天端工を50センチかさ上げします。それから、今の防潮堤の後ろの裏のり、それから裏尻、今度は下のほうにぐっと長いコンクリートを入れるんですけれども、そういうふうな現在の防潮堤を粘り強いものにしますと。それが三面張りというんです。

三面張りで終わりますよというものは、ここでもう終わりたいです、国は。なぜかという、国の海岸事業費というものは600億しかありません。600億円ぐらいしかないものを、じゃ、例えばレベル2の津波に防潮堤してもらいたいといっても、とって金がないんですよ。シーリングの問題がありますね。だからそれには使いませんと。はっきり国の姿勢をいいますと、もうそんなことには手を出したくないと。レベル2の津波に対する防潮堤についてはやりませんとはっきり言っているんです。

そこを踏まえていただくとよくわかるんですけれども、それで要はうちの町は、単純なことなんですけれども、平成25年8月に太田大臣がお見えになりました。町の事業で国の大臣はおいでになりません。これは当たり前のことです。なぜ、お越しいただいたかという、私が太田大臣の、私、プロセスをしゃべるのは非常に嫌なものですから、本当はしゃべりたくないんですけれども、皆さんに理解してもらうためにちょっとしゃべりますけれども、太田大臣にお越しいただいて、太田大臣の口から防潮堤について言及してもらおうと。それは私のほうから、ある人を通じて太田大臣に話が行っています。太田大臣もそれを了承しておいでになりました。

普通、大臣が式典等に来る場合は、基本的に官僚がつくったものを読みます。皆さん御承知かもしれませんが、あるとき太田大臣は、官僚がつくった式辞は横に置いて、御自分の言葉でしゃべりました。その中で津波の防潮堤について言及しているんですよ、吉田町について。それは私のほうでお願いしたことです。

それで、その後、次の年の3月に古屋防災担当大臣が来ました。これも古屋さんにもお願いして来ていただきました。なぜかという、大臣がこういうところに来るということは、はっきり言うと担保をもらうということです。国がそこまで吉田町に対して目を向けておりますよ。それをいわばいただくために、私がいろんな形で大臣にこの町においでいただきました。

そこで、これもあんまり言いたくないんですけれども、次の年の平成26年1月15日、この日に、私と、前に国交省からおいでになられた梅村さんと2人で、当時の国土交通省の事務次官にお会いしました。その事務次官の口から、吉田町の防潮堤についてはわかりましたと。

何か話がありましたら、私のほうに持ってきてくださいと、そういうふうなことを公式にいただきました。そこにいくまでには、もう私は夜討ち朝駆けのように東京に行きました。もう何十回行ったかわかりません、はっきり言って。恐らく100回以上超えていると思います。もう本当にのべつ幕なし、いろんなそういうことを決定できるところに行って話をした。最終的に事務次官からそういう言葉をいただいたわけです。

吉田町の直轄海岸における粘り強い防潮堤の継続と、緑の防潮堤の着手について、必要な事業である。これが国土交通省の公式な見解です。吉田町にいただいた。

それを、いわばアレンジして、例えば吉田町は直轄海岸です。防潮堤がございます。しかしながら、現在の防潮堤の後ろに、L2の、今回でいうと盛り土工事です。ああいう形での防潮堤のかさ上げをすることは基本的にしません。ということは、駿河海岸整備検討会であるとか、そういうふうな、いわば場をまずつくって、そこでをもってオーソライズしていくんです。だから、駿河海岸整備検討会があつて、駿河海岸保全検討委員会があつて、単純な話、焼津の場合は、天端工、裏のり、裏尻、三面張りです。吉田町だけ違います。吉田町は、天端工をやって、あと後ろに一体的に11.5メートルの盛土をします。これが決まったわけです。

国がやりたくないことをやってもらうというのは、このくらい時間かかるんですよ。はっきり申し上げて。皆さんは簡単に思っているかもしれないけれども、物すごいことなんですよ。やりたくないことをさせるということは。そういうふうな公式の、いわば国土交通省の公式の場をつくって、そこでオーソライズしてやっていると。それがようやく来たわけです。皆さんは恐らく小さいときに、馬に水を飲ませる。そこに誰かついて、水のところまで行って飲ませる。これを馬が国で、いわば手綱を引く人間が私で、それから水が防潮堤と考えれば、馬は飲みたくないんですよ。金がかかってたまらんからです。それをいかにしてさせるかというふうなプロセスを経て、ようやくここまで来たわけですよ。

なぜ、式典に200万かけるか。皆さんにしてみたら非常に不安だそうですねけれども、要はこういうことです。大臣以下をここにお呼びして、いわばこの水、防潮堤を飲む。この水を飲む馬を後ろに下がらせない。前に来させる。そのための担保をあそこで作るんですよ。これ、非常に政治的な問題なんですねけれども、そういう担保をあそこにつくると。要は、国がはっきり、吉田町にはレベル2の盛り土工事をしますというのを、まずそこで内外に公式に盛大にしゃべることなんです。そうすると、それは当然のことながらマスコミが伝えます。いいですか。テレビであるとか新聞等が来ます。それを伝えると何が起きるかという、企業はこの町に来ます。今でも、詳しいことは塚本理事に聞けばわかりますけれども、企業がこの町に来たい、来たいと来ているんですよ。

例えば、皆さんは御存じだと思いますけれども、静岡県は、地下水の採取は全県下同じなんです。しかし、本当に水を使いたい企業は、この町に来たいんですよ。これについても県のほうで、吉田町とはそういうことは外してもらいたいと、こう言っています。副知事にも言っています。副知事も動いてくれています。いつか成功すると思いますけれども、そういうふうな形で、この町に企業が来たいというのは、次から次へ来ているんですよ。

それはなぜかという、この町が、いわば単純な話、日本でたった一つのことを今やっているからですよ。だから、企業、来ているわけです。ヤマザキさんもそうです。コメリさんもいずれ3月ぐらいから、恐らく工事が始まると思います。ほかにも幾つか来っています。そ

ういうのは、基本的に、今申し上げたように、吉田町がレベル2の背面盛り土を国がやると言ったことで来ているわけです。四、五年、かかっていますよ、私が実際に始めてから。ようやくここまでできたわけです。企業が来る。それと同時に、町民の皆さんにもいよいよここで始まるんだということを、はっきりと見える化の形でお見せしたいと、こういうことなんです。

皆さんは、簡単に大臣がおいでになると思うかもしれませんが、こんな小さな町の庭の工事に大臣なんか来るとは普通はあり得ないですよ。今回は国がやるんですよ。国がやる以上は、当然のことながら大臣にはおいでいただくように私のほうからお願いします。それは大臣の御都合ありますから、最終的にはどうなるか知りませんが、それはお願いします。そういうふうなこのために大きく式典をやると。いわば単純な話、レベル2の津波に、背面盛り土について国が絶対もう引き下がらない、そういう担保をあの式典でとるんですよ。そのための式典なんです。だから大々的に、より多くの人々に集まってもらってやると。そういうことですので、ぜひとも御理解願いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。わかりました。

自分もいろいろなところから話を聞いている中で、じゃ、逆に200万なんだけれども、200万で足りるのという話もちょっと聞いたことがあるんだけれども、その辺のところでは詳細のときに、こういうもので200万ぐらいかかりますよというのを聞いたかったんだけれども、そこを高い、安いじゃなくて、逆にもっとかかるかもしれないじゃないのというのがあるんですが、その点については課長のほうで、どういった感じでこの200万の委託料という形に。もっとかかるんじゃないのというの逆にあるんだけれども、その辺の詳細なところをお願いしたいと思っています。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） あの席でも課長がお話ししたと思うんですけども、太田大臣のとき、それとか古屋大臣がおいでになると、大体130万ぐらいだったでしょうか。

今回の場合はちょっと違って、海岸でやります。海岸でやるときは大きなテントで、じゃ、大臣がおいでになられたとき、どこに入ってもらおうかと。そういうことを考えると、これまでとは違った規模になることは事実なんです。大体200万ぐらいあれば、大体できるだろうというふうなことで、一応、おおよそ200万というような形で出させてもらいました。

これを300万とか500万とか出しても仕方ないことですから、要は、はっきり申し上げて、重ねて申し上げますけれども、レベル2の背面盛り土というものに対して、国が公式にそこに来て話をしてもらおう。それと同時に、それが公式の担保にするということでございますので、それをまた詳しいことはさておき、住吉のほうへの、いわば定位がよりよい形でいくように、私のほうでもう工作は始めていますので、ぜひとも御理解賜りたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、町長の話聞いて、内容としてはよくわかります。それと同時に、担保という話が出たものから、我々が工事をやるときには、まず、神、地鎮祭、そういうものをやるんですけども、そういうものの中では、式典としては古式的にやるんですか。ぜひ、その辺の、もちろんそれは、担保となると、それをやることによって最後まで

やり遂げますよという、もちろんそういうの含めて地鎮祭というものはやるわけですけどもね。そういう儀式的なことも行うんですかと聞きたいんです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 地鎮祭ということで掲げてはいなくて、あくまでも着工式ということで予算化はしております、この着工式の持つ意味というのは、町長が申し上げたとおりですので、それをできるだけ効果が上がるように、その現場において、盛り土が実際に始まるとか、そういうロケーションを皆さんにごらんいただくのが一番効果的ではないかというようところで今のところは考えていますが、この式の運営についての細部については、まだまだ国へ検討の調整も必要になってきますので、そういう中で固めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時25分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最初は、170ページのちいさな理科館の件でお伺いいたします。

29年度の予算が722万6,000円、30年度が927万7,000円と、計上される金額が上がりましたので内容をお尋ねしました。そしたら、臨時の職員というか、それがもう一人ということですから。そのときには理由を聞かなかったですけども、その目的、それをちょっと知りたいと思うんですけども、教えていただけますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

まず、臨時職員賃金の増えました理由でございますが、現在、臨時職員が、事務の職員が2人、それから館長が1人ということしておりますが、専門の理科に対してお答えできる職員がないということで、理科の補助員ということで週20時間、午後4時間を5日分ということで人件費を確保して、放課後の居場所、子供たちに対応するように増やしております。そこで、子供たちが来ましたら、勉強を見てやるとか、質問に答えてやる、そのようなために4時間の臨時職員を1名増やしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 特に、最近言われている子供たちの理科離れのことにに関して、当然、重要な施策だと思います。私は理科系、数学が好きだったものですから、そういうのを一生懸命やったんですけれども、そういう意味で、もちろんやっていただけるのは一向に構わないんですけれども、一生懸命やってくれている中に、どういう方向に、子供たちに何をさせたいのか。一番大事なことは興味を持つことですよね。もう興味を持てば、大体8割はその次に進むでしょう。

その辺を、今までのずっと経過を見ていて、うんと増えているというわけでもないし、割合、入って何年かずっと理科館に関してはやらせてもらいましたけれども、大きく増加しているわけじゃないですね。その辺で、多分足りないものがあるんだろうと感じていたんですけれども、そういう意味で今回の理科の部分の、理科離れの子供たちにいかに興味を持たせるかということで、やるという認識でいいんですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

議員がおっしゃったように、特に子供たちに理科に興味を持っていただきたいということ、それから29年度の今、実績をまとめているところなんです、小学校1年生から6年生ということで来館されているわけですが、最近の傾向といたしまして1年生が大勢来ておりますが、3年生以上が余り来ていないと。小学校で理科が始まるのが3年生なんです、一番大事なところの子供たちが来ていない。そういうことで、平成23年当時は、1年生の場合は全体の19%来館されていたのが、29年度は43%、全体の。それから3年生を比較いたしますと、平成23年度が21%だったのが、29年度は6%、物すごく減っております。それから、そうして見ていきますと、4年、5年、6年につきましては、23年度が13%、5年生が13%、6年生が7%あったものが、29年度につきましては、12%、8%、4%と、高学年につきましては大分減ってきております。

そういうことで、先ほど臨時職員の賃金のことを御説明いたしましたが、今年度は講師謝礼金ということで、また別に新しい事業を始めたいということで、先日も説明させていただきましたが、低学年をまず対象にして、自然観察会というのを年4回やりたいということで、昆虫採集とか植物採集、そのようなことを今計画しています。大体これには1講座15人、年間通して4回、同じ人たちに来てもらうということを考えております。

また、二つ目は理科クラブということで、今度は小学校の中高学年を対象として、身近な自然や現象を実験や観察から学ぶということで、それぞれテーマを持って年間4回やりたいと。

それからもう一つは、科学セミナーということで、今度は大人を対象にした日常生活における科学知識を講義や実験で習得していただくと。このような講座を新しく、新年度には取り組んでみたいということで計画しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、聞いている中で、非常に盛りだくさんな、過剰なくらいありますよね。たくさん過ぎるくらい。それで、今、臨時の方が週20時間、何かもったいない気がするんです。それだけたくさんやって、子供たちを本当に理科に近づけるためには、これはも

っとしっかりした時間を。逆に言うと、常時いる、誰が来ても答えられるような、そういう人がそこに本当はいるほうが効率的じゃないかという気がするんですけども、その辺はどうなんですか。いつでも子供らに対応できる人が常にそこにいるという状況を、臨時ではなくて、つくっていきけることのほうが、子供らにとってはメリットがあるし、そこに引き寄せられるものが大きく出てくるんだと思うんですよ。その辺はどうなんですかね。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

そのように、一応名目は臨時職員ということですが、理科の専門の方を、4時間ですが、常駐させるということで今、考えております。

○議長（藤田和寿君） その時間を延ばすことはできないかというような御質問なんですけれども。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 今までずっとほとんど変わらない状況が続いてきて、今後は子供たちの放課後の時間も延びるということで、まず、ここからスタートしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 手法のことについてですけども、ここからスタートするのではなくて、それも一つの方法でしょうけれども、本当は大きな目標を掲げておいて、そこにできるだけ大きな効果を得るようなシステムじゃないと、だんだん上げてくるというのは、なかなか効果が出ないというか、いろいろばらつきの中で消える可能性があるものですから、そういう意味でちょっと聞かせてもらったんです。できるだけ常駐の中で子供たちをいかに引きつけるか。

それで、その中でもう一つ常に感じていることが、理科館への入り口ありますよね。図書館通っていく、向こうをぐるっと回っていく。本当は、あそこのジオパークと言ってもいいのかもしれないですけども、わけのわからんものがありますよね。池が。あそこに大きなヒューム管やって通路をつくるとか、もっと理科館への入りやすいアプローチをつけたとしたら、もっとこういう子供たち増えるんじゃないかと常々思っているものですから、ぜひ、そういうものがどこかに反映されるとありがたいと思ったんですけども、これからの理科館への入り方というのは、図書館を通って行って入る方法と、ぐるっと回ってくる入る方法、やっぱり一つの、子供たちのためには独立したそういうものが必要だと思うんですけども、その辺の計画というか、考え方というか、そういうのというのは、いつも余り考えないですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

そういうアプローチの方法も考えたことがあるというか、計画としては、全体計画で一番当初ありましたが、今まだそういうところまで手が回らないというところが現状です。

また、入りやすさということですが、今、理科館につきましては、靴を脱いで入っていただくということをずっとやってきたんですが、そのまま靴を履いたまま入れるというようなことも、今、あそこのぞいて帰ってしまうというようなことがたびたび見られますので、そ

のまま入ってきていろんなものを見ていただくというようなことも、今後考えていきたいなというふうに考えています。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、計画があったよということを聞いたものですから、アプローチというのは、子供たちが、大人もそうですけれども、そこに到達するのに非常に重要なプロセスを持ちますので、ぜひ、その辺をまたしっかりとした計画というか、何が一番いいかという計画をその都度やっていただいて、そうしてやっていただきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

172ページの就園奨励費補助金ですけれども、これ、一般質問でやらせてもらったことがあるんですけども、なかなか上がらなかったんですよ。それで、今年、今回こうやって上がってきたんですけども、今まで上がらなかったものが急に上がったもので、どういう理由があって急にぽっと上がったかなというのを一つお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回、就園奨励費補助金につきましては、増額で要求をさせていただいておりますけれども、これに関しましては、子育て支援の一環ということで、私立の幼稚園に子供を通わせている保護者の家計の負担を軽減するというようなところが大きな目的であります。その中で、現在の制度を見直したときに、国全体としても幼児教育が、報道でもあるとおり、無償化の方向に進んでいるというようなことでありますとか、また、毎年、幼稚園の就園奨励費というのは国が目安を示しているわけですけれども、来年度に向けて示された目安につきましても、国のほうの負担の割合が変わっているというようなところもありまして、この機会をということで全体の見直しをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども。

一般質問で聞いたとき、なかなか上げない理由として、吉田町の町立の保育園、保育園のほうと絡みがあるという答弁があったんですよ。それで、私立の幼稚園ばかりよくしちゃうと、保育園のほうがというような答弁があったんですけども。

今回、こういう形になって、保育園とのバランス、その辺に対してはどうですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回、私立幼稚園の就園奨励費の補助につきましては、全員協議会の中でも申し上げたかと思いますが、所得の階層によってさまざま補助の割合が決まっております、その中でも、階層でいうと2の階層となるんですけども、住民税所得割非課税世帯の第1子と、第3の階層になりますが、住民税所得割7万7,100円以下の世帯の第1子、第2子、また、それ以外の区分ということで、5の階層となるんですけども、5の階層の第2子、第3子というようなところが補助額を引き上げたところの階層となりますので、逆に申し上げますと、

それ以外のところは基本的には変わっておりません。なので大きく保育園とのバランスが崩れるというようなことは、今回の改正によってないのではないかとこのように考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

ないのではないかとということで、確かじゃないということですよ。その辺を当局の答弁で、そういうことがあるから、あえて上げないんですよと伺ったもので、今回、2の階層と5の階層、そういう形でバランス的に問題はないと思いますということなものですから、もしかしたらあるかもわからないということだというふうに受け取るもので、その辺でいかがかなと思ったんですけれども、どうですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

幼稚園と保育園、制度設計自体が違うわけですがけれども、その中で保育料といったときに、その保育料にどういった内容が含まれるのか。例えば、その中に給食費が含まれる、含まれないということであるとか、実際のさまざまな活動をしていく中で必要になってくるいろいろなものというんでしょうか、そういったものがありますので、大きく比べるとないのではないかとこのようにしか申し上げようがないんですけれども、つまり個別、もう全て、どこまで、また個人によっても違うかもしれませんし、年齢の学年によっても違う、そういった必要になってくるものとか違うかもしれませんので、1円単位まで比較のしようがないという意味合いを含めて、ないのではないかと考えていますということをお知らせしたところで

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

168ページ、教育振興事業費という中で、公設学習塾運営委託料とあと講師謝礼金というように出ております。これは公設学習塾の拡充ということで上げられているのかなと思っておりますが、そうした中でこの公設学習塾、今まで中学校1カ所でやっていたのを、今度、各小学校でやりますよという話になってきております。その見込みといたしておかしいんだけれども、今まで1カ所でやっていたのが、ちょっときつよいよというのは、キャパ的にもきつよいよ、だから各学校でやるんだよというような意味合いで各学校でやるようになるのか、通うのに各学区でやったほうが通いやすいからという意味でやるのかというのがまず1点。まず、そこからお願いしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

キャパの問題ではございません。今年度、公設学習塾、以前から実施していたわけですがけれども、その中で保護者のほうから、小学校は今、安全上の問題から保護者の送り迎えを義務づけているわけですがけれども、そうしたところで保護者の負担があるというような意見も

ございましたので、そういったところから各校開催ということを考えてわけでありまして、キャパが狭いからというわけではございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、各学校で、3カ所でやるようになるわけですが、そうすると、今までよりも受講者は増えるというふうに踏んでおるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

平日行うということでありますとか、放課後行うというようなことも含めて考えますと、受講者自体は増えるのではないかというふうに予想をしております。

現在、今年度で申し上げますと、1回当たり150名程度の児童・生徒が公設学習塾に来ております。これは土曜開催です。これを単純に4校で割りますと、1校当たり40名ぐらいの児童・生徒が公設学習塾に来ているわけですが、これが平日開催となりますと、およそ倍以上来るのではないかということで見込んでおりますので、大体80名から90名程度、1回当たり公設学習塾に参加する児童・生徒になるのではないかという見込みではありますけれども、現在、考えているところです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、今度は場所です。教室を使うというようなことになってくるかと思うんですが、トリビンスプランの中で平日の4時間授業を増やすという中で、今度は、午後、放課後、そういった部屋を教室として使うという形になってくるかと思うんですが、そこで学校の管理であるとか、教員がそこにまた気を使うようなことになると、せつかく4時間で終わって、ほかの仕事、教員はしてもらおうというような考えがあると思うんですけども、そこについて、じゃ、学校の教室を使うとなると、そういった面で、じゃ、教員は一切関係ないよと言えちゃうのか。逆に児童のほうが、その辺に担任の先生とかいたら、コミュニケーションとっちゃったりとかすると思うんですよ。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

来年度から平日開催となった場合に、基本的には学校の教員がかかわらないような方向で公設学習塾の仕立てというんでしょうか、そういった運営を考えております。そういった中で、もちろんかかわらない方向では申しあげましたけれども、積極的に来たいという人を拒むものではありませんけれども、あえて我々のほうから、必ず校長先生見守っていただきねであるとか、もちろん教室をお借りすることにはなろうかと思いますが、その担任の先生、必ずついていただきねということはいたしませんので、その管理上の責任は、教育委員会であつたり、あとは、ケース・バイ・ケースになってこようかと思えますけれども、場合によっては学校がということはあるかもしれませんが、学校であつたり、教育委員会であつたりというところで、ケースに応じて対応していくのかなというふう

に思っております。基本的には教員はかわらないというような形で運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。お金のほうに戻したいと思います。

委託料であるとか、謝礼金ということで、出のほうは出ています。じゃ、これ、どこから充当しているのというと、前回の全員協議会の資料の中を見ますと、ふるさとよしだ寄附金から充当していますよというのが、結構な量、載っています。これは教育委員会、学校教育課だけの問題じゃないんだけど、ふるさとよしだ寄附金の指定で来ているやつの使い道というのがこういう形で出ているんです、総額で。でも個別にどれくらい使っていますよというのが、そういった一覧みたいなものがあれば、非常に、仮にここでいいますと、じゃ、公設学習塾、こうしてできるのは、ふるさと寄附金でいただいたものでできているんだよというようなことで、また、感謝の気持ちとか、そういったものも生まれてくると思う。そういったことも考えたときに、そういった一覧みたいなものが欲しいかなと思うんですが、そういったような考え方というのはないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員のほうから、ふるさと納税、いわゆる指定寄附をどういった形でということで、細かいところまでというようなお話かと思いますが、私どもとしましては、まずこのふるさと寄附金というのを、いわゆるメニューをつくりまして、教育であるとか、子育てであるとか、シーガーデンということで、総合計画の施策に沿って行っているものですから、逆に、一応事業に出させていただいているのは、概要の中で、こうした事業に充当させていただきましてということでの、一応明確な、この事業には使ったということにさせていただいているわけでございます。

ただ、具体的に金額を、そこまでの、これに幾ら、これに幾らというような形ではなくて、逆にそれにいきますとわかりづらくなってしまふというふうにもちょっと考えるところがございまして、事業名として、こうした形でここに充当させていただいているというような形でお出しいただくという形がよろしいのかなというふうに思っています。

といいますのは、この予算は弾力的運用の関係もございまして。そうした中で、款項というところがまず予算でございますので、この目以下につきましては、ここの特に細節については、弾力的運用のほうをさせていただきたいということがありますので。ただ、何に充当したかというのは明確にすべきだというふうに思っておりますので、ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

予算に関しては。もちろん、今、予算をやっているんで予算なんだけれども、柔軟的に、細かいところでは変わるというのはわかるんですが、じゃ、1年たって決算時にはそうした細かいものは公表していくんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

当然、決算のときには決算額というものが出てくるかと思imasので、事業的な、くくりをどこにするかというのはありますけれども、そうした形でこうしたところでさせていただきましたということで。これは当然、納税者の御寄附をいただいた方にも、こうした形で充当させていただきましたという報告もしていかなければなりませんので、この辺は工夫をした形で、皆さんのほうにもお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、説明をちょっと違和感を感じて聞いておりました。ここに公設という意味はどこに公設があるんですか。今、学校の先生はかかわらない、授業は学校を使うと。そして、特に、募集をして手を挙げる子供たちが来るわけでしょう。そうすると、そこに行きたくても、家庭の事情で行かれない子供たちも出てきますよね。私は、公設という意味が、私立であれば一向に構わないと思うんだけど、公設と言った以上、それはやっぱり教育の平等そのものがそこに理念として入ってこなきゃいかんと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

公設学習塾ですけれども、その名称のとおり公が設置するということで、教育委員会が主催で行うという意味で公設という冠を付させていただいております。また、平等というところですが、基本的には希望制で、特に希望された方から受講料だとか、そういったものは一切徴収いたしませんので、全て無料で運営するということになっておりますので、平等は確保できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、公設という意味が、希望者が来るという話、先ほどから聞いているものですから、違和感を持ったというのはそこなんですけれども、公設といいながらやる以上、今も家庭の事情で来られない子供たちいるじゃないですか。出たくても行けない人たちがいますよね。児童クラブにしたっていろんな制約があって、家庭の事情とかそういうのがあって来られないとか、そういう部分で私は教育の平等が欠けるんじゃないかと思うんですけども、その辺は、そういう考えというのは持ちませんか。公設という以上は公設、公、日本国民の持っている権利の中に入ってくると思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員のおっしゃる家庭の事情でというところが、すみません、捉え違いをしているかもしれませんが、例えば経済的にという理由であれば、先ほど申し上げましたように、そういった事情は一切関係ございません。つまりお金は徴収いたしませんので、全くの無料です。それは平等、ある意味、議員のおっしゃる公設であるというふうに思いますが、例

えば、さまざまなクラブチームであるとか、放課後に違う何か活動をされているといった意味で来られないということであれば、それは個人の選択の中での話かと思しますので、そこは選択を任された個人がどう選択をするかという話でございますので、そこでも平等ということは保たれているのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これは結論出ないと思うんですけども、私が一番最初に言った、それが私立であれば、私立の理念で物事が進んでいきますから、それはいいんですよ。そっちのほうが似つかわしいんじゃないかという感じを持ったものですから。そういう意味で、公設と私立の、公と私の区別が自分の中ではちょっとつきにくかったものですから、それを聞いたわけです。今、課長のおっしゃったことに関しては、私立であれば一向に構わないです、私の中では。そういう意味では、その公設というのはなかなか自分にとっては、公がついたときにというものに、ずっとそれ思っていましたので、そういう意味での質問をさせてもらったんですけども、その辺はやっぱり私と公というのはどういう形で分けていくんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

一般的に申し上げれば、私立と公立の違いというのは、一つは営利目的かどうかというようなことであろうかなというふうに思いますが、つまり我々、基本的にはお金は徴収いたしませんので、無料で、希望されればどなたでも受け入れますというような形でこの公設学習塾を運営していきます。逆に私立の場合ですと、もちろんボランティアという場合もあるかもしれませんが、基本的には私立の塾というのはお金を徴収して実施をしていくということで、営利目的で行われるものかと、こういうふうに考えていますので、そこで公と私の違いというのは大きくあるのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今の話の中での公設学習塾が無料だということで、そうするとほかにいろいろ町としてやっている事業があつて、そういうのでチャレンジ教室とか、ちいさな理科館の中に参加するとかいうものはお金を取ってやったりしている。こればかりお金を取らないと、逆にそういうものに対して差別……

○議長（藤田和寿君） 整合性みたいなのですか。

○9番（八木 栄君） はい。こっちは優遇されちゃっているということで、平等性に欠けるというふうに思うですよ。だもんで、その辺をどういうふうに考えているか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

基本的には、予算全体の話がありますので、そういった中で考えられているのかなというふうに思いますし、また、これも答えになっているかどうかわかりませんが、いろいろ

るな事業がある中で個人が何を選擇するかという話なので、もちろん全て無料でできればいいのかもしれませんが、そういったところの、例えば材料費であるとか、そういったところだけ徴収をして、基本的には講師の謝礼だとかというのは、多分、無料という形で町が運営するものについては、町が負担していて、保護者や児童からもらうお金が講師の謝礼に渡っているということは基本的にはないというふうなところで、ある程度の平等は図られているのではないかと考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

169ページ、21の事業、高等学校等奨学金、お聞きします。

全協でも、補正のときでも聞いた、同じことを聞くんですが、これは主に、多分私立高校に入学された方が、中学3年生の1月に申し込みすると貸し付けができるという制度だったと思うんですが、それが平成20年の1月から始まった事業なんですが、来年度、平成30年度から、高校在学中でも借りられるというふうに規則が変わるということで御説明がありました。

3年間で90万お借りしまして、返済が卒業した年から10年以内に回収すれば大丈夫ですよという制度だと思うんですが、この制度で90万円お借りした生徒が、今年度、大学へ1人入学するというので、4年間ちょっと待ってくれというような話でという話も聞いております。国立大学に今進む生徒が、初年度53万5,800円の費用がかかっております。私立の大学でも、今、81万7,800円の費用がかかっております。

お聞きしたいのは、成績優秀な生徒が借りられる制度になっているとはお聞きしているんですけども、何とか減免制度で、成績優秀な生徒は返済が多少免れる制度ができるんじゃないかと、もし規則をこれから決められるようでしたら、そういうのを、要望なんですけれども、お考えあるのかなと思ひまして、お聞きします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

吉田町高等学校等奨学金につきましては、教育委員会規則であります吉田町教育振興事業に関する規則というものの中でその詳細が決められております。このたび全員協議会でも申し上げましたとおり、高校在学中であっても借りられるような制度というふうに考えて規則を考えてまいりたいというふうに申し上げましたけれども、その中で減免措置というようなものについては、現状においては、特段考えているわけではないわけですが、また、さまざまな奨学金の制度、他市町、また県、国とありますので、そういった他市町等々、国等々の、そういった奨学金の規程も参考にしながら、今後、全体の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

例えば、吉田町のこの役場に新卒で入った場合、高卒が14万6,100円、大卒ですと17万8,200円ということで、多分手取りですと12万円から15万円ぐらいの間で、それからこの90万円のお借りしたお金を毎月返していくことは、なかなか正直きついんじゃないかなと思いますから、今、減免制度をお話ししたんですけれども、例えば静岡ですとか、清水の企業ですと、こういった奨学金を借りた方には、優遇して会社が借りたお金を丸々返していくというふうな制度も聞いております。例えば一つの考え方として、ふるさと納税の中のメニューの一つにこういった制度を取り入れてもらったり、あとは、もし吉田町の中で就職された方は、もしこういうものがあれば、企業に積極的に呼びかけて、何らかの方法で減免できるようなものがあれば、要望かもしれませんけれども、できたらお願いしたいなと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

繰り返しになって恐縮ですけれども、その規則の改正に当たっては、さまざま他市町、国等々の規程なども参考にしながら、当然のことながら、その中で町独自の方向というものもありますので、そういったところで、全体の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

182ページ、186ページですが、小学校、中学校の援助費の関係で就学援助費について伺いたいと思いますが、以前、この就学援助費については、4月の入学が済んでから支給されるというふうなことを伺ったんですけれども、現在、支給の時期がいつなのか伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 議員、内容確認にならないようにお願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

この要保護、準要保護就学援助に関しましては、事務処理要綱というのがありまして、その中で支払い方法について記載をされているわけですが、4月から6月分までの支給分は7月に、7月から11月分までの支給分は12月に、12月から3月分までの支給分は3月に、それぞれ決定をしてお支払いをしているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

入学前の援助金の関係なんですけど、昨年、文科省が全国調査をしたと思います。その中で、就学前にこの入学援助金を支給する自治体が、小学校では4割、それから中学校では5割ということで、約半分の自治体が入学前に支給をされているという実態があって、それが増えているという状況があるということが報告されました。学用品や制服代、いろいろと必要なお金ですので、必要なときに支給されるということはやっぱり大事だと思いますので、吉田町の今、そういう状況をお聞きしましたが、入学前にほかの地域では広がっているということで、吉田町のほうはそういう対応ができないのか伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現在につきましては、先ほども申し上げたとおりの規程となっておりますので、この規程に従って粛々と業務を進めてまいりたいというふうに考えております。もう3月ですので、来年度につきましては対応することが困難なわけですが、今後、入学前に支払うことによつて、メリットがあるのはよく理解をするところですが、例えばデメリットはないのかであるとか、そういったところも考えながら、保護者にとって、子供たちにとってどういった制度がいいのかということは考えていかなければならない課題であるというふうに思います。

以上です。

〔「はい、了解です」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

先ほど聞いた公設学習塾運営委託料というのがあるわけですが、これはベネッセさんということで聞いてございます。これは、ベネッセさんは、要は教材であるとか、そういったものに関しての委託というふうに考えているんですが、じゃ、運営というところを考えると、講師も頼むわけね。その講師の教え方とか、そういったものもこのベネッセさんが指導してやっていくというものなんでしょうか。

以前、聞いたことがあるんですが、公設学習塾といっても、要はドリルを一生懸命やるだけだと。いかに速くドリルをこなすかというような方向にいつているよということも聞いているんですが、そういったただこなせばいいというようなことによつて、学習というか、確かな学力が上がっていくとかというふうなこととは違うと思うんだけど、ベネッセさんの方針に沿って、この塾というものは運営されていくんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、来年度の契約先につきましては、まだ予算の段階ですので、ベネッセと確定したわけではございませんけれども、今年度で申し上げますとベネッセにお願いしているということでございます。

その中で、ベネッセにお願いをしている内容としては、一つは、議員がおっしゃられたように教材の提供でございます。教材につきましては、全国学力・学習状況調査でありますとか、吉田町学力・学習状況調査を踏まえて、うちの町の子供たちが苦手だというふうに分析できる分野の問題を提供していただいているということで、その分析を踏まえた問題の提供というところがまず一つあります。また、指導する講師につきましては、講師に対してこの教材を用いてこういった指導をしてほしいというような、講師の指導を年2回ほど、ベネッセの方に来ていただいて行っていただいております。

また、今年度で申し上げますと、公設学習塾自体が11回あったわけですが、その各回に応じてベネッセの方に来ていただいて、それぞれの問題の提供場面で主体的にこうやっていただいたりだとかということで、全体を当日コーディネートするというようなことも、あわせてベネッセのほうにお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

最後にもう一点だけお願いしたいんですが、放課後補修学習というのを、それも今年度、今までもやっているんだけど、充実させるよということが上げられております。この公設学習塾と放課後補充学習、どう区別をしていくのかなというのが非常に。内容的には、ちょっと追いついていかない子を補充学習ということでやっていくんだよというのはわかるんだけど、どう違うのか。じゃ、だったら放課後補充学習に値する子供も、その公設学習塾のほうで面倒見てやっていけばいいんじゃないと思うんだけど、この違いというのは、回数も違うというのはあるかもしれないけれども、そうした考え方がどう区別して、じゃ、放課後補充学習へ行っている子は学習塾のほうには行けないのか。そういった点についてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

公設学習塾と放課後補充学習の違いということですが、公設学習塾につきまして、先ほど申し上げましたとおり、希望する子供たちに、ベネッセかどうか来年のあれですけど、今年度で申し上げますとベネッセが準備をする、町として恐らくここが苦手だろうと分析された問題を提供して学習をしてもらうというようなところが公設学習塾でありまして、来年度はさらにタブレットを用いてということで行っていくということです。プリントもそうですけれども、解ければ解いたほど、自分でどんどん進んでいけるというようなこと。タブレットも同様に、解けば解くほど、自分でどんどん先の勉強に進んでいけるということで、ある意味、どの子に応じてそれぞれ学習が成り立つというところで、個に応じた指導ができるのではないかと。それは学力層が、言い方がいいかわかりませんが、学力定着に課題を抱える層であったとしても、もしくはトップ層であっても、それぞれ子に応じた指導ができるということは公設学習塾になろうかなというふうに思います。

放課後補充学習のところですが、議員がおっしゃるとおり、補充ということがついておりますので、我々として考えておりますのは、基本的には、その中でも学力定着に課題を抱える層ということで、言い方がいいかわかりませんが、A、B、C、DとAからD層と分けたときに、基本的にはC層、D層といったあたりを中心にして、その対象者も、先生方に少しお声がけをしていただくような形で、放課後残って少しやってみないというようなことで誘いながらやっていくというようなことで、ターゲットが違ったり、方法が違ったりというところで、それぞれの違いを考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、補充学習のほうは教員がやるということで理解してよろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 公設学習塾と放課後補充学習の違いかと思いますが、内容面については、今課長から説明があったとおりです。放課後補充学習のほうは、本年度もやっておりますように、各学校で工夫をして、その時期も他の活動と重ならないような時期に行ってま

いりましたので、そういったものを継続していくということです。公設学習塾のほうは、先ほど来話に出ています吉田町学力調査等をもとにつまづきをやっていきますので、放課後補充学習のほうでは、そういった授業の中でのつまづきも、先生方がわかっているので、そういった視点でもやっていただくということで進めてまいりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教員が対応するということですね。

○教育長（浅井啓言君） 教員がやります。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） さっきから課長の答弁に対してちょっと違和感を持ったんですけども、ベネッセに決まっていなかったと言いましたよね。でもベネッセの本に載っているのは何ですか。ベネッセの本に教育委員長が載っているじゃないですか。それは、そんなことは言わないでいいですよ。やっぱりそれはもう、そんなことやったら、相手にだって物すごい失礼なことになりますからね。私はそう感じますね。それはいいです。

聞きたいのはそこじゃなくて、確かな学力定着事業費ということで171ページをお願いします。

この項目に関しては、説明の中でずっと教員の多忙化の解消ということで、まずスタートラインがそこから入ったような気がします。それは間違いないですよ。そのときに、多忙化の一つのもっと大きな要因というのが、私は自彊小学校の裏にいるものですからよくわかるんですけども、毎朝、朝6時過ぎに学校をあけに来るんですよ。聞いたら、多分、教頭先生が来ると。そういうことだったです。そして6時に来て、そして子供たちが大体あそこに立っていると7時15分くらいから来ます。もうそこに1時間15分の時間があるわけですからね。

そのときに、実は今年の正月に私の孫が調布から来て、一つ言ったことがあるんです。じいじ、うちの学校は8時15分にならないとあかないよと。8時15分ですよ。そして調べていたら、神奈川県湘南のところから引っ越してきた方がいるものですから、聞いたらやっぱりそこも8時以降、開くのが。それと、課長に聞いたら、課長のいたところもやっぱり8時以降だったという話を聞いたんですけども。

6時に教頭先生が学校に行って1時間15分あるんですけども、その間というのは、非常に、教頭先生ももううちで子供たちと顔を合わせる時間が、もう5時ごろから出ていくでしょうから、なくなっていくんです。この6時に来るといえるのは意味があるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ベネッセにつきましては、まず、教育長が掲載されたのは過去の話でございまして、当時はベネッセと契約をして、今年度もベネッセと契約をして行っておりますので、その間の取り組みであったため、そこに掲載されること自体は当然のことかなというふうに思っております。

また、来年度以降、ベネッセと決まっていなかったと申しあげましたのは、まだ予算が通る前ですので、予算の通る前から契約先はここだという話は、逆に議会軽視かなと思ひまして、失礼に当たると思ひまして、そのように申しあげました。

教頭先生が朝6時というような話ですけれども、教頭先生、校長を補佐する者として、学校の管理職として、基本的なさまざまな事務のトップと申しますか、というような形でいろいろ学校の管理運営に日々当たっていただいておりますけれども、子供たち、7時に今、登校してくる、7時過ぎに登校してくるという話でありましたが、だとすると、家は恐らくもっと早く出ているんだと思います。そういったときに、学校の通学時点での事故でありますとか、さまざまな問題が生じたときに、おそらく第一報は学校に入ってくるだろうというようなところで、学校として誰か危機管理的な問題から、そういった体制をとっているのではないかというふうに考えております。

ただ、基本的には、その時間に必ず出勤しなさいというような職務命令のような形で行っているものはございませんので、学校が自主的にそうやって危機管理上の問題から対応されているのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、課長の口からまさに出ましたので、言っておきます。

吉田中学校に通う範囲で一番遠いところはどこか知っていますか。

○議長（藤田和寿君） それが何かあれですか。

○6番（山内 均君） やります。もっと危険なことちょっと話しますのでやってください。

○議長（藤田和寿君） 少し質問を変えてください。

○6番（山内 均君） わかりました。

東名の北側です。ありますよね。飛び出しているところ、吉田町。目の前に初倉中学が見えるところ。あそこの子供が7時半に学校に入るのに、もう暗いうちから歩いてくるということなんです。それは、さっき言った、時間の問題がどこでどうふうな決め方をするのかわからなくて質問をするわけですけれども、そのときに、今、課長が言った、決めてはいないよと。強制的には決めてはいませんよ。ところが働き方の改革の中で、会社もそうですけれども、一般的には上司が先に行ったときに、下から入った人が後から行けないんですよ。上司がずっともうそこにいたら、なかなか帰れないんですよ。そういうものなんです。それはもう民間にいたから、散々やってきました。

そういう中で、ほかのところと比べると、もうちょっとゆとりを持って、子供たちに学校は楽しくさせるようなことができないかなという意味で、ひょっとしたらそのときに、そういうことをやることによって、臨時職員の数だって減らすことができるじゃないですか。そう思ったからちょっと聞かせてもらっているんですけれども、その辺はどうなんですか。遠くから来る子供たちに対する、町での懸念であるとか、そういうものはもうわかっていると思いますけれども、そういうものに対してはどのような認識でいるんですか。時間を遅らせることによって、もっとゆとりが見える、学校の生活ができると思うんですけれども。その辺をちょっとお聞きしたいと思っていただいておりますけれども。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、臨時職員の方が早く出て、教頭先生は遅く来るという対応をしろということですか。ちょっと質問の趣旨が、もう少し、もう一度、丁寧な質問でお願いします。

○6番（山内 均君） 議長、すみません。

今言ったゆとりを持たせることによって、臨時職員の方が減らせるかもできないじゃないですかということなんです。そういう意味での発言なんです。だから、もうちょっとゆとりを持つこともできるじゃないですか。他市町、他県に比べると、多分、静岡県は全部そうだと思いますけれども、早いなということで、多忙化の解消ということからここに来たわけですからね。その辺はどうですか。

○議長（藤田和寿君） 質問の趣旨、わかりますか。よろしいですか。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

お答えになるかどうかわかりませんが、学校の教頭先生の出勤が早いというような話であって、それをもっと解消することによって、教頭先生にゆとりが生まれて、もっといい循環ができるのではないかというような御質問と受け取って、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今申し上げているとおり、教頭先生、通常の勤務時間よりも早く来ているという現状はあろうかと思えます。これは先ほども申し上げましたとおり、特段何か職務命令のような形でというよりは、教員のある意味、文化の中で行われてきたと、慣例的に行われてきたというところもあるのではないかというふうに私としては捉えております。なので、予算が云々というよりは、そういった文化をどう変えていくか。当然、その文化の中には、必要なもの、もしくは時代からは逆行して不必要なもの、というようなものがあるかと思えますので、そういったところを少しずつ整理をしていきながら行っていくことで、よりよい学校教育と言うんでしょうか、また、先生方の多忙化ということも図られていくと思えますので、住吉小学校なんかでは意識改革というところから取り組みを行って、多忙化解消を行っておりますけれども、そういった全体としての意識改革も必要なのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 質問の仕方がわからなくてすみません。

そういうことなんです。それによってゆとりができることによって、今言った臨時職員の方がひよっとしたらもっと有効な形でできるかもしれない。予算にこじつければ。そういう形が一つ見えたものですから。

それと、もう一つはゆとりを持たせる。朝6時、真っ暗ですよ。冬は真っ暗ですよ。かわいそうですよ、見ていて。本当です。かわいそうなんです。本当寒い中に、朝6時ちょっと過ぎに来るとするのは、やっぱりこれはどこかで多忙化の解消には、多忙化のその後の意味というのがそこにあるんじゃないかと。解消の意味がそこにはあるんじゃないかと思ったものですから質問をさせていただきましたけれども、そういう意味ではどうですか。そういうものというのは、やっぱりわかった上で、了解をした上でやっているということですか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教頭の職務についての部分と多忙化解消という部分の質問かなというふうに思います。先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、教頭は管理職ですので、責任がありますので、やはり現状で言いますと、戸締り、朝の開錠とか、そういったも

のを責任もってやることに、どこの学校でも文化としてという言葉を使えばなっております。

ただ、それを臨時職員にやらせていいのかというと、責任という問題もかかわってきます。あと議員がおっしゃっているように、教頭の職務の多忙化ということは全国的な課題になっています。したがって、うちの町のように、今度、校務アシスタントとか、そういうようなものをつけていただいて、教頭がやるべき仕事、教頭でなくてもできる仕事、そういった校務の整理をしながら、少しずつ改善に向かっているということで、御理解をいただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言ったやつ、そういう意味ではなくて、通じないからしようがないかもしれないけれども、時間を、朝、暗いうちに来なくても、よその県では7時、8時過ぎにやっている。そういう中でゆとりを持ちながらやったときには臨時の方に、臨時の方にあけなさいなんて言っていないよ。そういうんじゃないで、そういう人たちの、その先生のゆとりができるんじゃないですかということなんです。そういう意味でちょっとつじつまが合わないかな。合いそうもないですからいいです。

それと、もう一つ。それはそれで。いいですか、次、聞かせていただいて。

先日、全協の中で総合体育館の5,900万のあれが出ましたよね。5,909万でしたか。その中でシャワールーム、シャワーをなぜつけないんですか。これは今回203ページの中に、トレーニング室運営業務委託料、これが810万4,000円入っていますね。これを見ただけでも、これはトレーニングをすることによって当然、汗かきますよね。その汗をかいたときに、我々の、建築の設計理念の中には、そういうのって入ってくるわけですよ。精神的な安定、物理的な、風邪を引いたりしたらもう大変ですからね。それと同時に、今度、Bリーグ、シャンソンが、あそこに幕あけというか、イベントとして来ていただきますよね。そうすると、その人たちのあれは、汗をかいて、ちょっとそれはどういうふうな形で、今までもそうなんですけれども処理をしていたんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 少し整理させていただきたいのですが、5,900万という数字は補正予算の中に出てきたと思うんですが、補正予算をテーマにするのであれば、一事不再議の原則に反するようなことになりますし、当初予算の中にそのシャワー室を設置する予算を計上しているかどうかというような、そういうことを議論されているのでしょうか。何を議論されているのかよくわからないので、教えていただきたいと。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 明確にします。

補正予算のときに、差額が出たことに関しては、使い方はもちろん影響はないよという話で終わりました。それはそれで了解しました。その後に、前々から言っているシャワー室、シャワーが必ず欲しくなりますよね。絶対これは当然必要なものになるじゃないですか。そのときに、12月の質問というのはそれを含んだ質問だったわけです。私は、工事の途中であれば、配管をするだけですぐに安く、恐らく何百万という数字でできたでしょう。でもそれ

が新しくやるとなると、建築基準法をとりながら、開発行為をとりながらやっていくと、うん千万ってかかりますよね。

そういう意味で、やっぱり私は質問しているときにそれも含んでいたものですから、その中で現実的な、こっちからいきますね。そういう必要の中で、どうしても設計をするときには、そういう汗をかいたやつをどういうふうにするかとか、生理的現象をどういうふうな形で解消するかとか、いろんなことを全部考えますので、そのときに本来ならこのシャワー設備というやつを本当はここにのつけていただきたかった。そういう意味での質問なんです。そういう意味で聞いていただければと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

シャワー室につきましては、12月のときもお答えいたしました。経過といたしましては、当初はついておったんですが、国体のときに撤去したと。その理由は、ほとんど利用されずに、あそこが倉庫がわりになっていたと。それから、それ以後も、トレーニングルームもあったんですが、要望等もございませんでしたので、今回は耐震補強工事が主だったので、シャワーにつきましては見送らせていただいたという経過でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後にします。

そのときに、プロのリーグが来てくれたときに、バスケットリーグが来てくれたときに、吉田町ってさっきの話じゃないですけど、こうですよと逆の形が出ちゃったら困るでしょう。だって汗かいて、今までどうしていたか知らないけれども、どこかで処理をしなければいけないじゃないですか。清潔にしなきゃいけないですよね。それが全然ない体育館、体育施設の中に、またトレーニング室を、器具を入れていくわけだから、そうすると、そのやつをどこかでやっていただいけませんかという話なんです。もう金がかかることはしょうがないですよね。そういう意味でのをちょっと質問させてもらったんですが、そういう計画というのは持ちませんかという話です。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

計画といたしましては、生涯学習課のほうでも持っていますが、今回はあくまでも、何回も言いましたように耐震補強の工事が優先ということで、シャワーのほうまで回らなかったということで。

○議長（藤田和寿君） 当初でも必要がないということですか。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） そういうことで。

○議長（藤田和寿君） 補正はもう終わりましたので。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後にします。

言っていること、多分通じていないかもしれないですね。せっかく工事をやったときに、本当に必要なものが附随としてあったんなら、そこはやっぱりそのときにやらないと、とてつもない大きなお金がかかりますよということなんです。今、その辺も含めて、気持ち感じ取っていただきたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 経過とか、今回の工事の目的とかについては、課長のほうから説明をさせていただいたとおりです。シャンソンの方たちにもそういったことはわかっていますし、今回のシャンソンの方がやるイベントの中では別に不自由がないということで理解をいただいていますので、御承知おきください。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

200ページでなぎなた講師謝礼金ということで、全員協議会でちょっと話をしたんですけども、平昌の冬期オリンピックで、小さな町がカーリングによって、夢を持ってない町が本当に夢がかなえられた町になったというふうな言葉があったわけで。吉田町の場合は、なぎなたが結構、特別視されているんじゃないかなと私はそう思って、この間もお話をしたんですけども。

そういう中で吉田町として、なぎなたはなぎなたで結構ですけども、そういうものを、世界というまではいかないまでも国内に広められて、それに携わる子供たちが、子供というか大人もですけども、ある程度、夢を。夢といたっていろいろあるもので、なぎなたばかりが夢じゃないと思いますけれども、そういったものを、何か考えがあるのならちょっと教えていただきたいんですけども。そういうふうに吉田町を広めるための特別なものを持ってやるものが、何かそういう考えがあるかなというのをちょっと伺いたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

なぎなたについてですか。なぎなたは御承知のとおり、平成15年の国体からずっと取り組んできております。そういう中で、毎年2回の合同研修会というのをやらせていただいて、中学校のほうにも講師ということで講師の方が行っております。そういうことで、現在、中学校につきましては、部活が大分多くて49人の方が今、中学校のなぎなた部に所属しているということで、最近、26年からいいますと、26年36で、それから27年が51、28年が53、今年度が49人ということで、部の中では一番人気があるようなことを言っております。

そういうことで、町といたしましても、講師等を充実いたしまして、もっともっと皆さんになぎなたを理解していただきたいと。今回、リニューアルオープンするときにもなぎなたを披露していただきたいということで、今計画をしております。

それから、成績も、なぎなたにつきましては、県大会の3位以上というのが、過去調べてきました。そうしたところ、平成15年から29年まで、なぎなたにつきましては432人の方が表彰を受けています。3位以上という成績を残しております。それはほかの競技に比べまして断トツに多くなっています、その次が陸上部の289人ということで。ただ、陸上につきましても、10年前からソフトレーニングというのを始めまして、こちらにつきましても、大分、最近では成績がよくなってきておりまして、最近ではなぎなたよりも少し表彰される回数が増えてきています。

そういうことで、また今後につきましては、なぎなたも力を入れていきたいと思っておりますが、他の競技につきましても何か考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

吉田高校がなくなっちゃったもので、高校の総体とか、そういうので見れば結構宣伝になるかなというふうに思ったんですけども、実際もうないもので、ないものはしょうがないですけども。中学校も今成績がかなりいいよということで伺ったんですけども。

逆に、よそへ出ていくんじゃないかと、せっかく今度、リニューアルして立派な体育館、こちら辺にない、町としたじゃ、持っていないような体育館なもので、何か大きな大会のなぎなたの競技を、前は国体、ここでやったんですけども、もう一回、静岡県に来れば、またどうですかということがあるかもしれないけれども、それ以外の、インターハイとかわかりませんが、何かの県大会とか全国大会があれば、ぜひここを会場に使っていただきたいというようなことで申請というんですか、使ってもらえるような、そういうことをやって広めていくということは一つの手だと思いますけれども、そういうお考えはどうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） なぎなた振興ということで大変ありがたいというふうに思っています。吉田高校はなくなりましたが、清流館高校さんのほうでなぎなた部をつくっていただいて、そこでも2年連続インターハイへ出場する吉田の生徒が出て、活躍をしているところです。

一方、なぎなたのない榛原高校等でも、やりたいと言う生徒に面倒を見ていただいて、同好会をつくって大会に出るように先生方で工夫をしていただいております。

2点目の、大会を体育館でやったらどうだと。多分、以前、決算か何かで増田議員からもそういった御質問があったかと思いますが、平成26年度に静岡スポーツフェスティバルというのなぎなたの大会を行っております。27年度が静岡県なぎなた選手権大会というので、そんなこともやっておりますので、また今後も継続をして、そういう大会を招いていく機会があれば、私どものほうでも生涯学習課を中心に対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

自分も体育協会のほうに入っているもので、表彰式なんか行って、なぎなたをやっている方が表彰されて、十分理解はしております。要望になってしまいますが、今言ったような大会の誘致といいますか、そういうことに十分力を入れていただいて、吉田町になぎなたありというような形でPRを進めていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

前に戻ります171ページ、7、確かな学力定着事業費ということで、1、部活動指導員報酬ということで、全協のほうで詳しく同僚議員が聞いたことわからなかったことをちょっと教えてもらいたいと思います。

理事のほうの説明の中で引率という言葉がありましたので、以前はこの引率が、学校の先生以外が認められないというふうに思っていて、調べたところ、平成29年4月1日の施行で部活動指導員の制度化というのが始まりまして、平成30年度の文科省の予算では、部活

動指導員配置促進事業ということで15億円、配置人数が7,100名の新規の事業ということで進んでいるようです。

お聞きしたいのは、今、七つの吉田中学校の部活、それもスポーツに限られているようなんですが、このうちの8名が部活動指導員報酬ということで、予算づけが268万8,000円、これがついているんですが、調べますと、部活動の指導員というと、町によっては学校職員というふうなくくりもあるらしくて、学校設置者による研修が、学校による研修よりも3倍ぐらい多くなっていますが、もう既に予算を立てているということは、フローというんですか、一応計画立てて考えてはいらっしゃると思うんですけれども、今の中3生が6月、7月に中体連あると思うんですが、それには間に合うふうにやっていたらいいんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

部活動指導員ですけれども、これはその身分でありますとか、任用、またその職務でありますとか、そういったところは町の規定等を作成して、その中でしっかりと身分保証をしていかなければならないというようなことがあわせて決まっているところでございます。

他市町、また全国の先進地の事例を見ますと、各先進地では、いろいろなやり方があるわけですけれども、条例上、特別職の非常勤職員というような位置づけをして運用をしようとしているところが多いようでございます。我々、さらに研究をしていかなければいけないというふうには思っておりますけれども、ついでには、この部活動指導員ということを我々も活用していこうということになりますと、条例に位置づけなければならないというような可能性も現在大きくございます。

ということで、今後の流れを考えていきますと、予算がついても、条例上そういった位置づけがなければ任用ができないということでございますので、今後、可能であれば来年度以降、早い段階で条例の改正の процедуруをさせていただいて、またそこは議会にお諮りをさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、それが早くてもやはり6月ぐらいになろうかなということですので、来年度の中学校3年生に当たる子供たちの6月、7月の中体連ということには間に合わないのではないかと考えています。

ですので6月以降ということで、もしそこでお認めいただければという前提の上ですけれども、8月以降、もしくは9月あたりの部活の代がわりのあたりから、この部活動指導員というのが活躍できるような土壌をつくっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

2年ほど前から部活の支援をということで言っております、やっとなんか上がったという感じなんです、先ほどちょっとお話しした中に、学校設置者による研修ということで、十何問かの研修内容が書いてあります。これというのは、現在の今の中学2年生、4月から中学3年生の方には、申しわけないですけれども間に合わないという御返答だったんですけれども、この学校設置者による研修ということは、教育長初め、教育委員会の皆さんでフローをつくって、これから研修の内容も考えて自分たちでやっていくということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員御指摘のとおり、部活動指導員の任用に当たりましては、学校設置者及び所属することとなる学校において、任用前に研修を実施するということが求められております。

その内容としては、具体的には、その制度の概要でありますとか、学習指導要領上、部活動がどう位置づけられているといったような制度面のこと、また、生徒指導だとか、事故が発生した場合の対応といった教育内容にもかかわるような話、そういったところを全体として指導に当たっていただく前に御理解をいただくということで、研修が求められておるところでございます。設置者となりますと、一義的には教育委員会ということになるろうかと思っておりますので、教育委員会のほうで、そういった方々の研修をしていくということになるろうかと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、新聞見ますと、教職員インフル予防接種助成、これ、どこへ入るんでしょうか。20万というのがちょっと私わからないんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書167ページでございます。3目教育諸費の中の2の事業、小・中学校健康診断費とありますが、12節、この二つ目に予防接種料とございます。ここが22万円と計上させていただいておりますが、養護教諭6名分の金額と教職員約200名分の金額ということで、ここに計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

本当にこの新聞見ますと、助成制度がないとの声が町内の教職員が書かれ、他市町の詳細を把握していないが珍しい取り組みではないかと。大変結構なことだと私は思っております。

そういった中で、やはり先生方も自分の体調しっかり守る、これは必要であり、またこういった助成というものも必要であると思います。しかしながら、これ見ますと小・中学校ですね。小・中学校の先生ですね。そうすると、例えば幼稚園とか保育園、弱い子供を預かる教職員、そういう方たちにはこういうことは考えないんでしょうか。私はそこが一番大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） ちょっと教育から外れる。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま保育園等々ということで予防接種のお話がありましたが、もう既に保育園につきましましては、臨時職員につきまして助成のほうを行っているところでございます。また、正規職員につきましては、当町の職員の場合は共済組合というところで1,000円の助成がございまして、それを活用していくということで、町の予算を使用せずに自分とその保険の中でや

るということで、既に保育士の臨時職員の方には、一応そうした助成制度同様の制度のほう実施しているというところがございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

そういうことをちょっと知らなくて申しわけないんですけども、幼稚園はどうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 私立のほうですか。

○7番（三輪正邦君） そうです。

○議長（藤田和寿君） ちょっと教育と外れちゃうんですが。

御答弁できますか。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この助成制度ということで予算的なことという中で、お話をさせていただきますが、一応、当町の場合、公立の保育園、学校も公立ということの中でこの事業のほうを展開しているというわけがございますので、私立という中で、一応、今回は当町の公立のところということで線引きをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） その事情、わかりますけれども、子供たちは吉田町の子供なんです。

公立へ行こうが、私立へ行こうが。私はその点をちょっと考えていただきたいなと、そのように思います。いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 今回の予防接種22万円と絡めてということですね。

○7番（三輪正邦君） そういうことです。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員のおっしゃる趣旨はわかりますが、あくまでも当町が今、制度として、町側からできるものというのは、町の管理している部分に限るというふうに思っております。私立については、私立の幼稚園がそういう助成制度をつくるとか、まず、私立の運営の中でどうなされるのかというところが先にあるべきことだと思います。その上で、もし行政と連携を図りたいとか、そういうことが出てくれば、町のほうとしては考えることになるとは思いますが、あくまでも幼稚園の経営の中でどう処遇改善を図っていくかという、企業としての一つの考え方が先に示されるべきだというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 確かに企業ですけども、やはり私は、情緒的になるかもしれませんが、大切な子供たちをインフルエンザから守るということは、私も官も民もないと。

そういう体制ができれば、町としてもぜひ応援をお願いしたいと。そういうことです。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 議員のお話のほうはよくわかりますが、まず、今回、一番大事な子供さんにつきましては、このインフルエンザの助成制度というものを、町内に住む子供た

ちには対象となる助成制度を創設しておりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

○7番（三輪正邦君） はい。了解しました。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これをもって、第20号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 3時56分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第14日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条第3項の規定により、質問の順番は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 遠藤孝子君

- 議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。
〔3番 遠藤孝子君登壇〕
- 3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。
私は、平成30年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。
第5次吉田町総合計画前期基本計画において、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」を基本理念に掲げています。幼児教育の充実として、切れ目のない効果的なつながりのある教育を、学校教育の充実として、生きる力を育む施策等を挙げています。
そこで、我が町の理念の具現化を図り、学校教育については学習指導要領に定める確かな学力の向上のため、学校の授業改善を基本としたラーニングプランの実践があり、今年度で完結します。また、平成28年度から平成31年度までを取り組みの期間とする教育大綱があります。さらに、吉田町教育元気物語（TCP トリビンス プラン）が始まりました。
そこで、次のことについてお伺いいたします。
1、ラーニングプラン事業の成果を今後どのように生かしていきますか。

2、平成30年度、教育の充実としてTCPプランの推進が示されています。公設学習塾の拡充、ALTの具体的な成果、小・中一貫教育の推進、部活動の外部指導員の配置、放課後子ども教室開設等についてその方向性をお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。
教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問であるラーニングプラン事業の成果を今後どのように生かしますかについてお答えします。

そもそも吉田町ラーニングプランとは、平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査の小・中学校の結果が全国平均を大きく下回る結果であったことを真摯に受けとめ、児童・生徒の学力向上のために関係する主体が取り組むべき各種施策を取りまとめたプランです。

作成に当たっては、教育委員会において、幼稚園、小学校、中学校の教員や保護者などからなる吉田町児童生徒学力向上委員会を立ち上げ、その中で学力向上に向けた対応策の検討を重ねてまいりました。本委員会における検討の結果、でき上がったプランでは学校での授業改善を基盤としつつ、児童・生徒を取り巻く家庭や幼稚園、保育園、地域での取り組みを活性化していかなければならないとの認識のもと、それぞれの主体が取り組むべき事業を掲げ、教育委員会はその全ての取り組みに対し支援していくものとするためと決めました。

教育委員会では、本プランに基づき平成26年度から各施策に取り組んでおり、本年度末をもって吉田町ラーニングプランが終了することとなります。

その中で、まずは、ラーニングプラン事業の成果についてお答えさせていただきます。

本プランはその達成指標として、全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率を上回ることを設定させていただいておりましたので、この観点から述べさせていただきます。

文部科学省が実施しております全国学力・学習状況調査において、小学校では、プラン実施前の平成25年度は全ての科目で全国の平均を下回っておりましたが、プラン1年目である平成26年度は4科目中3科目で、平成27年度は5科目中3科目で、平成28年度は4科目中2科目で全国平均を上回り、また、全国平均を下回った科目においてもその差が縮まるなどの成果が見られております。そして、最終年度である本年度は全ての科目において全国の平均正答率を上回ることができ、プランの効果が学力調査の平均正答率という形で見られたと言えます。

一方、中学校では、プラン実施前の平成25年度は全ての科目で全国の平均と同等または下回っており、平成28年度に1科目で全国平均を上回ることがありましたが、それ以外は全国平均を上回ることができず、本年度も全ての科目において全国の平均正答率を上回ることができませんでした。したがって、プランの効果が学力調査の平均正答率という形では見られなかったと言えます。

しかし、各学校における全国学力・学習状況調査の得点分布という観点から見れば、平成26年度から平成29年度の間で、中学校では特に国語において上位層が増えるとともに、全体として下位層が減りました。具体的には、全国学力・学習状況調査の問題について全ての問題を同じ配点と考え、それを100点満点に換算し直し、100点から75点をA層、75点から50点

をB層、50点から25点をC層、25点から0点をD層としたとき、平成26年度調査と平成29年度調査を比較すると、中学校では、国語のB問題でA層が平成26年度は18.1%であったのが平成29年度は57.0%となっております。その他の科目のA層については平成27年度に大きく減少しましたが、その後順調に増えてきている状況にあります。また、D層について、平成27年度に国語Aが2.5%であったのが平成29年度は1.1%に、数学Aでは10.1%から8.9%に、数学Bでは33.3%から15.7%に減少しているなど学力の底上げが図られたことがわかります。

以上が吉田町ラーニングプラン事業を実施した全体としての成果ですが、次に、吉田町ラーニングプラン事業の具体的な施策に目を向けて御説明させていただきます。

まずは、調査結果に基づいた授業づくりについてです。

本取り組みは吉田町学力・学習状況調査を実施してその結果を分析し、日々の授業改善に生かすことで、児童・生徒の苦手分野の克服と教員の指導力の向上を図るための取り組みです。本取り組みを通じて教員は調査結果を分析し、受け持つ児童・生徒の正答率が低かった問題や無回答率が高かった問題を中心としてその対応策を検討し、例えばその分野や単元の指導を繰り返し行ったり、弱点に特化した宿題を課すなどその出し方を工夫したりしました。

その成果の具体例として、例えば平成27年度の小学校4年時の吉田町学力・学習状況調査の問題紙の「自分の意見や考えを相手にわかりやすく伝えることができる」という項目に対する肯定的な回答は64.3%でしたが、この結果を踏まえ、学校において課題に対する自分の考えを持つこと、その考えをわかりやすく相手に伝えるためのまとめ方、表現方法の指導を授業中に積極的に取り入れることを行いました。この取り組みの結果として、平成29年度の小学校6年時の同調査における同じ質問項目の肯定的な回答は72.1%に上昇しました。

また、中学校においては、平成27年度の中学校1年時の「調べたことをパソコンを使ってまとめたり、発表したりすることができる」という質問項目に対する肯定的な回答は45.9%でした。この結果を踏まえ、情報機器を使用して表現の仕方を重点的に指導したことにより、平成29年度の中学校3年時の同調査における同じ質問項目の肯定的な回答は62.2%に上昇しました。

今、御説明させていただいたものは一例ですが、教育委員会としては、これまで調査結果に基づいた授業づくりということについて複数年実施してきたことで、先生たちが調査結果を日々の授業に生かすという意識が高まっているものと捉えております。

続いて、放課後学習支援についてです。

本取り組みは、主に学力の定着に課題を抱える児童・生徒に対し放課後に学習支援を行うことで、学力の底上げを図るための取り組みです。

その成果としては、学力定着に課題を抱える層の人数の変化です。先ほど申し上げた学力調査の得点を100点満点に換算し、得点に応じてA層からD層に分けた際、中学校については先ほど述べたとおりですが、小学校においては、本年度は全国学力・学習状況調査においてD層の割合が国語、算数のA問題で1%以下となり、B問題においても平成26年度は国語で13.4%、算数で18.9%であったのが平成29年度は国語で11.6%、算数で17.3%と減少傾向にあります。主に、学力定着に課題を抱える層に向けた指導としての放課後補充学習の効果が、D層の減少という形であらわれた結果であると捉えています。

次に、公設学習塾の実施についてです。

本取り組みは、吉田町学力・学習状況調査の結果分析を踏まえた適切な教材を活用し、希望者に対して学習塾を開催することにより基礎学力の定着を図ったり、主体的な学習の仕方を身につけることで学習意欲を引き出したりすることを目的としています。

その成果としては、まず、公設学習塾に来ていた中学生は吉田町学力・学習状況調査の数学において、平均正答率が全体でプラス3.72ポイント上昇したということが挙げられます。また、児童・生徒対象の公設学習塾アンケートを実施したところ、「わからないことがわかるようになりましたか」の項目で、小学生で93%の児童が、中学生で90%の生徒が「とてもわかるようになった」もしくは「わかるようになった」と回答しております。さらに、「公設学習塾に参加してもっと勉強したいと思ったり、勉強が面白いと思ったりしましたか」の項目で、小学生で80%の児童が、中学生で70%の生徒が「とてもそう思う」もしくは「そう思う」と回答しております。

それに加えて、公設学習塾に参加している児童・生徒の保護者を対象としたアンケートにおいては、「公設学習塾はお子さんの学力や学習意欲につながっていると思いますか」の項目で、「とてもつながっている」もしくは「つながっている」と回答した保護者が小学校の保護者で85%、中学校の保護者で70%おりました。また、その理由について質問したところ、「学習時間が増えた」と回答した保護者が一番多く、小学校で38%、中学校で58%おりました。このように参加した児童・生徒の学力及び学習意欲の高まりは、公設学習塾実施の成果であると捉えております。

以上が吉田町ラーニングプラン事業の主な成果ですが、こうした吉田町ラーニングプラン事業実施の成果については、見えてきた課題を踏まえ、改善すべきところは改善しながらTCPトリビンスプランの各施策にしっかりとつなげていくこととしております。

次に、2点目の御質問にある平成30年度教育環境の充実としてTCPトリビンスプランの推進が示されています。そこで公設学習塾の拡充、ALTの具体的な成果、小・中一貫教育の推進、部活動の外部指導員の配置、放課後子ども教室の開設等について具体的な方向性をお伺いしますについてお答えします。

まず、公設学習塾の拡充についてお答えさせていただきます。

平成26年度に土曜学習としてスタートし、平成28年度から今のような公設学習塾という形になった事業であります。その中で先ほど申し上げましたとおり、児童・生徒の学力及び学習意欲の高まった成果が見られ、教育委員会としては今後も継続していくべき事業であると考えております。

しかし、現在、公設学習塾は土曜開催のため、小学生は安全上の問題から保護者の送り迎えを義務づけており、そのため保護者からその負担の声が挙がっております。また、公設学習塾はTCPトリビンスプランにおいて、放課後の居場所づくりの施策の一つとして挙げられています。こうしたことを踏まえ、来年度からは公設学習塾の土曜開催をやめ、平日開催としたいと考えているところでございます。

また、各学校にはタブレット端末が40台ずつありますが、この有効活用ということも踏まえ、公設学習塾の希望者の中から上限40名としてタブレットを用いた学習を推進してまいりたいと考えております。そして、このタブレット端末に学習ソフトを導入して、タブレット上で問題を解いていくことで、個々の進路にあわせた学習を進めることができるものと考え

ています。また、これまでどおりプリントを活用した少人数指導もあわせて行うことで、今後、現在よりもさまざまなニーズに応えることのできる公設学習塾の実施が可能となると考えております。

次に、ALTの具体的な成果についてお答えさせていただきます。

ALTとは、外国語指導助手という外国語に関する外部指導者のことであり、来年度から先行実施される小学校3、4年生の外国語活動や授業時数が増加する小学校5、6年生の外国語活動に対応するため、また、平成32年度から小学校5、6年で教科化される外国語を見据え、本年度から町内の各小・中学校に1名ずつ、計4名を配置しております。

外国語活動等の授業の充実はもちろんのこと、休み時間や給食の時間など日々の学校生活において、日常的にALTと触れ合うことができる環境を整えることで外国語を身近に感じることができるとともに、外国の文化についても興味・関心を持つきっかけになるものと考えております。具体的には、4名のALTは9月以降2月末時点までで月平均約60時間の授業を担当しておりますが、その中で各学校からはネイティブならではのコミュニケーションのとり方に子供たちも笑顔がこぼれ、外国語を楽しみながら学習できているやエネルギーに生徒と接し、発音も聞き取りやすく、生徒の聞く力、話す力を高めている、児童・生徒がALTと話す機会を楽しみにしているといった様子が見られるとの報告を受けています。

今、大人の世代にとって、英語とは他者との会話の道具ではなく、さまざまな海外の書物や新聞などから情報を受け取る道具としての役割が主となっていたように考えます。したがって、どちらかといえば読むということが重視され、授業においてもそうした力の育成に力が注がれてきたと感じています。しかし、グローバル化が叫ばれる昨今、英語を文字として読み、情報を受け取るだけでなく、実際に外国の人との触れ合いの中で聞く、話すといった英語でコミュニケーションをとったり、英語でみずから発信したりするために必要な技能の習得も重要になってきています。教育委員会といたしましては、次代を生きる子供たちにそうした技能の基礎をしっかりと身につけ、グローバル化する社会の中で主体的に生きていってもらいたいと思います。

次に、小・中一貫教育の推進についてお答えさせていただきます。

吉田町教育大綱において、子供たちが主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進するため、切れ目のない効果的なつながりのある教育を推進することとしています。この一環として、平成28年度から保育園、幼稚園、こども発達支援所における幼児教育と小学校教育との円滑な接続のための取り組みを行っており、現在もその推進を図っているところでございます。

また、全国学力・学習状況調査や吉田町学力・学習状況調査において、当町の小学生と中学生では学習の理解度に差が出ているという結果が出ており、いわゆる中1ギャップとも捉えられる状況が起こっていると考えています。

こうした状況を踏まえ、今後、小・中一貫教育を推進していくこととしていますが、本年度は推進の第一歩として、先進地である備前市、京都市、草加市を視察してまいりました。それぞれの地域では、小学校と中学校のつながりを意識して、例えば小学校、中学校を貫いた目指す子供像を設定し、共有し、小・中合同で教科部会を開催したり、総合的な学習の時間を核として小・中のつながりを生み出す取り組みなどを拝見しました。

今後はこうした取り組みを参考としながら、当町にとってよりよい小・中一貫はどのようなものなのかということを検討会議を設け、検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、部活動の外部指導員の配置についてお答えさせていただきます。

現在、中学校の教員にとって、超過勤務時間のうち部活動の占める割合が高い状況にあります。また、特に運動部活動については、顧問のうち保有する教員免許が保健体育ではなくかつ担当している部活動の競技経験がないという教員も多く、顧問に対する精神的な負担も大きくのしかかっている状況です。さらに、専門外の教員が顧問となることは、生徒にとっても、所属部活の活動に関する専門的な指導を受けることができないなどの技術面からもマイナスの影響を及ぼすものです。

こうした状況を改善するために、国では平成29年4月1日に学校教育法施行規則を改正し、新たに同規則上、部活動指導員を規定しました。このことにより、これまで教員以外の外部人材は部活動の顧問や副顧問ではなく、あくまでも外部指導者としてしか活動できなかったものが、設置者がその身分等を規定上しっかり位置づけることで顧問や副顧問に就任し、単独で指導や単独での大会の引率ができるようになりました。

今後、当町においても条例上、部活動指導員を位置づけるとともに、中学校とそのニーズについてしっかりと相談した上で、可能でありかつ要望のある部活に対し、部活動指導員を配置できる体制を整えていきたいと考えています。

最後に、放課後子ども教室についてお答えさせていただきます。

放課後子ども教室は地域の方々の参画を得て、子供たちの安全で安心な居場所づくりを学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等に取り組み、子供たちが地域社会の中で豊かで健やかに成長していく環境を提供するものであります。

当町においては、現在、自彊小学校区に北区地域教育推進協議会のボランティアの方々が月2回実施しておりますが、今後、平日4時間授業の日が増えることが予想されることから、放課後における安全で安心な子供の居場所の確保が一層必要とされます。来年度は中央小学校区をモデル校区に設定し、平日の4時間授業に対応した新たな放課後子ども教室推進事業を実施してまいります。また、平成31年度以降は町内全小学校区において、平日の4時間授業に対応した放課後子ども教室を開設していく予定でございます。

以上が各施策における推進の具体的な方向性となります。教育委員会といたしましては、ただいま申し上げた事業を中心としながらTCP トリビンス プランを着実に実施することにより、町民の皆様に対して最高の教育サービスを提供して、結果、子供、教員、保護者それぞれがウィン・ウィン・ウィンとなる真のトリビンスを目指してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

回答をありがとうございました。

特にラーニングプランでの成果として意欲の高まりが見られたというふうなことと、それから改善点はTCPに続けるというふうなお話がありました。

そこで、ちょっとラーニングプランのところで気になることをお聞きしたいと思うんですけども、中学校で全国平均を達しなかったというふうなことがあるわけですけども、そ

のことで中学校の取り組みとして確かな学力をつけるといいます。そのところでやる気だとか学ぶ意欲を高めるというふうにラーニングプランのところでは向上があったわけですが、そのところが不足していたんじゃないかというふうな気がいたします。

そこで、中学校でより学力向上の策として教科の指導は当然ですが、側面というか、やる気のところを育てるためにキャリア教育の推進であるとか、それから習熟度学習であるとか、それから生徒のSNS、これが随分多いんだそうですけれども、その使い方の指導とかそういうふうなところから取りかかり、自分の生きる道というふうなものを持っていくというようなことは考えられるでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ただいま議員から質問のあった大きく3点ですが、中学校のほうでもそういった観点からしっかりと取り組んでいきたいというふうに聞いておりますので、今後、教育委員会も協力をしながらと思っております。

1点目としては、キャリア教育の推進ということですが、その学ぶ意欲、なぜ学ぶのかといったところは自分の今後の生き方であるとかあり方、そういったことに結びつけながら学習をしていけば、よりそういった意欲が高まるのではないかとというようなところから、職業観であるとか人生観であるとかそういったところを総合的な学習の時間または特別活動などと絡めて、しっかりと指導をしていきたいというふうに中学校の方針として聞いておりますので、それをしっかりと教育委員会としても支えていきたいというふうに考えています。

また、SNSのことですが、これは全国学力・学習状況調査の質問紙調査の中でも全国平均に比べて当町の児童・生徒のSNSにかかる時間というのが長いというような結果が出ておりますので、これはPTAなどでも話題になっているというふうに伺っておりますので、また学校もそういった町のPTAと連携をしながらSNSの使い方、そういったところをしっかりと指導していきたいというふうに聞いておりますので、それもしっかりと教育委員会として支援できることを支援していきたいというふうに考えています。

また、3つ目の習熟度ということですが、実は中学校において、この後期から一部ではありますけれども、数学におきまして試験的に習熟度別の授業というものを実践しております。また、その習熟度を行って、実際の学校の負担感であるとか、またそれがどういった成果につながっているのかというようなことを見きわめながら、来年度以降どのようにしていくかということを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

実際に中学校で運営するのは学校の中で運営して、もう計画もいろいろと決まっていると思うんですが、ここで教育委員会のほうで支援をしたいというふうに今そういう気持ちがありましたけれども、具体的に今までもやはり現場の先生方となかなか話ができなかったというふうなことがあるものですから、そういうところで運営は学校でやるんですが、教育委員会としてどのように、具体的というところとちょっと行き過ぎちゃうかもしれませんが、支援を考えているでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

基本的にはさまざまな取り組みを学校が進めていく中で、我々、先生方がどうやったら日々の教育活動を円滑にというか、やりやすくやっていただけるのかというスタンスでいろいろ先生方の意見を聞きながら進めていこうと思っておりますが、具体的にということでありまして、まだ学校の具体的な計画が上がってきていないものですから明確にお答えすることができませんが、例えばキャリア教育ということでどなたか外部講師に講演をお願いをしたいということであれば、その人選なんかでも御協力をできるところがあるかなと思っておりますし、また、SNSのことで学校単独ということではなくて、小・中学校合わせてということであれば、その間に教育委員会が入ってつなぐことでうまく回ることもあるのではないかなというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） そういうふうにして側面から応援していただけるということで、ありがたいと思います。

30年度からそんな形で中学校の運営の一部の中に入れるわけですがけれども、ちょっと切り口を変えて、中学校で今ラーニングプランからの課題があったところを考えるんです。一つは、中学校を二つに分ける、物理的に大変難しくそんな話どこでどういうふうにやるんだねということになるかもしれませんが、それともう一つは、小・中一貫校とそのような考えはないかお聞きしたいわけですがけれども、吉田町の統計調査を見ますと、出生数を見ると平成24年が294人で、13年後のことを考えると中学校では7クラスか8クラスぐらいと。それから、25年と言うと255人、26年251人、27年253とだんだん少なくなって、それでも28年見ても大体6クラス前後というふうになる。そこまでのところではやはり人数が多くて、多くの人数での弊害はなかなか解消されないんじゃないかというふうに思うんです。

よって、二つにするというのはちょっと極端かもしれませんが、小・中一貫の教育を進めようとしているところなんですけれども、学校を一緒にしちゃうというような考えはありますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

小・中一貫の学校を一つにしてしまうということについての御質問ですがけれども、県内でもそういったところがありますし、また全国でもそういった形で取り組みを行って成果を上げているところもあるということは、学校教育課としても承知をしているところでございます。

また、そういったところの成果であるとか課題であるとか、そういったところをいろいろ踏まえながら今後、検討していくということになるかとは思いますが、基本的には小・中一貫の導入ありきで検討するのではなくて、つながりのある教育を進める上ではどういったポイントを抑えていけばいいのかというような議論を進めていく中で、そのつながりのある教育を進める一つの方法として小・中一貫というものがあるのだというふうに理解していますので、何かそれありきで進めるというわけではありませんけれども、しっかりとつながりのある教育の実現に向けて、検討を進めてまいりたいということを考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） それ前に小・中一貫のつながりを持つというふうなことでわかりました。

そここのところ、今、私もちょっと極端なことを話をさせてもらったんですけども、つながりのある教育というふうなことを今お話しされて、小・中一貫ということでTCPにも強くうたわれているわけですけども、そこで今進めている30年度から本格始動になります幼児教育カリキュラムの実践があります。その実践から小・中一貫につなげ、そしていずれはもしかすると学校につながるかもしれないというようなことだと思うんですけども、そこで、何回か私も幼児教育カリキュラムの策定、それから実践を拝見させていただいたんですけども、来年度から本格始動するというふうなことで、2月に国立教育研究所教育課程研究指定校事業教育研究協議会というので報告したと思うんですけども、そここのところ報告した内容と、それからまた日本中の人たちが聞きに来てくださったんですけども、その反応といいますか、感想、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

昨年度から取り組んでおります当町の幼児教育カリキュラムですけども、今、議員からありましたように当町の取り組みが国にも認められまして、今年度と来年度ということで国の国立教育政策研究所教育課程研究センターというところから指定を受けて、取り組みをさせていただいているところでございます。

今年度、中間報告というような形で、2年間の指定ですので、今年度が中間報告となるわけですけども、2月6日、国立教育政策研究所のほうにお伺いをさせていただきまして、そこで協議会がありましたので、当町の取り組みを全国に対して発信をしてまいりました。当町からは担当する首席指導主事とあと代表の小学校校長、また今回、さくら保育園とちどり幼稚園とそれぞれの担当の先生に行っていただきました。

概要としては、当町全体として取り組んでいること、幼・小、またこども発達支援事業所の連携の中でさまざまな幼児教育に取り組んでいますというような全体の話と、また、今年度、さくら保育園とちどり幼稚園でそれぞれ公開の実践をしていただきましたので、そのさくら保育園とちどり幼稚園の公開授業の様子などをそれぞれの園の先生から報告をしていただきました。

その中でということですけども、参加者からさまざまな感想、また御意見などをいただいておりますので、少し紹介をさせていただきますが、町を挙げて全体で取り組んだといった機会に恵まれていることがとてもうらやましいというようなことですか、町独自でカリキュラムをつくっているところがとてもすごいというようなお褒めの言葉を多くいただいております。また、全小学校に同じカリキュラムを受けた子供が就学すると、1年生のスタートがスムーズになるのではないかというような御意見でありますとか、学年の区分にこだわらない3ステップに分けた幼児教育カリキュラムの編成に魅力を感じましたというような感想でありますとか、御意見をいただいたところでございます。また、その中で、今後のというようなところで研究指定に当たっては国の教科調査官という方が指導に入ってくださいわけですが、その調査官の中からは今後、低学年においてはゼロからのスタートではないの

で、生活科を中心にしながら小学校にもしっかりとつなげていく必要があるというような御指摘をいただいたところでございます。

今後、まさに我々としては、幼児教育カリキュラムを28年度に作成をして、今年度実践をしてきて、来年度が本格的に実践をという中で、小学校においても円滑につながるようということで小学校低学年におけるスタートカリキュラムというものを現在作成途中であります。来年度、本格的に実践と作成というものにつなげていきたいと思っておりますので、指摘を受けたような生活科を中心として、小学校低学年でしっかりと幼児期に育てた10の姿を引き受けて指導をしていくといったものに耐え得るようなものを我々の町としてもできるのではないかとこのように考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

今、全国の人たちに成果を聞いてもらったといううれしい報告があったわけですが、私が申し上げたいのは、今ここのところでなぜこういうふうにして幼・保・小のところまでうまくいったのかと、一つは私としては、町にある二つの幼稚園が一緒になってカリキュラムの作成に取りかかったと、それが日に日に保育園の先生方と一体化したという様子が見られましたけれども、そのよかったところを今度は小・中と、中が問題なわけですが、そのつながりをもうこのノウハウがあるわけですから、つなげられるのではなかろうかという大きな期待をするんですけれども、その辺のところ、先ほどこれからスタートしたいというふうな話がありましたけれども、もうかなり具体的にはなっているんじゃないかと思いますが、その辺のところの中学校へのつなぎ方、それをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃるとおり幼児教育カリキュラム、いろいろな方からお褒めの言葉をいただくわけですが、その中ではやはり私立の幼稚園、公立の保育園といった公私の分け隔てなく、幼児教育という大きなくりの中で進めさせていただいております。それが定期的に会議の開催であるとか情報交換を行うことによって、うまく進んでいるのかなというふうに思っています。

今後、それを小・中とつなげていきたいということでありますが、やはりさまざま小学校の思い、中学校の思いがあると思いますので、その先生方の思いであるとかギャップであるとか、そういったところをまず埋めていくということから始めていく必要があるのかなというふうに考えますと、小学校の先生、中学校の先生、また小・中という話は保護者やまた地域の方々にもかかわってくるような話かなというふうに思いますので、そういった保護者の方、自治会の方々、地域の方々などにも御協力をいただきながら、そういった話し合う場を設けて、そういった話し合いの中から町として、また小学校、中学校それぞれとしてどういったつながりがいいのかというような進め方で行っていくことで、幼児教育がある程度円滑に進んだように、小・中のつながりというのを考える上でもうまく進んでいくのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、そんなようなお話を伺いましたけれども、もう一つ、幼・保・小のところで目指す子供像というのはかなりクローズアップされて、先生方が取り組んでいると思うんですけども、義務教育の中で小学校と中学校と少し違うわけですけども、義務教育という枠組みの中で中学校の目指す子供像というふうなところで、まだ要領ができていないものですからわかりにくいかもしれませんが、そのところはどうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

目指す子供像ということで、幼稚園、保育園、幼児教育の場合は、国のほうで大きく幼児期の終わりまでに育ててほしい姿というような形で10の項目が、ある意味目指す子供像として掲げられております。これは国のほうで掲げられているものがありますが、小学校、中学校においては、特段国のほうで幼児教育のような目指す子供像というような形では掲げられておりません。

なので、基本的には、現在のところは吉田町教育大綱が一つのよりどころになるのかなと思いますけれども、そういった子供に育てるための教育であるというようなことかなと思いますが、今後、先ほど教育長の答弁でも申し上げましたとおり、先進地視察の中で小・中一貫を図っていく中では、小学校と中学校がそれぞれ同じ方向を向く一つの手段として目指す子供像というのをもっと具体的に明らかにして、それを小学校、中学校の先生方で共有することによって、みんなが同じ方向を向けるのではないかというような取り組みを行っている地域もありましたので、つながりのある教育を考える上では、具体的にどういう子供を育てるんだというようなことを具体的に落とし込んで、それは我々というよりは、会議の中でいろいろ御議論をいただいた上で明確にしていくものかなと思いますが、それを共有してもらうことによって進めていくというようなことを現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） そうすると、教育大綱がいよいよ具体的になるというふうに捉えたいと思います。

次に、公設学習塾についてお聞きしたいと思いますけれども、タブレットを40台というふうなことで、きのうの質問の中でも大体各学校80人から90人になるではなかろうかというふうなことなんですけれども、教員は指導には基本的には入らないというようなことなものですから、タブレットを使用する公設学習塾における指導する人の研修などはどんなふう考えていますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

来年度の公設学習塾におきましては、タブレットと、あとはこれまで従来どおりのプリント学習を用いた指導ということで二つのパターンを考えておりますが、タブレットに関しましては、基本的にはそのタブレットで自分で独自にどんどん学習を進めていくということなので、当然その機器の使い方であるとか、あとは何か画面がフリーズしてしまってもうまく動かないであるとかそういった導入時期の指導という意味では、そういったICT機器をしっかり使いこなせる支援員というような形で当たっていただく人が必要かなというふうな考え

ています。そういった方については、基本的には委託の中で外部から、委託先から派遣をしてもらうというようなことで対応しようというふうに現在考えているところです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） それともう一つですが、公設学習塾でお聞きしたいのは、だぶるかもしれないけれども、この公設学習塾が目指すものは何でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

端的に言ってしまえば学力向上というところになるろうかと思えますけれども、学力向上というともちろん点数的な意味合いもありますけれども、学習意欲という意味でも広く捉えていただければと思いますが、そういった学力向上を目指す一つの施策であるというふうに捉えています。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 部活動についてお聞きしたいと思います。

部活動についても日々ニュースでも新しい情報が入ってくるわけですが、特に教育活動の中では、特別活動の中で学習指導要領の中に位置づけられていると思うものから、生徒との信頼関係を構築したり、それから生徒指導的などところも部活動を、今ちょっと体育系に特化しますけれども、ということがあると思うんですけれども、外部指導の方に指導していただく場合に、文科のほうでは9項目ぐらい指導者への研修内容を挙げてあるわけですが、生徒指導的などところが大きいかなと、それから人間関係をつくる、その辺のところの学校の先生方と外部講師とのつながりはどんなふうに考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、学習指導要領上の位置づけということでお答えをさせていただきたいと思いますが、現在、部活動については中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領それぞれ特別活動の中ではなくて、総則の中に書かれています。その中には教育課程外の活動として自主的な活動として行われる部活動についてはというような形で書かれておまして、部活動は教育課程外の活動であるということ。ただ、これまで部活動が果たしてきた役割というのは大きいものがありますので、教育活動と教育課程内の活動としっかりと関係を持たせながらやっていくことが望ましいというようなことは書かれております。

そういった中で議員おっしゃられるように、これまで部活動においては生徒指導の機能というものを大きく果たしてきたというふうに言われておりますが、本来で言えば特別活動であるとか、あとは日々の教育活動の中で行われるべきものであるというふうに考えているところでございます。ただ、部活動指導は当然、生徒にかかわることですので、そこで起きた問題が学校生活と大きく関係をしていくということもあろうかと思っておりますので、そういったことは文部科学省が研修の中でこういった研修もしてくださいねということで書かれているところでもありますけれども、そういった何か問題が起こったときに、担任の先生であるとか学年の先生であるとか、そういったところとのコミュニケーションをしっかりと図れるような体制を整備しておくことというようなことになっておりますので、我々もそういった部活動指導員をお願いするということになれば、そういった先生方との情報交換であると

か、コミュニケーションというものをしっかりとった上で行ってくださいねということをお願いすることになろうかと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） その辺が大変重要かと思えますので、よろしく願いいたします。

きょう、スポーツ庁で部活についてのことがニュースに出ておりまして、きのうもほかの県の小学校の例ですけれども、出ておりました。そうすると、行く行くはほかの外国のところでもやっているように部活動と学校の授業とを分ける、つまり社会教育のほうに移行するというようなこと、そうすると学校では授業をきちんと教えて、そして部活動は社会教育のほう、それからキャリア教育はキャリア教育とそれぞれ分けて教育活動が運営されるのがいいんじゃないかなと思えますけれども、先の先の話かもしれないけれども、行く行くはそんなふうなというふうなことをお考えでしょうか。社会教育のほうに移行するという部活動が。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

国であるとかが示している部活動のガイドラインの方針を拝見しますと、国全体としては大きくどちらかといえば、そういった今議員がおっしゃられたような方向に進んでいるのではないかというふうに感じることはございます。

ただ、現状においてすぐできることとできないことというのがありますので、そういった方針も踏まえながら、当町にとってよりよい部活動のあり方というのはどういったものなのかということを考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 最後にすみません、急いで申しわけないんですけども、先日3月8日のときに教育委員会のほうから新しい教育計画が公表されましたけれども、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

3月8日ですけれども、来年度の教育課程ということでさまざま御意見をいただいたということもありまして、例年であればしないわけですけれども、授業日数であるとか、あとは夏休みであるとか春休みであるとかそういった長期休業日の関係のことを公表という形でお知らせをさせていただきました。ただ、それに当たっては事前に保護者の方々には学校を通じて御連絡をしておったわけですけれども、そのようなことをさせていただきました。

また、その際、大きくということですが、来年度以降、トリビンス プランを進める上では、学校の先生方と意識の共有を図りながら進めていくということが総合教育会議でも合意をいただいた事項でございますので、我々として先生方と意識の共有を図りながら進めていくためにはどういった方法がいいんだろうかということ、校長先生からも3月8日に意見の聴取をしたところでございます。来年度以降、そういった意見を踏まえながら直接対話という場を複数回設けて、先生方と意識の共有を図りながらこのプランを進めていきたいということを確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 時間となりました。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回は、交流人口拡大、観光施策による地域活性化について質問をいたしたいと思いま
す。

定住人口が減少傾向にある地方で、観光客や都市と地方に居住地を持つ二地域居住者とい
った交流人口を拡大させることで人口減少の影響を緩和し、地域の活力を取り戻そうとする
動きが広がっております。

当町でも、しずおか中部連携中枢都市圏事業への取り組み参加やシーガーデンシティ構想
による観光交流客数の増加を見込む施策や、にぎわいの創出として地域おこし協力隊の活用
による地域力の維持と強化を図る方針が示されております。また、静岡県中部志太榛原地域
連携DMOとして、するが企画観光局による観光資源のブランド化、観光PRの推進が図ら
れていることが町長の施政方針にありました。

そこで、新たな施策を含めた交流人口拡大、観光施策による地域経済活性化について質問
をいたします。

1、平成30年度しずおか中部連携中枢都市圏新規事業、静岡中部地域サイクルツーリズム
推進事業に海の道コースとして当町も取り組む方針が示されたが、通過地点とならない
ことが重要であると考えますが、町の方針は。

2、エコツーリズム、産業観光（工場見学等）がキーワードとなる体験して学ぶ学習型観
光がトレンドとなっております。当町の企業、漁業、農業等の関係者への働きかけによ
り観光資源となり、交流人口拡大につながるデスティネーションブランド戦略の具体策
は。

3、近年、民泊という宿泊形態が全国的に注目されております。宿泊施設が少ない当町で
民泊を推進し、滞在型の観光客誘致を行うことが地域経済活性化の一助になると考えま
すが、町の見解は。

4つ目、地域おこし協力隊に求める活動方針とまちづくり公社との関連は。

ということで、以上、質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 交流人口拡大、観光施策による地域活性化についての御質問のうち、

1点目の平成30年度しずおか中部連携中枢都市圏新規事業、静岡中部地域サイクルツーリズム

ム推進事業に海の道コースとして当町も取り組む方針が示されましたが、通過地点とならないことが重要であると考えているが、町の施策はについてお答えします。

議員も御承知のとおり、しずおか中部連携中枢都市圏ビジョンとは、静岡県中部地域に位置する連携中枢都市の静岡市と島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町及び吉田町の5市2町がその地域資源を最大限に活用し、経済成長や都市機能の集積と強化、生活関連サービスの向上に資する取り組みについて連携、協力をし、将来にわたってこの圏域の一体的な発展を目指すための具体的な取り組みを示したものでございまして、平成29年度から平成33年度までの間に、さまざまな連携事業を実施していくこととしているものでございます。

今回の御質問にございます静岡中部地域サイクルツーリズム推進事業は平成30年度の新規事業の一つでございまして、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の静岡県開催を契機といたしまして、中部地域の各市町がサイクリスポーツの活性化とサイクリストの集客などにより交流人口の増加を図り、地域の活性化に資することを目的としてサイクルツーリズムのコースの設定、サイクルツーリズムのコースの整備及び休憩場所等の環境整備、誘客のためのPRマップ等の作成・サイクルイベントの開催に取り組むこととしております。

サイクルツーリズムとは、サイクリングと観光を組み合わせたレクリエーションのことでございまして、近年多くの自治体が自転車を活用した観光まちづくりに取り組み、その地域ならではの自転車体験を提供したり、自転車で観光名所などを回遊できるように環境整備を進めるなど旅行者の誘致を行っており、エコ志向や健康志向の高まり、旅行需要の多様化にマッチした取り組みとして外国人観光客からも支持をされ、全国各地の地域振興に寄与しているものでございます。

一般的にサイクルツーリズムは特定の日に参加者が集まり、特定のコースを周回する参加型、プロの自転車レーサーの競技を観戦する観戦型、恒常的にサイクリングコースを設定して集客を図るコース設定型、自転車ツアーをパックで楽しむ企画型の四つの形態があり、静岡県中部地域におきましてはこの中で最も一般的な形態であるコース設定型のサイクルツーリズム事業を展開していこうとするものでございます。

本事業につきましては、平成30年度から本格的に取り組んでいくものでございますが、サイクルツーリズム基本概念図といたしまして、川根本町から大井川河口までの大井川流域をコースとする山ルートと、静岡市から牧之原市までの海岸沿いをコースとする海ルートが示されており、当町はこの二つのルートの結節点に位置をしております。このサイクルツーリズムの取り組みと町内の公共施設や民間施設とが効果的に連携することができれば、当町の立地の優位性を十分に発揮することができ、交流人口の増加やにぎわいの創出、地域活性化などの効果が十分に期待されるところでございます。

この二つのルートはまだ各市町の意見が十分に反映された詳細なものではございませんので、今後のコース設定に向けた検討の場におきまして、県営吉田公園、吉田漁港、展望台小山城や北オアシスパーク等の公共施設を休憩施設とし、町内のサイクルショップやガソリンスタンド等を修理施設と想定したコースを提案してまいりたいと考えております。将来的には、多目的広場や海浜回廊でありますシーガーデンを有効に活用したコース設定を提案し、サイクルツーリズムの取り組みがシーガーデンシティ構想に掲げております新たなにぎわいの創出の一翼を担うことを期待をしております。

また、このサイクルツーリズムの取り組みにより、さらなる地域活性化の効果を当町にもたらしするためには、地域の商店等との連携が不可欠であると考えております。サイクルコースや休憩施設等の設定とあわせまして、町内の店舗や宿泊施設などとサイクリストを結びつける取り組みをあわせて行うことにより当町が単なる通過地点とならず、本事業の目的にもございます交流人口の増加はもとより、地域の商店等の活性化、さらには町の特産品等のPRによるシティプロモーションにもつながる効果が考えられますので、取り組みの早い段階から商工会や産業団体と密接に連携をし、それぞれにとって利益となる仕組みの構築を提案してまいりたいと考えております。

冒頭でも申し上げましたとおり、本事業は当町の単独の事業ではなく、静岡県中部5市2町の連携事業でございます。来年度から本格的な協議に入りますことから、ただいま申し上げました当町の考え方が全て反映された取り組みになるとは限りませんが、町の交流人口の増加や地域活性化の促進のため、実現に向けた調整等を図ってまいります。

続きまして、2点目のエコツーリズム、産業観光（工場見学等）がキーワードとなる体験して学ぶ学習型観光がトレンドとなっている。当町の企業、漁業、農業等の関係者への働きかけにより観光資源となり、交流人口拡大につながるデスティネーションブランド戦略の具体策についてお答えをします。

まず、議員からの御質問のデスティネーションブランド戦略でございますが、中部5市2町で展開する広域連携観光事業の推進を図るため、観光庁からDMOの候補法人として認定されております公益財団法人するが企画観光局がかじ取り役となつてしつおか中部連携中枢都市圏域の観光戦略として策定され、昨年12月26日に合意されたものでございます。

この戦略を策定するに当たりまして、するが企画観光局では、まず、当圏域に関しまして首都圏での認知度向上や観光資源のブランド化を進めることを方針として掲げ、その上で当圏域の観光ニーズを把握するために国内全域を対象とした大規模な市場調査を実施いたしました。

この調査結果によりますと、当圏域は観光目的地としての認知・理解に欠けている現状が浮き彫りとなり、個人等が観光する際には検討候補地にも入っていないことが最大の課題であるとの分析結果が得られております。これは個人等が観光目的地を決定する際は、90%強の方は「頭の中にある候補地の中から選択する」と回答しております。そして、この観光目的地の候補地として当圏域が含まれるかどうかの問いにつきましては、「当圏域の資源、地名を連想し観光に行ってみたい」と回答した方々は全体の0.05%とごくわずかでございます。このように調査結果によりますと、当圏域は観光に関しまして、他の地方都市との比較競争のスタートラインにすら立てていない状況であり、このことが当圏域の最大の課題に挙げられたものでございます。

また一方で、圏域全体としまして、全国の地方自治体同様、人口減少、少子高齢化、既存産業の縮小・衰退リスク等の課題を抱えており、これらの課題解決に向けた方策の一つとして交流人口増加の観点がございます。個々の自治体では他の有力な観光地の資源に勝つことができませんが、広域連携によって互いの弱点を補うとともに、他にはない独自の価値を生み出すことによって魅力を高めていくことが重要であると捉えております。

そこで、するが企画観光局では、当圏域が目指すべき姿として観光客と地域住民、観光客同士、また、国内観光客とインバウンド旅行者など多様な主体が活発に対話・交流し、学び

という特有な観光が展開される場所・目的地となるよう取り組むことを戦略の一つとして掲げたわけでございます。この圏域が有する多様な観光資源を最大限に活用し、思考力、判断力、表現力など、今後の社会において重要となる変化に対応する能力や資質を、観光という非日常体験の中で効果的に養う、観光と教育を融合させた新たな観光目的地の形成を図っていこうとするものでございます。

当町におきましても、議員の御質問にあります自然や歴史、文化等を活用したエコツーリズムや工場見学等を主体とした産業観光など、体験して学ぶ学習型観光は魅力的であると考えておりますので、町内で事業を担っていただく事業者の皆様の御協力を得ながら連携を深め進めていくことで、新たな観光商品としての活用や地域活性化への大きな可能性を持っているものと認識をしております。産業団体を初め町内の皆様とともにこの学習型観光事業を展開することによりまして、地域の皆様方が吉田町に誇りを持ち、郷土愛を醸成することにつながるものと期待するものでございます。

当町としましては、今後も引き続きするが企画観光局を中心に、圏域市町と連携を図りながら体験型旅行商品の開発に取り組み、産業として販路を用意したプログラムを開発することによりまして交流人口の拡大へとつなげるとともに、地域経済に好影響を与えることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の近年、民泊という宿泊形態が全国的に注目されている。宿泊施設が少ない当町では民泊を推進し、滞在型の観光客誘致を行うことが地域経済活性化の一助になると考えるが町の見解はについてお答えします。

初めに、民泊及び民泊を取り巻く情勢につきまして御説明いたします。

民泊とは、もともと世界各国で行われている一般住宅を活用して宿泊サービスを提供するもので、ここ数年、日本国内においても急速に普及している状況がございます。また、近年、急増する訪日外国人観光客のニーズや東京などの大都市部での宿泊需給の逼迫状況が課題となっている上で、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催によりさらに宿泊施設の不足が懸念されていることから、民泊の活用を図ることが課題解決になるほか、空き家対策としても期待をされております。

一方で、公衆衛生の確保や地域住民とのトラブル防止に留意したルールづくりと旅館業法へ抵触するにもかかわらず、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応が急務でございました。そこで国は、平成29年6月16日に、民泊を営もうとするものに対する一定のルールを定めた住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法を制定し、平成30年6月15日から施行される運びとなったところでございます。この法律は民泊を営む者に係る届け出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける措置等を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、これらの来訪及び滞在を促進、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としているものでございます。

この法律におきましては、民泊を営もうとする者は都道府県へ届け出ることを義務づけるとともに、宿泊させることができる日数を年間180日以内と上限を定めております。これは民泊を営みやすくする一方で、現行の旅館業法との適用範囲を明確に線引きするためのものでございます。このため、仮に一般住宅等を活用した民泊事業として届け出をしていた場合

であっても、年間180日を超えて有料で宿泊をさせるような場合は、旅館業法が適用されることになるものでございます。

また、民泊法第18条の規定では、都道府県は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、条例により、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとされておりますことから、静岡県では、県内全域において、学校等周辺及び都市計画法第8条に規定する住居専用地域につきましては、平日の住宅宿泊事業を規制する条例の制定を進めているところでございまして、現在、静岡県議会で審議されている状況でございます。

さて、当町の宿泊施設は、議員のおっしゃるとおり民間のビジネスホテルが2軒であり、年間の宿泊客数は平成28年度の実績で2万1,581人となっております。宿泊施設が少ない当町にとりまして、この民泊は滞在型の観光客を増加させ、地域経済活性化の一助となり得る可能性を秘めているものと認識しておりますが、近隣市町には安価な民宿が所在していることや観光資源が少ない当町にとりましては宿泊施設として単なる民泊を推進しても、現状では滞在型観光客の増加を見込むことは非常に難しいものと考えております。

しかしながら、当町は現在、シーガーデンシティ構想のさらなる推進を掲げ、防潮堤のかさ上げによる新たな安全を確保した海浜回廊の整備をしながら、沿岸部における新たなにぎわい創出へと取り組んでいるところでございます。このため、中部連携中枢都市圏事業における静岡県中部サイクルツーリズム推進事業や県の富士山静岡空港を核としたティーガーデンシティ構想と当町のシーガーデンシティ構想とを融合した形での民泊は、当町にとりましても交流人口拡大に向けた新たな展開が考えられるものでございます。

民泊につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事業を営む者の業務の不適正な運営や町民の生活環境悪化、地域住民とのトラブル等の問題が懸念をされております。また、闇民泊による犯罪の温床となる可能性や都市部以外の地域においては、既存の民間宿泊施設の経営圧迫も懸念材料として挙がっております。このため当町としましては、多様化する宿泊ニーズを踏まえつつ、民泊によって懸念される事項にしっかりと対応しながら、当町で進めているシーガーデンシティ構想の推進、中部5市2町などの近隣市町との連携が図られた民泊が展開できるよう検討してまいります。

続きまして、4点目の地域おこし協力隊に求める活動方針とまちづくり公社との関連はについてお答えをします。

地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上にわたり地場産品の開発、農林水産業への従事や地域における交流人口の増加に向けた観光振興などのさまざまな地域協力活動に従事してもらいながら、地域への定住を図る取り組みでございます。

総務省では、地方自治体がこの地域おこし協力隊に意欲的かつ積極的に取り組むことができるよう必要な支援を行っておりまして、平成21年度の初年度は全国で隊員数89人、取り組み団体数31団体でありましたが、平成28年度には隊員数3,978人、取り組み団体数は886団体と隊員数、取り組み団体数ともに大幅に増加している状況でございます。

総務省の支援の内容でございますが、地方自治体が地域おこし協力隊に取り組む際、地域おこし協力隊員の募集等に要する経費といたしまして上限200万円、地域おこし協力隊の活動に要する経費といたしまして人件費を含めて上限400万円、地域おこし協力隊の起業に要

する経費といたしまして上限100万円を対象とし、特別交付税措置が講じられるものでございます。

当町が平成30年度から取り組む吉田町地域おこし協力隊でございますが、地域資源の有効活用による新たなにぎわいづくりと地域の活性化に向けて、新たな地域の担い手といたしまして都市圏から地域おこしに意欲のある人材を積極的に招致し、その定住を図り、地域力の維持及び強化を図ることを目的としております。

隊員の業務内容でございますが、2人の隊員を委嘱する予定でございますが、1人は吉田町観光協会の業務に従事していただく予定でございます。具体的には、吉田町三大イベントの企画や運営に従事し、外部からの新たな視点で既存イベントをよりよいものになるよう見直しを行っていき、イベント来場者数の増加にも取り組んでいただきます。また、吉田町三大イベント以外にも町内で多種多様なイベントが開催されておりますことから、こういったイベントと町観光協会とがさまざまな面において連携を強化し、観光交流人口の増加を図る取り組みにも携わっていただきます。

もう一人の隊員につきましては、情報発信及び移住・定住の促進に係る業務に従事していただく予定でございます。具体的には、町の広報担当者の取材に同行し、SNSを活用してタイムリーに町の魅力等の情報を発信していくとともに、町内の企業や団体等と密に連携を図り、双方の情報発信ツールを活用することにより、行政と企業等との効果的な情報の連携に取り組んでいただきます。また、当町への移住者としての観点からも町の魅力の発信に取り組んでいただくなど、町内への移住者の増加に向けた取り組みも期待をしております。

隊員の条件といたしましては、三大都市圏の都市地域または三大都市圏外の指定都市に現住所があり、その住所地から住民票を町内へ移動し、居住していただく必要がございます。委嘱期間は1年以内といたしまして、最長で3年まで延長することができますが、それぞれの隊員の業務に設定しております指標の達成状況や地域協力活動の内容について評価を実施いたしまして、より効果の高い取り組みとしてまいります。

御質問でございます一般社団法人吉田町まちづくり公社との関連でございますが、吉田町まちづくり公社はその定款に基づき、防災に関する情報発信や企業間の連携強化、にぎわいの創出などに取り組んでいるところでございます。地域おこし協力隊の隊員が採用されました際には、観光協会と企画課にそれぞれ配置されることとなりますが、隊員が携わるにぎわいづくりの取り組みに関しましては、町内の団体や企業等が参画をし、にぎわいづくりや地域の活性化を促進させるための取り組みを町と一体となって進めていただいている吉田町まちづくり公社との連携は欠かすことのできないものであると認識をしており、今後、隊員の業務、公社が実施する事業との関連が出てくることも十分想定されますことから、あらゆるケースにおきまして公社と適切に連携を図り、それぞれの取り組みの効果を高め、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。御答弁ありがとうございました。非常に前向きな答弁ということでありがたく思っております。

そうした中で幾つか再質問させていただきます。

まず最初に、サイクルツーリズム、これは先ほど答弁にあったとおりなんです、そうした中で環境整備という面についてお伺いしたいと思います。

答弁の中で、休憩所としてオアシスパークであるとか吉田公園ということが示されております。この休憩所というイメージなんです、ただ単なる休憩所ということではなくて、当然このイベントとしては通過というか、走り抜けていってしまうというイメージは強いと思うんですが、こういうことをやることによって、そういったイベントに参加するだけじゃない本当のツーリスト、サイクリストの方がこの沿岸を走ってくるといったときに、野営というのかキャンプ施設というのか、特別な宿泊所に泊まらないでよく公園などでキャンプ的に一晩過ごすということがあるんです、ツーリストには。そういったものに対する対応というものはお考えでしょうか。ただ単にこの企画に乗ってやるというだけじゃなくて、吉田町の沿岸を当然広めていかなきゃいけないということでやると思うので、そうしたときにそういった対応もこれから必要になってくるかと思うんですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまサイクルツーリズム、これから今後5市2町を中心に広い範囲の中で検討といたしますか、行っていくわけですが、私も議員が御心配されている一つの通過点とならないということは非常に思っております。

また、この吉田町というのは地の利としまして、地形的にも今回のルートというのは結節点に当たるということで、非常にいいチャンスというふうに私たちは捉えております。

そうした中で、今、議員のほうから滞在というか、一つの方策としていわゆるキャンプであるとかバーベキューとかそうしたそこに少しでも滞在して、こういうことができるという強みを出したらどうかという御意見だと思います。

そうした中で、当町、今回予算のほうにも計上させていただいておりますが、シーガーデンシティ構想の推進委員会というのを来年度から立ち上げる予定でおります。全体的なサイクルツーリズムの構想というのは5市2町で戦略として今後固まってくるとは思いますが、当然その戦略に向けて町としても戦略をしなければならないというふうに思っています。そうした中でこのシーガーデンシティ構想の中で、特に今回まずシーガーデン、いわゆる沿岸部ににぎわいを創出したいという中で多目的広場、それから吉田公園等々踏まえてこの委員の中にも吉田公園のしずかちゃんであるとか、また、商工会の方々、各種団体の方々含めた中でこうした検討をしていきたいというふうに思っておりますので、今の御意見も踏まえて休憩所としてもどうしたものが必要なのかということも具体的に検討していきたいというふうに思いますので、その点も踏まえながら町としての戦略も今後していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 今の御質問では、野営についてどう考えるかという御質問もあったと思うんですが。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今私が申し上げさせていただいたのは戦略としてどう考えるかということがありますので、個別具体の施策というのは幾つかあると思います、野営だけに限らずです。野営も今現在、商工会のほうでも青年部のほうでやっていただいているということもございますので、そうしたそれぞれのイベントなり、そうした考えをどう結合させるかということが私は大事だと、いわゆる戦略が大事だということを思っているものですから、町としての戦略という中で今後、シーガーデンシティ構想推進委員会の中でそうしたことを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、野営に関しましては、都市公園とかでやる場合、法的に町の条例も含めて絡んでくるかなとも思うんですが、その点についても考え方によっては条例の改正であるとか、そういったところで対応していくということでもよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、確かに議員がおっしゃるように、一つは、都市公園という中のいわゆる許可条件のところをどうしていくかということもあると思います。また、逆に町有地の現有地のその活用方法ということも出てきますので、そうした相対的に当然必要があれば改正をしていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） この企画が33年ぐらいままでという話の中で、急いでやっていかないといけないなど。特にオリンピックを控えているんなことが起きてくると思います。その前の段階で広報等をしていかなかったら、終わっちゃいますよね。そういう中でやっぱりどんどん始めて、スピード感を持ってやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

先ほどの答弁の中で、これはあくまでも圏域の中でのものだよというようなことがありました。ただ、それだけではなくて、これは一つのきっかけということで考えていただきまして、ぜひそうしたものに当てはまらなくても、圏域の企画に当てはまらない、そういったツーリストの方が訪れやすい環境づくりというものを願ひしたいと思えます。

当然サイクリストの方が来ますと、道路状況であるとかそういった面でもいろんな問題が起きてくると思います。当町は道路整備ということで広い通りが整備されてきております。以前にも私言ったんですが、東名川尻の通り、せっかく片側2車線使えるのを今1車線しか使っていない、榛南幹線にしてもそういう状況があります。十分な道幅がある中で車道は1車線という使い方をして、もう一車線残っているところをそういったものに使ってけば、非常に交通事故も減るとというのが走るツーリストにも非常にいいのかなとも思うんですが、そういった道路環境に関する整備というのも同時に考えておいででしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

当然サイクルツーリズムにつきましては道路、いわゆるコース、休憩所だけではなくてそのそれぞれの点、その施設となる点と点を結ぶところがいわゆる道路ということになるかと思えます。当然その道路のコース設定であるとかそうしたことを考えていかなければなりませんし、その道路状況とかを検討しながらいわゆるモデル的なコース設定を選定していくのか、そうしたことを考えていかなければならないと思えます。当然そうした整備も必要があれば、そうした対応もしていかなきゃならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、デスティネーションという観点から観光なんです、本当にこの地域が認知されているのが0.05%と非常に低いという結果が出ているということをお答弁で伺いました。

実際のところ、じゃ、吉田町といったときにぱっと浮かぶのが何かというと、ウナギであるとかシラスであるとかというのは言われますけれども、じゃ、吉田町へ来てどこにあるんですかというのはよく聞かれます。例えばウナギ、ウナギの食堂はあります、あるんですが、ウナギ自体を買うところはどこですかといったときになかなか紹介し切れないようなところがある。ウナギ、シラスの町と言っている割には、じゃ、どこなんだろうというのが非常にあります。そういうところをやっぱり改善していかないといけないのかなと。

商売的に考えますと、吉田町のそういったウナギであるとかシラスというのは、ほとんど町内への出荷で成り立っているのかなと思うんです。それを観光にどう生かしていくのかといったときにはやっぱり加工屋さんと一緒に体験できる、協力はもちろん必要なんです、そういったやり方であるとか、シラス船へ乗れるのかどうかといういろいろあると思うんですが、そういった取り組み、そういうことをしていかないとなかなか広まっていけないと思ひます。

漁港に関して、シラスに関して言いますと、直接漁師さんから買えるかということと買えないです。形態がそういう形態になっていない。非常にいろんな面で吉田町の特産品を出していくというのはすごい難しいところがあると思うんですが、そういった点について町としてどういった方向性を持っているのかなというのが非常に思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回の御指摘のあったところについては、当町の大きな課題だというふうに思っております。シーガーデンシティ構想を展開する中でもその課題についてはかなり大きな重たい課題だというふうに受けとめておまして、水面下においては、地場産のものをどう活用してアピールしていくかというようなことについて、うなぎの組合とかシラス関係の方々とかいうのはお話を進めておまして、直営店をつくらうかとかいろんな話をさせていただきながら、どう今後に向けてそういうものを活用できるかというそういう具体的話を昨年、一昨年ごろから始めているところでございます。

ウナギ関係でいきますと、生産量とそれから組合が大きくなったというそれがございまして、なかなか独自で吉田のウナギを売り出していくというのが難しい状況にあります、そうした中でも本場の吉田というところをもう少し重視していただいて、独自の展開を行政も

一緒になってやらせていただけないかというような、そういう働きかけはさせていただいております。

また、シラスについては御質問にありましたとおり、直接ほかの漁協でやっていらっしゃるようなことが権利の関係もあってできないというところがございますので、いろんな今御質問にまちづくり公社なども出てまいりましたけれども、そうした中にも漁業協同組合、それから煮干協同組合、それぞれ入っていただきまして、その中で今後どう取り組んでいけるかという土壌だけは今つくってあるというふうに思っておりますので、そうしたところも含めて今後の展開というのは柔軟に発想して、これまでと違うような局面をつくれればというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今、理事が言われたように本当そうなんです。ウナギも組合は大きくなっちゃって、漁協も大きくなっちゃって、農協さんもそれこそ吉田町のレタス、昔は吉田のレタスでパッケージがありました。それが榛南のレタスになって、今、静岡レタスになっています。どんどん大きくなっちゃってきている。ここの本当の地場、産地という意味での広め方というのできづらくなってきているのかなと思います。先ほどのこの圏域という意味もあるんだけど、どんどん大きくなっちゃって、本当のピンポイントでここという生き残りですよ、ある意味、そういったことの施策というのはやっぱり本当これから必要かなと。

来てもらったらやっぱり吉田町へ入った瞬間、焼津じゃないけれども、におってくる。吉田町来た瞬間、あっちこっち看板が出ているとか、吉田町というのはこういう町なんだと。よくこんなこと言ったら失礼なんです、それこそサイクリストが言う言葉なんです、顔のないまちという言葉があるようなんです。境を越えてぼっと入った瞬間、顔のあるまちというのは、どこを見てもいろんなところにそのまちを売っている言葉であるとか、写真であるとかそういった看板がぼっと目につくそうです。でも、何も顔のないまちというのは、このまち何だろうとそこはもう本当に通過しちゃう。下調べは一応して、こういうのあるんだなと思って来ても期待外れで終わってしまうというか。だから、そうってしまったらもう本当に二度と来ない、本当に通過のまちになってしまいます。そこは本当にこれから考えていかないといけないのかなと思いますので、その点は今後よろしくお願ひしたいと思いますが、そういった考えというのはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの議員のほうからも町も顔のないということではいわゆる特徴、それもいいイメージということだと思いますので、そうしたことも踏まえながら今後、今の組織体も含めた中でもそれも戦略のうちの私は一つだと思っていますので、そうしたことも一番いい方向というような形で皆さんと話し合いをしていきながら、進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） ぜひお願ひしたいと思います。

続きまして、民泊についてですが、何も民泊は今いろんなこれからの、このごろもちょっと事件というかあったみたいですが、民泊自体がいろんなやり方がありますよね。当町でもし取り入れられるとしたら、ちゃんとした住人がいるところでの民泊です。そういったものでしたら、そういった事件というのは余り起きないのかなと。民泊のいいところというのは要は素泊まり、一切食事とか提供しなくても、ただ寝るところを提供するだけというような方式の民泊というやり方もあるということでもあります。

6月からが法律的にいろいろ規制が入ってくる、県のほうでも今言われたように学校から何キロとかというあれも入ってくるという規制がどこまでされるかわからないんですが、やっぱり町内では本当少ないですよ、宿泊施設が。どうしてもそうなるとう通過の町というような形になってきてしまいます。民泊で1日、2日いていただけると、本当に単なる観光コースではなくて、地元に入ってきてくれるかなと。そういう中でまた新たなものを発見していただいて、ツーリストの方に逆にSNSとかで情報発信してもらって、吉田町はこんなものもありますよ、認知が広まってくるということもできると思うんです。そういった意味で民泊は非常に有効的かなと思っております。その点について、課題は多い中でもう少し町の考え方というのを教えていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

民泊に対します町の今の考え方といいますか、今現時点の方針というのは先ほど町長のほうからの答弁が基本的な考え方になります。

議員もおわかりかと思いますが、現在、県議会のほうで規制をどうしていくのかということの中で進められております。

また、届け出制ということで自由にやれるというわけではなくて、当然、都道府県に届け出るという法律のこともございますので、そうした中で当町としても特に民泊の場合は先ほどのサイクルツーリズム、いわゆる個人の旅行者が対象となってくるというふうに思っております。そうした中でこの民泊もあわせて、本当広がってしまうところもあるんですけども、サイクルツーリズムを考える中ではこの民泊というのは当然切り離せないものだと思っておりますので、そうした中で吉田町のはどういった形がいいのかということは現時点ではちょっとこの方向がいいということまでは正直ないものですから、今後の戦略の中で吉田町としてのいわゆる戦略をどうしていくかということを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、地域おこし隊についてなんですが、縷々答弁の中であったように企画課であるとかに配属というかそういう形でやっていくというのは聞いております。

三大イベントの見直しであるとか情報発信であるとかという中で聞いてはございますが、地域おこし隊というそもそものがその地域に入って、地域住民と一緒に盛り上げていきましょいうよ、地域を活性化していきましょいうのが一番のもとだと思ひます。そうした中で勤務としてはそういったものがあるんですが、ふだんの生活、地域に根差した地域と交わるようなことというのはどういった点で考えておられますか。

それと、あとは当然その地域に入っていかなきゃというか、当然趣旨がそうなので、そうしたときにどういった町としてフォローをしていくんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

地域おこし隊につきましては、今回平成30年度に導入をしたいという中で当町としまして非常に期待をしているところでございます。

その中で当然地域おこし協力隊につきましてはその名のとおりなわけなんですけど、当然、当町に実際に住んでいただいて活動していただくということでございます。今の議員のほうから地域とのかかわりということですが、そこがちょっと今イメージといいますか、具体的なところが何を言われているのかわからないところがありますけれども、やはりここに住んで、勤務としてではなくて、例えばいろんな集まりであるとかそうしたところに参加をしていただく、またそういったところを私たちも紹介をしながら、私たち職員も例えば若い職員であれば勤務としては仕事あるわけですが、それを外せば例えば地元に行っているような活動されております、皆様方もそうだと思います。そうした中に入っていて、吉田町をまず肌で知っていただくということが大事だと思いますので、そうしたところを御紹介なり誘うなりもしながらいろんな意味でのバックアップといいますか、活動しやすい体制を整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 平成29年5月に、総務省地域力創造グループ地域自立応援課というところが冊子をつくっております。それをぱっと見ますと、受け入れ地域は地域おこし協力隊の趣旨目的を十分理解していますかというような項目があります。そうした中で受け入れ地域というのは吉田町で言えば吉田町、その協力隊の方がどこに居住するかまだわからないんですが、居住した地域、そこが受け入れ地というような考え方なのかなとも思うんですが、そういったところの受け入れ態勢といったらおかしいんですが、そういったものに関する町のフォローというのはどうですかということで、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員のほうからの御質問は、恐らく住むいわゆるコミュニティーのことだというふうに私は今理解をしています。当然、一人で住むというのはなかなか地域と一緒にあって共生社会ということがありますので、私は地域は二つあると大きく分けて、一つは吉田町という広い地域、議員も御承知だったと思いますが、地域のコミュニティー活動にも参加をしていただくということ、それからあと吉田町をまず全体を知っていただくということも必要かと思っておりますので、そうしたコミュニティー活動への積極的参加を呼びかけを行っていきながら、それを地域おこし協力隊の活動の中に取り入れていただいて、移住・定住もそうですし、観光とかにもつなげていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

地域おこし協力隊という形をとって国の施策なのでいいんですけども、この町自体が現在、企業がたくさんある中で、他地域からもう既に10年、20年と新しいといたら失礼なんですけど、住みついている方がもう多数おられますよね。そうした方々との今回、地域おこし協力隊という形で導入されるわけなんですけど、そういった居住年数がまだ短い吉田町に居住の方々との連携というのか、そういったことをしていけば非常にもっとまた広がっていくのかなというふうに自分は今考えているんですけど、そういった企画というのか考え方、施策というのかそういったものに対してはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今議員のほうからの御質問がございましたが、居住年数が短くて吉田町のいいところ、悪いところもいろいろあるかと思えます。そうしたのも一つの観点だというふうに私も思っていますし、よりよいものに行くには皆さんからの御意見、またこれまで住んでいる方の御意見も伺いながらいろんな視点、多角的な視点のもとに活動していただくということも……

○議長（藤田和寿君） あと1分です。

○企画課長（谷澤智秀君） 重要だと思いますので、そうした考え方も踏まえながらもやっていただければというふうに思っておりますので、町としても吉田町のためにという目的を達成するために、協力のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

本当に非常に新しい企画に乗って、吉田町どんどん観光面でも交流人口拡大という面でも上げていけたらなど。自分も議員になるに当たって、通過の町にしたいというのが非常に強かったので、ぜひ施策のほうを進めていっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で12番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開を11時10分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 大石 巖 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

私は、さきに通告をいたしました吉田町職員の定数と臨時職員の処遇改善について、質問をいたします。

昨年の第1回議会定例会におきまして、職員定数が改正をされました。町長、事務局が10人増の196人、それから教育委員会関係が3人増の30人になりまして、定員総数が235人から248人というふうになりましたが、私の見かけるところでは夜の9時以降も庁舎には明かりがついている状況などを見ますと、職員の皆さんが行っている仕事の業務量が行政需要に追いつかないというような状況が続いているのではないかなというふうに感じています。29年度の監査委員の報告の中でも月平均18.89時間の超過勤務というような報告もありましたし、多い課では月で40時間ほどという数字も出ていますので、大変な業務量じゃないかなと思います。これまでも定員削減や業務量の増大に対応して臨時職員を採用をしてきた、業務の補完をしてきたという実態があります。

昨年の通常国会の中で地方公務員法の改正が成立をいたしました。この改正の主な内容の一つに、臨時的任用職員の任用要件を厳格化するということが挙げられております。また、今開会中の通常国会の中では、働き方改革が重要な課題として議論をされています。

今の吉田町の職員定数が業務量の実情に合っているのか、また、臨時職員の処遇面での改善が必要ではないのかという観点から以下の4点について町長に質問をいたします。

- 1、職員定数の改正により規定上13人の増員となりましたが、現状、増員された所属課と人員、職種及び今後の充足予定を伺います。
- 2、臨時職員の採用状況（部署・人員）及び任用期間、再任用に当たっての空白期間は何日かを伺います。
- 3、無期転換ルール、これは2013年4月の労働契約法の改正により施行されたわけですが、有期雇用で働く人の契約期間が通算5年を超えると、希望すれば無期契約に転換できるというふうになっていますので、そういうふうな状況があるのかどうか伺いたいと思います。
- 4として、同一労働同一賃金の観点からも臨時職員の処遇改善は必要と考えますが、検討されている改善策について伺いたいと思います。

以上、御質問いたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町職員定数と臨時職員の処遇改善についての御質問のうち、1点目の職員定数の改正により規定上13人の増員となったが、現状増員された所属課と人員、職種及び今後の充足予定を伺うについてお答えをします。

吉田町職員の定数につきましては、平成29年3月議会定例会におきまして、吉田町職員定数条例の一部を改正する条例をお認めいただきまして、それまでの235人から248人へと変更したところでございます。この条例改正につきましては、町が推進する子育て支援事業の一環である保育の充実に伴い、平成18年から平成28年までに保育士を10人増員した結果、それまでの定数のままであると町長の事務局部局の職員の増員ができず、津波防災まちづくりや

子ども子育て支援など、新たに発生する行政需要に今後対応していくことが難しい状況となっておりますことから実施をしたものでございます。

なお、この定数の改正につきましては、総務省自治行政局が発行する類似団体別職員数の状況を用いた分析である定員管理診断表により、平成27年4月1日現在における当町の職員数は類似団体と比較して28人少ないという結果を根拠とするものでございますが、本年度実施した平成28年4月1日現在における職員数の定員管理診断におきましても25人少ないという結果が出ております。

この吉田町職員定数条例の改正によりまして、本年度4月から職員の定数は13人増員となったところではございますが、定数が増えたことにより即座に職員は増やせるものではございません。この改正後の条例に基づき、最初に増員が図られるのは平成29年度に実施した採用試験による平成30年度の採用ということになりますので、現状は増員をされておられません。

次に、2点目の臨時職員の採用状況（部署・人員）及び任用期間、再任用に当たっての空白期間は何日かについてお答えをします。

臨時職員の任用、給与等、勤務時間、休暇その他の身分取り扱いにつきましては、吉田町臨時職員等の身分取扱要綱に必要な事項を定めており、この要綱に基づいた任用を実施しております。3月1日現在の臨時職員の任用状況は11課で182人となっており、多くの課において任用している状況でございます。

任用期間につきましては、要綱の第6条で、地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時職員の任用期間は6カ月を超えない期間とし、6カ月を超えない期間で更新することができると規定しておりますことから、6カ月の任用が最も多くなっております。

御質問にありました空白期間についてでございますが、一部公共団体におきましては、社会保険の適用や年次有給休暇の継続から逃れるためなどの理由により、空白期間を設けている場合もあるということは存じておりますが、当町におきましては、継続して任用された場合も空白期間は一切設けておりません。

次に、3点目の無期転換ルールは2013年4月の労働契約法の改正により施行されましたが、有期雇用で働く人の契約期間が通算5年を超えると、希望すれば無期契約に転換できることになる。当町で働く臨時職員の無期転換ルールの適用について伺うについてお答えをします。

労働契約法第18条では、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換について規定をされており、「有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申し込みをしたときは、使用者は当該申し込みを承諾したものとみなす。」としております。

しかしながら、同法第22条第1項におきまして、「この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。」と適用除外を規定しており、地方公務員法が適用される当町の臨時職員につきましては、適用がないものでございます。

次に、4点目の同一労働同一賃金の観点からも臨時職員の処遇改善は必要と考えるが、改善策を伺うについてお答えをします。

当町の臨時職員の賃金につきましては、さきに述べました要綱に職種ごとの金額を定めておりますが、この金額につきましては最低賃金、社会情勢、近隣市町の状況及び他の職種との均衡などを考慮しながら随時改正を行っております。一例ではありますが、近年、話題となっております保育士の賃金につきましては、平成25年4月から経験年数を考慮した賃金体系とするとともに、時給の引き上げを行い、平成28年10月にも再度賃金の引き上げを実施しております。また、賃金ではありませんが、平成28年度からは忌引など有給の特別休暇を新たに設けるなど処遇の改善に努めてきております。

現在、国が進めようとしている働き方改革につきましては、厚生労働省から平成28年12月に同一労働同一賃金ガイドライン案が提示され、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて施行することを予定しております。町におきましても、このような国の動向を見守りながら、法令化された際には法に基づき適切に対応してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

ただいま簡潔な形での答弁をいただきました。

私が最初に質問をしました定数の関係ですが、29年度の中では採用がなかったというような答弁をいただきましたが、その質問の中に今後の充足予定を伺うということも入っていますが、その点についての回答がなかったというふうに思いますので、改めて回答をいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

吉田町の職員の定数の条例改正をさせていただきながら、13人増という形で定数のほうを改正させていただきました。その中で今後の充足予定ということでございますけれども、13人定数のほうを増やしたから、そのために一気に増やすということができないわけでもございませんので、今後、退職する方の人数、そしてそれに見合うような形で職員を増やしていくような形で、年数をかけながら定員に近づくような形で職員を増やしていくような方法をとっていきたいと考えておりますので、一気に増やすような形になりますとまた採用の仕方がでこぼこのような形になってしまいますので、順次、平準化したような形で採用のほうを増やしていくような形にしていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 30年度の採用状況を聞いていると私は理解したんですが。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

30年度の採用状況ということでございますけれども、30年度の4月1日現在の職員の状況ということだと思いますので、お答えさせていただきますけれども、今年度29年度に職員のほうの採用試験をさせていただいた中で、採用予定者が今8人おります。その中で今年度29年度に退職を予定している人数が10人おりますので、その中では今のところでは退職者に対しまして職員採用充足はできていない状況ではございますけれども、採用人数としては8人採用をさせていただくような予定でおります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、採用試験で8人というふうな数字もいただきましたが、退職者が10人と大変多い数字で、昨年の定数条例の改正の中でもいろいろ議論がありました。やはり今の現状の業務量に定員が追いついていないという状況については定員を増やして、そういう状況を打開をしようということが趣旨なはずですので、30年度についても改正された増員に近づくような定員管理というものがなされるべきではないのかと思いますが、今の答弁を聞いていますと、8人予定をして10人退職予定だということでありまして、実際には増員をした条例の改正の趣旨が生かされていないというふうに感じますが、その点はどうなのでしょう。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

計画的に職員の方の採用はしていく予定ではおりますけれども、定年退職予定者は大体想像がつくわけでございますけれども、ここ数年、普通退職が増えてきておりまして、今年度も普通退職者が出てきておりますので、そういった中で30年度の採用職員に対して退職者が多かったという状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

昨年の28年度決算の中でも、時間外勤務手当というものが合わせますと1億円を超すというような数字が出ておりました。今の現状を見ますとどうしても残業をせざるを得ないような緊急あるいは臨時的な業務、そういうものが実際には不要不急と言われるような日常業務の延長線上でそうした超過勤務が増えているんじゃないのかなというふうな感じがするわけですが、実態として今のそうした超過勤務の内容はどういうふうなものが多いのか、その点の説明をしていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

時間外勤務につきましては不要不急の時間外があるのではないかというふうなお話ではございますけれども、時間外勤務につきましては、勤務を命令する所属長の勤務の命令を受けて時間外をするということになっておりますので、所属長がしっかりと管理するということで、時間外勤務命令簿を使って勤務を命令している状況でございます。

日常的に業務の延長になっていないかということでございますけれども、今、置かれている町の状況が本当に近隣市町と比較しても職員が少ない中で、新たな業務も生まれながら一生懸命職員やっている中で、時間外勤務もやっぱり必要になってきている状況でございます。時間外勤務命令簿もその課の課長がしっかりと管理する中で、その勤務命令簿に業務内容と予定時間を記載しながら所属長が命令するような形になっておりまして、その確認をしながら勤務を命令することになっておりますので、そして勤務が終わった後も所属長が時間外の勤務を確認しながらやっておりますので、今、職員が不要不急の時間外をしているというところではなくて、必要な時間外をやっているというふうな認識でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かに今の状況から見ますと、業務を翌日あるいは翌週にということでおくらせていいものという業務は多分ないと思います。そうした状況の中では、どうしても時間外に仕事をしてでもやっぱり仕事をこなしていかなきゃならないという実情あると思います。そうした実情の中で昨年、定員の増ということで条例を改正したわけですので、そうした点ではぜひ今の現状をやっぱり打開するためにも、人員をそうした定員に近づけるような努力をぜひしていただきたいというふうに思います。昨年の条例の改正案の中でも、当局の条例の改正の提案説明の中では、こうした時間外勤務による対応も限界に達してきているというような文章も一文あるわけですので、その点ではぜひ努力をお願いをしたいと思います。

こうした定員の管理あるいは定数が何人が妥当なのかということでは先ほども回答がありました。総務省の定員管理診断の中で類似団体と比較をすることが一つのケースとして挙がっていますし、昨年の条例の中でもそうした比較をしますと28人少ないという数字が出されたというようなこともあります。私の考えなんです。本来の全体の業務量の時間数に対して職員一人当たりの標準的な業務量、時間数、これで割り返すというような作業の中で定員を、あるいは今の業務量に定員が何人足りないのか、人員が何人足りないのかというそうした総業務量対一人の標準的な業務量というような計算上で定員が何名必要になるかというようなこうした調査を行う、あるいは行ったということはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

役場の中の業務の量の調査ということではありますけれども、業務量につきましては毎年同じような業務量ではないとは理解しております。その中で毎年どのような業務が行われなければならないというところでは、毎年、総務課のほうでは各課の執務体制のヒアリングはやらせていただいています。来年度どのような業務が新たに発生するかとか、どのぐらいの業務量があるかというようなヒアリングをさせていただいている中でそこに何人必要であるかとか、この業務量はもう今年で終わったから来年はどうだというふうなヒアリングをした中で、適正なその職員の配置ということも考えながら配置をさせていただいていますので、適時、毎年そういうようなヒアリングをさせていただいた中で定数に近づくような形ではしなければいけませんけれども、必要数を配置しているような形で行っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

昨年もそうした各課の業務量の実情についてのヒアリングをしながら、人員の配置ということで課ごとにいろいろ増減をしたということもあるわけですので、そうした点でのやりくりは今の現状の中でもできるはずなんです。実際問題、今、総定員となるとそういうわけにいかないわけですので、全体のそうした業務量についても十分把握をしながら、定員の今後の計画についても明確にしていっていただきたいと思いますが、先ほどの答弁を聞いていますとなかなか今後の来年、再来年、5年先とかそういう点で実際の定員がどういうふうな、今の定員の条例でいけば増やしていくという方向になると思うんですが、そうした定員の管理、定員を増やすための段階的な計画というそういうものは今お持ち何でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 定員を増やすですか。

○5番（大石 巖君） 申しわけありません。今の条例にある定員に近づけるということでの計画です。訂正します。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

定員を増やしていくための計画といたしますか、大体何年ぐらいまでにこの数字というところは数字を持っているわけでございますけれども、計画としてのものにはなっておりませんが、大体、定年退職者数に比べて1人か2人というところで、10年間かけまして10人以上増やしていきたいというふうな形で予定数は見ております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 10年間で定員に近づけるということ、なかなか長い期間ですので、その間にもまた業務量がいろんな新しい業務が加わってくるんじゃないかなと気がしますので、そうした点では、なかなか現状を打開するというのは非常に難しい問題があるのかなという気がいたします。

次に、先ほど臨時職員の採用の条件については取扱要綱で決まっているということでしたが、一般の職員とそれから臨時の職員との業務分担なんです、私の資料で、これは一昨年の4月に総務省が全国の自治体を対象にした調査をしたわけですが、この資料の中で、これは非常勤職員と臨時的任用職員というふうな区分けがありますが、ここでは臨時職員について中心に見たいと思うんですが、裏の図2、字が小さくて申しわけないんですが、臨時職員を活用する理由という項目があります。この中で一番多いのが人件費削減、それから次に常勤職員の採用が困難、そして常勤職員と異なる人事管理が必要というふうになっていますが、この吉田町の中では臨時職員として採用する場合の要綱の中では、一般職とそれから臨時の職員との業務分担という区分では何か定めがあるわけでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

臨時職員の業務の分担といたしますか、一般職と臨時職員との区別というところでございますけれども、臨時職員につきましては正規の職員とやっぱり区別して業務を行わせているような形でございます。正規の職員でなくても行うことのできる業務を担っていただいているというところではございます。そのために今その差はどんなところであるかというところでは具体的に申し上げますと、決算についての押印を押すとか起案文書をするとかそういうことは行っておりませんし、当然、責任にかかわるものは正規職員がやっているような形でございますので、そんなところでは業務分担は明確に分けさせていただいているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

いわゆる事務の補助としての職員だということに理解をしてよろしいですね。

続いて、この中で先ほど言いましたように、人件費削減ということがやっぱり一番活用する理由の中では大きいわけなんです、これまでもこれは国のほうの方針として定員削減、あるいはそうした人件費も含めた予算の抑制ということでいろいろ方針が出てきたわけです。

けれども、今現在こうした定員管理について、あるいは予算的な抑制が国のほうからされているということの実情はどうなのでしょう。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

議員がおっしゃられているのは国から平成26年に出されております国家公務員の総人件費に関する基本方針のことかなというふうに思っております。この方針は5年ごとに基準年度を設定して、全体で対基準年度末定員比で毎年2%以上を合理化することを基本としているという内容であるかと思えます。

地方公務員につきましては、平成17年に総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものにおいて、5年間で4.6%以上を純減するというのをされて以来、定員の抑制に関しての具体的には求められているものはないんですけども、当町におきましても、この当時、国の要請に従いまして平成17年4月が224人だったものを平成22年4月までに213人まで削減をしてきておりまして、そこでは定員管理のほうも策定しながら定員数の削減を実施してきておりまして、平成22年のときにもそこまで落としているような状況であります。

しかしながら、国の4.6%以上減らすという要請に対しまして、市町村合併などもその間にあった中で、うちの町も市町村合併していない中で定員のほうを減らすというふうなことも行ってきておりまして、非常に厳しいものだったというふうに感じております。

それで、その中で非常に国から、県からいろんな権限移譲とか事業が増えてきている中で、とても業務のほうが進んでいかないというところで定員のほうも増やしていくような形で努力してきているところがございますので、昨年度の定数のほうの改正もさせていただきながら定員を増やしていくような形でしてきておりますので、定数のところはそんな状況でございますけれども、人件費につきましては、うちの町は給料表は国と同じような給料表を使わせていただいておりますので、国がもし給料表が削減されれば、うちのほうも人件費が削減されるような状況になってくるということで理解しております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまでの人員削減の経過等もお話いただきまして、大変厳しい状況についてよく理解することができました。

ただ、先ほどもお話しありましたように、臨時職員として採用されている方が非常に今大勢いるわけですね。その人たちのやっぱり処遇改善、あるいは福利厚生の関係の手当についてははっきりやっていただきたいというふうな感じがするわけですけども、先ほどの答弁の中にも社会保険等の手当については十分していますというふうな答弁いただきましたけれども、改めて健康診断の関係、それから研修の関係、あるいは有給休暇、それから手当、昇給などこの点については、一般職員の補佐をしている臨時職員という基準で見ますとどういう状況になっているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

臨時職員の福利厚生というところでお話があったと思えます。その中で臨時職員の健康診断は正規職員と同じような内容でやっております。あと、職員の研修についても業務は補助

的な業務ではございますけれども、本人の希望があれば受講のほうも拒んでいるわけではございませんので、研修のほうもさせていくような判断もしております。そして、あと有給休暇につきましても同じように付与させていただいておりますので、あと、手当につきましても正規職員とは業務がやっぱり格段違いますので、手当というところでは期末手当とかそういうことだと思いますけれども、そういうものは付与しておりません。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今のお話の中で、例えば研修については本人の希望というようなお答えがありました。やはり新しく臨時職員になられた方と、それから何年か経験された方とは接遇の関係とか、あるいは公務員法の中で仕事をやっているわけですので、そうした公務員法に対する認識のそうした研修、これは新規採用の一般職の職員と同じような状況での研修が必要じゃないかなというふうに思いますし、窓口あるいは町民の皆さんと接する場での仕事も多いと思いますので、そうした点での研修はしっかりやっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

基本的に臨時職員の業務については職員の補助的な業務を行っていただいておりますので、その中で業務の研修というところでは職員同士でこういうことはこういうふうなやり方をさせていただきたいとか、そういうところで現職員が研修をするような形ではやっているかと思っております。

そして、最初にその方を採用するときも面談をさせていただいて、公務員であるということでは守秘義務もあるし、そういうところでの公務員たる守らなければならないところまでしっかりとお伝えさせていただいている中で、職員のOJTを利用しながらそのところで研修を行っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

同じフロア、同じような業務の中でお互いに協力し合うということは当然のことだと思いますし、そのことによってお互いに合理的な協力的な業務が遂行できるということで、それは非常にいいことだと思うんですが、やはり研修でしっかりとした基礎知識を身につけるといっても非常に大事ですので、ぜひその点は努力をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、臨時職員が採用期間が6カ月ということで、そして再任用する場合、空白の日には吉田町の場合、ないよというような答弁をいただきました。そのことによって社会保険の適用とかそうしたものが可能になるわけですので、これまでの経過をみますと、1日の空白期間を設けてそうしたものを適用除外にするようなケースも結構あったわけですので、そういった点では吉田町の場合にはそれが無いということで認識をしました。そういう点では一歩進んだ状況だというふうに考えています。

ただ、実際問題、これまで臨時職員の人数がだんだん増えるということの傾向にあったわけですが、同時に一般職との格差が拡大をしているんじゃないかなというようなこと

も感じます。先ほども資料の中にありましたけれども、やはり正規の職員が担うべき仕事をより低い賃金、あるいは待遇の中で臨時職員に担わせるということがこれまでであったんじゃないかなと、現在もそうした格差があるんじゃないかなという気がします。今後のそうした臨時職員に対する待遇の改善について、今検討されていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

臨時職員の業務としましては先ほども申し上げましたけれども、正規職員と同じ仕事をしているわけではなくて、補助的な仕事をしていただいていますので、そのところでは賃金のところの妥当性というのは、やっぱり補助的業務というところで考えながら賃金のほうは決めさせていただいています。

その中でも先ほど答弁の中にもありましたけれども、保育園の臨時職員につきましては処遇の改善を行いながら、今の処遇に合ったような形でも改善させていただいておりますので、そういうところではある程度のところでは改善をさせていただきながら、保育の質の向上を目指しながらやっていただきたいというところで処遇を改善させていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

資料の表のところの調査結果というところの(3)に、代表的な職種別ということで事務補助職員、それから教員・講師、それから保育所保育士というようなことで大変たくさんの人員がおられるわけですが、こども未来課のほうでお伺いをしたいわけですが、先ほども答弁の中に保育士さんの例がありました、今、大変保育士さんの採用が困難といえますか、どこも欲しいところがたくさんあっていろいろ引っ張りだこという状況になっていると思いますが、やはり一つに条件としては先ほども話しありましたが、処遇改善ということで吉田町の保育所に安心して働くことができるという条件をもっと整備をする、条件をよくするというのも必要だと思いますけれども、その点について今検討されていること、これからこういうことを改善したいというようなことがあればお聞きをしたいと思います、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） こども未来課でございます。

町長からの答弁にもございましたように、直近では今から1年半前の平成28年10月に既に処遇改善をしておりますので、現時点では新たな改善というものは考えておりません。

その28年10月当時の処遇改善でございますが、まさにその保育士の確保急務などという中でお認めいただいたものでございまして、このときは月当たりの支給額に換算しまして1万6,300円増額となる改善をしております。近隣市との比較になりますが、それまで相対的に低かったものを近隣市の中でも最も高い処遇に改めております。

また、それまで時給制でございましたけれども、大型連休ですとか年末年始といった休日の多い月になりますと総支給額が少なくなってしまうという傾向があったわけですが、このときの改正では、保育士として1年以上の経験を有する者でかつフルタイム勤務をしてくだ

さるという方に対しましては月額固定給に変えておりました、休日の多い月であっても、吉田町の保育園であれば、安定した収入を得られるようにという改善も既にしておりますので、現時点では新たな改善というものは考えてございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまでも定員の中で保育所関係は充足ということや必要な人員ということで保育所関係を優先してきたという経過があると思いますが、今現在そういう状況なんです、これからは保育士さんの採用については非常にやっぱり厳しいものがあるじゃないかなと思います。今、町が進めている子育ての施策、これをもっと中身を充実させるためにも保育士さんの確保、保育所の拡充というものがなくなってくると思うんですが、その点は今の条件の中では、これからは保育士さんを採用する条件としては見込みが立つということでお考えなんでしょうか。もっと改善をしないと、これからの確保難しいという認識なんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 保育園の質を向上させるためには、吉田町が目指す保育の質を提供し続けるためには保育士の安定的な確保というのは必要であると思います。ただ、今どこも新制度になって以降、民間も含めて、近隣市町も含めて保育の需要というのは非常に高まっている中で保育士になれる資格を持つ者、この総数自体も大変不足をしております。そういった中では、吉田町が提示しておりますこの臨時職員の処遇条件というのはいまだに近隣市の中では非常に高いものとなっておりますので、実際に募集をかけて少ない中でも応じてくださっている方はいらっしゃいますので、この条件のもと、また保育士の確保を努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

先ほどの資料の中でも、学校関係の臨時教員の関係の方も非常に臨時の方が多いというふうな数字が出ておりますが、ここでは町の採用の関係ですので、学校の司書さんとかそうした資格をお持ちの方の採用状況、あるいはその処遇の改善、こうしたことについて現在検討されているような事項があればぜひお聞きをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、学校司書ということでございましたので、学校司書の採用状況ということですが、各学校1名ということで臨時職員で雇用をしております。基本的にはこの学校司書というのは学校教育課の臨時職員ということになりますので、その身分に当たりましては、先ほど来出ております吉田町臨時職員等の身分取扱要綱という要綱に基づきましてそれぞれの賃金でありますとか、有給休暇の状況、そういったことは決められておりますので、それにとって実際に雇用しているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

保育所、保育園の関係も同じような質問なんですが、そういう資格をお持ちの方の採用となると非常にやっぱり難しい点があるんじゃないかなと思います。これは図書館の関係も同じようなことでないかと思えますけれども、今後のそうした専門性を持っている方の採用についてこうした改善点、もう少し処遇をよくしたいというようなことでの検討をされていることがあれば伺いたいんですが、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、基本的には町の統一のルールといいますか、吉田町臨時職員等の身分取扱要綱にのっとり学校司書を雇用しておりますので、基本的にはそのとおりなんだろうというふうに考えています。

また、資格をということでしたけれども、その中では司書の賃金としてはそれぞれの時間給という意味合いで申し上げますと、全て臨時職員一律というわけではございませんので、学校司書に関しては通常の一般事務よりも多少高い時給というようなことで設定をされておりますので、そういった中で今後も運用してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

ぜひそうした点ではそれぞれの現場でやはり相手にする対象といいますか、町民あるいは学校でいえば子供たちということで欠かせない大事な仕事を担っていただいているということがありますので、ぜひ処遇改善についても十分検討していただいて、欠員といいますか、必要な人員を確保できるような状態をお願いをしたいと思います。

そうしたことが結局は住民サービスということの向上にもつながるというふうに思いますし、正規の職員の定数に見合うような増員、それと臨時職員の待遇改善、これについてはやっぱり車の両輪ということで、職場の中でそうした労働条件をよくしていくということは非常に重要だというふうに考えていますので、今後ともそうした住民サービスの向上を図るという観点からもぜひ改善をしていただきたいというふうに思います。よりよい安心して暮らせる吉田町ということで、ぜひそういう点で要望をして質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で5番、大石 巖君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開を午後1時とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 大塚邦子君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚邦子です。

私は、平成30年第1回吉田町議会定例会の一般質問に当たり、事前に通告してありますとおり平成30年度施政方針に基づく行政運営について町長にお伺いいたします。

一昨日の前日の3月11日は東日本大震災が発災した日でありました。7年前の平成23年3月11日午後2時46分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0、最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、死者1万5,848人、行方不明者3,305人、全半壊の建物37万戸を超えるなどの甚大な被害があり、同じ沿岸部を持つ我が町の住民にとっては津波がまちを襲う映像は衝撃的であり、恐怖よりほかにはありませんでした。今なお行方不明者は2,539人、避難されている方は7万人を超え、大津波の恐ろしさに身が震えます。

さて、我が町では東日本大震災後から津波防災まちづくりに取り組んでおり、平成25年度には15基の津波避難タワーの建設を初め、富士見幹線や東名川尻幹線などの避難道路の整備、すみれ保育園の改築、防災公園の整備などが完成しております。平成28年度には漁港東側にて多目的広場の整備が始まり、町長が掲げる津波防災まちづくりが目の前に姿をあらわし、一体全体なぜこのようなことができるのか正直驚きを隠せません。

平成30年第1回吉田町議会定例会第1日目に行われた町長の施政方針演説では、「人が集い 未来にはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、「躍動」をキーワードに全身全霊をかけて町づくりに取り組んでいくとの町長から決意表明がありました。また、具体的に示された四つの躍動、教育環境の充実、新たな安全とにぎわいの創出、子育て支援の拡充、健康づくりの推進を執行するための予算として、歳入歳出それぞれ106億3,700万円となる平成30年度一般会計当初予算案が議会に上程されました。

私は、本予算に対しては、我が町が策定した吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少の克服かつ地方創生に向けた積極大胆攻めの予算との印象を持つとともに、四つのプロジェクト推進には財源と人材が必要不可欠だと考えております。

そこで、以下のことについて町長の所信をお伺いします。

1、全身全霊をかけて町づくりに取り組む真意とは何でしょうか。

2、平成30年度事業計画推進のための組織体制はどのようなものでしょうか。

3、事業推進のための財源の確保と将来負担について、特に防潮堤のかさ上げ事業を最も重要な基盤と位置づけ、シーガーデンシティ構想を加速、深化させるに当たって町財政への影響はどうでしょうか。

以上が質問の要旨でございます。明快なる御答弁をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年度施政方針に基づく行政運営についての御質問のうち、1点目の全身全霊をかけて町づくりに取り組む真意とは何かについてお答えをします。

議員も御承知のとおり、平成23年3月11日の東日本大震災を境に、当町は危急存亡の危機に直面をしております。この危機を乗り越えなければこの町の将来はないとこれまでも事あるごとに議員各位を初め、町民の皆様方にお伝えしながら津波防災まちづくりの必要性を訴え、全力で取り組んでまいりました。

そして、平成28年度を始期とした第5次吉田町総合計画では、この津波防災まちづくりと一体的に進めるシーガーデンシティ構想を明確に位置づけ、確固たる安全・安心な町土を構築しつつ、これまで培ってきた歴史や文化の継承を図り、さらには次代を担う人づくりに努めるとともに、輝く未来につながる町の魅力を創出しながら人と人が相和して心豊かに暮らすことができる、豊かで勢いがあり心を魅了する町を目指してさまざまな施策を展開してまいりましたが、平成30年度からはいよいよ津波防災まちづくりの一丁目一番地でございます防潮堤のかさ上げ工事が国の全面的な御支援のもと、川尻工区におきまして開始される運びとなったわけでございます。

このことは当町にとって悲願であり、川尻工区におけるかさ上げされた防潮堤が既に盛り土工事が完成している多目的広場と接合し、さらには大井川の堤防のかさ上げ、住吉海岸における防潮堤のかさ上げ、坂口谷川河口への水門設置が順次進んでいくことによりまして、当町の津波防災まちづくりの一丁目一番地の狙いである大津波を海岸線で食い止めることができる大津波阻止網が完成し、当町の安全・安心は揺るぎないものとなります。

そして、この機を逃さず、津波防災まちづくりによる安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想をさらに加速し、深化させることによりまして、沿岸域における新たなにぎわいを創出し、活性化を図る契機とするとともに、現在、重点的に進めております吉田町教育元気物語、TCP トリビンス プランを中心とした教育や子育て支援、健康づくりの推進など各施策を一体的に展開することで、当町の将来都市像である「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」が体現されることになるわけでございますことから、平成30年度は「躍動」をキーワードに積極的な予算編成を行ったものでございます。

平成30年度は、津波防災まちづくりの最重要課題でありました防潮堤のかさ上げ工事がいよいよ川尻工区から始まり、平成23年3月の東日本大震災によってこの町に突きつけられた危急存亡の危機から反転攻勢へと転じるスタートの年となるわけでございます。

東日本大震災以降、「ピンチをチャンスに」を合い言葉におのれ自身を叱咤激励し、強力に津波防災まちづくりを推し進め、ようやくここまでたどり着いた感があるわけですが、津波防災まちづくりの一丁目一番地であります防潮堤のかさ上げ工事を初めとする海岸線における大津波阻止網の構築は、これからの数年間、まさに胸突き八丁の状態が続き、真に正念場を迎えることとなります。

一昨日に発行いたしました「広報よしだ」3月号の町長からのメッセージの中でも一部述べておりますが、当町の海岸線における大津波阻止網の構築に伴う最大の課題は、住吉工区における防潮堤のかさ上げ工事でございます。住吉工区の防潮堤のかさ上げ工事につきましては、川尻工区のように防潮堤の背後地が国有地ではなく、民有地であり、その民有地には多くの民家やシラス加工業者などが軒を連ねております。一般的には、公共工事に際し、移転が必要となれば所有者等に対しましてそれ相応の補償を行い、その財源を手当てしなけれ

ばなりません。また、当町の海岸は国の直轄海岸でありますので、国と協議をしながら背後地の課題を踏まえた最善のかさ上げ方法を検討していかなければなりません。

仮に住吉工区のかさ上げ工事を町が単独で行う場合には、技術的なことはさることながら、財政的にも大きなリスクを抱えることになるものでございます。この課題解決に向けまして、国にお願いするしかすべはなく、当町にとって最善の方向へと導くためにも、これまで以上に国・県への働きかけを行わなければなりません。何としても国・県に御支援をいただき、町民のため、そして町の将来のためにも最善の方策を講じることが首長として課せられた私の使命でございます。そのためには、長年、私が培ってきた経験はもとより、ありとあらゆる手段を駆使し、全身全霊をかけて国への働きかけを行い、必ずや成功裏に導くという信念を平成30年度の施政方針で申し上げたわけでございます。

議員におかれましては、平成30年度という年が当町にとってどのような年なのか、また、当町が置かれている状況を初め、町づくりをどのように進めていこうとしているか、ぜひとも御理解賜りたいと思っております。

続きまして、2点目の平成30年度事業計画推進のための組織体制についてはお答えをします。

現在の町の組織機構につきましては、新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、第5次吉田町総合計画を着実に推進できる体制を目指して、平成28年4月から運用を開始したものでございます。

平成30年度における重点施策は、シーガーデンシティ構想の推進を目指した新たな安全とにぎわいの創出のほか、教育環境の充実、子育て支援の拡充、健康づくりの推進を掲げておりますが、これらの施策は平成29年度から引き続いて展開させるものでございますので、平成30年度においても現行の組織機構を基本としながら推進していくことが可能な状況でございます。ただし、平成30年度は防潮堤の整備が本格的に開始されることとなりますことから、国との調整窓口を強化し、着実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、こうした観点における組織運営の工夫を凝らしてまいります。

続きまして、3点目の事業推進のための財源の確保と将来負担について、特に防潮堤のかさ上げ事業を最も重要な基盤と位置づけ、シーガーデンシティ構想を加速、深化させるに当たって町財政への影響はどうかについてお答えをします。

当町では、これまで津波防災まちづくりを強力に進めながらも単年度の健全性は維持しつつ、中長期的にも総合計画に掲げた将来都市像である「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現を目指して財政運営を行ってきております。当町が今後さらにシーガーデンシティ構想の本格的な事業展開を図ろうとしておりますことから、議員は将来的な財政運営、特に起債残高が増加している御心配から御質問をされているものと認識をしております。

結論から申し上げますと、現状の事業運営に関しましては、中長期的に財政の健全性が維持され、安定した財政運営を行うことが可能であると考えております。このように考えている理由といたしましては、まず、町債の発行高を逡減させるために、普通会計の町債の管理原則を忠実に実行しているということが挙げられます。これは平成16年度において、当該年度の借入額は当該年度の償還元金を上回らないことを方針に掲げ、実践してまいりましたが、平成23年3月11日の東日本大震災が発生してからは、それまでの町債の管理原則に都市

防災総合推進事業関連の事業に係る町債発行残高を除くという例外規定を追加し、津波防災まちづくりを迅速かつ強力に進めた結果、起債残高は増加いたしました。交付税措置のある大変有利な地方債を借り入れるようにいたしましたことから、実質公債費比率や将来負担比率は健全性を示す基準数値内におさまっており、客観的な指標において財政の健全性が維持されていることが証明をされております。こうした財政運営の手法は今後とも継続し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、もう一つの理由でございますが、津波防災まちづくりを強力に推進する中で、新たな企業の進出による民間資本が当町にもたらされたことやこれまで控えられていた既存企業の設備投資が回復基調になりつつあることから、歳入の確保に向けた増収が見込まれる状況となったことが挙げられます。このことは景気回復に向けた社会経済情勢の変化によるものでありますが、沿岸部に位置する当町にとりましては、大津波に対するリスク回避から設備投資が見送られてきた中で当町の目に見える津波対策などにより期待感が生まれ、沿岸域に企業が進出するなど津波防災まちづくりの成果の一つのあらわれであると考えております。

当町では、平成20年9月の米国における大手証券会社の経営破綻、いわゆるリーマンショックを契機に町税が落ち込み、平成19年度の64億7,566万8,000円をピークに年々減収傾向が続き、さらに、平成23年3月の東日本大震災によって拍車がかかり、平成28年度の町税は5億4,821万円と平成19年度のピーク時に比べ約12億円の減収となりました。こうした状況の中であっても当町は健全な財政運営を維持しつつ、津波防災まちづくりを初めとした防災対策、教育の充実、子育て支援、健康づくりの推進など各種施策を強力にかつ着実に進めてきております。

また、私が就任した平成15年度には5億円程度しかなかった財政調整基金は、先ほど申し上げましたような町税が減収傾向にある中で、津波防災まちづくり事業を中心に積極的な事業展開によって起債残高が増える状況下ではございましたが、平成28年度末には20億1,300万円の残高にすることができました。

当然のことながら、財政運営においては、常に考えられる最悪の事態を想定しながら効果的な方法を見出すわけでございますが、その方策の一つとして、当町では新たな予算編成を行う都度、町債残高と償還に関する財政シミュレーションを行い、将来予測を行ってきております。この予測に当たりましては最悪のケースを念頭に、町の起債ルールである当該年度の借入額は当該年度の償還元金を上回らないことを守りつつ、最大限の額を借入額として仮定した形で財政シミュレーションを行っております。その結果、将来的にも実質公債費比率を初め、将来負担比率は健全性を示す基準数値内におさまり、財政の健全性が維持されている状態が推計されております。

このように、当町では財政の健全な運営を行ってきているわけでございますが、今後も津波防災まちづくりやこれと一体となって進めるシーガーデンシティ構想の事業を初め、教育、子育て支援、健康づくりなど多様化する町民ニーズに対応した各種事業を着実に展開していく必要があります。それらの事業を展開するためには多くの財源が必要となります。これまで私は津波防災まちづくりのような多額の経費がかかる事業につきましては、最少の経費で最大の効果を生むため、国や県に働きかけを行いながら、あらゆる国や県の補助メニューの中から当町にとりまして財政負担が少なくなる事業の選択を行いつつ、事業採択に向けて知恵を絞って事業化に向けて奔走してまいりました。現下の情勢は町税収入が微増となり、若

干の景況感が出てまいりましたが、反面、固定資産税の税収は落ち込み、特に沿岸部を中心に土地の下落がいまだに続いている状況でございます。

今後、新たな財政需要に対しましても基金を活用しながら国や県の支援が得られるように努めつつ事業の進捗を図り、津波防災まちづくりによる確固たる安全のもと、諸施策を推進し、多くの人々が住みたくなる「豊かで勢いがあり、心を魅了するまち」の姿が形となり、その先に町の将来都市像である「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」があるものと確信しておりますので、今後も引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。

我が町吉田町の未来に向けて、躍動しなければならないこの時期だからこそ、財政的なりスクをなくし、最少の経費で最大の効果をもたらすよう全身全霊をかけて事業を展開し、この難局に立ち向かい、何としても乗り越えてまいりたいと思っております。

議員におかれましても、この平成30年度からの数年間をまさに胸突き八丁の正念場が続く状況であることを御理解いただき、町民のため、未来の吉田町のために明るい道筋をつけることができるよう、大所高所からの御支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

町長がこれまで取り組まれてきたことに対しまして、財源の裏づけの御説明があったわけですけれども、東日本大震災発生以降、こうした国と県の支援を受けてこられたという中身をちょっと調べてみたんですが、採択された補助金とそれから実施した事業を挙げてみます。平成25年度は平成24年度の補正予算ということで補正予算債が使われたというふうに思いますけれども、国土交通省の防災安全交付金、元気臨時交付金を使われて15基の避難タワーの建設と4カ所の消防団詰所の改築、あと舞台民附線、住吉幹線、富士見幹線、東名川尻幹線を初めとする合計13本の避難道路の整備、防災公園の整備、中央公民館の耐震改修、すみれ保育園の改築、これらを実績としてこれは決算で認めたものでございます。

また、平成26年度は環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、これで町内の防犯灯を1,942基のLED化をしております。平成27年度には、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を使って、役場庁舎の空調設備の更新及び照明設備のLED化をしております。

また、平成28年度には農林水産省の農山漁村地域整備交付金、これで漁港の前浜の多目的広場の整備に着手しております。また、平成27年の補正予算債を使って、文部科学省の学校施設環境改善交付金で小・中学校全ての教室に空調設備を導入しております。

また、平成29年度昨年度ですけれども、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を使って、ナイター設備を含めた小・中学校の全教室の照明設備のLED化、さくら保育園とわかば保育園、町立図書館の空調設備の更新と照明設備のLED化をしております。また、本年ですけれども、29年度の補正予算債を使って、平成30年度には文部科学省の学校施設環境改善交付金を使って中央小学校除く小・中学校のトイレの洋式化、こうしたことを町長はやられているわけでございます。

平成27年4月22日付の静岡新聞の記事に、政府とのパイプを生かして次々の事業予算を獲得した。その剛腕ぶりを対立候補は強引で町民の意見を聞かないと批判したがと書かれておりまして、町長の剛腕ぶりというのがクローズアップされていることを記事で読んでおります。その後の予算獲得については、今、私が調べたものを述べましたけれども、剛腕そのものだなというふうに思うわけですがけれども、なぜこのような予算の獲得ができるのかと私は本当にこれはお聞きしておきたいと、一体全体どうなんだろうということをお聞きしますので、この点についてはお答えをいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きのうも議員の皆様にお話ししたことでございますけれども、私は基本的にプロセスについては話したくないわけでございます。首長は結果だけでございます、結果を示せるかどうか首長のいわば仕事をしたかどうかということでございます。

あれをしたいこれをしたいと言っても何もできない、ある意味で言うと、政治的な詐欺もしくはペテン師と言われることは首長にとりましては最大の恥辱でございます。基本的に私は今期においてやりたいと申し上げたことは、さきの選挙でつくりましたパンフレットに全て載っております。そして、先ほどちょっと目を通したんですが、ほとんど全部やっております。さらに、トイレの洋式化は載っておりませんが、これもやっております。なぜ私がそのようなことができるかということは、簡単には申し上げることは私は非常に嫌でございますけれども、基本的にはお願いをして、その全てがかなうというだけでございます。

議員も宝くじを買うことございますか。私も二十幾つかのころから50年近く宝くじを買うのでございますけれども、一度も1万円以上のものが当たったことはございませんけれども、この事業の採択に関しては、ある意味においては百発百中と言っても私はおかしくないと思っております。恐らく私自身が幸運のいわば何かそういうものを持っているんじゃないかと私も思っておりますが、ただ言えることは至誠一貫おのずの信ずるところをまさに訴えて、その指示を仰ぎ、事業採択をしていただくということが恐らく中央の皆様に通じているその結果ではないかとこんなふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

全身全霊をかけて町づくりに取り組む真意というものが述べられていたわけですがけれども、その中でも私どもも心配するんですけれども、やはり町単独でやるということをお考えたらとてもこれら事業はできないわけございまして、そのことが将来負担につながっていくのではないかとこのように心配をして、このような質問をさせてもらったんですけれども、先ほどの御答弁の中で最善の方策をとっていかれるということで、今の私の再質問には余り具体的にはお答えしていただけなかったわけですがけれども、今後どういうふうにして、町長がよく言う一丁目一番地の防潮堤のかさ上げを最重要課題としてやっていくよということをおっしゃっていただけたけれども、そのあたりをもう少し納得まではいきませんが、安心をしてお言葉をいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私も答弁の中で当然のことながら海岸線における大津波阻止網、これにはとりわけ問題というものは住吉工区の問題があるということをおっしゃっております。住吉というものは川尻と違まして底地が民有地であり、その上には普通の民家であるとかシラス

の加工業者であるとか、ほかにも工場等が建っております。したがって、底地が民有地でございますので、仮に川尻工区と同じような形での底辺が36メートルもあるようなものをつくった場合は当然のことながらそこにひっかかる民家の方であるとか、それからシラスとか加工業者の皆様には一定のお願いをすることになります。その場合には当然のことながら移転の補償であるとか、営業の補償などをしなければなりません。これちょっと考えたけれども、かなりの額になります。それが当町が単独でやる場合にはそのようなことが起きるといいうわけでございますけれども、私が答弁の中で申し上げたように、基本的には当町に負担のかからないような形、でき得ることであるならば国の全面的なお金でやっていただきたいとこんなことを考えております。

やり方は二つございます。一つは、複数官庁にまたがる形でもって事業採択に向けての財源をお願いすること、もう一点は、財政法のらち外にあるやり方、この二つでございます。

まず、複数官庁にまたがる事業採択、これは非常に難しいものでございますけれども、かつて私がやったことがあります。それは平成25年のときやった形でございます。これは前の選挙のときに、私の対立候補である方がたしか平成24年の12月の議会だったと思っておりますけれども、このままやったらお金がなくなると、どうするんだと言ったとき、国から持ってまいりますとそのとおり持ってまいりました。それと同じようなことを複数官庁にまたがる事業採択の形でお金を何とかしてもらおうと、これも非常に難しいんですけども、端的に考えますと、財務省それから国土交通省両省のいわば間に調整をして、お願いをして、そのまたがる財源の手当てをすると。これトップの了解を得られませんとできませんから、これも非常に難しいと。

もう一点は、財務省から国土交通省、農水省、内閣府、これ一部には官邸かかりますけれども、このいわゆる四つないし五つのトップに話をつけるとこういうふうなことでございます。

しかしながら、これをやれない限りは最初に申し上げた複数官庁にまたがる問題、もう一つは財政法のらち外にある今申し上げたのは財務、農水、国交省、内閣府、一部には官邸と、要は非常に難しい誰もやったことはありませんけれども、これをやるということをやれませんと恐らくこの町は財政的な大きなリスクを抱えます。何とでもこれをやるというのが私が平成30年度の施政方針をえてして申し上げたことでございますので、これは私の命にかえてもやらなきゃならないと思っております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 30年度の予算の中で、事業計画の中で防潮堤のかさ上げ事業が始まるということを承知したわけですがけれども、今、町長から御答弁があったように今回は川尻工区ということになります。住吉工区については今、御答弁があったように大変難しい財政リスクも含んだ大きな課題があるということで今、御答弁がありましたけれども、繰り返しのになってしまうかもしれませんが、今回、川尻工区と住吉工区と切り離された理由というのは何でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは非常に技術的な問題がありますので、本来は船橋理事からお答えしたほうがよろしいかもしれませんが、まず、私のほうから簡単に申し上げますと、なぜ住吉工区と川尻工区を切り離したかと申し上げますと、現在、うちの町の海岸に整

備されている海岸堤防がございます。うちの町は現在の海岸堤防の天端工を50センチ、いわば上に上げてコンクリートで固めて、その後ろに一体的に11.5メートルの盛り土工事をするわけでございますけれども、この盛り土工事そのものが海岸保全施設としてまだ認められておりません。海岸保全施設としてまず認めてもらう、これを川尻工区でやらなきゃならないと思っておりますし、そのような方向で話は進んでおります。

そして、その海岸保全施設という位置づけが終わった段階において次の住吉工区にかかるというわけで、川尻工区と住吉工区を切り離した問題は今申し上げたように、現在ある堤防の後ろに一体的に整備される盛り土工事でなされたものが海岸保全施設としていわば位置づけるといふようなことを川尻工区で考えております。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

引き続き答弁のほうを私のほうからさせていただきます。

まず、川尻工区につきましては背後地が国有地であり、海岸保全区域に指定されてございます。このたびの防潮堤、高さ11.5メートル、幅8メートル、裏表2割勾配を断面を現地に入れたところ、全て保全区域内に入るということが大きな理由でございます。

一方、先ほど来から御説明さしあげているとおり、住吉については背後地が民地であり、海岸保全区域でもないという話になりますので、現状の環境からすると、全ての計画をつくってから着工というのが一般的ではございますが、将来的にある程度の時間もかかるということもございましたので、まずは川尻から着工するという話になりまして、一旦は切り離して着工をしていくというようなスキームをとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

3月号「広報よしだ」を私はきのういただきまして、ちょっと読ませていただきました。これも先ほど町長から少し答弁があったと思うんですけども、町長からのメッセージの中で、今言われた住吉区の工区については今回切り離されたわけですけども、その財政リスクをととても心配するわけでございます。町長もこの町長からのメッセージの中でリスクについて触れられておられます。私は川尻工区のかさ上げの工事と同じ形で行った場合の財政リスクについて、ちょっと御見解をいただいております。あわせて町長言われたように完成はまだ見ていないわけですから、川尻工区をやり、そして今度は住吉工区に入ることの中で財源の手当てをどうするかということについて、本当に確固たる財政リスクの回避というのをどういうふうにご考えておられるのか、また、川尻工区と同じ形で行った場合のリスクというのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住吉工区の場合、その背後地のいわば新しい防潮堤になるわけでございますけれども、それをどういうふうな形でやるかというのは技術的には幾つか考えられます。

一つは特殊工と言いましてパイルをぶち込んでつくるやり方がありますけれども、基本的にこれはまずお金がかかります。技術的なことは別に難しいことはありませんから、お金さえあればそんなことは簡単にできるわけでございますけれども、パイルを打ってコンクリー

トで固めても、コンクリートの一番いいコンクリートを使っても100年で終わります。ということは、単純な話、100年後にまた同じことをしなければならぬということになりますし、そんなことをやってもどうにもならないわけですから、一番確実なものは土です。土で山ができれば、それはびくりともしません。東日本大震災で実際に津波が国道にぶつかる、それでとまったことはございまして、そういう意味においては土が一番安全かつ確実と思っておりますので、恐らく川尻工区と同じような形に落ち着くのではないだろうかなと私は思っております。

その場合に、先ほども申し上げたような財政的な問題が出るわけでございまして、その財政的なリスクを極めて、はっきり申し上げますと当町ができる限り負担しない形、すなわちその財源の手当てを国にお願いするという形でやらなければ住吉工区の場合は恐らくおぼつかないと思っておりますし、それができるか否かがまさに首長のいわば実力であるといふふうに思っております。

これができなければ、私もいずれ亡くなりますので、あの世行ってこの町をつくってきた先人に対して、何のかんばせあって、相まみえんやとそういうふうな気持ちです。

平成20年だったでしょうか、町制施行60周年というそのときの記念誌として「吉田町町勢要覧」ができております。その末尾に、「この町の輝き、この町の勢い」ですか、そんな題で私が寄稿しておりますけれども、常に私が申し上げているのはこの町をつくってきた先人に感謝し、いまだ見ぬ年を生きる、次代を生きる後人に夢を贈らなければならぬとこれが今、我々がやっているシーガーデンシティ構想であり、これが私は我々が後人に贈る夢であると思っております。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 私のほうから、少し技術的な部分も含めましてお話をさせていただきたいと思います。

先ほども述べましたように川尻工区については保全区域であり、用地買収の必要性がないとそういった中で今回の予算の中で上程はさせていただいておりますが、保全区域内に若干町の権利を有する町道ですとか、看板ですとかそういったものについては占用を受けておりますので、占用廃止届を出していただいた後に着工という形になります。

財源の話につきましては、やはり山土を買って盛り土をするというお話が一般的ではございますが、そうしますとある程度のお金がかかるということで、さきの全協の中でもお話をさせていただいたとおりでございますが、建設発生土が国においても県においても発生すると。それは河川だけではなく、道路からも発生するというので、多目的広場でも一部山土を購入させていただきましたが、大部分は建設発生土でコスト縮減に努めてきたところで。そのような考え方に基づいて、今回、川尻工区については、全て建設発生土を使って事業を実施するというので当町の直接的な負担はないという形でございます。

一方、住吉については背後地が狭くて防潮堤、要は川尻と同じサイズ、天端工8メートルでつくりますと相当な面積が新たに必要になるということになります。そういった場合、移転の補償の話の前に地元の合意というお話になります。そういった中でやはり地元の協力なしには公共事業進められませんので、町長のほうから特殊堤のお話が出ましたが、地元の合意ができないとするならば、現有の換地の中でつくるという話になりますとコンクリートとか鋼材を使った形でという話になります。そういったものになりますと、町長のほうから特

に優秀なコンクリートを使っても一般的に100年ぐらいの保証期間を見ておりますので、100年後を考えたときに新たな投資が要ると。そういった中ではやはり土につきましては河川堤防も同様でございますが、土は劣化がしないという特に特徴がございますので、100年以降もきちんとした管理をすれば永遠にもつような構造物でございますので、特殊堤なり一般的な構造物、それから地元の理解、いろいろな面を考えてトータルで事業を考えていくと。

そういった場合についても、やはり振れようによっては大きな財政負担を伴う話になりますので、町長が先ほど来から言っておりますように町単独ではなくて、国・県の応援をしていただいて、将来的には川尻と同様に海岸保全施設として事業実施できるように渾身の力を奮っていただいて着工していくようにこれから30年以降、これまで以上に国・県への交渉に臨むという御答弁だったと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一つ言い忘れたことがありますので、追加させてもらいたいですけれども、先ほど住吉工区と川尻工区をなぜ切り離しましたかと言ったとき、私が川尻工区においては、現在の堤防の後ろに盛り土工事をして新しい防潮堤がそこにできるわけでございますけれども、それを海岸保全施設と位置づけることが狙いだと申し上げましたけれども、なぜ海岸保全施設として位置づけなければならないかというのは二つ理由があります。

一つは住吉工区の問題です。もう一点は、川尻工区が仮に住吉工区もそうでございますけれども、海岸保全施設として指定されなかったという場合には何が起きるかということ、例えばこれが津波等で崩壊したとします。また、崩壊しないまでもかなりの損傷を受けたとします。それを原状回復するに、海岸保全施設であればこれ全額国がやってくれます。海岸保全施設でなければ全額地元がやらなきゃならないこういうふうなことになりますので、これは本当に海岸保全施設として位置づける、そしてそれをもとにして国に基本的には財源の手当てをしてもらうというふうな形になりますので、これは二重にも三重にも難しい作業になります。

本当に先ほど申し上げたことでございますけれども、これができるかできないかというのがある意味においては首長の力量になるわけでございますので、そこにこの町の全てがかかっていると私は思っています。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

その防潮堤の御質問を今しているんですけども、やはりそれはそれが町の最も重要な基盤であって、その後のシーガーデンシティ構想につながっていくという町長の所信表明の中にあっただけで、やはりシーガーデンシティ構想を構想から現実にしていくということが始まるということでございますので、やはり防潮堤のかさ上げについては壮大なプランでありますので、その具体的な進め方と財政の裏づけというのをどうしても確認をしておきたいということでの質問でございます。

町長の今の強い御意思のもとで国・県の働きかけを強め、町の財政負担がないようにしていくというような心強い御発言があったんですけども、先ほど御答弁の中に30年度の事業計画推進のための組織体制については、継続事業ということもあって特別な機構改革、組織は変わらないという中でやはり国との窓口をしっかりとやっていく、そこにおられる船

橋理事初め、こちらには教育課長もいらっしゃいますけれども、こうした窓口の強化ということについては、そこは万全の体制でやっていかれるということによろしかったですか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 国との調整窓口というのは二つの意味があります。一つは、これから具体的に防潮堤のかさ上げ工事が始まりますので、例えば静岡県にございます国の地方整備局の出張所である河川事務所、それから中部地方整備局が恐らく主になりますけれども、そこの技術的な調整がまず一つ。

もう一つは、今申し上げたような財政的な問題を含めた大きな形での国の窓口と二つございますので、国との窓口は私がいたしますけれども、中部地方整備局であるとか、それから静岡河川事務所との調整等についてはもう一つの窓口にやってもらおうかと思っております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

大きな事業をやるには財源の確保が必要であり、また、最少の経費で最大の効果を挙げるという先ほど来の御答弁なんですけれども、将来負担についてとても心配をしていたんですが、その心配には及ばないという御答弁を大変心強く思ったんですけれども、予算規模が100億超えてきたと、平成25年には先ほど私が述べましたように、15基の避難タワーの建設等々がございまして一時的に起債残高が増えているにもかかわらず、起債残高は減ってきており、公債費の支払いも特例で起債が公債費を上回った年度もありましたけれども、今は落ち着いていると、公債費比率も下がってきているというこのあたりで本当にここはどういうふうにその比率を調整していくのかなという疑問もあるわけですけれども、将来においてはこの起債残高、将来負担については健全な財政となっていくためにはどうしていくかということについて、再度ちょっと確認をしておきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 答弁の中でも申し上げたことございましてけれども、基本的に私が最初に平成24年度の大型補正予算でもらった防災安全交付金と元気臨時交付金がございましてけれども、これは起債充当率100%、それから交付税措置70%、これ以上のものはありませんので、これでやると。あともずっと文科省とそれから環境省もございましてけれども、基本的に環境省の場合は国が大体やってくれて、バルクリース等で返していきますので、非常にこれも有利なものでございます。

あと、文科省からもらった学校施設環境改善交付金も基本的には補正予算債がつきますので、起債充当100、それから交付税措置50というわけで、そういうふうなものをもってくる限りにおいては、基本的には確かに見かけの起債残高は増えますけれども、実質的な起債残高が増えませんが、それほど心配することはないとそういうような形でやっていくのがやはり一番大事なことではないかと思っておりますし、当然のことながら防災に関係するものを国のお金でやっていただければ、うちの町の借金にはならないわけでございますので、できるかどうかはそれは別でございまして、しなければならぬ、やらなければならぬという形で申し上げますので、結果は時間がたたなきゃわからないということになります。ただ、そういうふうな方策についてもある程度は頭の中で描いておりまして、そのため

の準備作業ももうかかっておりますので、そういう方向で行くように本当に自分の命をかけながらもやっぱりやらなきゃならないとこんなふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

外堀の件については安心しました。

今度、中ですけれども、シーガーデンシティ構想を進めていくということになりますけれども、町長は深化させていくよという御答弁いただきました。これは先ほどの答弁の中でもありましたように、これから町税の収入も増えていくというふうに見込まれておって、企業立地が進み、固定資産税も上がっていくという中で、シーガーデンシティ構想が今まだ構想なんです、これが現実化していく中で町の財政負担というのは一体あるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） シーガーデンシティ構想を進めるに当たっての財政負担というところでございますが、基盤整備については町長、船橋理事から御答弁ありましたとおり、最大限国の御支援、県の御支援を得るということで乗り切ってまいりたいというふうに思っておりますが、にぎわいづくりの点については、これは町独自の施策ということになってまいりますので、こうしたところについては別の国・県の補助メニューを探しながら、もしくは民間の力もおかりしながら事業を進めていくということで、できる限り財政負担を抑えていきたいというふうには思っておりますが、負担は出てまいります。

あと、予算規模の大きさに少し過敏な反応をされていらっしゃるようなものですからお話ししますが、去年、今年とちょっと予算の規模が膨らんでいると、実際の事業と比べて膨らんでいるという実態がございます。これが何かというと、ふるさと納税を7億円ほど予算から積み込んでいるというそういうところがございます、この予算規模から7億円をマイナスしていただくとちょうど以前と比べられるというようなそういう数字になります。

国の補正予算などを活用しながら当町の場合これまで事業を進めておりますので、歳出ベースの決算額でいくと25年度決算などは170億になっておりますので、それでもそれほど今財政がどうにかなるようなそういう状況にはなっておりませんし、規模というのは決算で判断していただいて……

○議長（藤田和寿君） あと1分です。

○理事（塚本昭二君） その中でどれぐらいの起債残高があるかというところで、議員各位もこれから監視していただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 私は若い世代が結婚、出産、子育てに夢がかなえる町ということで、今やっている事業はギフトとして贈っていきたいというふうに思っております。

町長におかれましては張り切って国に行って、お金をとってきてもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） 以上で10番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めて、おはようございます。
本日は定例会第15日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 山内 均 君

- 議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。
〔6番 山内 均君登壇〕
○6番（山内 均君） おはようございます。
通告に従い、質問をさせていただきます。
私は、公共下水道事業に対して、一般質問は毎年3月に行ってきました。
今回で4回目になります。回を重ねるごとに、受益と負担に関する不公正の問題とか、膨大な金がかかり過ぎることに対する危機感であるとか、いろいろなもの、それと今回は質問攻めであって、担当の方には非常に協力いただき、迷惑をかけたかもしれませんが、ありがとうございました。
今回は、これから出てきます2と5の問いについての重点的にいきます。
過去3年間に公共下水道事業に関する一般質問を行い、平成27年3月は事業計画について、平成28年3月は公共下水道事業の見直し及び合併処理浄化槽の普及の検討について、平成29年3月は、生活排水、汚水処理対策と下水道・浄化槽についての回答を得ました。

公共下水道事業は、平成元年に計画目標を平成8年度、計画区域面積を95ヘクタールとして始まりしました。その後、平成8年度、11年度、15年度、22年度と変更を行い、現行の事業計画は、平成22年度に策定を行っております。計画目標年次を平成29年度計画区域面積を340ヘクタールとしました。

この事業計画の試算は、管渠建設費が156億900万円、処理浄化槽建設費が58億5,400万円、合計214億5,400万円がかかっています。

浄化槽センター維持管理費は、平成7年度から平成29年度にかけた試算の合計は、24億9,100万円でありました。

平成28年3月の回答では、公共下水道事業、全体計画のうち、未整備区域の整備に要する期間の検討も行っていて、残りの下水道区域の整備に要する期間は55年であること、未整備区域の検討整備に要する費用は、155億8,400万円と算出をしていた。

平成27年度の質問には、全体計画の見直しを30年度から36年度までの設定に向け、28年度は見直しを進めているところであるとの回答もあった。

平成28年3月の回答では、全体計画、期間見直しは、平成27年度から20年先の平成47年度までとしている。公共下水道全体計画のうち、無整備区域の整備に要する期間の検討を行っていて、残りの下水道区域の整備に要する期間は55年であること、未整備区域の整備に要する費用は、155億8,400万円と試算をしていた。

平成28年度の計画区域については、現計画と同じ、920ヘクタールと変更はなかった。しかし、排水管が使用できる耐用年数が平成29年度の回答のとおり、50年であるとすれば、残りの整備に要する期間55年の前に、最初の排水管は使用できなくなり、優先的に再生の対応をしなければならなくなる。

28年を経過した現在では、あと22年で、サイクルが原点に戻り、計画の達成は困難となる。結果、計画区域内の未整備区域や計画区域外は負担のみが要求されることになる。

そこで質問します。

- 1、計画区域の整備達成は困難が考えられるが、対応は考えているか。
- 2、北区の事業計画区域を事業開始する前に、最初の配管の再生に取りかからなければならぬ。北区の事業実施は可能と考えているか。
- 3、下水道事業は生産性が極めて低いため、町税に頼ることとなり、計画区域内の未整備区域内や計画区域外は、負担のみが要求される。解決策は考えているか。
- 4、循環型社会形成推進交付金事業での合併処理浄化槽への転換が毎年数件では、美しい自然環境は守れない、対策は考えているか。
- 5、負担だけでは税の公平性を欠く、環境省の浄化槽市町村整備推進事業、平成6年度からの活用を考えてはどうかについて、質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 下水道事業の継続可能性と将来像及び負担についての御質問のうち、1点目の計画区域の整備達成は困難が考えられるが、対応は考えているかについてお答えします。

下水道事業は、耐用年数及び建設期間が長期にわたることから、長期的な見通しの上で、計画する必要があるため、おおむね20年後を目標として計画の策定をするものとされており、計画目標年次を平成47年度とした吉田町公共下水道全体計画を平成28年度に策定をし、計画汚水量や処理施設の規模といったものを定めております。

実際に事業を進めるに当たりましては、財政及び執行能力等の観点から、全体計画区域のうち、優先度の高い区域において整備可能な区域を選定し、吉田町公共下水道事業計画を策定した上で、実施しているところでございます。

現在の事業計画は、計画区域面積340ヘクタールに対し、本年度末時点の整備面積は271.9ヘクタール、整備率80%となっており、平成29年度が終期となっておりますことから、さらに事業進捗を図るために、次期事業計画策定に向け、県と事業計画区域の拡大及び事業計画期間の延伸について協議を終え、手続を進めているところでございます。

このような中で、事業の一層の効率化と健全化を目指して、平成32年度から下水道事業会計を地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行する準備を進めております。

さらに、平成32年度には、中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の策定も行いますので、公営企業に基づく効率的な経営を念頭に置き、将来にわたり安定したサービスを提供し続けることができるための方策を十分に検討しながら、全体計画の達成を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の北区の事業計画区域を事業開始する前に、最初の配管の再生に取りかかかなければならない、北区の事業実施は可能と考えているかについて、お答えをします。

当町の下水道事業は、平成2年度から工事に着手しており、本年度で27年を経過することとなります。

議員御指摘のとおり、一部の既存施設の長寿命化対策も始まっており、さらに、管路施設の標準耐用年数は50年となっておりますので、いずれ管路施設の老朽化に対しましても、対策が迫られることとなります。

こうしたことを踏まえ、国の補助も見込める長寿命化対策を講じるようにするため、平成30年度には、下水道ストックマネジメント支援制度を活用して、計画を策定してまいりたいと考えております。

下水道事業におけるストックマネジメントは、管渠を含む下水道施設全てに対しまして、点検、調査、修繕、改築を一体的に捉えるものであり、施設の状態を点検、調査し、その結果を踏まえて、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理するものでございます。

今後はこうした手法も取り入れ、具体的な改築シナリオを設定し、事業費を平準化することにより、既存施設の維持管理は、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう計画的に実施してまいります。

また、管路整備につきましては、未整備区域への早期拡張に努め、多くの町民の皆様方に公共下水道事業を御利用いただけるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の下水道事業は生産性が極めて低いため町税に頼ることとなり、計画区域内の未整備区域内や計画区域外は負担のみが要求される。解決策は考えているかについてお答えをします。

公共下水道事業につきましては、都市計画事業の一つとして、位置づけられているところでございます。この都市計画事業の目的といたしましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、公共の福祉の増進に寄与することとでございます。

現在、町ではこの目的に沿いまして、水環境の保全を図り、良好な生活環境を創出することを目指して、社会資本の基盤の一つである公共下水道を整備しているところでございます。

このため、下水道全体計画区域内の未整備区域につきましては、引き続き国庫補助制度を活用し、公共下水道の整備促進を図ってまいり所存でございます。

一方、全体計画区域以外の地域の汚水処理につきましては、各家庭で合併処理浄化槽を設置して、汚水を処理していただく個別処理方式を採用しておりますが、町では合併処理浄化槽個別設置者の負担軽減を図るため、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、下水道事業計画区域内との差別化を図っております。

この合併処理浄化槽設置のための補助事業につきましては、吉田町・牧之原市循環型社会形成推進地域計画を策定し、浄化槽設置整備事業としての位置づけを行いまして、国及び静岡県からの補助金を活用して進めているところでございます。

目下、このような手法によりまして、当町の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ろうと努力しておりますが、今後の整備手法につきましては、最善の方法を研究しながら、よりよく検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の循環型社会形成推進交付金事業での合併処理浄化槽への転換が、毎年数件では美しい自然環境は守れない、対策は考えているかについてお答えをします。

先ほど申し上げましたとおり、町では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、吉田町浄化槽設置費補助金交付要綱に基づき、公共下水道事業計画区域以外の地域で合併処理浄化槽を設置する方や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置がえを行う方に対しまして、浄化槽設置費用の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進しているところでございます。

合併処理浄化槽は、公共下水道と並んで、生活排水対策の柱となるものであり、循環型社会を形成する環境保全上、健全な水環境の構築に大きく寄与するものと考えておりますが、進捗度は低い状況でございます。

これは当町だけの問題ではなく、全国的に見ても同様の傾向にあります。その理由としては、既に水洗化の利便性を享受している単独処理浄化槽が数多く存在していること、地域住民が浄化槽を用いて、環境を守っていこうとする意識が高まらないということ。さらには、高齢化等による経済負担の影響があるのではないかと考えております。

中でも地域の水環境を保全していこうという環境に対する地域住民の意識の高まりの必要性は喫緊の課題であると捉えておりますので、環境意識の向上を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、5点目の負担だけでは税の公平性を欠く、環境省の浄化槽市町村整備推進事業（平成6年から）の活用を考えてはどうかについてお答えをします。

環境省では、市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付をしております。

この循環型社会形成推進交付金の交付対象事業のうち、浄化槽市町村整備推進事業といたしまして、市町村が設置主体となって浄化槽を整備し、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする事業がございます。

この事業は、市町村が公営企業として、合併処理浄化槽の設置を実施し、この浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査につきましても市町村で行うものであり、市町村の収入は、御利用者からの使用料と浄化槽設置費用の一部に対する負担金を見込むのでございます。

静岡県内の状況といたしましては、現在、浄化槽市町村整備推進事業を実施している市、町は御殿場市の1市のみであり、平成25年度から特定地域に限定して事業を実施しております。

また、掛川市につきましては、事業実施期間を平成17年度から平成28年度までとし、ここ12年間で1,702基の合併処理浄化槽を設置しております。

事業開始から12年が経過しておりますが、その間維持管理費が年々増加する状況がうかがえ、事業の効果につきましては、詳細な検証が必要であろうと考えております。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、平成6年度に創設されたにもかかわらず、全国的に事業者数がそれほど伸びていない事情もありますことから、他市町の事例などをよく研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、町長から詳しく説明をしていただきました。その中で、まず質問をこれからするに当たって、確認をしておきたいことが幾つかございます。

平成27年、28年、29年で質問させてもらった中から、平成29年度までの事業計画の試算が質問のとおり管渠建設費が建設費と処理場建設費の合計が214億5,000万円、浄化センター維持費は24億9,100万円がトータル239億4,500万円がかかっており、残りの未整備区域の整備に要する費用は、155億8,400万円と試算している。合計金額は、395億2,900万円。何と400億であることを確認しておきたいと思えますけれども、この数字は間違いはないですね。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

現在、自分のほうで金額として持っているものになりますけれども、平成28年度までの建設費及び維持管理費、トータル合わせてですけれども、その金額につきましては、324億9,517万4,549円という数字は確かでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それともう一つ、先ほど町長の答弁にありました配管の耐用年数50年、これは我々が仕事をしていて、どんなパイプを使うのか、ちょっとわかりませんが、50年というのは、べらぼうに長い数字なんですけれども、これはどこでそういう数字が出てくる、根拠というのはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この管渠の50年というものですけれども、平成15年度に国交省で出している下水道施設の改築についてという通知の中で、管渠は50年とっているものを示しているものであります。また、地方公営企業法の基本標準耐用年数の中でも、下水道管渠につきましては、50年ということで定めてあります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 国交省のほうでということで、起用しました。

多分、これ我々が使っているVP、多分わかると思いますけれども、ビニールパイプを大型車が乗っても潰れないようなVP管を多分使って、VP管よりももっと何か耐力があるもの、継続性のあるものを使っていると思うんですけれども、その何か名称というのかそういうのは、あると思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

正式名称がちょっと伝えられないんですけれども、リップ付の硬質塩ビ管を使っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 名称としてはいいです。要するにそういうものを国交省が、国が、開発をして国が承認をして使っているということでありますので、その施設上、それは問題ないと思います。

それから、私は実際、下水の工事を、工事というか質問をしていくうちに、だんだんといろいろなものが見えてくるんです。いろいろな人にも助けられました。その中で、下水道事業というのは、これは生活活動がかかっていますので、例えば何年先までかかるかというのはいらないと思うんです。実際に先ほどの質問の中で言った細部の中に入っていますから。

そうすると、何が一番合理的かということになりますと、全体の計画をやったときに、一つ聞きますけれども、全体計画が340、950と340ありますよね。その中で、今の浄化センターの排水の処理能力、今の現在の1基目の排水の処理能力はどのくらいと計算をしているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

平成22年度に事業計画した計画等、現有、実際整備して、完了ある施設、ちょっとまだ計画の段階で一致はしていないんですけれども、今ある現状の施設能力だけでいいますと、処理能力としては、3,200立米の処理能力を有しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、3,200立米、要するに1日ですよ、1日の処理能力ですね。

そうすると、事業計画が340ヘクタール、きょう地図、図面に示してありませんけれども、その許容範囲というのは340は、1棟の中に入っているんですか。それとも、計算していくと、それが340やるには、もう一つ欲しくなるということはないですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 平成22年度に策定した計画の中では、処理能力としては、7,300立米の計画を立てていまして、処理人口としては、1万2,500人ということで計画を立てています。

340ヘクタールやるには、それだけの処理能力が必要ということで、現有施設、建築物も含めて、構造物も含めて建てたのと、実質今、2池しかないんですけども、3池つくる必要な計画になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そうすると、今やっている340ヘクタール、間に合わないとなると、現状、現有ですよ、そうすると、今の下水道処理センターなるもの、要するに処理能力があるものをもう一つつくりたいと実際にはそこまでキャパシティーとしてはないということですよ。

すると、何が起きるかという、今言った、まず約400億かかる金額が、少なくとも機械全部入れて、80億、100億の金額かかるわけです。そうしていくと、この下水道の工事はどこまで、ひょっとしたらもう最後までいってしまうんじゃないかという気がするんですけども、そういう意味でちょっとお聞きしますけれども、今、処理能力が7,300立米の1万2,500人で、27年度か28年度に聞いたときには、対象が2万8,000人、計画区域が、950の中が2万8,000人になったんです。そうすると、今の能力のその2万8,000人をやるためには、今と同じものが340ですから、もう1.5基くらい欲しくないですか。その辺の計算というのはしているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

全体計画の中では、そこも含めて、今の下水処理場も用地も含めて、計画は持っているんですけども、実際詳細については、そこまで今、ちょっと数値を持っていないので、説明できないんですけども、実際の数値としては、詳細は出ていないと思います。

すみません。先ほどの計画の中で言いました1万2,500ですけども、現状の数値と、また計画の数値で、現時点でも大分量が少ない状況にはなっております、本当に1万2,500人を処理するために、7,200立米必要かどうかというところについては、再検証が必要だと思います。

今の状況であると、まだ余裕がある状況になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の中で、たとえその数字が多少の数字があろうとしても、2万8,000人をやるために、全体の計画950が設定されているとなると、1万2,500人を割っていくと、大体2.3か4ですよ。その辺の数字が出るものですから、これはなぜかといいますと、一番今回聞きたいのは、本当にどこまでの範囲がやれるのか。

もっとこれから怖いこと言いますけれども、実際に北区で本当にやれるのか、そこまでにどのくらいかかるのか、それは試算できないと思うんです。

それで特に、これ本当に怖いのは、悪循環というか、この循環に入っているということは、今、最初、平成2年から始まった工事は、少なくとも平成52年には使えなくなるんです。要するにその使えなくなるというのは、皆さん経験があるかどうかわからないですけども、家庭から出てきた排水が、詰まった経験はありませんか。

あれは油が付着をして、人間でいう動脈硬化なんです。動脈硬化を起こすんです。その原因が油なんです。一般質問でも聞きましたけれども、やはり生活のあれが変わってきて、非常に油が多くなってくると、その危険性がすごくあるんです。

かなり増えましたよね、特に外国の方が来たときには、食生活違いますから。それを考えていくと、現在でも本当はもう清掃していなければいかんと思うんですけども、その辺は今はやっているんですか。

一応事業の中では、管の清掃自体もやっていますか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

今の現状でいきますと、長寿命化対策の中では、国庫補助事業でやっています、長寿命化対策では、基本法定対応年数を過ぎていないと補助事業として調査、修繕することはできない状態ではありますけれども、単費でマンホールのところの調査、そういうものは実施しております。ただ、この30年度に事業としてやる予定でありますストックマネジメント事業につきましては、法定耐用年数ではなくて、管路も浄化施設も全てにおいて維持管理、修繕、調査した上で、必要があるものについては、修繕して、法定耐用年数は50年だとしても、延命処置をした上で、長寿命化を図る対策をやっていく予定であります。

実際のところにつきましては、50年で終わらせないように、実使用年数をどれだけ長く使えるようにするかということについては、調査、点検しながら、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の法定年数というのは、何年ですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません。法定耐用年数というのが、管渠であれば50年とか、下水の設備であればとかいろいろ細かく分かれていまして、その物によりけりなところがありますので、一概に、細かいところはちょっと持っていないので、申しわけありません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、流れの中で聞いただけであって、それは余り大きな問題ではあるとは思っていませんので、ただし、実際には、もう28年経過していますから、きのう、要するに下水、排水関係の人にちょっと聞いたのが、家庭用の排水に関しては、トイレの排水は、ある程度、水が流れてもいらいしいんです。我々も100分の1とか50分の1とかの勾配で、水と物が流れるような勾配で計算されたものでやっていますから。ところが下水の場合には、もっと緩やかに流れていくらしいんです。そうすると、今言われた油のそういう検査しなきゃならないところが、法定以前に来る可能性が、要するに生活環境変わりましたか

ら、油を使うことが多くなりましたから、可能性がありますので、それは間違いのないようにやっていただきたいと思います。

目的はその辺ではなくて、今言われた平成2年に開始をした排水管が、今、平成30年ですから、52年には完全に耐用年数超すわけです。少なくとも、そのキャパシティー、許容量からいくと、恐らく85%くらいはもう長寿命化に入っていかなければいかんと思うんです。

そこで聞きますけれども、今、長寿命化というのをいろいろな部分でやっていますけれども、要するに耐用年数のどのくらい、8割とか、キャパシティーの80か90とか、どの辺でやっているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この耐用年数につきましては、基本の年数でありまして、先ほども言いましたストックマネジメント事業の中で、点検しながらやっていきますので、点検した上で50年以上使えれば、50年以上、実使用年数として使っていきたいと思っております。

また、修繕が必要なところにつきましては、延命措置をした上で、そこは定期点検、調査した上で、なるべく長く使えるような対策をとっていきたくと思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） できるだけそのやつは早い時期にやらないと手おくれになる可能性もありますので、しっかりとした対応をしないと、この金額は優しい金額じゃないですから。ぜひお願いします。

あと、それと、2番の問いに対して、北区でできますかという問いがあったんですけども、町長の答えの中では、いくかいかないかという返事がなかったんですけども、どうなんですか、これを担当者ちょっと聞くというわけにいきませんので、理事のほうから、多分私としては今、サイクルの中で、いかないじゃないかという気がするんですよ、いかないというか、お金が今やっているものの1.5倍から2倍かけないと同時進行的にはいかないんじゃないかと思っているんですけども、そのあたりの考え方というか、意識というか、その辺はどのような感じで持っているか、これ我々にとっては非常に大事な問題ですので、お願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、お話がありましたとおり、町長の答弁でも具体的にどうということは答弁の中にないということは認識をしておりましたけれども、現在の事業量の配分でいけば、北区へ到達させるというのは、かなり先のことであるというふうに思っております。

ただ、現計画が、ほぼ全域公共下水道整備していくという計画を掲げて、またその中で動いておりますので、それに向かって、できるだけことは達成を目指していくという姿勢での町長のお言葉だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 大変苦しいところだと思うんですけども、要は、今の回答でいくと、未知数ですよということですよ。現実そうだと思います。実際のところ。例えばメンテナンス、ストックマネジメントでもいいんですけども、最初のころというのは、配管を

恐らくマンションなんかの場合は、高圧で石を飛ばすんです、細かい石を。削ってしまうんです。恐らくこういう生活がかかっていますので、とめるわけにはいかない中で、どうしてやるかという、多分もう一つ励行にしないとできないじゃないかと、当然技術的なものは進歩してくると思うんですけれども、現在ではそういう方法としか私の中では、浮かばないわけで、そうしてくると、未知数のそのものが本当に未知数なのか、完結される未知数であるという形が多いんですけれども、その辺はやはりそうですよね、その辺どういうふうに感じますか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） これまでも出ております耐用年数が到達が近づいているということも、これは当町だけの問題だけではなくて、全国的な公共下水道の整備時期からいくと、うちの町の場合は、どちらかという後発ですので、先にスタートしている事例のほうが多いというふうに認識しておりまして、そういう先行事例が、この耐用年数に対してどう今後、事業継続を図っていくかというので、会計的にも、そういう問題を抱えてここに来て、法的化を目指すという背景の中にはそうした部分もあるというふうに思っておりますし、あとこれ技術的にも、今後長寿命化に向けていろいろな手法が開発されるのであろうという期待感是十分ございまして、それで一挙に施設更新を図っていくというような、そういう事業運営であれば、かなり難しい問題がございます。

ただ、水道の例などを見ても、かなり以前とは、全てそっくり施設を変えてしまわなければいけないような、そういう思想というのはだんだんなくなってきておりますので、そういう点では持続可能な道も今後探ることはできるだろうと。

それと、公営企業、企業会計に変えていくというもう一つの側面から見ると、今まで全てを公費で新たにお金を入れて、それで使い終わったらそれで終わり、というような感覚での経理が、今後、企業経理ということになると、4条で投資したものを減価償却をしながら、次の投資につながるように留保資金として残すというようなそういう感覚を持ちながら更新に備えていくというそういう経理を今後心がけていかなければいけないですね。そういうこともございますので、今、町長の答弁の中には、32年度には、新たに戦略をつくっていくような答弁もございましたけれども、この戦略的なものについては、そうした公共下水道を取り巻くものというのは、大きく変わってこようとしておりますので、そうしたものも踏まえて、一つの分岐点になるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 船橋理事にちょっとお聞きしたいんですけれども。土木の関係もそうだと思うんですけれども、我々今、水道の話が出たんですから、水道の管の場合には、生活をしながら、部分的に瞬間的に転がして取り換えることができるんです。下水の場合には、毎日の生活がかかっているんですから、その辺は、例えば私ではちょっとわからないんですけれども、技術的な部分というのは、かなりやはり国のほうでは進んでいるものがあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

お答えに直接関連するかどうかかわからないところがありますが、先ほどの答弁の中にもありましたように、従来はつくってから、ある程度時間がたった後に、改築をするという話が一つのスタイルでございました。国家財政からして考えると、そのやり方については非常に大きな問題を抱えているだろうという反省もございまして、適切な維持管理をして、まず延命化を図りたいという話、それと、徐々に補修しながらでも最終的には劣化するという問題がありますので、長期的に監視をしまして、すぐさま対応できるような形をとるように今、研究が進んでおります。

抜本的な対策のやり方については、ある意味では従来と同じような形をとる場合もありますし、場合によっては、既存のものを生かしつつ、内部の対応で考えるという話もあろうかと思っています。

今は、長寿命化に向けて、民間企業も含めて相当な技術開発をさまざまな視点からチャレンジをしている状況でございまして、抜本的にはこういう案が一つありますよという話ではなくて、いろいろな技術、いろいろな可能性を信じて、いろいろな取り組みがなされているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私としては、今、経験上は生活排水、毎日流れていますので、もうそれは迂回をするしかないということですよ。多分、イノベーションがどこで起きるか、それはもう方法論としては、恐らくそういう方法、今言った、最終的には劣化しますからね。その辺で、多分、北区に向かって、未知数がだんだんと狭くなってと感じがしますけれども。

それで、先ほどの質問の中に、5番のところに入れました。要するに、現実的に、340ヘクタール以外は、今、現実にはやってくれている人たちは、実際の受益を受けているわけですが、我々は北区とかそれ以外に関しては、それが実際にはないんです。

それで、ちょっと担当者の方に無理を言って教えていただいたんですけども、歳出からいきますと、26年度が76件、下水をやってくれたと。27年度が東名間新幹線がかかった関係上、12件、28年度が16件、29年度が69件、決算ベースでいくと、26年度が8億9,505万、要するにそれを単純に76件で割ると、1,177万円なんです。27年度が12億1,230万1,000円で、12件、単純に割っていくと、1件ですよ、1億102万5,000円。28年度が、決算ベースでいくと11億1,211万、16件ですから、1件当たり、これは前回は言いましたけれども、6,950万。29年度もこれは69件で、道路とかそういうところが済んできて、実際に住宅などの団地の中で始まりましたので、29年度が69件、これはかなり増えたと思います。それでも1件当たり、1,655万ですよ。今、繰入金やっていますけれども、例えば繰入金で26年度は5億8,600万、それで単純に76件で割ると、771万4,000円、27年度が繰入金で6億4,782万、12件で割りますと、1件が5,398万、28年度が繰入金ですよ、一般会計からの繰入金だけを考えると、合計が28年度が5億9,834万ですから、16件で割っていくと3,739万。29年度が実際のところ、実際の団地の中では、混んでいるところに入ってきましたので、繰入金が6億1,850万の中で、単純に割っていくと、69件で割っても、896万円かかるわけです。それともう一つは、やはり受益者負担の見ていただきましたけれども、26年度が797万、27年度が1,044万、28年度が236万、29年度が816万ということで、実際には、なかなか生産性が確かに言っ

たとおり、極めて低いわけです。それによって、耐えることになりますので、これを見てもやはり下水がいかにか高いか、お金がかかるかということはわかるかと思えます。

その中で、今、町長の答弁があった循環型社会形成地域計画の合併処理が、一般質問でありましたよね、年間に大体、4件、11件、3件、4件と非常に少ない中で、これ本当は浄化槽の目的というのは、快適な自然環境をするためのそういう目的、そうすると、その計画では、これではとても足りなくて、そうして、今回、資料を皆さんに見ていただけました。提出させてもらったとおり、これが環境省の大臣官房と書いてあります。環境省から出てきて、これが平成6年からやっている。黙々とやっていって、初めて知ったんですけども、その中で、合併処理浄化槽のここ、つければよかったですけれども、1番この必要な中に、地震に強く、被災しても早期の回復が可能と。要するに耐震性が非常に、耐震性というか、復興にはすごい強い力を持っていると。それとですね、設置費がとにかく下水に比べては安いです。資料見ていただいたとおり、1件当たり、この資料というのは、浄化槽に係る国庫補助の概要ということで、これは、右側に書いてあります。右のとおりに書いてあります。浄化槽が下水にかわって、我々受益者、受益をしていないところ、それも含めて、町とか行政団体がこうやってくれていると。市町村が個人の自宅に設置し、市町村が維持管理を行うということで、答弁の中であった、掛川でびっくりしたのは、1,702基、これ驚きました。その裏側に書いてあるのが、嬉野市、佐賀県です。ここでもやはり中にあります、浄化槽が480基、でも掛川、すごいですね、こういうことが起きるものですから、これは受益を受けていない我々にとって、ぜひこういう形のやつが、少なくとも……。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、質問ははっきりと言っていたかと思いますが。

○6番（山内 均君） これしないと説明できないものですから。この金額がありますので、要するに、120万かかって、12億やると、1,000件できてしまうんです。そういう意味で、これに対してまたこういうものがありますので、この考えに対して、どのような計画、計画とかこれから考えられることがあるかをちょっと教えていただけますか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員からいろいろ分析をしていただきまして、数字も提示していただきまして、ありがたいと思いますが、ただ議員の分析の中で、少し異論を挟むとすれば、4条での建設費というのは、企業会計で考えた場合には、後々には回収すると、そういう費用ですので、4条予算になっております。3条予算というのは、経費として失われるものですので、損益計算にダイレクトになるという、そういうものですが、今、建設費として1件当たりで、受益件数で割り戻すようなそういうやり方でしたので、4条の場合は、トータルベースで全て考えてかなければいけないものですから、ちょっとこの数字は余りひとり歩きすると、1件に対して1億超えているじゃないかみたいな試算になってしまいますので、そこはもう少し、全体を見ながらの把握を私どももしていきたいというふうに思っております。

それと、確かに公共下水道そのものの建設費とか維持管理費から申し上げますと、非常に多額の費用を要するということは自覚をしております。ただ一面、今度、公営企業、企業会計を採用する中で、この4条部分をどうやって回収していくのかという、これまでは特別会計の一般会計と同じような会計の中で行っていますので、そうした感覚が我々にも多分不足をしている部分だと思っております。そうしたものをいかに回収をして事業継続を図って

いくかというところを意識を全く変えて、そういう観点で、全体の経営を見ていかなければいけないというふうに思っています。

そうした中で、今回御提示いただきましたこの環境省が行っている事業がより効果的な、効率的なものだということになれば、こうした採用も検討しなければいけないというふうには思いますが、公共下水道、まだ経営から全ての分析を行っていったような状況ではございませんので、こうしたところを踏まえて、どういう方策が一番当町にとって好ましいのかいうところは、十分に検討させていただきたいということで、町長の答弁にもありましたけれども、そういう状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） さっきの掛川の量を聞いたときには、実際に嬉野市よりももっとすごかったですね。そういうものが近くにあるというふうになると、可能性として我々は特に計画から外れてしまうと、それは何らかの違う方法でしか受益は受けることができないものですから、すると、環境の美しい町をつくるためには、それをやっていただきたいと。ぜひそういう意味で、これからの方向性を最後にお聞きをしたいと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 掛川市の事例も実際にどういうものかの確認もありまして、この1,702基、設置されている現状を承知しながら、またこの維持管理経費がどうなっているかという、そういうところまで把握を進めておりますので、そうした中では、掛川市としても、課題も抱えながら、この事業を行っているという実態は承知しております。

こうした幸運にも先進事例として、検討するものがございますので、そうしたところを踏まえて、当町として町長の答弁にもありましたが、現在、当町が目指しているのは、都市計画事業としての基盤整備でございます。

それを環境の改善だけを目指した事業に切りかえていくかどうかという、そういう目的の変更もございますので、そうしたところも十分念頭に置いて、当町の今後の進むべき道というのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今回、質問の中の5、負担だけでは税の公平性を欠くと、そういう感覚を持っている人、たくさんいますので、それと同時に現実的ですね。

もし今言った、そういう少しでも皆さんに利益を受けたという感じを与えるような政策、何かいいものがあって、政策をぜひやっていただきたいと、それに向かってまたよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、9番、八木 栄君。

[9 番 八木 栄君登壇]

○ 9 番（八木 栄君） 9 番、八木 栄です。

私は平成30年第1回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、防潮堤整備について質問をいたします。

平成30年度には、いよいよこの津波防災町づくりの最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事が開始される運びとなりましたと、町長の施政方針で伺いました。

3.11東日本大震災のあの映像は、衝撃過ぎて忘れることはありません。我が家も海岸から約300メートルくらいのところにあり、津波に対する意識は強いものがあります、テレビで地震情報が流れるたびに、画面に近づき、情報を読み取ります。

1,000年に1度の大津波を海岸で食いとめることができるとしたら、どんなに安心できることでしょうか。川尻地区に住む皆さんにとって、期待のよところだと思います。また、こうして防潮堤の整備が現実のものとなってくると、私の住む住吉地区においても、現状の防潮堤から大津波を食いとめる防潮堤への整備に関心が向いていきます。海岸線に住む人たちからすれば、大いに関心のある事業であることは間違いありません。

このようなことから、質問いたします。

- 1、盛り土工事が施工されるに当たり、大まかな工事の内容と、それぞれの工程について、お聞きします。
 - 2、防潮堤整備の予算については、平成30年度の防潮堤整備に関する予算には防潮堤着工式典の経費と、防潮堤整備関連工事の予算が計上されています。
既設防潮堤裏側に、海拔11.5メートルの高さとなる背後盛り土を施工するわけですが、その予算が計上されていないようですが、盛り土施工の財源はどのようになっているのか、お聞きします。
 - 3、川尻海岸に続いて、住吉海岸の防潮堤整備に入るわけですが、どのような形で、いつごろから工事に入られるのか、住吉の海岸沿いに住む人たちからたびたび聞かれます。どのような形で、いつごろから工事に入るのかお聞きします。
 - 4、住吉の人たちへの住民説明会など、どのように計画しているのかお聞きします。
- 以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 防潮堤整備について御質問のうち、1点目の盛り土工事が施工されるに当たり、大まかな工事の内容と、それぞれの工程についてお聞きしますについて、お答えをします。

施政方針で申し上げましたように、平成30年度からは、駿河海岸、川尻工区におきまして、既存の海岸堤防の裏側に海拔11.5メートルの高さとなる背後盛り土の整備が開始をされますが、背後盛り土の整備に至る経緯から御説明いたします。

東日本大震災後の平成23年11月に作成した吉田町津波ハザードマップにおいて、吉田町沿岸における1,000年に一度の大津波の最大津波高は、8.6メートルと想定いたしました。

またその後、平成25年6月には、静岡県第4次地震被害想定において、吉田町沿岸における南海トラフ巨大地震などによる最大クラスの津波の最大津波高は、当町の想定とほぼ同等の高さを切り上げて9メートルと公表をされました。

現在の海岸堤防高は、高潮の高さにより決定されており、当町の既存海岸堤防の高さは、海拔6.2メートルでございます。

これは比較的発生頻度の高いL1規模の津波に対しましては必要な高さを満たしておりますが、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス、いわゆるL2規模の津波に対しましては、必要な高さを満たしていない状況でございます。

国の中央防災会議で策定されている防災基本計画では、比較的発生頻度の高いL1規模の津波に対しましては、海岸の保全施設等の整備を進めるものとし、L2規模の津波に対しましては、住民等の生命を守ることを最優先として、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせた多重防御による地域づくりを推進すると定められております。

当町におきましては、町民の皆様の命を守る対策として、最優先で津波避難タワーの設置を完了させており、さらには、シーガーデンシティ構想の位置づけの中の津波防災町づくりにおいて、町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策として防潮堤のかさ上げ、海浜回廊及び多目的広場の整備を掲げております。

こうした構想を掲げ、当町の強い働きかけを国に行った結果、国の直轄施工区間である駿河海岸における最大クラスの地震・津波に対する被害の軽減を図るための海岸保全のあり方について検討することとなり、国土交通省、静岡県、吉田町で構成する駿河海岸整備検討会が平成27年3月に設置をされました。

平成27年8月までの合計3回の開催により、海岸防護の基本的な考え方、施設整備に当たっての役割分担、維持管理の基本的な考え方などを検討し、川尻工区における海岸防護としては、天端保護工、裏法被覆工、裏法尻部保護工及びL2規模の津波高以上の背後盛り土を基本構造としております。

その後、粘り強い海岸堤防整備を含めた駿河海岸の保全に関しまして、学識経験者等による専門的な立場からの指導や助言をいただく場として、駿河海岸保全検討委員会が平成28年3月に設置をされました。

この委員会におきましては、これまでに駿河海岸における条件を対象として実施した模型実験及び洗掘シミュレーションの検証など、粘り強い海岸堤防整備に関する技術的な検討を行っております。

川尻工区の基本構造であるL2規模の津波が越流しない盛り土につきましては、引き波を想定した堤防及び盛り土機能を確認した模型実験により、堤防の損壊及び盛り土機能への影響が生じる可能性が低いことが確認をされました。このため、川尻工区における海岸防護の粘り強い構造は、津波が乗り上げる天端保護工のみで足り得ると判断され、天端保護工及びL2規模の津波高以上の背後盛り土と結論づけております。

このような経緯から、川尻工区におきましては、平成29年1月から、国土交通省の海岸事業として、既存海岸堤防の天端保護工が施工され、今月末までにおおむね完了することとなっております。

さて、議員からの御質問であります大まかな工事の内容とそれぞれの工程についてでございますが、主たる工事は、既存の海岸堤防の背後盛り土となります。

背後盛り土の構造ですが、天端の高さはL2規模の津波高に地震時における変状を考慮いたしまして、海拔11.5メートルとし、天端の幅員は遊歩道など将来的な活用を考慮しまして、8メートルを確保するものとしております。

背後盛り土の表面のり面は、2割の勾配で既存海岸堤防天端にすりつけ、裏側のり面も2割の勾配で現況地盤にすりつける構造としております。

川尻工区として、これらの背後盛り土を計画している区間の延長は、1,486メートルでございます。この区間における盛り土量は、でき上がりの数量で約26万立方メートルと見込んでおります。

盛り土材料は、国や県などが実施する事業で発生した土砂を有効に活用する計画でございます。これは主に国や県が実施する河川工事や道路工事などで生じる建設発生土を川尻工区で受け入れ、段階的に背後盛り土を構築していくものでございます。

工程につきましては、国の事業である大井川下流部河道掘削工事の建設発生土も活用することから、この工事の着手時期に合わせ、平成30年5月に川尻工区の背後盛り土に着手する予定でございます。

着手後におきましては、国や県と連携して計画的に施工を行うとともに、他市町の事業、及び民間事業で発生する土砂も募りながら、事業進捗を図ってまいります。

このように他事業で発生する土砂を活用しながらの盛り土工事という工事の性質上、発生する土量により進捗具合は左右されますが、今後3年間での完成を目指し、その調整を図ります。

また、将来的には背後盛り土のり面部への植栽や、天端部への遊歩道の設置なども考えておりますので、詳細につきましては、今後計画を策定してまいります。

続きまして、2点目の防潮堤整備の予算については、平成30年度の防潮堤整備に関する予算には、防潮堤着工式典の経費と防潮堤整備関連工事の予算が計上されています。

既設防潮堤裏側に海拔11.5メートルの高さとなる背後盛り土を施工するわけですが、その予算が計上されていないようですが、盛り土施工の財源はどのようになっているのかお聞きしますについてお答えします。

平成30年度当初予算は、防潮堤の背後盛り土施工に支障が生じないよう、海岸保全区域内の町道古川川尻線など、占用物件の撤去や移転を速やかに実施する必要があることから、占用物件の処理に要する費用を計上させていただいているものでございます。

背後盛り土につきましては、他事業の建設発生土を活用し、段階的に構築していくわけですが、その具体的な手法につきましては、今年2月に国土交通省、静岡県、吉田町の三者において組織された吉田町川尻工区事業調整会議の中で協議、調整を行ってまいります。

続きまして、3点目の川尻海岸に続いて住吉海岸の防潮堤整備に入るわけですが、どのような形で、いつごろから工事に入れるのか、住吉の海岸沿いに住む人たちから度々聞かれます。どのような形でいつごろから工事に入れるのかお聞きしますと、4点目の住吉の人たちへの住民説明会など、どのように計画しているのかお聞きしますについて、あわせてお答えします。

3点目と4点目の御質問についてであります。漁港から西側の住吉海岸の防潮堤整備につきましては、川尻工区の整備を進めながら、できる限り早期に着手していただけるよう、国に働きかけを行ってまいります。

また、地元の皆様方には計画ができ次第、説明をさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

再質問させていただきます。

着工式典があるということで伺っているわけですがけれども、日程が決まっているようでしたら、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ただ国のほうの予定もございまして、一応5月くらいにということございまして、正確には決まっておりません。今後調整してやってまいりたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

川尻のところに、ぼうくりさんというお地蔵さんがあって、一般会計のときにちょっとお話を伺ったですけれども、よそへ移転するよというんですけれども、そういう費用というのはどういうところから出すのか、それとあと、その場合お祓いとかそういうものも一緒にやるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

お地蔵さんの移転につきましては、町というよりも、川尻の自治会と地元の方々にお願いをするというようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

川尻自治会のほうに任せてあるということで、場所の用地とか、そのものをちゃんとして移転して、そうやらないかと思うんですけれども、そういう費用も一切合切、川尻の自治会にお任せということでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

一部全協、予算のときの質問とかぶる部分があるとは思いますがけれども、8款の土木費の中で計上している補償費の中に入っております。川尻自治会のほうで、管理を今、お願いをする形で、一生懸命自治会長ほか、動いていただいている中では、候補地として民地を探しているというようなところまでは情報を得ております。

現在、調整中でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） あと、この間、一般会計のときにもちょっと話出たと思っておりますけれども、着工式典、記念式典の予算はあるんですけれども、工事の安全を願う安全祈願祭ですか、そういうものは、本来よく町が入札とかで工事をやる場合は、請け負った会社がやるん

ですけれども、今回の場合は県と国に土を置いていってもらえるようお願いするというものがあつたもので、そういうことは、特別やらないということでもよろしいか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

神事のほうにつきましては、政教分離というところもございまして、町としましては、そうした鍬入れ等の神事は行わないというふうなことで考えております。ただ、まだ国、県とも連携しながら、式典のほうも準備を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、例えば盛り土材を直接現場に入れて、皆さんに締め固めをしていただくとか、締め固めといいますか、重機を使って盛り土を入れるとか、そういったところでは中に入れながらやっていくというようなことも含めて、今、ちょっと調整を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

建設工事の発生土の流用ということで伺っていますが、県と国の公共工事の。土なら何でもいいよというわけじゃないと思います。ある程度良質の土でないと、多目的広場の盛り土なんか、あのときは、ちゃんとその土をしっかりと検査だか調査だかして、それに十分見合った土をその場所から持ってきてもらったり、ある程度足りない部分はちゃんとしたい土を山から買って盛ったよということで、実際そういうことをしていただいているわけですけれども、ここで、国と県の建設工事の発生土の流用ということで、どういう形でやるかわかりませんが、勝手にダンプカー上げてやるかどうか、ちょっとその辺わかりませんが、そういうときのチェックというんですか、その土が締め固まるとコンクリートのほうが強いと、きのうの一般質問の答弁にもあつたものですから、そういう中で、それでもいい土じゃないと、やはり漏れると思うので、その辺の管理というかチェックというか、その辺はどのような形で行いますか。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

今回の盛り土工事につきましては、最終的には海岸保全施設として県に管理していただくということが前提になっておりますので、議員の御指摘のとおり、いい材料のものを現地に運んでいただくという形で、国・県、それから当町から発生する土砂においても、ある程度の技術基準を持った形で施工する予定をしております。

具体的には、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、多目的の広場でも建設発生土を使っておりまして、そのときにも、盛り土材として適切なものという条件を付加しておりますので、今回の背後盛り土についても、同様なものだというふうに御理解していただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

同様なものだということは理解しますが、その目視というのか、触ってみるとかわかりませんが、確かにそうだねという確認はしないですか。お任せでいいんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、舩橋準幸君。

○理事（舩橋準幸君） 先ほども申し上げましたように、最終的に県のほうに引き渡すと管理していただくというプロセスがございますので、今回の盛り土事業については、国のほうで技術基準を作成し、その技術基準に基づいて材料の吟味、それから施工について、国・県、町が共通認識のもとに事業をするという枠組みになってございますので、ただただだけではなくて、適切な材料の吟味についての基準を設けた施工だというふうに御理解していただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 繰り返して聞くようですが、その国・県、町という中でやるのはわかるんです。では町の誰かが直接それを確認するんですかということを知っているもので、それについて、するかしないかお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、舩橋準幸君。

○理事（舩橋準幸君） すみません。説明不足だったかもしれません。

まず、国が建設発生土を現地に持ってくる場合については、当然国が試験証明をしまして、当町が確認するということになります。同様に、県も試験証明を出していただいて、当町が確認すると。

当町の場合については、当町の基準で確認したものを総合的に整理しまして、最終的に国に、工事完了後についてはこういう形で施工をちゃんとしました、それを持って、県のほうに引き渡すという予定で、相互に確認するような枠組みをつくっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） その点につきましては、きのうの大塚議員の一般質問の中の組織をどうするんだというような御質問ございましたけれども、その中で、基本的には今の組織を継続をしていくと。ただ、防潮堤の整備が始まるので、その部分については、国・県との連携を図れるように調整窓口を強化していきたいという、そういう答弁があったかと思いますが、そのところはまさにこれも含んでおります。

町も、そうした盛り土工事に対して、しっかりした管理体制を組めるような、そういう対応をしていきたいというふうに思っておりますので、現場の確認は全て国も町も、県のかかわりについても多分同じだと思いますが、まずは施工していく国、それから町については、そうした確認はしっかりしていくということに予定しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

その盛り土をやる中で、土を、先ほどちゃんと一定期間でやるとかじゃなくて、出た際に運んでもらうというような回答だと思っておりますので、そういう中で、大体ダンプカー運んでくるんですけども、勝手にあいているところにあけていったとして、ある程度運ぶと、置くところなくなった場合、今度どんどん積み上げていかなければならんという、そういう土を平べったく並べてしまっても、今度、高さがあるもので、積み上げていかなければならんということになりますよね。そういった場合、積み上げていくというには、実際重機が必

要で、こうどんどん積み上げていって、なおかつダンプカーが上に上がりたければ、スロープをつかって上がれるような道をつかってあげたり、そういうときの重機なんかはどこの母体になるんですか。借り上げとかそういうの。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

多目的広場のときには、仮置き場に一時仮置きしていただく形で土砂の提供を受け入れております。その後、ダンプの運搬ですとか、敷きならしですとか、成形については、当町の予算で実施してまいりました。

今回の防潮堤につきましては、堤防敷幅も相当広いということもありまして、直接現地には、ダンプカーからおろしていただいて、敷きなれ、整形まで、相手の負担でやっていただく予定で調整をしております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 相手というのはどこでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 当然、国の建設発生日土であれば、国でございますし、県の河川事業であれば、県のことを指しておりますので、それぞれの施工主体でございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

ということは町のお金はかからないということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

基本的な枠組みはそのような考え方に基づいて調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

ということは最終的に、くどいようですが、最後まで盛り土の費用については、吉田町の負担はないという、そういうことによろしいでしょうね。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 繰り返しになりますが、そのような形で現在調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 誤解されると困るんですが、防潮堤の躯体そのものについては、今、船橋理事から申し上げたとおりの中で調整を進めていただいておりますが、それに対して、にぎわいをもたらすというための工夫も当町としてはしていきたいというふうには思っておりますので、そうしたにぎわいづくりを一体的に進めるような計画の中で、部分的に施工するようなことが出れば、そのときには当町でも予算を計上して、必要なだけの措置はすると

いうつもりでおりますので、一切かかりませんね、という今の、ベースとなる躯体については、そういう調整だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

結局、多目的広場が新しく防潮堤をつくって、吉田公園のほうに回廊をつくるというふうな計画で今やっていますので、ですから、その回廊の部分は、それじゃ、町の負担というふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 回廊として使えるようにするのは、町の負担というか、町が事業を行っているということになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

地元、住吉のほうが一川尻のほうが海岸保全区であって、国のほうの管轄であるものから、地代もかからないよということで、先にそれをやって、それが保全地区だよということで、その後住吉をやるよということを引きのうの一般質問で聞いたんですけども、住吉のほうでは、地元の衆がそこに住んでいる方は、事業を営んでいる方、それから普通に家を建てて、そこに住んでる人、いるんですけども、事業を営んでいる方なんか、なかなかはっきりしないもので、設備投資、これからもっと仕事に対して、設備投資して頑張ろうというそういうことが、ちょっとどうしたものかというふうに考えてしまっているという方があるんです。

ある程度、住吉のほうの計画もはっきりすれば、それに対して計画を立ててやってくれると思うんですけども。それからまた、家を建てかえたいがどうしたものかという方もあると思うんです。そのことで、少しでも早く計画を知りたいというのが本心だと思うんですよ。その中で、これまでなかなか住吉のことはっきりしないということで、今でもその既存の堤防より北側へ延ばすと、そういう皆さんの生活区域があるものですからということで、前に聞いたときは、もしかしたら前へ延ばすかもしれないということも伺ったんですよ。その辺はもうはっきりしているかどうかというのちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 住吉については、きのうもはっきりお話ししましたので、それについては了解していると思うんですけども、基本的には、確かに三つのやり方がございます。前浜に出していく、特殊堤でやる、それから川尻工区と同じような形でやるという形になりますけれども、一番金がかかるのが前浜なんです。一番金がかかるのは特殊堤、次にかかるのが前浜、一番かからないのがいわゆる後ろなんです。そういうふうな形でいきますので、国のほうとしても、前浜に出していくというのは、仮に議員がどうしても前浜でやれという場合は、恐らくこの調整で物すごい時間かかると思います。

そういうことを考えますと、これから当然のことながら、国と調整に入っていくわけですが、それについては最終的にどんなふうになるかは、ここでは即断できませんけれども、また決まれば、そういう中で、またお話ししてまいりたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

僕は前浜でやるとかそういうことはちょっとそんなに詳しくないので、わからないもので、ただ、自分も海岸端に住んでいるもので、そういうことでは、津波を食い止めるものができれば安心するだろうということで、どちらというのは僕がそう言えるものではないものですから、町長が決めるだか、国のほうが決めるだか、その話し合いで決めてくれるというところで、決まったものにやっていたいただければなと思うんですよ。だもので、そういうことは僕は考えていません。

あと、計画もなかなか住吉の場合は向こうへ行っちゃうよということではありますが、これから決めることが、ある程度地元の住民と話し合いを持った上でその実施に向けて進めていただきたいというふうに自分は思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員という、地元の方から話し合いをしてと何を言っているのかちょっとわかりませんので、ちょっと話していただければ、ありがたいですけども。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

ある程度、計画的なものをお話しして、それに対しての意見を、意見をいただいたってやるものはこういうものですよとやるだけけれども、その中でもいろいろ御意見あると思うんですよ。そういうものを聞いていたらできないというのが一つあるかもしれませんが、一応そういうものを伺って、そういう中で、仮にその事業所の移転とか家屋の移転とかあると思うものですから、もし背後的なものに決まった場合、そういうときも、ある程度、地元との協議の上で、物を進めていっていただけたらというふうに私は思っているということです。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員のおっしゃっているのは、背後盛り土の問題でございましょうけれども、仮に国が背後盛り土でいきますというふうなことを決めた場合、きのうもお話ししましたように、住吉の場合は、堤防の後ろ側は海岸保全区域ではございませんので、全て買上げという形になります。またそこに建っている民家の方も、移転であるとか、それからシラスの加工業者等も、当然移転になれば営業補償等もありますので、当然ある程度の段階においては、地元の皆様、直接的に関係する皆様には、じっくりとお話ししなくてはなりませんし、住吉の自治会の皆様には、それについてはお話しして理解を得て、前に進めてまいりたいとこんなふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

大体計画で、川尻終わったら住吉をやるよとなっているものですから、それこそ今の移転の費用とかも、そういう土地の買い上げとかあるかもしれませんが、その見積もりというんですか、そういうことは大体計画したら、ある程度はちょっとは考えたのかなというふうに思っているんですけども、まだ全然そこまでやっていないということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私の頭の中にはありますけれども、それを表に出すと非常に問題が生じますので、今の時点では、お話できないと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

まだ前へ出すか後ろへ出すか、そういうこともさっき言った三つのやり方ですか、それもはっきりしないもので、それもまだということだと思いますが、できるだけ、方向性が決まってあれしたら、それを聞いてないねと言うわけではないですけども、一応、町としての費用としてはどのくらいかかるかなというふうに思ったものですから、今伺ったもので、できればまた、どのみち歳出的には予算にもものってくるということだと思いますから、また教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） その辺の話については、きのうの大塚議員の一般質問の中で、かなりの内容で町長から答弁があったところですので、それで御了解いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

私は私の一般質問ですから。

それはそれできのうは大塚さんの一般質問だった。一応、中身は聞いてはいますので、私もこの下ごしらえあるものですから、一応聞いているんですけどもね。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 昨日の一般質問の答弁の中で、類推できるようなことは類推していただいて、なおかつ確かめる部分があれば、確かめていただければいいと。今、聞いていた内容というのは、きのうの中で類推できたことではないかと私は思った次第なので、そういう発言をさせていただいたと、その意図を酌み取っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 議員の発言は、議員の責任の中でやっていることでありますので、それを強制はできないと思いますので。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きょう大塚議員の説明で、かなり踏み込んだ説明をしていますよ。

国との調整も含めて。それで、また同じことをしゃべれというんですか。

〔「だけどね、きのうは再質問でやったんですよ」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 発言を許可しておりません。挙手を。許可を得て発言してください。

〔「私はちゃんと通告しております」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 私は自分が通告した中でやっております。大塚議員は再質問でやったんですよ。通告してなくて。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きょうあれだけ、詳しく、国といわゆる関係も含めてお話しているんですから、当然その辺については、議員御理解していただけるでしょう。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

- 9番（八木 栄君） 理解しては理解していて、別に自分が聞きたいことを質問で聞いているんですから、理解しても、全て聞いているわけではないですよ、きのうの答弁の中のこと。
- 議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） じゃ、仮にですよ、議員の全員が同じ質問をしたとします。同じ質問をした場合でも、全く同じように対応しなければいけないんですか。これこそまさに時間の無駄というものですよ。
- 議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。
- 9番（八木 栄君） ですけども、質問の内容が、全く同じということはないでしょう。しゃべり方も違うし、内容も違うし。
- 議長（藤田和寿君） 質問に通告した内容に沿ってやっていただきたいと思います。
町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） きのう、非常に詳しく、国との関係も含めて予算のいわば国にお願いする場合のことも含めて、お話ししてございます。それで御理解していただければありがたいんですが、それはできない相談でしょうか。
- 議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。
- 9番（八木 栄君） 9番、八木です。
ちゃんと、きのう、答弁をメモしてあります。それでも足りないところとか、自分が納得というか、余り理解に、ちゃんとしたよくわからないということをまた聞いていたんで、それは私の足りないところかもしれないですけども、それは私の質問ですから、それは私に対して答弁してくれればいいじゃないですか。
何も問題ないでしょう。
- 議長（藤田和寿君） そういった趣旨で質問を続けていただきたいと思います。
今、話を聞いていますと平行線になりますので、貴重な時間でありまして、質問を続けてください。
- 議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。
- 9番（八木 栄君） 9番、八木。
熱くはなりません。この間、多目的広場の、盛り土のとき、ちゃんとあそこはどこから持ってきてと、ちゃんとルートも決まっていたもので、ずっと工期があったもので、1日に大体何台のダンプが走るよということで、経路というものをちゃんと私たちも教わったし、地元の方にもちゃんと説明してあったですけども。
今度は国と県という、どこから土が来るかわからないわけです。そういった場合、あそこへ運ぶにそういう経路というかそういうものは、ちゃんとして、それも定期的に来るというものじゃないと思うんです、先ほどの町長の答弁からね。
ですから、そういうもので地元の方には、どういうルートで、町外から町内へ入ってくる、町内へ入ってからこういうところを通るということであれば、皆さんわかってくれると思うので、その辺はどういう形にするのか、ちょっとお伺いします。
- 議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。
- 建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

町長答弁の中でもございました吉田町川尻工区事業調整会議というものが組織されております。これにつきましては、先ほど議員のほうからもありました国・県、町が事業の調整を行っていくということが主な趣旨の中で、議員のおっしゃるように盛り土材、建設発生土の調達、確保というのがその中でも大きな項目の一つでございます。そういうものを今、議員のおっしゃったように、どこからどの時期にどういうふうに運ぶんだという調整をこの会議の中で行っていきます。そして、その中では、先ほど船橋理事のほうからもお話のありました、どういうふうに積んでいくんだとかということの施工のルールですか、そういうようなものも決めていくという会議になってございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 理解できません。ルートについてはどのような形で、その中で決めるよと言ったんですけれども、決めて、ちゃんと説明会を開いて、ここ通るよと示されるかどうかと、そこまでちゃんと答えてくれないと理解はできないですね。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

概略の説明で申しわけありませんです。その具体の説明というか、搬入ルートというかというお話だと思います。

大変申しわけございません。今の工事として確定していますのは、答弁にもありました大井川の掘削土をしゅんせつ土を運ぶというのは工事として決まっているわけでございます。まだ国の工事、県の工事、あらゆるところから運んできますので、現段階ではどこを通過してくるというのは決まっていない状況でございますので、逐一その調整会議の中で決めていく、町として方向性を示していきたいという状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 議員が聞いているのは、そのルート等の説明をするかと、その調整後、そういうことを聞いているんですが、どうでしょう。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） そこで決まったことを地元におろすかどうかということでございますね。失礼しました。

多目的広場のときも説明をしていると思っております。同じ方法をとらなければいけないと思っております。

○議長（藤田和寿君） 説明をするということですね。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 説明をするというか、もっといい方法があれば、よりいいものにしていかなければならないとは思いますが、説明をするという方向で、結構です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

地元の衆もいろいろダンプカー通るようになったら大変だし、それで定期的に来れば気をつけるかもしれんけれども、定期的でなくて、段階的に来るということなので、いつ来るかわからないということで、そういうことも気にしていかなんということでもありますよね。ぜひ、ルートとか、この辺は通るんですよということで、決まり次第いろいろなことを、住民に説明していただきたいと思っております。要望になりますので。

あと、この防潮堤を、事業ですけれども、町長の剛腕でやるということで、町長が、きのうのあれだと、全身全霊をかけてやるというようなことを伺ったんですけれども、仮に町長が1人でやっているというようなことになって、今、健康で、見た感じ健康ですけれども、もし何かあった場合、結構これ、川尻地区が先ほどだと3年くらいですか。川尻やって、住吉やって、結構長い年数かかると思うものですから、その中で町長が私がやると言ってやっているんですけれども、もし何かあった場合、本来なら副町長が、何かあったときはやらにゃいかんというふうに自分は思うんですけれども、町長1人でやってしまっていると、何かあったとき、ぼしょってしまいますよね。いつだか町長は、私が何かあったら、この町はだめですとかということ私に直接言ったこともありますけれども。

それだと、本当にこの町がだめになってしまうんで、私の考えは、自分は何があっても、この町がちゃんとしていけるように段取りしておくよというのが本来だと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一つの例え話をお話ししますけれども、例えばこの5月に一応、川尻工区の着手が始まります。次に、当然のことながら、その川尻工区の整備の期間中に住吉工区の問題についてもいろいろ話をするとした場合には、次の局長が誰なのか、事務次官が誰なのか、そういうふうな国のいわば人事、それが非常に関係してまいります。当然ことながら、財務省もそうですし、農水省もそうですし、内閣府もそうですし、場合によっては官邸の問題も入ってまいります。そうしたときに、基本的に国が相手をしてくれるのは、恐らく私以外は恐らく相手をしてくれないと思うんですよ。

これまでの経緯からいって、私とのいわば信用関係だけで動いているものですから、仮に今、議員のおっしゃられた副町長、副町長といってもですね、恐らく相手は会ってくれません。本当にいわばそういうレベルの人間と話をしているものですから、できる限り早い段階で、めどがつくように私のほうでやってまいりたいと。どなたかを伝えて、じゃ以前八木栄議員とですね、藤田議員が連れていってくれと言いますけれども、連れていけば向こう会いませんから。はっきり申し上げます。

そういうふうになりますと、これ非常に難しい問題でございますけれども、私が健康でいて、できるだけ早い段階で話をしていくというふうなことで御理解していただく以外ないわけで、一番いい例が、きのうもお話ししましたけれども、駿河海岸整備検討会であるとか、そういうものつくるのも、実際に私が駆けずり回って夜討ち朝駆けのような形でそういうふうなことができる人々にお願いして、最終的には事務次官がゴーというふうなサインを言って、それでもってできたわけでございますので、なかなか余人をもってかえがたいと思っておりますけれども、私が倒れないように、できるだけ早い段階で何とかけりをつけたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

明日のことはわからない、自分もそうですよね、そう思って、毎朝起きて、ああきょうも目が開いたな、ありがたいなと思っているんですけれども。町長のやり方というのは、こういうものとやり方が、トップダウン的であるし、トップダウン、トップダウンでやっているし、それで自分の剛腕を自分の人脈をということでやっているもので、そういう中で、こん

な大きな事業で、本当に何かあったときに、吉田町潰れてしまうじゃないですかというふう
に思ったわけです。

だもんで、本来ならそういうことがないようにしてくれるのがトップじゃないかなと私は
そう思ったもので、今の町長の話だと、私が何かあったら、もうだめですよという形に聞こ
えたもんで。

だめじゃないよ、それでもちゃんとなるんだよと、そういうようなことを言ってくれるか
と思ったら、違ったもんで、あれですけれども、どうですか、もう一回聞きますけれども。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） きのう、大塚議員のほうから話がございました。

東日本大震災が終わってから、この町が国の補助金であるとか交付金であるとか軒並み私
が持ってまいりました。そういうのが、個人的な関係の中で全て動いておりまして、それが
できてくると。

じゃ、余裕を持って、例えば単純な話、平成26年だったか、ちょっと忘れちゃったけれど
も、吉田町のLEDの防犯灯1,942基についてもですね、私が全部国と話をして終わってか
ら、今、企画課長やっています谷澤さんに、この話がついたから、国のほうと自分的に話を
しなさいとそういうふうにして、やったことです。

そういうふうにして、これ非常に難しい問題なもんですから、私の後継者も、もし私がいつか
当然のことながらやめる機会がまいります。そういうときに、次の後継者の方も、そのくら
いの馬力を持ってこれに一つ挑戦をしてもらいたいと思うんですけども、そういうところ
で、御理解いただけるでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 今の話は、きのう大塚議員の一般質問で答弁されたときに、それはち
ゃんと私も聞いていたからわかりますけれども、そういうことをやってきて、田村町長のや
ってきたことに対しては、自分も見ているもんでね、一緒にやってきたもんで。だからそう
いうのは、ちゃんとわかっています。それを認めています。ですけども、だからこそそう
いうやり方だからこそ、何かあったときに、この大きな事業が困るなということ今こうい
う質問したんですけども、質問しても、御理解くださいだけで、ちゃんとした答弁がない
もんで、一応、要望になりますが、町長に何かあっても、吉田町が潰れないようにちゃんと
しておいていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ここで心境のようにお話申し上げて申しわけないですけども、さき
のいわゆる町長選挙で、議長もそうですけれども、皆さんが対立候補の方を応援されまし
た。対立候補を応援して悪いなんて、何ひとつ思っていないですよ。しかし、そのときの対
立候補の—いいじゃないですか。

○議長（藤田和寿君） 自由になりますので、答弁聞いてから。町長今、許可してありますの
で、八木議員は少しお待ちください。

○町長（田村典彦君） さきの選挙で、藤田議員を初め、皆さんが対立候補を応援されまし
た。対立候補の公約お読みになって、それで投影されたわけですので、応援するということ
はそういうことですよ。対立候補の中に、この町の防潮堤についても、安全についても何

一つ公約としては書いてございませんでした。ということは、議員さんたちは、この町のいわば防潮堤とかそういう部分について、基本的に何の興味もないということですよ。そういうことでしょう。今ごろ急にまた、そういう言い方をし、言われて、いや、私もしどろもどろしておりますけれども、ただ私は皆さんが反対しようが反対しまいが、これ私の仕事でございますので、全身全霊をかけて、やり遂げると申し上げていたわけでございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

町長のことは、町長就任以来、いろいろ町長の、私で言うと、田村語録というんですけれども、いろいろ聞いているもんですから、そのとおりにやっているなということで、ここでも、ちょっとあれなもので、

○議長（藤田和寿君） 質問内容と余り外れないようにお願いします。

○9番（八木 栄君） 売り言葉に買い言葉で申しわけないです。ですから、今のその町長の選挙の話も関係ないもので、本当は議長が止めてくれなければ困るのだけど、とにかく僕は、だから吉田町に住んで、こうして議員やっているもので、町長が一生懸命やってくれているというのは、十分理解しています。だからこそ、何かあっても、吉田町が潰れないように、だって実際私のところに、私がだめだったら潰れちゃいますよなんてはっきり言っているもんですから、私聞いているもんですから、だからそういうことがないように、吉田町はずっと存続するように、そういう手当てをしておいていただきたいなという気持ちからお願いしたものです。

以上で終わります。要りません。はい。

○議長（藤田和寿君） 以上で9番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

続きまして、私が一般質問しますので、会議規則第50条の規定により、副議長と交代します。

ここで、暫時休憩とします。

再開を11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

○副議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここから議長にかわりまして、副議長が議事を進めます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◇ 藤 田 和 寿 君

○副議長（増田剛士君） 引き続き、一般質問を行います。

13番、藤田和寿君。

〔13番 藤田和寿君登壇〕

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田でございます。

私は平成30年第1回定例会一般質問におきまして、事前に通告したとおり、現金取り扱い業務について一般質問を行います。

「広報よしだ」11月号に町長名で町民に対し、職員の不祥事について深くおわび申し上げますという一文とともに、業務上横領事件報告と、再発防止への取り組みという以下内容が掲載されておりました。

8月15日に町内において発生いたしました殺人未遂事件の容疑者として、本町職員が翌16日に逮捕され、現在、起訴、拘留中となっている事態だけでも、大変申しわけなく、おわび申し上げているところでありますが、さらに当該職員が本年4月から、放課後児童クラブ利用料の一部を横領していた事実が判明しました。重ね重ねの不祥事となり、町民の皆様が大変な御心配と御迷惑をおかけしたことににつきまして、心からおわび申し上げますという内容でした。

公金の取り扱い、現金の取り扱いにつきましては、常日ごろから細心の注意を持って処理を行うべきものであり、今回の事件は、町民に大きな衝撃を与えたものであったと考えます。

被害届提出から5カ月が過ぎ、業務上横領事件発生から1年が過ぎようとしている中で、町民の代表として、議会として、今回の事件後の現金取り扱い業務の改善に対しチェックを行い、その内容を町民に報告するために、今回、質問を行います。

それでは通告内容を朗読いたします。

8月15日に町内で、放課後児童クラブ利用料の一部の業務上横領事件の報告と再発防止の取り組みが公表され、平成30年度からは、利用料が金融機関の口座から自動引き落としされるように事務が改善される。今回の事件を受け、副町長をトップに役場全体の現金取り扱い業務の検証が行われ、新たな現金取り扱いマニュアルに沿った業務管理のもとで、適正な事務処理が行われている。

そこで、今回の横領事件の発生した原因が、利用料の徴収方法にあったとの報告を受け、役場内の業務改善について、以下、町長に伺います。

- 1、放課後児童クラブ開設時において、利用料の徴収方法を決定した経緯は。
- 2、従来の利用料の徴収業務に対して、チェック体制はあったのか。
- 3、現金取り扱い業務の検証は、どのように行ったのか。
- 4、検証の結果、課題などはあったのか。
- 5、今回の事件を受け、役場全体の業務に生かすことは。

以上、御答弁をお願いします。

○副議長（増田剛士君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 現金取り扱い業務について御質問のうち、1点目の放課後児童クラブ開設時において、利用料の徴収方法を決定した経緯はについてお答えします。

当町の放課後児童クラブは、平成13年9月に、中央児童館の放課後児童クラブ室において、中央小学校のお子さんを預かることから始まりました。この年の入所児童数はおよそ7人でございました。

平成15年度からは、住吉小学校区と自彊小学校区に借家を利用した放課後児童クラブが開設され、3小学校区での放課後児童クラブの体制が整いました。この年の入所児童数はおおよそ39人でした。

さて、利用料の徴収方法を決定した経緯ということでございますが、二つの理由がございます。

一つは、先ほど申し上げましたとおり、放課後児童クラブの開設当初は、入所児童数がおおよそ7人と非常に少ない状況にありましたので、口座振替システムを導入することは、費用の点から合理的ではないと考えました。

もう一つは、納付書を発行して金融機関に納めてもらう方法を考えると、日中働いている保護者が仕事の合間を抜けて金融機関に利用料を納めていただくことになるので、保護者にとって、やや不便を強いることが予想をされました。

以上、二つの理由から、保護者が仕事を終え、児童を迎えに来る折に、放課後児童支援員に利用料を現金で手渡して納付いただくことが、保護者にとって利便性が高いものであると考え、利用料につきましては、現金で直接、放課後児童支援員に手渡していただく方法を採用した経緯がございます。

放課後児童支援員と保護者が、ふだんのお子さんの様子などについて言葉を交わしながら利用料を受け渡すこの方法は、保護者の方の納付意識を高く保つことにもつながり、収納率は開設以来100%を維持しておりました。

次に、2点目の従来の利用料の徴収業務に対して、チェック体制はあったのかについてお答えします。

原則的に行っておりましたチェック体制を申し上げますと、放課後児童クラブ利用料につきましては、まず、放課後児童支援員は、保護者から利用料の納付があったときは、専用封筒に受領のスタンプを押すとともに、クラブごとの徴収簿に納入済みであることのチェックをつけて、納入の有無を記録しておりました。

次に、こども未来課は、放課後児童支援員から回収した現金と納付書に金額の相違がないか複数の職員で確認した上で会計課に納入しており、その納付状況を徴収簿に記録するというチェック体制となっておりました。

次に、3点目の現金取り扱い業務の検証はどのように行ったのかについて、お答えします。

放課後児童クラブの利用料が職員によって横領されていた事件につきましては、昨年10月16日の議会全員協議会におきまして、議員の皆様にご公表させていただいたところでございます。

その中で、業務上横領が発生した事務の最大の問題点は、利用料金の徴収方法であると報告をさせていただきました。

これは、先ほど申し上げました徴収方法であります。当該利用料金の受領から集計、入金に至るまでの一連の業務を1人で行い、複数の職員で確認するチェック体制がとられていなかったため、公金横領につながった事案であると考えました。

そこで、再発防止策を早期に講じるため、議員の皆様にご公表させていただきましたこの全員協議会を開催しました即日、全課、局を対象とし、当町の業務において、職員が現金を直接取り扱っている事務について調査することといたしました。

この調査は、総務課を取りまとめ課としまして、昨年の10月から12月にかけて実施をしたもので、職員が現金を直接取り扱っている事務全般について洗い出すように、全課、局に指示をいたしました。

まずは、各課、局から文書で報告させ、その後、総務課において具体的な内容について、現金取り扱い事務を担当している職員にヒアリングを行い、より具体的な現金取り扱い状況を明らかにした上で、役場全体の現金取り扱い事務を取りまとめ、これらの事務についての検証を行ってまいりました。

次に、4点目の検証の結果、課題などはあったのかについて、お答えします。

先ほど申しあげました取りまとめた現金取り扱い事務を検証したところ、町税や水道料金など、各家庭に訪問して現金を受領する場合は、必ず2人体制で行っており、複数人の確認体制がとられている状況にはありましたが、出先機関で現金を受領する場合につきましては、一部ではございますが、1人で受領している場合があり、複数人の確認体制がとられていないケースがございました。

今回の横領事件は、当該利用料金の受領から集計、入金に至るまでの一連の業務を1で行っていたことが要因で発生した事案であるということ为先ほど申しあげましたが、収納事務を1人で扱うような状況が発生させないシステムを構築することが再発防止の対策であると認識をいたしました。

このシステムの構築に向け、全ての現金取り扱い事務に対応する統一的なマニュアルを作成することといたしました。

このマニュアルにつきましては、本年1月から1カ月間の試行期間を経て、実際の事務に問題なく執行できることを確認した上で、本年、2月1日から本格実施いたしました。

なお、この現金取り扱いの具体的な事務やマニュアルの内容につきましては、現金の所在や流れが明らかにされており、事務の執行上影響がございましたことから、非開示とさせていただきますので、御理解賜りたく存じます。

また、この現金取り扱いマニュアルは、監査委員にも御報告をさせていただきました。

次に、5点目の今回の事件を受け、役場全体の業務に生かすことについてはお答えします。

今般整備いたしましたマニュアルには、現金取り扱い事務に関する運用方針が掲げられております。例えば、公務員としての自覚を持って現金を取り扱うこと、財務規則などの関係法令を守って業務に当たるコンプライアンスを徹底すること、現金を取り扱うことによって生じるリスクを低減するために、職員が現金をさわらないキャッシュレス化に向けた業務改善を推進することなどを掲げております。

この運用方針は、現金取り扱いマニュアルとしての運用方針ではありますが、役場全体の業務に言えることでもございます。特にコンプライアンスの徹底につきましては、役場全体の業務に生かすところでもございまして、現在、全庁を挙げて意識の高揚に取り組んでいるところでございます。

具体的には、本年1月下旬から2月下旬にかけて、公務員のコンプライアンスに精通した講師をお招きし、7回の研修講座を開き、全職員に受講させ、意識の高揚に努めました。

当然、これで終わりではなく、今後とも継続的に事務の適正化や職員意識の高揚を図る取り組みを実施し、組織全体の引き締めを徹底し、行政サービスをよりよい形で町民の皆様にご提供させていただくよう、鋭意努力してまいりたいと思っております。

○副議長（増田剛士君） 山内 均君。

○6番（山内 均君） 杉本議員が大丈夫ですか。休ませてあげたほうがいい気がしますけれども。聞いてみてください。

○副議長（増田剛士君） 杉本議員、いかがですか。大丈夫なようならそこでよろしいですけども。大丈夫ですか。

○8番（杉本幸正君） はい。

○副議長（増田剛士君） それでは再質問はございますか。

13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 答弁のほど、ありがとうございました。

それでは再質問を行いたいと思います。

まず、今回、特異なケースではあるものですが、それをもって町全体の業務がどうかということではございませんが、一つの事例として、町民の皆様方に与えた影響は大きいということで、質問のほう、少し突っ込ませていただきますけれども、御容赦願いたいと思います。

平成13年、中央小学校7人、それ以降、平成15年から住吉と自彊という形になったわけでございます。

現金を取り扱う業務という形は、全国的に見ても、公金の職員による事件というものは、後を絶たないということで、インターネットを検索してもたくさん出ている事実があるわけでございます。

そうした中で、役場の中の行政改革推進会議等、そういった業務につきまして、チェックする機能もありますし、議選の監査委員もいますが、監査委員もいるわけでもございまして、そういった例月の監査等で、平成15年から現在までの間、収納率100%にしても、そういった現金の流れがあったということについて、全く、そういうのは手がついていなかったのか、それとも御指摘等があったんですけれども、先ほど御答弁いただいたような形で、実際に保護者の皆様とお会いして、その業務が貢献しているということであった、そこについてもう少し、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 実務的に調査をいたしましたので、把握している中でお答えをいたしますが、15年から事件が発生しました29年を除いては、現金を放課後児童クラブに保護者の方に納入していただいて、その放課後児童クラブの支援員の方に担当課まで届けていただいて、その担当課においては、それを受領して会計課に入金をすると。そういうシステムについては、ずっと継続をしていたという実態でございますが、28年度までは持ち込まれた、役場に届けていただいた後の処理というのは、確認作業は、少なくとも複数の職員が携わっていたということで確認をしております。

29年度については、異例の事務処理が行われた部分があるというふうに認識をしております。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

私のちょっと聞き方が悪かったみたいですが、15年から29年、事件が発覚するまでの間、そういった業務が現金を支援員が預かって、それをこども未来課、福祉課等、課は変わりますけれども、職員がやっていた業務という事態に問題があるのではないかという指摘がなかったのかという点でございます。

指摘があったんだけど、効果があるためにそれは黙認、黙認という言葉あれですね、そのままにしていたのか、それとも全くケアしていなかったのか、そこが非常に大切なことだと思いますので、その辺についてお願いします。

○副議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全く父兄の方、保護者の方などから御指摘がなかったかという、そうでもないというふうに伺っております。

口座振替にならないのかとか、もっと違う徴収の方法が採用できないかとかいう御要望が数件なりとも上がっていたという実態はあるようでございます。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番です。

平成13年に当初7人で始まったこの事業でありますけれども、現在、放課後児童クラブで預かっている児童数は約500名くらいですか、どうでしょう実数は。

○副議長（増田剛士君） こども未来課課長、内田宏一君。

○こども未来課長（内田宏一君） 平成29年度4月1日の29年度においた4月1日時点の数が最大であるわけですが、286人でございます。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

7名から280余名になっているという形であります。そういった人数の変化したときに、やはり行政としてそういったことに、一当初は理由がありますよ、当初は納付の費用がかかる、手間をとらせるところがある、その辺のところを話し合った経緯があって、それを継続したということならば、納得できるんですけども、それが全く話し合いがないまま、そういった御意見もある中で、このようになったということは、これは違った業務にもそういったことがあるのではないかということで、ぜひとも横展開、水平展開していただいて、日々の業務において、当初はそうであっても、事情が変わったりしたことで、この業務は本当にこの業務で正しいのかといった切り口から、やはり見直しをやっていただきたいと思えます。

それで、チェック体制でありますけれども、現実的なチェック体制は、先ほど町長から御答弁いただいたとおり、収納をしたときに、複数の職員が確認をしていたといったことでありますけれども、実際、3カ月間くらい確認をしていなかったんですよ。そこに対するチェック体制というものはどうなっていたんでしょうか。

○副議長（増田剛士君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 平成29年の事例ということで申し上げますと、4月、この発生というのは非常に作弄的なものがあったというふうに思っておりますが、少なくとも3月までは、

違う職員が担当していて、それで収納の体制としても補助員を置いて、2人以上で、確認をする事務は達成されております。4月に入りまして、4月当初においてはそういう体制をつくっておりましたが、4月の途中において、担当課内でどうも担当の変更があったと。その中で複数の手によらずに、1人で全ての処理をするような、そういうシステムが4月に入ってからつくられたということで、それをチェックできなかった組織の管理体制の甘さというのは、非常に反省しているというところがございます。

ほかにそういうことがあるかどうかということについては、今回、全体を調査をする中では、そうした事例というのはなかったわけですが、それが作想的につくられたというところで、それを阻止できなかったというそのところについては、今後、再発一切しないように、組織的にも体制をしっかり固めていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

今回、犯罪でありますから、通常業務でないということでもあります。

ですから、この容疑者の元職員が、そういったルールをつくってしまったといったことで、本来のシステム上では問題ないということで、それがやはり町民の方々心配されていると思いますので、今、納得いく答弁があったわけでございます。

では、終わってしまったことをどういうふうに今後の行政に生かすかという観点から私は質問しているものですから、この事件については以上にしたいと思いますが、この現金取り扱い業務の検証であります。

さきほど御答弁いただいた10月から12月におきまして、全課、局を調査したということでありますが、こういった現金取り扱い業務は、全てで幾つ業務はあったんでしょうか、調べた結果。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

全体としての件数といいますか、種類ごとで申し上げますと、まず滞納整理に関するもの、税金とか保険料等の滞納に関するもの、そしてその滞納整理に付随する督促料とか延滞金、そういうもの、滞納整理に関するもの、そしてあと、住民票を発行するときの手数料、そういうもの、そしてあと、いろいろな事業に参加するための入場料であったり参加料、そういったもの、そして健康づくりなどのセミナーとかそういうものに参加する参加料、そしてあと、施設の使用料もありますので、そういったところの使用料、あと物品の販売についての物品代とか、そういうふうな区分けをさせていただいております。そういうものがありました。

全体としては、種類としては、8種類ございました。全体の中の区分けとしては8種類ございました。

全体の件数につきましては、全体としては64件ございました。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

そうしますと、この検証委員会で、全課、局に問い合わせた結果、現金を取り扱う業務というのは、8種類、64業務があるということで、わかりました。

それというのは、その業務の検証のやり方なんですけれども、その辺のところは、どのような形で検証したか。マニュアルは、現金の保持とかいった形で非開示ということがあるんですけれども、検証した方法というのは非開示にする必要はないと思うんですが、もう少し詳しい説明を求めたいと思います。どのような形でやったのか。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

検証につきましては、まず取り扱いのときの受領の体制、人数、何人体制でやったかというところ、そしてその現金を取り扱ったときの保管方法、それと現金との照合、照合をしているかどうか。そしてその後、現金を受け取った後の処理の方法、会計課の窓口に入れるまでの処理の方法、現金をお客様からいただいてから会計課に入金されるまでの一連の流れを検証させていただきました。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） よその市とか町とか、こういった事例が起きたときの調査報告書というのをネット上で見ると入っているものですから、そちらに基づいて確認していただきますと、現金の取り扱いですけれども、この64業務において出納簿は全てのところにあるんですか、それも確認します。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

出納簿といいますか、現金を受領して、そこに記帳するという受付簿になると思うんですけれども、そのところでは、ほとんどのところで、台帳はつくられているような状況でございました。

○13番（藤田和寿君） ほとんどでよろしいんですか。

○総務課長（久保田明美君） 少しお待ち下さい。

台帳につきましては、つくられておりました。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

そうした業務の中で、庁舎内で授受する場合と、今回の事件のように庁舎外でやる業務の割合というのは、どうであって、その庁舎外でやったときに、領収書の発行、領収印の種類等、その辺のところもしっかりとした形での確認はされましたか。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

もちろん現金を取り扱った後の領収書あるいは領収印についても確認をさせていただいておりまして、そのところでの領収印も打っているような形で確認をさせていただいております。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） そのときの領収書の印は、公印ですか私印ですか、全て公印ですか。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

現金を取り扱うに当たりまして、分任出納員の命令をさせていただいておりますので、分任出納員のための領収印を使わせていただいております。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） そうしますと、現金を集めてくるわけ、各課でもやるわけで、64業務体におきまして、当日、金融機関、会計課に納付するのと、1週間、1カ月、半年等々期間はいろいろあると思われるんですが、これはある町のデータなんですが、半年なんて書いてあるんでびっくりしたんですが、保管日数、その担当課において、それを調査した結果を教えてください。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

調査したその当時は、夜現金を受け取ったときには翌日入金するというような形もありますし、小山城などは、数日間現金のほうを金庫の中に入れて後で会計課のほうに納入するような形になっておりましたので、そのところで、即入金するような形に改めるように、こちらのほうから申し上げまして、入金のほうは、夜預かったものについても、翌日入金するような形で改めさせていただきました。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

私の質問がどうも悪いみたいで、当日または翌日、保管場所へ預ける業務が箇所が64業務のうち幾つで、1週間以内が業務が幾つあって、1カ月以内が幾つありますかと、そこを調べなければ意味ないでしょう。

悪いところがあつたのを、すぐとっかえひっかえ修正するだけだったら、検証になりませんので、やはり今、直っていますけれども、その当時の検証した段階で、どういう状態であつたかというのをやはり町民にしっかり提示して、それをこういうふうに直しましたということをするのが、業務改善につながると思いますので、その意味からも、しっかりとした形で現状の報告をお願いしたいと思います。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

まず、今言われたように夜間取り扱ったものについては、その日のうちには入金できませんので、即日入金しているというところは確認できました。そして、小山城、展望台、小山城入場料とか売店の関係につきましては、集金日を設けて、集金しているような形でありました。翌日入金ではなくて、集金日を設けて集金しているということがわかりました。

そして、総合体育館などで、使用料についても、数日間ためた中で、現金を金庫の中で預けながらも、翌日、翌日ではなくて、数日後、入金をするような形で取り扱っている例はございました。

○副議長（増田剛士君） 今、「集金」という言葉と「納入」とあつただけけれども、小山城は集金、それでよろしいですね。

○総務課長（久保田明美君） はい。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

この事件が起きて、私も町民課の窓口、生涯学習課の中央公民館の窓口へ行って、業務の現金扱いについてどうしているかということは、ヒアリングしました。町民課の窓口につきましては、金庫に入れて、すぐ近いですから、ただ生涯学習課の中央公民館業務におきましては、受付となりまして、1週間たまったところで持っていくと。しっかりした管理はされているんですけども。1週間持っているということでもありますので、今、課長が御答弁されたような形での小山城及び総合体育館の仕様については、そういったことがあったということでもあります。

それは置いてあるか置いていないかという、模範上よくないもので、あれなんですけれども、適正な処理でそれら業務については、改善したといったことでよろしいですね。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、申しあげました事例につきましては、調査した後、改善するようにこちらのほうから申し入れさせていただいて、早いうちに入金するというのが鉄則でございますので、そこを改善させていただいております。

以上でございます。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） また、違った観点からいきますと、個人、先ほど現金取り扱いで、委任をした職員でなければやらないといいますが、私の人がかわりに収納を委託してやっているということは吉田町ではないですね、私人。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

現金取り扱いの取り扱い者につきましては、私人ということではございません。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） わかりました。それで、今度支払う場合、現金、なかなかいろいろな形で、前払いをする可能性もありますよね。資金の概算払いで、例えばの話、出張に行くといったときに、概算払いをしてなんて形で全員一括して、その都度なんか、その辺のところも、公私とか、さまざまな交通移動になるとときには、そういったものも出てくると思うんですけども、そういったところについてはどうでしょうか、チェックしましたか。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

公金についての職員への概算払いについては、実施しておりません。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） そうしますと、いろいろな形で、職員が預かっている通帳関係、いろいろな形で。これ議会事務局にも聞きましたら、議員のOBの人たちの親睦会の通帳を事務局が保管していたということで、御指導いただいて、改善したという話は聞いていますが、そのような同じような形で、各課においても、そういったものがあるんじゃないかと思われるんですけども、そういったものはどうだったんでしょうか。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

各課が持っている、例えば何とか協議会とかという、そういうところの関係の通帳を取り扱っているところもありますけれども、それについても、取り扱いのマニュアルをつくって、現金と同じように取り扱いを厳正に決めて取り扱っている状況でございます。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） そういった通帳はあるということですね。

○副議長（増田剛士君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

業務により通帳を管理することもございますので、それについてのマニュアルもしっかりつくらせていただきました。

以上でございます。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

そういった形でマニュアルが1月から1カ月間試行して、2月の頭からそれが機能しているということ、非常に安心するわけでありまして、やはりそういったものは、広く検証した結果については、町民に報告するべきではないかなと思います。前代未聞のことが起きているわけでありまして、それに対する町当局の姿勢だと思われまして。

さまざまところで、公金等取り扱い事務の管理適正化方針とか計画とか、公金紛失に係る報告書という形で、さまざまな形で資料も出ているわけでありまして、こういった形でやった、こういった検証を行った、マニュアルについてこういうふうになっているところを書いているところはないですけれども、それでも、しっかりとした形でというのは、やはり税金、公金を預かる業務として、しっかりとしていかななくてはならないと思われるわけでありまして、そういったものの冒頭には、首長のしっかりとした決意表明が書かれております。

でありますから、町長にお伺いしたいんですけれども、こういったマニュアル業務を受けて検証した結果、こういったことであつたと。こういった内容を検証して、これからもしっかりとやっていくといったことを、確かに「広報よしだ」の中では1文が書かれているわけでありまして、しっかりとした形でやはり文書としてそれを取りまとめて、副町長が検証、調査行ったわけでありまして、その結果を踏まえて、こういう状態であつて、これをこういうふうに変更したよということで、今後の対応という形でやはりそういったものが、私は必要ではないかなと思われるんですけれども、試行が終わって、本格実施2月からしているわけでありまして、平成30年度、大きなお金も動く中で、大きな事業もやるわけでありまして、それを携わる職員のコンプライアンスも含めまして、モチベーションのこともあるんでしょうし、そういった意味からも、トップとして、しっかりとした形で町民に対して、そういった姿勢をあらわすべきではないかなと思われるんですけれども、それについてはどうでしょう。

○副議長（増田剛士君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） お答えいたします。

このような事件が起きてしまつて、非常に残念でございます。それに対しましては、町長がお答えいたしましたけれども、対策を講じました。講じた内容につきましては、町民に対

して、ある程度説明をしていく必要があるかと思っておりますので、機会を捉えまして、そんな取り組みも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（増田剛士君） 13番、藤田和寿君。

○13番（藤田和寿君） 13番、藤田です。

ぜひとも、そういったことをお願いしたいと思っております。それで、コンプライアンス等、キャッシュレス化、運用方針という形で、本日御答弁いただいた中に、そういった意思がしっかりとした形で組み込まれておりますし、意思表示もされております。

行政サービスをよくしていくということは、言われておりますので、しっかりとした形で、ぜひとも今回の不祥事を前向きに捉えていただきまして、いろいろな業務にそれを生かしてもらいたいなと思っておりますので、しっかりとした業務改善をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○副議長（増田剛士君） 以上で13番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とし、議事進行を議長に交代いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

副議長にかわり、ここから議長が議事を進めます。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時48分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会22日目で、最終日であります。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、これまでに議決した議案を除く一般会計並びに特別会計などの予算に関する議案の審議を、議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第15号の討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、第15号議案 平成29年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第16号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第16号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第17号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第18号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第19号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第20号議案 平成30年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第21号議案 平成30年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第22号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

第22号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

議案については、説明がありましたように、国保会計の運営、これは国からの財政支援の拡充等によりまして、国保制度の構造的な問題である年齢構成が高く、医療水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が高いなどの問題を解決するというようなことの方で、財政運営を県が担うということを基本に、保険事業の実施等に関する市町の役割が積極的に果たせるよう、県を中心とした検討を進め、制度改革は平成30年度からスタートをいたします。

静岡県は、医療給付費の見込みを立てて、市町ごとの国保事業費納付金の額を決定し、標準的な算定方式に基づく、市町ごとの標準保険料率を算定、公表することになっていまし

た。市町は、示された標準保険料率等を参考に、保険料率を定め、賦課徴収をし、納付金を納める流れとなっています。

しかし、県の検討が大幅におくれ、県に納付すべき納付金額の公表は2月中旬となったことから、吉田町における保険料率等の検討、運営協議会の検討も十分できなかつたという答弁をいただきました。

県から示された納付金額、被保険者1人当たり13万4,393円は、県内一高額となっております。これまでの1人当たりの医療費水準、吉田町の医療費は県内20位、所得などを加味した医療費指数、これは県内9位、どこから見ましても納得できる額ではありません。

これまで、吉田町は、1人当たりの保険税が県内一高いという問題を指摘しましたが、加入する方々からも、高過ぎる保険税を引き下げてほしいと切実な声が広がっております。

しかし、平成30年度は保険税率の見直しはやらないという答弁でございました。検討する期間があんまりにも短過ぎる、そういうことになった主要な原因は静岡県にあります。制度改正により、保険税額が少しでも改善されるのではないかと町民の期待を裏切る結果となったことは非常に残念に思います。

1億9,000万円を超える基金の積み立てについては、今議会、上程議案第8号において、5%条項がなくなります。基金を取り崩して保険税を引き下げを要求してきましたが、この件も、決算の状況等を見ての検討ということで先送りとなっています。

また、医療費納付費分の保険税の算定方法としてきた4方式が、資産割をなくした3方式に改められることになりましたが、この件も先送りとなっています。

あわせて、今後の制度改正において、ぜひ検討をいただきたい点を申し上げたいと思います。

サラリーマンなどが加入をする被用者保険は、子供がふえても保険料に変わりはありません。国保は、世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があるため、子育て支援に逆行する制度ではないかという問題です。

子育て世帯の経済的負担を軽減する取り組みが必要だと思います。全国知事会や東京都議会などでも、政府に対して、子供の均等割の軽減を要求しております。自治体独自で減免制度を実施するところもあります。県の進める18歳未満の医療費無料化制度に加えて、吉田町でも、子育て支援の観点からも制度改善を検討いただきますように、このことをつけ加えまして、私の反対討論といたします。

○議長（藤田和寿君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（藤田和寿君） 起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第23号の討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第9、第23号議案 平成30年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題にします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第24号の討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第10、第24号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第25号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第25号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第12、第26号議案 平成30年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで一般会計並びに特別会計などの予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、他の議案の審議に入ります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第13、第1号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第14、第2号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第15、第3号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第16、第4号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

この中で、地域おこし協力隊の月額20万円、いろいろ皆さんから質疑の中でね、いろんな方からいろいろありました。目的は、吉田町の永住者をふやすこととか、そのためのノウハウが、1つは観光協会であるとか、それでありました。

その中で、10分の10の20万に対してということではなくて、そのね、吉田町の一応この協力隊に対するホームページから見ていくと、この中では20万円ということでは決まっているんですけども、実は、この中で、住居は会員が借り上げて、町が負担するというのはこれちょっと変な表現なんですけれども、要するにこの住居は、住居を決定する法律というか条例は別にないわけですよね。その中で、この借り上げとね、これに関しては、本来なら町が幾つか推薦をして、その中で借りてもらおうとか、そういう方法もあると思うんですね、合理的

な方法もね。それはというかその、この表現というのはどういう形の、来てくれる人がここへ借りたいよとそういう形で決まったやつを町が協議をしていくということですか。上限とか条例とかがない中で。その辺をお願いします。

○議長（藤田和寿君） 地域おこし協力隊の月額20万円とその住居費との兼ね合いということでの質問ですね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） あんまり関連に聞かないようにお願いしますね、はい。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま、議員からの御質問でございますが、まず報酬のほうは20万円ということで、住居費のほうにつきましては、予算の、平成30年度の当初予算に、住居借上げ料ということで、これは月額5万円を上限に、住居のほうの借上げを町が負担をするということになります。これは一応、活動費ということで、こちらのほう入ってまいりますので、報酬、今回の条例とは別ということになりますが、この地域おこし隊は、活動費の中にこの住居費が含まれるというものになります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 言いたかったことは、今、5万というものがあつたとしたら、そのやつを町が、これからもあるでしょう。幾つかを紹介しながら、その中で決めていっていただければ非常に合理的になるだろうと、そういう意味での発言です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） これは全協のときにも、御質問時、お答えはさせていただきましたが、住居のほう、これから面接等も入ってきまして採用に当たる中で、当町で住んでいただくという中で、いくつかこういった条件聞きながら御案内をしていきたいというふうに思いますけれども。

最終的な決定は、その地域おこし隊の隊員になられる方がここに住むという個人の契約ということになりますので、一応どこに住むとかそうしたものについては、一緒につきながら、今一番いいところに住んでいただければということになります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） はい、わかりました。

この中で、これから施行が4月1日からというになっていますよね。あと、募集が3月31日のはずになっていますね。そうすると、これが決まって、面接をしてどういう形が、プロセスを踏んでいくのかちょっとわからないですけれども、実際には、それが決まってからということに当然なると思うんですけれども、その決まっていくプロセス。

例えば、これから何人かが募集していただいて、その中で決めていくときに、本来ならプロポーザルのようなね、理念があつて、その理念と町が合っていてということが当然必要にされると思うんですけれども、そういうもののね、決め方とか、そういうのと、もう一つはその決まっていく一結構、我々の給料よりも大きいですからね。そういう意味で、ぜひ教え

ていただきたいと。この我々にも教えていただけませんかということを最後にお聞きします。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この採用につきましては、任命権者は町長となります。職員採用と同様に、他の非常勤職員と同様に、その採用形態という形で、当然面接を行いながら選考をして採用されるということになりますので、今後その応募が、今この募集要項ありますけれども、こうした中で応募があって、一旦そこで切って、応募があればそこで選考を、職員と他の職員と同様に、職員採用の選考を行って今後採用していくと、面接を行いながらしていくということになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

6番、山内 均君。

あくまでも、月額20万円に対しての御意見ならわかりますが、それ以外の御意見というのは、一般会計の予算質疑の中で地域おこし隊のことがありますので、しっかりと関連づけて、皆さんがこの質問、議案に関係ある質問であるということ、質疑であるということがわかるような質疑内容でお願いしたいと思います。

〔「結局、最終的には20万円、金に絡むことですので、20万に対しての」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） はい、6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、言った最後に、さっきお聞きしました質問、経過というか公表とか、経過。それは、我々にも示してくれるんですかということです。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） この採用に関しましては、任命権者は町長ですので、他の職員と同様に採用をしまして、当然その採用されたときには、当然職員として、非常勤特別職としてなりますので、こういう方がなりますよということは、また皆さんには御報告はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第17、第5号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第18、第6号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第19、第7号議案 吉田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第20、第8号議案 国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時31分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

町長から、第9号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、条例改正分に係る字句の訂正を求める申し出について、会議規則第19条第2項の規定に基づき、文書による請求がありました。

本件は、字句の誤謬によるであると認めましたので、お手元に配付のとおり正誤表を提出による訂正といたしましたので、御了承願います。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第21、第9号議案 吉田町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第22、第10号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第23、第11号議案 吉田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第24、第12号議案 吉田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第25、第13号議案 吉田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第26、第28号議案 町道の路線廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第27、第29号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第28、第30号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（藤田和寿君） 日程第29、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日などが確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 日程第30、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で、平成30年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局が出しました議案につきまして、御了解いただきましてまことにありがとうございます。これで平成30年度も無事に動くことができます。町民のため、町のため、執行部として全力を挙げてまいりたいと思っております。

ちょっとこれから皆さんにお話ししますが、私が津波防災まちづくりに、なぜ血道を上げて全身全霊をかけるかと、皆様にはほとんど御理解されてない部分が1点ありますので、それについてお話し申し上げたいと思っております。

これまず、これは違うんですけれども、ことし1月から3月かけて国のほうから、南海トラフの巨大地震に関して、大きな発表が二つございました。

一つは、これは政府の地震調査委員会が2月9日に発表したものでございますけれども、静岡県から九州の太平洋側に伸びる南海トラフで、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率が70%から80%、今までは70%だったんですけれども、70から80に引き上げました。

これは、政府の発表ではありませんけれども、南海トラフでは、大体おおむね100年から150年を機にマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生しております。地震調査委員会

は、この平均発生間隔を88.2年としております。この88.2というのは、単純なことなんですけれども、南海トラフで起きた最後の地震は1946年の昭和南海地震です。これマグニチュード8です。もう既に70年以上が経過しておりますので、地震調査委員会の平均発生間隔88.2年といいますと、そんな遠くないよというようなことで地震が切迫しているということを地震調査委員会では言っております。

そういうのを踏まえて、ぜひとも皆さんに、恐らく皆さんは余り関心のないことでしょうけれども、私が全身全霊をかけると言っていますのはね、当然のことながら、東日本大震災並みの大きな地震が南海トラフで起きた場合、当然のことながら、うちの町は、現在の環境でいっても死者4,500であるとか、家屋が3,600であるとか、巨大な被害が起きます。そうした場合、当然のことながら、町民の皆さんや、それから財産にも莫大な損害を与えるわけですけども、これが今度は単純にそれだけではなくて、吉田町そのものには財政的に破綻する可能性がここにあります。

これは皆さんが、恐らくあんまり理解していないことなんでしょうけれども、阪神淡路大震災の後、国は地震調査研究本部、これは、国の地震に関する調査研究を一元的な扱いをしようとして、地震調査研究本部というものをつくりました。その本部が、2002年7月に、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率で発生すると発表しています。これ非常に重要な文言ですけども、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率、この先ほども申し上げたように、2月9日に言ったのは、マグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率が70から80です。そこから比べると、かなり確立としては低いですね。しかしながら、これをもって今、東京電力であるとか、国が訴追をされています。

3月16日に東京地方裁判所は、国に対して、また東電に対して、原発避難のいわば損害賠償について、命令、指示を出しております。国の敗訴です、東電の敗訴です。

このいわば、地震調査研究本部が2002年にかけて、マグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%の確率で発生しますよといったこれを受けて、東京地方裁判所はこんなふうに言っています。国と東京電力は、2002年中には東日本大震災の巨大津波と同程度の津波を予見する義務があった。東電については、2006年末には、津波対策を始めるべきだったが具体的な対策には着手しなかったとして、防潮堤の建設や、配電盤の高台設置など、少なくとも一つは対策をとるべきだった。国についても、安全対策を講じるように東電に命じる義務があった。これでもって、発生確率が20%ですよ。20%であっても、国と東電は訴追されているんですよ。

だから、なぜ私がこの本当に、しゃかりきにやらなきゃならないこととして、住民とが、町民ですよ、町民の皆さんから、いわばこんだけの大きな70から80%の確率であるにもかかわらず、何ら対策を講じなかった場合に、吉田町は訴追の対象に入ります。予見可能性の問題なんです。予見可能性の問題で、恐らく吉田町はやられる場合には、決定的に負けます。負けたときには何が起きるか。吉田町は、お金を払わなきゃならない、住民に対して。莫大な損害賠償です。そうすると当然、これ何が起きるかという、吉田町は財政的に破綻します。

皆さんは、まさに吉田町の最終的な審判者です。そういう意味において、吉田町が財政破綻をするということは予見されるわけですから、それに対して、ぜひとも皆さんも、当局に

対して尻をたたいていただかないといけないということであります。場合によっては、それをしない場合、それとは違ったことをやった場合には、議会そのものが背任で訴追される可能性があります。ぜひともそれにつきまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

訴追の可能性、やっぱり背任でどうのこうのといっていますのはね、この前、八木議員の一般質問の最後も申し上げておきましたけれども、さきの町長選で防潮堤について一切触れない対立候補を何人かの議員さんが応援しました。防潮堤の建設とか安全について一切触れない。当然のことながら、そういうふうなことは議員として背任する可能性があるということをごひとも理解していただきたい。国が、吉田町が財政破綻する可能性があるにもかかわらず、そういうふうなことについて、何もいわば対策を公約として掲げなかったその人間を推したということは、皆さんが背任罪で訴追される可能性があるということです。ぜひとも、そういうのによって、皆さんもこの町の安全のためには全力を挙げて応援していただきたいとこんなふうにお願ひしております。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤田和寿君） 町長の挨拶が終わりました。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 平成30年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日以来22日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。

これも議員各位の終始極めて真摯な御審議によるものと、心から厚く御礼を申し上げます。

先ほどから、本定例会中のございますけれども、町長田村典彦君から、再三にわたりまして、さきの統一地方選における議員の行為等についての発言がございましたが、これ本定例会に係ることとは関係がございませんので、今後、町長におかれまして、さきの統一地方選の行為そのもの自体を束縛するような形での発言はお慎みいただきまして、あくまでも……

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 発言中のございます。

本定例会の議案にかかわる内容にかかわります発言に終始していただきたいと思ひます。

選挙におきましては、終わった結果を真摯に受けとめて、それを前向きにとるのが我々議会議員の考えだと思ひますので、それを、もう3年の前のことを、いまだにいろんな形で発言されるというのは、この議会制民主主義の中での二元代表制としていかなものかと私と思ひます。

終わった結果を真摯に受けとめて、それぞれの立場で真摯に向かいながら、吉田町の明るい未来を、町民の安全・福祉の向上を目指す形で、真摯なる議論が図られることが、この吉田町議会だと私と思ひますので、そういった見地からも、今後、議事を進行いたしますので、今後そのような御発言があった場合は、制止させていただきますので、御注意を申し上げます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 最後に……

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） まだ私の発言でございます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念を申し上げ、まことに意を尽くしませんが、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上を持ちまして、平成30年……

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 第1回吉田町議会定例会を閉会いたします。

終わりましたら、どんどん言っていただければと思います。

御苦労さまでした。

閉会 午前 9時50分